

# 豊中市地域防災計画

令和4年（2022年）3月

豊中市防災会議



# 目 次

## 第 1 編 総則

第 1 章 目的 .....	1
第 1 計画の目的 .....	1
第 2 計画の位置づけ .....	1
第 3 計画の内容 .....	2
第 2 章 計画の運用 .....	3
第 1 計画の修正 .....	3
第 2 他の計画等との関係 .....	3
第 3 計画の習熟 .....	4
第 3 章 市域の災害環境 .....	5
第 1 節 市の概況 .....	5
第 1 自然的条件 .....	5
第 2 社会的条件 .....	6
第 2 節 災害履歴 .....	8
第 1 風水害の履歴 .....	8
第 2 土砂災害の履歴 .....	9
第 3 地震災害の履歴 .....	9
第 3 節 災害危険性と被害想定 .....	10
第 1 風水害の危険性 .....	10
第 2 災害の想定 .....	11
第 4 章 防災ビジョン .....	13
第 1 節 防災ビジョン .....	13
第 1 「防災ビジョン」の背景と目的 .....	13
第 2 「防災ビジョン」の視点 .....	14
第 3 「防災ビジョン」の構成と役割 .....	15
第 2 節 基本的課題 ～災害からの教訓～ .....	16
第 3 節 基本理念 .....	17
第 1 基本理念 .....	17
第 2 基本的な考え方 .....	17
第 3 目標 .....	21
第 4 節 防災ビジョンの実現に向けて .....	22
第 5 章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 .....	23
第 6 章 市民及び事業所の果たすべき役割 .....	29

## 第2編 災害予防計画

<b>第1章 市民相互が支えあうまちづくり（地域防災力の向上）</b> .....	31
第1節 市民の防災行動力の向上 .....	31
第1 防災知識の普及.....	31
第2 自主防災活動の充実・強化.....	34
第2節 防災訓練.....	37
第3節 ボランティア環境の整備 .....	39
第4節 市民一人ひとりが行う防災対策.....	41
<b>第2章 災害に柔軟に対応するまちづくり(災害予防対策の推進)</b> .....	42
第1節 災害に強いまちの整備 .....	42
第1 防災生活圏の形成 .....	42
第2 災害に強い都市構造の形成.....	43
第3 防災空間の整備・充実 .....	44
第4 建築物の安全対策 .....	46
第2節 都市基盤施設整備の推進 .....	49
第3節 土木構造物の耐震対策の推進 .....	51
第4節 ライフライン施設の災害予防対策の推進.....	52
第5節 津波災害予防対策の推進.....	59
第6節 水害予防対策の推進.....	63
第7節 地盤災害予防対策の推進.....	68
第8節 危険物等災害予防対策の推進 .....	70
<b>第3章 生命と暮らしを守るまちづくり(防災体制の整備)</b> .....	73
第1節 防災体制の整備 .....	73
第2節 災害情報網の整備 .....	78
第3節 火災予防体制の整備.....	81
第4節 災害時医療体制の整備 .....	83
第5節 緊急輸送体制の整備.....	87
第6節 避難体制の整備 .....	89
第7節 要配慮者支援体制の整備 .....	98
第8節 帰宅困難者支援体制の整備.....	104
第9節 非常用物資の確保体制の整備 .....	106
第10節 交通確保体制の整備.....	109
第11節 災害及び防災に関する調査研究 .....	111
第12節 地震防災緊急事業5箇年計画の推進 .....	112

## 第3編 災害応急対策計画

### 第1部 地震災害応急対策計画

<b>第1章 活動体制の確立</b> .....	114
第1節 災害対策本部の設置 .....	114
第2節 職員の動員配備 .....	121
第3節 広域応援等の要請と受け入れ .....	126
第4節 自衛隊に対する災害派遣要請 .....	131
第5節 災害緊急事態 .....	134
第6節 オペレーション体制の整備 .....	134
<b>第2章 津波警戒活動</b> .....	135
第1節 津波警戒活動 .....	135
第1 津波警戒活動 .....	135
<b>第3章 情報の収集伝達</b> .....	138
第1節 災害情報等の収集・伝達 .....	138
第1 情報の収集・伝達 .....	138
第2 被害規模早期把握のための活動 .....	145
第2節 通信の確保・伝達 .....	155
第3節 災害広報・広聴 .....	157
第1 災害情報の広報 .....	157
第2 災害広聴対策 .....	160
<b>第4章 初動期の応急活動</b> .....	162
第1節 消火・救助・救急対策 .....	162
第2節 医療救護活動 .....	168
第3節 応急避難 .....	172
第1 避難指示等の発令と避難誘導 .....	172
第2 警戒区域の設定 .....	177
第3 指定避難所の開設・運営 .....	179
第4 広域一時滞在への対応 .....	186
第4節 交通輸送 .....	187
第1 道路の応急復旧等 .....	187
第2 鉄軌道施設の応急復旧 .....	190
第3 緊急輸送のための交通確保 .....	191
第5節 地震水防応急対策 .....	196
第6節 二次災害の防止 .....	197
第7節 災害救助法の適用 .....	201

<b>第 5 章 応急対策活動</b> .....	204
第 1 節 被災者生活救援対策.....	204
第 1 応急給水.....	204
第 2 食料供給.....	208
第 3 生活必需品の供給.....	212
第 2 節 住宅応急対策.....	215
第 3 節 応急教育等対策.....	220
第 4 節 要配慮者支援策.....	225
第 5 節 自発的支援の受け入れ.....	227
第 1 災害ボランティアの受け入れ.....	227
第 2 海外支援の受け入れ.....	231
第 6 節 行方不明者の捜索・遺体対策.....	232
第 7 節 防疫・保健衛生対策.....	235
第 8 節 廃棄物処理対策.....	237
第 1 生活ごみ及び災害ごみの処理.....	237
第 2 し尿の収集・処理.....	240
第 3 災害がれきの処理.....	242
第 9 節 社会秩序の維持.....	246
第 10 節 ライフラインの応急対策.....	248
第 1 上水道施設.....	248
第 2 下水道施設.....	250
第 3 電力供給施設.....	252
第 4 ガス供給施設.....	254
第 5 電気通信施設.....	256
第 11 節 義援金品の受付・配分.....	258
<b>第 6 章 東海地震の警戒宣言に伴う対応</b> .....	260
第 1 節 総 則.....	260
第 2 節 東海地震注意情報発表時の措置.....	261
第 3 節 警戒宣言が発せられたときの対応措置.....	262
<b>第 7 章 南海トラフ地震防災対策推進計画</b> .....	265
第 1 節 総 則.....	265
第 2 節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応.....	266
第 1 南海トラフ地震臨時情報について.....	266
第 2 防災対応について.....	266
第 3 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について.....	267
第 3 節 地震発生時の応急対策等.....	269
第 4 節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項.....	270
第 5 節 防災訓練計画.....	272
第 6 節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	273
第 7 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	274

# 第3編 災害応急対策計画

## 第2部 風水害応急対策計画

第1章	風水害応急対策の基本	275
第2章	活動体制の確立	277
第1節	風水害警戒体制	277
第2節	風水害対策本部の設置	279
第3節	風水害対策本部の活動体制	283
第4節	災害対策本部の設置	285
第3章	風水害警戒期の活動	287
第1節	気象予報警報等の情報収集・伝達	287
第2節	河川等の被害情報及び重要水防箇所の調査・監視	300
第3節	応急避難	306
第1	指定避難所の開設・避難者の受け入れ	306
第2	警戒区域の設定	308
第3	避難指示等の発令と避難誘導	311
第4章	応急対策活動	316
第1節	風水害対策本部体制の充実等	316
第1	災害対策本部の設置	316
第2	応援等の要請及び受け入れ	317
第3	自発的支援の受け入れ	322
第2節	被害情報等の収集・伝達	325
第3節	水防作業	332
第4節	消防活動	334
第5節	堤防等の決壊の通報及び決壊後の処置	338
第6節	二次災害の防止	340
第7節	水防法による権限の行使	343
第8節	指定避難所の開設・運営	346
第1	指定避難所の開設・運営	346
第2	食料・飲料水・生活必需品の供給	353
第9節	要配慮者支援策	358
第10節	災害医療・防疫・保健衛生対策	360
第11節	行方不明者の捜索・遺体対策	363
第12節	住宅応急対策	365
第13節	道路の応急復旧等	370
第14節	交通輸送	372
第1	鉄軌道施設の応急復旧	372
第2	緊急輸送のための交通確保	373

第 15 節 廃棄物処理対策 .....	376
第 1 生活ごみ及び災害ごみの処理 .....	376
第 2 し尿の収集・処理 .....	378
第 3 災害がれきの処理 .....	380
第 16 節 ライフラインの応急対策 .....	383
第 1 上水道施設 .....	383
第 2 下水道施設 .....	385
第 3 電力供給施設 .....	387
第 4 ガス供給施設 .....	389
第 5 電気通信施設 .....	391
第 17 節 義援金品の受付・配分 .....	393
<b>第 5 章 水防報告及び水防記録 .....</b>	<b>395</b>

## 第 3 編 災害応急対策計画

### 第 3 部 その他災害応急対策計画

第 1 節 航空機災害応急対策 .....	396
第 2 節 鉄道事故災害応急対策 .....	401
第 3 節 市街地火災応急対策 .....	405
第 4 節 高層建築物災害応急対策 .....	407
第 5 節 地下街等災害応急対策 .....	409
第 6 節 危険物等災害応急対策 .....	411
第 7 節 放射線災害応急対策 .....	413
第 8 節 その他の災害応急対策 .....	417

### 第 4 編 災害復旧計画

第 1 節 公共施設等の災害復旧 .....	418
第 2 節 災害復旧事業に係る財政援助 .....	419
第 3 節 被災者の生活支援 .....	421
第 4 節 中小企業の復興支援 .....	426
第 5 節 住宅の確保 .....	427
第 6 節 災害復興対策 .....	428



# 第1編 総 則



# 第1章 目的

## 第1 計画の目的

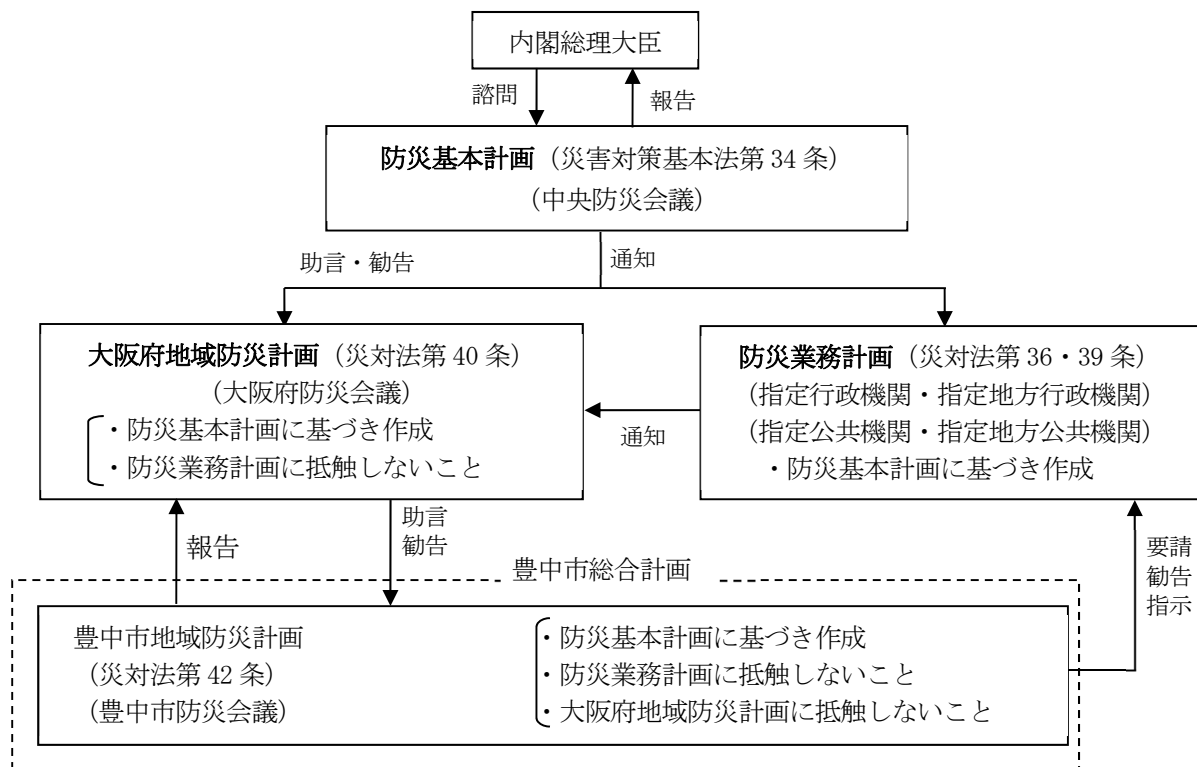
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき、豊中市域に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関し、豊中市（以下「市」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱及び市民等が果たすべき役割を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

この実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるため、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、衆知を集めて効果的な災害対策を講じる。

また、市民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現により、市民福祉の確保に万全を期する。

## 第2 計画の位置づけ

本計画は、市の処理すべき事務又は業務を中心とし、大阪府、関係機関、公共的団体及び市民が分担処理すべき事務・業務又は任務を明確にした基本的かつ総合的な計画であり、国の防災指針を定めた「防災基本計画」（中央防災会議）及び「大阪府地域防災計画」（大阪府防災会議）と密接な関連性を有するとともに、地域の特性や災害環境にあわせた本市独自の計画である。



### 第3 計画の内容

この計画は、市域に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務及び市民等が果たすべき役割を含めた総合的かつ基本的な計画であると位置づけ、次のとおり構成する。

#### 1 総 則

---

市及び防災関係機関等が防災に関して処理すべき事務及び業務の大綱、想定される被害等について定める。

#### 2 災害予防計画

---

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度にとどめるための措置について定める。

#### 3 災害応急対策計画

---

災害時（災害が発生し、又は発生するおそれがある場合）に、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するための措置及び被災者に対する応急救助の措置について定める。

#### 4 災害復旧計画

---

市民の生活安定のための措置、公共施設の災害復旧等について定める。

## 第2章 計画の運用

### 第1 計画の修正

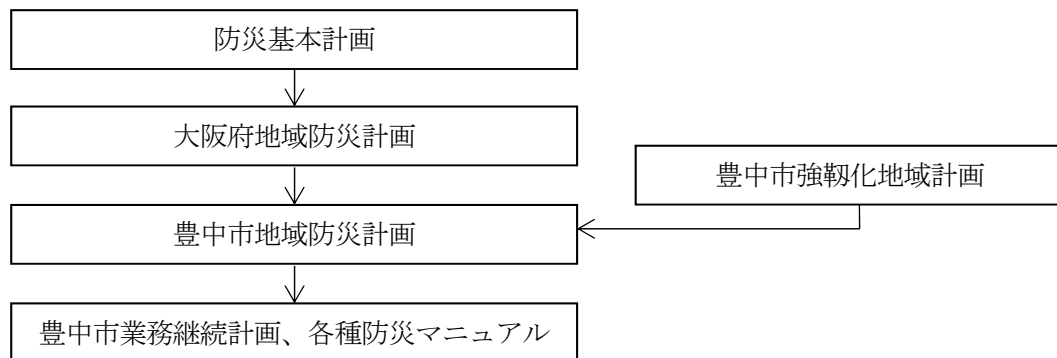
豊中市防災会議は、法第42条の規定に基づき、本計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。また、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや高齢者や障害のある人、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

各防災関係機関は、修正の必要があると認めるときは、関係ある事項について、豊中市防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出するものとする。

### 第2 他の計画等との関係

この計画は、国の防災基本計画、各指定行政機関等が作成する防災業務計画及び大阪府地域防災計画と整合性を有するものである。

また、災害発生時における有効適切な対応に向け、別途策定している関連計画・マニュアル等と常に計画相互の整合を図っていく。



#### 【関連する計画・マニュアル】

豊中市強靱化地域計画	大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」をつくりあげるための取り組みをとりまとめ、推進していくために定めたもの
豊中市業務継続計画 (地震災害編)	大規模災害時において、被災により行政能力が低下した場合でも状況に応じた適切な対応がとれるよう、災害時応急業務と優先度の高い通常業務を明らかにするとともに、それらの優先順位（開始目標時間）を定めたもの
豊中市災害対応マニュアル (地震災害編)	地震災害発生時に各部班で実施する応急対策業務を明確にするとともに関連部局等との連携強化を図るため、応急対策業務の実施手順や関連部局、着手時期などを整理したもの
豊中市避難情報の判断・伝達マニュアル (土砂災害編) (水害編)	土砂災害や水害が発生した際の、避難指示等を発令する判断基準や具体的な行動基準を定めたもの

### 第3 計画の習熟

本市各部局及び防災関係機関等は、平素から防災に関する教育・研修、訓練、調査・研究等によって、この計画の習熟に努める。

また、災害対策の総合的な推進を図るため、この計画内容について、市民等への十分な周知・広報を図る。

## 第3章 市域の災害環境

### 第1節 市の概況

#### 第1 自然的条件

##### 1 位置・面積

本市は、大阪府の北部に位置し、北は箕面市及び池田市、東は吹田市、南は大阪市、西は兵庫県伊丹市及び尼崎市に接し、東西6km南北10.3km、面積は36.6k㎡である。

##### 2 地形

本市の地形は、大きく次の4つに区分される。

###### (1) 丘陵

市域の東部から北部にかけて広がる地域で、標高は30～100m程度である。千里川・天竺川などの河川による浸食谷が発達しているため、市西側の段丘部よりも地形はやや険しい。現在では大半が宅地化されている。

###### (2) 段丘

市域の西側に、天竺川沿岸から千里川北岸部にかけて広がる地域で、標高は10～60m程度である。

丘陵に比較すると谷は浅く、勾配は緩やかで、段丘の縁辺部の斜面を除くと平坦な地形である。

###### (3) 神崎川低地

阪急服部天神駅から南側の地域で、標高は4m以下と市内で最も地盤が低い。神崎川の右岸や天竺川・高川の沿岸などには自然堤防による微高地（周囲よりも1～2m程度高い地形）が形成されている。

###### (4) 猪名川低地

大阪国際空港から北側の空港周辺及び千里川沿いの地域で、標高は4～15m程度である。千里川沿いには微高地がみられ、河川に隣接する地域には旧河道の微低地（周囲よりも1m程度低い地形）が点在している。

##### 3 地質・地盤

丘陵は大阪層群と呼ばれる未固結堆積物（砂礫、粘土など）からなり、段丘は厚さ10m程度の礫層からなっている。神崎川低地は地表下10～20m付近までは沖積層（軟弱粘土層、砂礫層）であり、その下に段丘層が分布している。猪名川低地は河川氾濫時の土砂からなるため、神崎川低地のように地質の均一性、連続性はないが、表層は主に砂質土である。

天竺川にほぼ並行する形で仏念寺山断層が南北に走る。この活断層は段丘地域と丘陵地域の境界となっており、南への延長は大阪市中央部の上町台地西縁を南北に走る上町断層に続くと考えられている。

## 4 気 象

本市は、瀬戸内海型の気候区に属し、年平均気温 16℃前後、年間降水量 1,300 mm 程度の穏やかな気候である。

## 第 2 社会的条件

### 1 市街地の形成と現状

「豊中」は、明治 22 年 4 月 1 日に豊中村として誕生した。明治時代の後半から昭和の初め頃にかけて、箕面有馬電気軌道（のちの阪急宝塚線）の開通や新しい産業道路（現在の国道 176 号）の開通と大阪市の発展を契機として、今日のような近代的住宅都市の基礎が築かれていった。

豊中村は、昭和 2 年に豊中町、昭和 11 年に豊中市となった。昭和 30 年の庄内町の合併まで、隣接の町村を 4 回にわたって合併し、今日の市域となっている。

昭和初期～戦前期は、大阪市の中間階層を対象とした宅地の開発・経営が進み、豊中は、芦屋、夙川と並んで、関西の代表的な郊外住宅地であった。

昭和 30 年代から 40 年代にかけてわが国最初の大規模なニュータウンとして、千里ニュータウンが豊中市と吹田市の市域にまたがって建設された。

現在は、ほぼ市街化されており、わずかに、北部や東部、西部の一部に農地を残すのみとなっている。

### 2 人口・世帯数

本市の人口・世帯数は、395,479 人、170,325 世帯である（平成 27 年国勢調査）。

本市では、現在の市域になった昭和 30 年以降急激に人口増加を続けてきたが、昭和 55 年頃から増加率が鈍化し、昭和 62 年の 41.7 万人（国調推計人口）をピークに、人口は減少傾向に転じた。その後出生数の減少、死亡率の増加や、阪神淡路大震災の影響等から大幅な転出超過が続き、平成 17 年度には 39 万人を割り込んだが、千里ニュータウンの建替の進行などにより再び増加傾向に転じ、平成 24 年度には 39 万人台を回復した。

平成 27 年国勢調査における年齢構成では、65 歳以上の高齢者が 99,979 人と総人口の約 25.4% を占めるが、大阪府内平均 26.1% を若干下回っている。

昼夜間人口比率（昼間人口／夜間人口×100）は、昭和 50 年国勢調査以来 85% を超え、その後も住宅都市化や高齢化の進行（通勤人口の減少）により上昇傾向で推移し、平成 27 年では 88.5% となっている。

### 3 建 物

本市の建物棟数（平成 27 年度固定資産の価格等の概要調書）は、約 90,900 棟で、このうち木造建物は約 61,740 棟と全建物の約 67.9% にあたる。用途別では、住居系建物が約 77,500 棟、非住居系建物が 13,400 棟である。

### 4 土地利用

本市の市街地は、元来千里川沿いと天竺川から西側の段丘を中心に形成されており、丘陵部や低地部には集落が点在する程度だったが、昭和 30 年代に大規模な宅地開発が進み、市域の市街化はほぼ完了するまでになった。

この市街化の拡大に伴って、市域の大半を占めていた水田や、段丘部と丘陵部の山林やため池、また、天竺川から東の丘陵部、千里川沿いの一部において、開発のための伐採や埋め立てが多く行われた。



## 5 法的規制

令和3年6月現在、本市には、地すべり、土石流に係る土砂災害警戒区域はないが、急傾斜地の崩壊に係る土砂災害警戒区域が46箇所（うち、土砂災害特別警戒区域は45箇所）指定されている。

市域の北東部、東部が宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域に指定されている。

また、都市計画法により、防火地域は阪急宝塚線各駅の高容積地区を中心に、準防火地域はその周辺及び国道176号、主要地方道大阪中央環状線、主要地方道大阪池田線、主要地方道大阪内環状線、阪急宝塚線等、広域幹線軸の沿道、沿線に指定している。

さらに、猪名川、千里川、旧猪名川、天竺川、高川、兔川、神崎川の河岸は、大阪府水防計画において、重要水防区域に指定されている。

## 第 2 節 災害履歴

### 第 1 風水害の履歴

本市に記録が残っている近年の代表的な風水害（水害）は次のとおりである。

#### (1) 昭和 42 年 7 月 8～9 日の豪雨

台風崩れの低気圧が梅雨前線を刺激し豪雨をもたらした。7 号台風による雨は 8 日に一旦上がったが、梅雨前線と台風崩れの低気圧が合流して再び前線が勢力を強め、9 日午前 9 時ごろから再び強い雨が降り始め午後 9 時ごろに最高に達した後、低気圧の移動と共に雨足は衰えた。大阪国際空港では最大時間雨量 56.5 mm、日雨量 251 mm を記録した。

本市では広い範囲で床上・床下浸水に見舞われ、千里川では堤防が決壊・崩壊し、天竺川でも堤防から越水した。

主な被害は次のとおりである。

- ・人的被害 重傷 5 人、軽傷 171 人
- ・全壊 13 戸 ・流失 12 戸 ・半壊 41 戸
- ・床上浸水 4,308 戸 (4,374 世帯) ・床下浸水 19,932 戸 (19,932 世帯)
- ・罹災者数 76,188 人
- ・道路被害 180 か所 ・橋梁流出 9 か所 ・橋梁破損 5 か所
- ・堤防決壊 5 か所 ・堤防崩壊 32 か所 ・溢水 6 か所
- ・田畑被害 591 ha

#### (2) 平成 6 年 9 月 6～7 日の豪雨

寒冷前線の南下に伴い、平成 6 年 9 月 6 日 23 時頃から 7 日 3 時頃にかけて、市内の中北部を中心に豪雨があった。桜井谷ポンプ場では、最大時間雨量 94.5 mm、総雨量 295.5 mm を記録した。限定された範囲に極めて多量の降雨がある典型的な局地豪雨であった。市の中北部を中心に床上・床下浸水に見舞われたが、水の引きも早く、人的被害はなかった。

主な被害は次のとおりである。

- ・半焼（落雷） 1 世帯
- ・床上浸水 623 世帯 ・床下浸水 1,629 世帯
- ・事業所浸水 403 事業所 ・医療機関浸水 10 機関
- ・道路冠水 81 か所 ・道路陥没等 37 か所
- ・水路護岸崩壊 1 か所 ・崖くずれ 3 か所

#### (3) 平成 18 年 8 月 22 日大阪府北部豪雨災害

平成 18 年 8 月 22 日、午後 2 時 10 分過ぎから降りはじめた雨は、局地的に本市の中西部を中心に利倉、原田地域や市役所周辺地域で 1 時間雨量 100 mm 前後の降雨量があり、下水道施設の排水能力をはるかに超える集中豪雨となった。

このため、道路冠水や床上・床下浸水に見舞われるなど、多くの被害が出たが、水の引きも早く、人的被害はなかった。

主な被害は次のとおりである。

- ・床上浸水 135 世帯 ・床下浸水 263 世帯
- ・事業所浸水 148 事業所 ・道路冠水 34 か所
- ・公共施設の被害 20 施設

## (4)平成30年9月4日台風第21号

平成30年台風第21号の接近に伴い、市内に豪雨及び暴風をもたらした。

この台風により、9月4日には暴風を伴い大雨となり、同日の24時間降水量は41.5mmを観測した。また、最大瞬間風速は同日14時1分に38.1mを観測し、統計開始以来1位を記録した。この暴風により、市内では大規模な停電が数日に渡り発生した。

主な被害は次のとおりである（平成31年1月1日現在）。

- ・人的被害 死者1名 軽傷者13名
- ・物的被害  
住家被害 全壊1件 大規模半壊5件 半壊39件
- ・土木被害  
倒木411件（枝落ち含む） 道路冠水2件 街灯倒壊24件 電柱関連79件

## 第2 土砂災害の履歴

本市には、丘陵の一部に急斜面の箇所があり、丘陵を通る仏念寺山断層もあるが、人身に重大な被害をもたらした土砂災害の記録はない。

近年の土砂災害としては、昭和42年7月豪雨の際に土砂崩れ4ヶ所（柴原町、東豊中町、奥寺内（現寺内地区））が発生している。

## 第3 地震災害の履歴

本市の主な地震履歴は次のとおりである。

## (1)阪神・淡路大震災（平成7年1月17日）

阪神・淡路大震災は阪神・淡路地域を中心に甚大な被害をもたらしただけでなく、都市部での直下型地震であったことや、関東大震災以来の被害規模となったことなどで今後の都市防災に大きな課題を残した地震であった。

本市には気象庁の正式な震度計は設置されていなかったが、被害状況や関係機関設置の地震計データなどから本市では震度5弱～6弱程度であったと推定される。

**資料:総則-1 阪神・淡路大震災の被害状況(豊中市まとめ)**

## (2)大阪府北部地震（平成30年6月18日）

大阪府北部（高槻市付近）を震源とするマグニチュード6.1の直下型地震（最大震度6弱）が発生し、本市では最大震度5強を観測した。

市内では、負傷者39名の人的被害、2,700件強の建物被害があり、うち建物被害に関しては全壊3件、大規模半壊1件、半壊30件が発生しており、このような状況を受け、継続的な救助が行われるよう災害救助法が適用された（大阪府内12市1町が適用対象）。

## (3)上記以外の地震

上記以外にも、西日本に被害をもたらした地震が数多く発生している。

このうち、大阪府域の代表的な地震としては次のような地震があげられ、本市でも少なからず影響を受けたと推定される。

- ・紀伊半島沖を震源とするマグニチュード8クラスの巨大地震  
(887年、1361年、1707年、1854年、1944年、1946年など)
- ・畿内に震源をもつマグニチュード7クラスの地震  
(1510年、1596年、1899年、1952年など)
- ・濃尾地震(1891年)

## 第3節 災害危険性と被害想定

### 第1 風水害の危険性

#### 1 気象条件

本市における風水害の主要な要因としては、梅雨期と台風期の豪雨が挙げられる。

また、近年は、ヒートアイランド現象に加えて地域温暖化の影響等による気候変動を背景に、短時間のうちに狭い地域に集中して大量の雨が降る局地豪雨が多発する傾向にある。

#### 2 水害

水害には、下水道や水路施設の排除能力を超える降雨による内水災害と、河川などの堤防が決壊して発生する外水災害、また気圧の変化によって潮位が変化する高潮とがある。

##### (1) 内水災害

内水災害は、低地の中の凹地など流出水が集中しやすいところ、また鉄道・道路などによってふさがれ排水が阻害されるところなどで発生しやすい。

本市には、河川沿いや低地部に局所的に特に低くなっている凹地があるため、水の集中や排水不良を生じやすいほか、市南部は全体的に低地となっているため、下水道や水路施設の排除能力を超える降雨により内水災害の危険性を含んでいる。

##### (2) 外水災害

外水災害の最大の原因は破堤である。破堤は、河道の屈曲部や本支流の合流部、軟弱地盤域などで起こりやすく、本市においても神崎川右岸や猪名川左岸などにそのような箇所がみられる。また、天井川となっている天竺川、高川、その他千里川、兔川も注意が必要である。

##### (3) 高潮

大阪湾は、その地形的条件のため高潮現象が起こりやすい地形である。台風は反時計方向に回転しながら北上するため、大阪の西側を通過するときに高潮が発生しやすくなる。

高潮の影響を受ける神崎川において、本市の防潮ラインは一応完成し、高潮対策がほぼ完了している。

ただし、設計時の想定を大幅に上回る地震、風水害などで不可抗力的に水門・樋門等が十分処置できなかった場合には、市域南部は全体的に低地となっているため注意が必要である。

#### 3 土砂災害

土砂災害には、崖崩れなどの崩壊と、地すべり、土石流とがある。

##### (1) 崖崩れ

本市の段丘などは主として砂・礫からなる未固結層であることから、こうした表土が崩落する危険性がある。

本市における、大阪府で定めた土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年度法律第57号)に基づく「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の指定地は、それぞれ46箇所、45箇所である。(R3.6.11現在)

## (2) 地すべり

本市には「地すべり防止区域」、大阪府で定めている「地すべり危険箇所」はない。しかし、粘土層と砂礫層が交互に重なって地層を形成している丘陵部では、断層や風化などにより地すべりが発生する可能性があり、今後の開発行為には注意を要する。

## (3) 土石流

本市は地形的には土石流の発生条件が乏しく、また過去にも土石流の履歴もなく、土石流発生の可能性は低いと見られる。

## 第2 災害の想定

### 1 想定災害

この計画の策定にあたっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市構造等の社会的条件及び過去において発生した各種災害の経験を勘案し、発生するおそれがある災害を想定し、これを基礎とした。

この計画で想定する災害は次のとおりである。なお、これらの災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。

#### (1) 地震災害

#### (2) 風水害

ア 台風による災害

イ 集中豪雨等異常降雨による災害

#### (3) 市街地における大規模火災

#### (4) 航空機災害

#### (5) その他危険物等災害

### 2 地震被害想定

市域の活断層としては、上町断層帯に連続すると考えられている仏念寺山断層がある。その他、市域の周辺に存在するものでは、南方の長居断層や久米田池断層、坂本断層、市域の北方にはほぼ隣接する有馬-高槻構造線、兵庫県南部地震を発生させた六甲淡路断層帯、東方に生駒断層などがある。これらの活断層の中で、市域に大きな被害をもたらすものと考えられる仏念寺山断層-長居断層-久米田池断層-坂本断層（上町断層帯）と有馬-高槻構造線を想定震源域として設定した。

### 3 地震被害想定結果

活断層における直下型地震の被害想定（平成19年3月大阪府自然災害総合防災対策検討会報告書・平成20年2月豊中市防災パンフレット作成等業務報告書）においては、上町断層帯の活動により、最大震度7とされ、この想定結果に基づき計画策定を行う。

【大阪府・豊中市の地震被害想定調査結果対比一覧表】

想定地震の断層 区 分		上 町 断 層 系		有馬高槻構造線	
		大阪府被害想定	豊中市被害想定	大阪府被害想定	豊中市被害想定
想定地震発生時の条件		冬の夕刻 平日 18 時 晴れ 平均風速：2.4m 風速 8.0m	冬の夕刻 平日 18 時 晴れ 平均風速：2.4m 風速 8.0m	冬の夕刻 平日 18 時 晴れ 平均風速：2.4m 風速 8.0m	冬の夕刻 平日 18 時 晴れ 平均風速：2.4m 風速 8.0m
地震規模	マグニチュード (M)	7.5～7.8	7.5～7.8	7.3～7.7	7.3～7.7
	震 度	6 弱～7	6 弱～7	5 強～7	5 強～7
建物被害	全壊棟数	16,154 棟	19,724 棟	4,890 棟	6,731 棟
	半壊棟数	13,637 棟	14,784 棟	7,037 棟	8,468 棟
出 火 件 数		29 件 (1 日間炎上出火) 37 件 (3 日間炎上出火) 46 件 (3 日全出火)	19 件 (1 日間炎上出火) 49 件 (3 日間炎上出火) 56 件 (3 日全出火)	8 件 (1 日間炎上出火) 10 件 (3 日間炎上出火) 21 件 (3 日全出火)	6 件 (1 日間炎上出火) 4 件 (3 日間炎上出火) 26 件 (3 日全出火)
死傷者数	死 者	472 人	548 人	83 人	133 人
	負傷者	4,951 人	4,332 人	3,419 人	3,950 人
罹 災 者 数		160,800 人	184,378 人	74,249 人	93,854 人
避難所生活者数		46,633 人	53,470 人	21,533 人	27,218 人
ライ フ ラ イ ン	停 電 軒 数	128,447 軒		36,136 軒	
	ガス供給停止戸数	180,000 戸		96,000 戸	
	水道断水率	84%以上		51%以上	
	電話不通回線	59,200 回線		7,900 回線	

※ 大阪府の被害想定は、平成 19 年 3 月大阪府自然災害総合防災対策検討会議報告書

豊中市被害想定は、平成 20 年 2 月豊中市防災パンフレット作成業務報告書による。

なお、大阪府と豊中市との被害想定結果の相違は、地盤データの取得方法及びメッシュ区分、手法によるところが大きいと考えられる。

## 第4章 防災ビジョン

大規模災害時は、市及び防災関係機関の活動だけでは限界があり、市民による自主的な防災活動が求められ、地域防災計画において行政と市民が一体となって防災体制を構築することが必要である。

そのため、市では、市民の参加を得て、「新地域防災計画策定検討委員会」を設置し、以下に示す防災ビジョン（「安全、安心、災害に強いまち豊中」平成8年3月）を策定した。

### 第1節 防災ビジョン

#### 第1 「防災ビジョン」の背景と目的

平成7年（1995年）1月17日（火）午前5時46分、淡路島北部を震源としたマグニチュード7.3、最大震度7の大地震が阪神・淡路地域を直撃した。

この大都市直下型地震は、阪神間を中心に尊い人命と市民の財産を一瞬にして奪い去り、本市にも甚大な被害をもたらした。その被害は市内全域におよび、死者9人、負傷者2,496人、建物被害35,614棟、65,854世帯（平成8年（1996年）12月末現在）に達し、多数の避難者がでるとともに、公共施設の損壊やライフラインの寸断など、これまで本市が経験したことのない未曾有の災害を生じた。

また、これに先立ち、平成6年（1994年）9月6日から7日にかけての集中豪雨が本市中北部を襲い、床上・床下浸水をあわせると、2,200余りの世帯に被害が及んだ。

これら2つの災害は、人や財産への被害をもたらしただけでなく、急速な都市化の過程で積み残された基盤面での問題や希薄化しつつある地域コミュニティのあり方など、様々な課題を我々に残した。

今後まちづくりを進めるにあたっては、このような経験を教訓に、防災機能を備えた安全性の高いまちを構築することは勿論のこと、ゆとりやうるおいが感じられる快適性も兼ね備えた都市空間の創出を図るとともに、そこで住み、働く市民一人ひとりが日頃から防災意識を持ちながら、地道な取り組みを行う必要がある。

このため「豊中市防災ビジョン」は、これまでの防災への取り組みを振り返りながら、市民・事業者・行政それぞれが、将来に向けて“災害に強いまちづくり”を総合的・計画的に推進するための基本的な方向を示すものとする。

## 第2 「防災ビジョン」の視点

### 1 阪神・淡路大震災などの経験を踏まえる

本市は、「豊中市地域防災計画」のもとに予防・応急対策・復旧計画を策定し、段階に応じて施策を講じてきたが、阪神・淡路大震災の初動期においては市民へ十分な対応ができない場面もあった。

ビジョンの提示にあたっては、集中豪雨や震災で得た教訓をもとに、災害時或いは防災上の新たな課題の解決をめざすものとする。

### 2 地域特性を配慮する

本市は、大都市近郊の住宅都市として発展してきたが、現在では、市域のほぼ全域が市街化され、人口の増加も落ち着き都市として成熟期を迎えている。

また、都市化の過程で、「千里ニュータウン」、「庄内地区」、「旧豊中（豊中駅から岡町駅周辺）」のように、3つの顔を持つ都市として発展してきた。これらの地域では、土地利用、まちの形態や機能、市民の意識もそれぞれ異なっている。

阪神・淡路大震災では、被災の形態にこの違いが反映していることから、検討に際しては、このような地域の特性を配慮して進める必要がある。

### 3 総合的・効果的な施策の展開

課題の解決にあたっては、単に災害や防災対策を個別領域の問題として捉えるのではなく、施設をはじめとするハード面の施策から地域活動などのソフトな取り組みまで、幅広く検討を加えるとともに、それらを補完し支えるしくみ（システム）づくりが必要である。このため、施策を展開するにあたっては、多様な行政領域の取り組みを適切に組み合わせながら、効果的に実施する必要がある。

### 4 「市民参加」によるビジョンづくり

阪神・淡路大震災では、市民相互の助け合いやボランティア活動の重要性が改めて認識されるなど、日頃からの市民の自主的な取り組みの大切さが指摘されている。市民が「自らの生命は自ら守る」という防災の原点にたつて日頃から防災意識を培うことが、災害時におけるスムーズな救援・救護活動に繋がることとなる。

このビジョンは、策定段階から幅広い市民各層の参加をもとに意見を交換し、防災に対する認識の共有化を図るものとする。



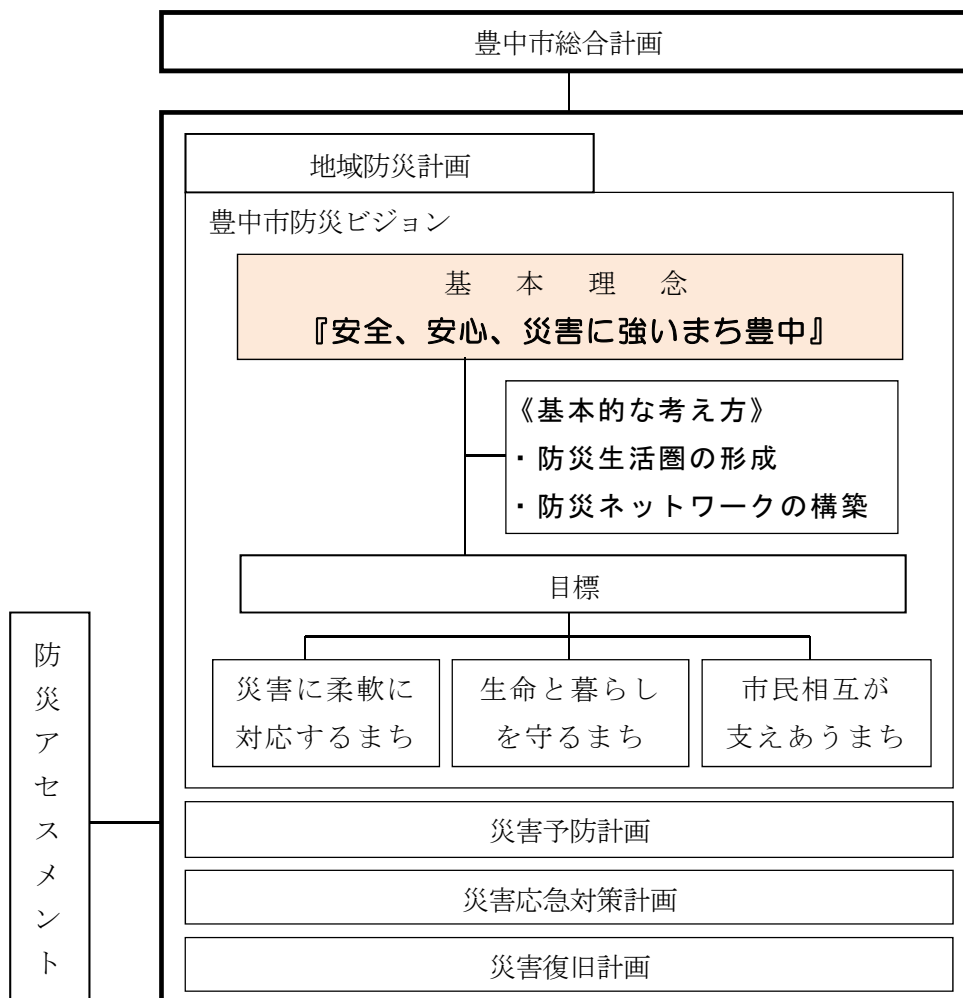
### 第3 「防災ビジョン」の構成と役割

防災ビジョンは、大きく分けて「基本理念」と「目標」から構成する。

「基本理念」では、基本的な課題（第2節）を受けて、「第4次豊中市総合計画」でめざす「みらい創造都市 とよなか」の実現に向けて、防災の視点から補完し推進していくための理念を明らかにする。

また、「目標」は、取り組みの内容に応じて3つの目標を設定し、より具体的な施策に繋げていくこととする。この防災ビジョンは、「地域防災計画」の“基本方針（防災ビジョン）”として位置づけるとともに、この基本方針を受けて災害予防計画などの個別計画を策定していくこととする。

#### 【計画の構成と役割】



## 第2節 基本的課題 ～災害からの教訓～

本市は都市化の進展も一段落し、まちとして成熟期の段階にあるといわれている一方で、急激な都市化の波に洗われた過程で積み残された問題を解決し、将来に向けたまちの基盤や骨格を形成するために、現在、まちの再整備や再編成が大きな課題となっている。

また、今後さらに進展していく高齢化・情報化・国際化社会、さらには、地球環境問題や自然との共生など、後世にまちを引き継いでいくための「持続可能な社会づくり」をはじめとした新たな社会潮流にどのように対応していくか、そのためのしくみづくりが求められようとしている。

このため、阪神・淡路大震災で得た教訓をこれらの課題に、いかに織り込みながらまちづくりを進めていくかが問われている。ビジョンの提示にあたっては、市民が安心して快適に日々の生活を送るため、このような課題と震災などで得た貴重な教訓を踏まえたものとする必要がある。

### 1 豊中市の都市構造と都市基盤

本市には、都市化の急激な発展に伴って、他都市に比較しても高密度な居住空間が多く形成されている。例えば南部地区の老朽化した木造賃貸住宅が密集した地区では、災害時に大きな被害を受けた地域もある。また、空港や高架の高速道路、鉄軌道など、災害の発生やその影響を受けやすい施設も市内に擁している。このため、災害時の影響を最小限にとどめるような基盤整備を進めていく必要がある。さらに現代の都市は、生活を支える供給処理施設や交通基盤などのいわゆる「ライフライン」への依存が大きいという側面をもっている。阪神・淡路大震災では、本市のライフラインの復旧は比較的早い段階で完了したものの、市民生活が一時マヒ状態に陥ったことは事実である。このため、都市施設の防災化を進めるとともに、ライフラインが遮断されても、補完或いは代替する機能を広域的な視点から検討していくことが求められる。

### 2 危機管理体制の充実

阪神・淡路大震災では、初動体制や情報の収集・発信体制が十分でなかったため、被害を受けた市民への対応が遅れるということがあった。このため日頃から、災害に備えた危機管理体制を充実し、災害時においても、スムーズに応急対応が実施できる体制を整えておく必要がある。

災害時において弱者となることが予測される人達（要配慮者）への対応のあり方も問われている。災害時において助けが必要になる、或いは災害に関する情報を理解できない人達にも十分配慮し、あらゆる人がどのような場面に出会っても安心できる体制づくりが求められている。

### 3 市民の自立・連帯

都市化の進展とともに市民の価値観は多様化し、一方で地域での連帯意識が希薄化している。阪神・淡路大震災においては、地域で相互に連携し協力し合うこと、市民自らが自発的に行動することの大切さが改めて認識された。また救援・救護活動において、ボランティアをはじめとする市域を越えた人々の協力の重要性も見直されている。

今後は、自分たちのまちは自分たちで守るという地域ぐるみでの防災意識を醸成し、市民自らが積極的に防災活動を進めていくと同時に、ボランティア組織との連携体制の強化を図っていく必要がある。

## 第3節 基本理念

### 第1 基本理念

災害に強いまちづくりを進めるため、次の理念を設定する。

#### 安全、安心、災害に強いまち豊中

まちづくりの基本は、市民が安心して日々の生活を営むために、災害に強い安全なまちづくりを推進することである。

阪神・淡路大震災では、大都市における災害の恐ろしさを痛感する一方で、都市における安全性の確保がいかに重要なものかを改めて認識させられた。

一般的に、都市は急激な都市化に対応するため、ともすれば効率性を優先した結果、潜在的に災害の危険性が高くなっていると指摘されてきたが、今回の震災ではそれを証明することになってしまった。

今後、本市がまちづくりを進めるにあたり、大規模自然災害から致命的な被害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさが求められる。

そのため、大規模自然災害への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策も含めた総合的な対応を地域づくりとして平時から持続的に展開していく中で、強靱な地域として「安全、安心、災害に強いまち豊中」の実現をめざす必要がある。

また、本計画に基づく施策推進にあたっては、2015年9月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら、取り組んでいく。

特に豊中市SDGs未来都市計画で2030年のあるべき姿として示される「安全に安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けて防災力の向上を図っていく。

### 第2 基本的な考え方

「安全、安心、災害に強いまち豊中」の実現にあたっては、日常における市民生活の基礎単位である生活圏単位での取り組みと、都市活動の単位となる都市圏単位での取り組みのそれぞれが重要であるとともに、これらを相互に連携させるしくみが重要である。

そこで、市民の日常生活圏や都市圏などで重層的に構成される「防災生活圏」（図-1）（図-2）を形成することを前提に、平常時、災害時において圏域ごとに求められる取り組みについて示す。

また、日常生活圏や都市圏単位での取り組みが相互に連携し、災害時においても都市活動が維持される「防災ネットワーク」をつくるものとし、交通や情報、ライフライン等ハード面での各種のネットワーク、或いは人と人、組織と組織のソフト面でのネットワークについて示す。

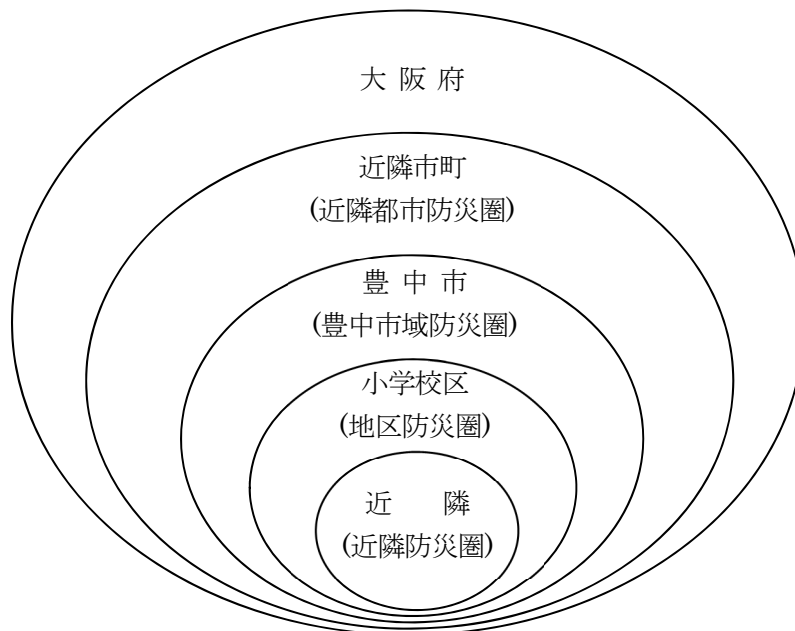
## 防災生活圏の形成

防災生活圏は、日常的な生活の場において市民相互が助け合い、支えあい、市民・事業者・行政のそれぞれが役割分担して防災機能を整備・強化するとともに、発災後の市民自らの安全確保、市民の自立支援、速やかな災害復旧等のしくみを構築する単位であると位置づける。

この防災生活圏は、隣近所の人々と支えあう「近隣防災圏（町内会程度）」を基礎単位として捉え、段階に応じて「地区防災圏（小学校区程度）」、本市の行政区域を対象にした「市域防災圏」、隣接する都市間で市域を越えて支えあう「近隣都市防災圏」からなる。

この考え方の基本は、生活圏の広がりに応じて防災機能や災害への対応システムを備えるものとし、機能的にも重層的な防災生活圏の形成を図るものである。

図-1. 防災生活圏



### (近隣防災圏)

近隣防災圏では、発災時にとりあえず自分自身や自分の家族等を安全に守るための避難空間を身近に確保しておく必要がある。例えば個人の庭を緊急避難空間として活用し、避難路の生け垣化や路上駐車・駐輪の排除への取り組みが考えられる。また、ここでは、市民が主体となって活動する基礎的な単位として、市民相互が支え、助け合うしくみやそれを支援するしくみを構築し、地域の防災力を高めていく必要がある。

### (地区防災圏)

地区防災圏では、災害により住まいの安全が脅かされたときのため、避難場所を確保するとともに、市民などの自主的な防災活動を支援する拠点を確保する必要がある。

そこで、おおむね小学校を地区防災拠点として位置づけ、平常時は市民の防災意識の高揚や防災コミュニティの育成の場として、災害時には自主防災活動の活動拠点などとして活用する必要がある。

(市域防災圏)

市域防災圏では、災害時に市災害対策本部を設置して、速やかに災害応急活動にあたりるとともに、発災後の市民自らの自立を支援し、速やかな復旧を進めていかなければならない。

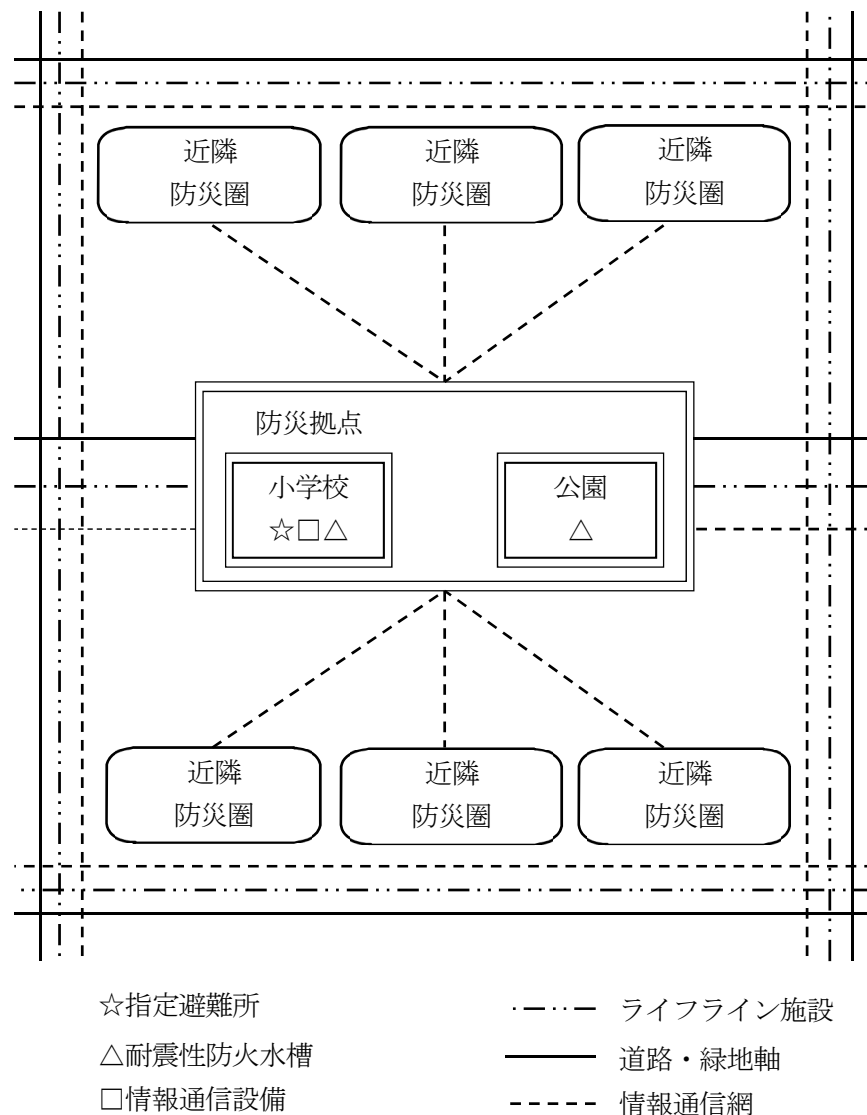
そこで、発災後の市民自らの自立を支援する拠点の整備や、速やかな応急・復旧活動に寄与する設備や体制の整備・充実を図る必要がある。

(近隣都市防災圏)

近隣都市防災圏では、災害時に、市内のライフラインが途絶えるなどした場合、近隣の都市の施設や物資によって代替・補完を図る。

したがって、速やかに都市活動が再開できるよう代替性のある広域幹線の整備や、市域を越えた防災拠点間のネットワーク化など、広域での防災体制の充実についても検討する必要がある。

図-2. 地区防災圏、近隣防災圏のイメージ図



## 防災ネットワークの構築

多様な災害から市民の生命や財産を守り、迅速に復旧できる災害に強いまちづくりを進めるためには、防災拠点をはじめライフライン、幹線道路などの防災都市基盤はもちろんのこと、自主防災組織や保健・医療・福祉の分野における市民の助け合いなど、さまざまな分野での連携を図り、「防災ネットワーク」の形成に努めなければならない。

ハード面では、災害時においても都市活動を維持し、スムーズな避難や救援、復旧等の活動や広域的な支援を可能にするため、電気、ガス、水道、情報通信、交通等のネットワークの強化を図るとともに、これらが遮断された場合の補完・代替機能についてあらかじめ用意しなければならない。

一方、ソフト面では、ボランティアに代表されるように、市民相互が自主的に支えあうネットワークもあれば、自治体間で広域防災協定を結ぶ場合もある。

また、隣接都市との交流、さらには遠隔地にある都市や町との交流で結ばれるネットワークや、国境を越えて結ばれるネットワークなどがあり、このようなネットワークを、市民・事業者・行政それぞれが分担しながら構築していく必要がある。

### 第3 目標

「基本理念」で示した「安全、安心、災害に強いまち豊中」の実現にあたっては、取り組みの内容に応じて以下に示す3つの目標にもとづき展開していく必要がある。

#### 目標

- (1) 災害に柔軟に対応する「減災」を推進するまち
- (2) 生命と暮らしを守るまち
- (3) 市民相互が「多様な視点」で支えあうまち



#### 1 災害に柔軟に対応する「減災」を推進するまち

災害から市民生活や都市活動を守るために、自然との共生を図りながら快適な都市づくりを進め、未然に災害を防止するとともに、被災時においても迅速に復旧し、被害を軽減するまちづくりを進める。

このため、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本とする。人命を守ることを最優先としたうえで、経済的被害も少なくなるようハード・ソフト両面の様々な対策を組み合わせる効果的な取り組みを推進する。

#### 2 生命と暮らしを守るまち

あらゆる災害や感染症のまん延防止対策等に速やかに対応できる危機管理体制や応急対応体制の整備を進めるために、これまでの発災時の初動体制や情報の受発信について再検討を行う。

また、日常時から、防災知識の普及（気象予警報や避難情報の意味・内容等についての啓発を含む）や防災訓練の実施に努めるとともに、補完性・代替性のある情報ネットワークの形成や、広域的な応援体制、緊急医療の協力体制等の検討を進める。

#### 3 市民相互が「多様な視点」で支えあうまち

平常時から、地域の連帯感を育むコミュニティ活動の活性化や、ボランティアなどと連携したバリアフリーのまちづくりを推進し、災害時においても、市民相互が助け合い、支えあって、「自分たちのまちは自分たちで守る」という風土の醸成を図る。

このため、自助防災意識の啓発や自主防災組織の育成に努め、市民や事業者の防災に対する自主的な取り組みを推進するとともに、要配慮者や女性の視点等、様々な視点から、多様な主体が相互に連携し、協力して防災の取り組みを推進する。

## 第4節 防災ビジョンの実現に向けて

これまでも、21世紀の半ばまでに極めて高い確率で発生するとされている南海トラフ地震や非常に強い揺れをもたらす直下型地震、さらには大規模風水害等による大きな被害が懸念されてきたが、平成23年3月の東日本大震災をはじめ平成23年台風12号によるいわゆる紀伊半島大水害、平成28年熊本地震における大規模な地震の連続発生や平成30年に発生した大阪府北部を震源とする地震など、様々な大規模災害の発生により、防災対策の一層の充実強化が求められている。

また、これらの教訓を踏まえ、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、たとえ被災したとしても生命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、被害の最小化と迅速な回復を図る「減災」の考え方にに基づき、Ⅰ 命を守る、Ⅱ 命をつなぐ、Ⅲ 必要不可欠な行政機能の維持、Ⅳ 経済活動の機能維持、Ⅴ 迅速な復旧・復興の5つに基づいて対策を講じていく。

すなわち、災害リスクを市民に示した上で、防御施設の整備等ハード対策とともに、市民の生命を守ることを最優先として、避難対策や住民への啓発等のソフト対策とハード対策の組み合わせによる多重防御の考え方が重視されている。

また、東日本大震災では、未曾有の被害とともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策や、高齢者・障害者等、要配慮者への配慮・支援など、人権尊重を基軸とした取り組みの重要性が改めて認識された。今後地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。さらに、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

本市としても、このような考え方を踏まえて、第4次豊中市総合計画基本構想の豊中の将来像である「みらい創造都市 とよなか」の実現に向け、引き続き防災の視点から補完し推進していくための理念として、防災ビジョンを掲げ、「安全、安心、災害に強いまち豊中」の実現をめざすものとする。



## 第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に掲げる事務又は業務について総合的かつ計画的に防災対策を実施することにより、災害に対する危機管理機能の向上に努めなければならない。

### 1 豊中市

災害予防、災害応急対策、災害復旧に関し、次に掲げる事項の実施、並びに必要な指示等に関すること

#### (1) 災害予防

- ア 防災組織の整備に関すること
- イ 防災訓練に関すること
- ウ 防災に係る物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること
- エ 防災に係る施設及び設備の整備及び点検に関すること
- オ その他災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること

#### (2) 災害応急対策

- ア 災害予警報等の伝達及び避難指示等に関すること
- イ 消防、水防、その他の応急措置に関すること
- ウ 被災者の救難、救助、その他保護に関すること
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関すること
- カ 清掃、防疫、その他保健衛生に関すること
- キ 緊急輸送の確保に関すること
- ク その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関すること
- ケ 関係機関との連絡及び業務の調整に関すること

#### (3) 災害復旧

- ア 各種復旧事業の推進に関すること
- イ 災害融資等に関すること

#### (4) 市各部における業務の大綱

市各部における業務別の担当部局は次のとおりである。

## ア 予防計画

## (ア)市民相互が支えあうまちづくり (地域防災力の向上)

- |                  |  |
|------------------|--|
| 1 市民の防災行動力の向上    |  |
| ① 防災知識の普及        | 危機管理課、人権政策課、市民協働部、福祉部、<br>こども未来部、都市計画推進部、都市基盤部、<br>上下水道局、消防局、教育委員会 |
| ② 自主防災活動の充実・強化   | 危機管理課、消防局、市民協働部  |
| 2 防災訓練           | 危機管理課、消防局  |
| 3 ボランティア環境の整備    | 危機管理課、人権政策課、福祉部  |
| 4 市民一人ひとりが行う防災活動 | 危機管理課  |

## (イ)災害に柔軟に対応するまちづくり (災害予防対策の推進)

- |                          |                                 |
|--------------------------|---------------------------------|
| 1 災害に強いまちの整備             |                                 |
| ① 防災生活圏の形成               | 危機管理課、都市計画推進部、都市基盤部             |
| ② 災害に強い都市構造の形成           | 都市計画推進部、都市基盤部                   |
| ③ 防災空間の整備・充実             | 危機管理課、環境部、都市計画推進部、都市基盤部、<br>消防局 |
| ④ 建築物の安全対策               | 危機管理課、財務部、都市計画推進部、教育委員会         |
| 2 都市基盤施設整備の推進            | 環境部、都市計画推進部、都市基盤部、消防局           |
| 3 土木構造物の耐震対策の推進          | 都市基盤部                           |
| 4 ライフライン施設の災害予防対策<br>の推進 | 都市基盤部、上下水道局                     |
| 5 水害予防対策の推進              | 危機管理課、財務部、都市基盤部、上下水道局、消防局       |
| 6 地盤災害予防対策の推進            | 危機管理課、都市計画推進部、都市基盤部、消防局         |
| 7 危険物等災害予防対策の推進          | 消防局                             |

## (ウ)生命と暮らしを守るまちづくり (防災体制の整備)

- |                     |                                       |
|---------------------|---------------------------------------|
| 1 防災体制の整備           | 危機管理課、都市計画推進部、都市基盤部、<br>上下水道局、消防局、各部  |
| 2 災害情報網の整備          | 危機管理課、デジタル戦略課、都市経営部、市民協<br>働部、消防局     |
| 3 火災予防体制の推進         | 都市計画推進部、消防局                           |
| 4 災害時医療体制の整備        | 健康医療部、市立豊中病院、消防局                      |
| 5 緊急輸送体制の整備         | 危機管理課、都市基盤部、消防局                       |
| 6 避難体制の整備           | 危機管理課、環境部、福祉部、都市計画推進部、<br>都市基盤部、教育委員会 |
| 7 要配慮者支援体制の整備       | 危機管理課、人権政策課、福祉部、こども未来部                |
| 8 帰宅困難者支援体制の整備      | 危機管理課                                 |
| 9 非常用物資の確保体制の整備     | 危機管理課、福祉部、都市基盤部、上下水道局                 |
| 10 交通確保体制の整備        | 都市基盤部                                 |
| 11 災害及び防災に関する調査研究   | 危機管理課、各部                              |
| 12 地震防災緊急事業5箇年計画の推進 | 各部                                    |

## イ 災害応急対策

災害応急対策は、項目が多岐にわたるため、災害応急対策計画編の項目ごとに、災害対策本部機構に基づく担当部を記載している。

なお、災害対策本部機構及び業務分担は、次の資料（付属資料）を参照。

**資料:地震応急-2 災害対策本部機構図**  
**資料:地震応急-3 災害対策本部業務分担**

## ウ 災害復旧

災害復旧は、各施設管理担当部が関係部局及び関係機関と連携して行う。

## 2 大阪府

## (1) 池田土木事務所

- ア 府所管公共土木施設の防災対策、水防活動に関すること
- イ 氾濫警戒情報、氾濫危険情報、水防警報、洪水予報等の伝達に関すること
- ウ 公共土木施設被害状況の把握
- エ 災害予防対策及び災害応急対策等に係る市及び関係機関との連絡調整に関すること

## (2) 西大阪治水事務所

- ア 府所管河川施設の防災対策、水防活動に関すること
- イ 氾濫警戒情報、氾濫危険情報、水防警報、洪水予報等の伝達に関すること
- ウ 公共土木施設被害状況の把握

## 3 大阪府警察（豊中警察署、豊中南警察署）

- ア 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること
- イ 被災者の救出救助及び避難指示に関すること
- ウ 交通規制・管制に関すること
- エ 広域応援等の要請・受け入れに関すること
- オ 遺体の検視（死体調査）等の措置に関すること
- カ 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関すること
- キ 災害資機材の整備に関すること

## 4 関西広域連合

- ア 大規模広域災害時の広域的な応援・受援の調整に関すること
- イ 大規模広域災害時における構成府県、連携県及び国・関係機関等との災害情報の共有及び情報の発信に関すること
- ウ 大規模広域災害時の広域的対応指針の提示に関すること
- エ 大規模広域災害に備えた事業の企画、実施に関すること

## 5 指定地方行政機関

## (1) 国土交通省近畿地方整備局

（猪名川河川事務所、大阪国道事務所、大阪港湾・空港整備事務所）

- ア 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること
- イ 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること
- ウ 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
- エ 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること

- オ 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること
- カ 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること
- キ 直轄公共土木施設の復旧に関すること
- ク 緊急物資及び人員輸送活動に関すること
- ケ 空港の直轄土木施設の復旧事業の推進に関すること
- コ 災害時における技術者、防災ヘリコプター、各災害対策車両等による支援に関すること

(2) 農林水産省近畿農政局大阪府拠点

- ア 応急用食料品（精米等）並びに政府所有米穀の供給についての連絡に関すること

(3) 国土交通省大阪航空局

- ア 指定地域上空の飛行規制等の周知徹底に関すること
- イ 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること
- ウ 空港施設の応急点検体制の整備に関すること
- エ 災害時における航空機輸送の安全確保に関すること
- オ 遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること

(4) 大阪管区气象台

- ア 観測施設等の整備に関すること
- イ 防災知識の普及・啓発に関すること
- ウ 災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関する  
こと
- エ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、大阪府や市町村に対して気象  
状況の推移やその予想の解説等に関すること
- オ 大阪府や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

(1) 西日本電信電話(株)（関西支店）、NTTコミュニケーションズ(株)（関西営業支店）及び(株)

- NTTドコモ（関西支社）（以下、本計画において「西日本電信電話(株)等」という。）、  
KDDI(株)（関西総支社）、ソフトバンク(株)
- ア 電気通信設備の整備と防災管理に関すること
  - イ 応急復旧用通信施設の整備に関すること
  - ウ 津波警報、気象警報の伝達に関すること
  - エ 災害時における重要通信確保に関すること
  - オ 災害関係電報・電話料金の減免に関すること
  - カ 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること
  - キ 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関すること

(2) 西日本高速道路(株)（関西支社）

- ア 管理道路の整備と防災管理に関すること
- イ 道路施設の応急点検体制の整備に関すること
- ウ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること
- エ 被災道路の復旧事業の推進に関すること

## (3) 阪神高速道路(株)

- ア 管理道路の整備と防災管理に関する事
- イ 道路施設の応急点検体制の整備に関する事
- ウ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事
- エ 被災道路の復旧事業の推進に関する事

## (4) 一般社団法人大阪府トラック協同組合（豊中市運輸事業部会）

- ア 緊急輸送体制の整備に関する事
- イ 災害時における緊急物資輸送の協力に関する事
- ウ 復旧資材等の輸送協力に関する事

## (5) 関西電力送配電(株)

- ア 電力施設の整備と防災管理に関する事
- イ 災害時における電力の供給確保体制の整備に関する事
- ウ 災害時における電力の供給確保に関する事
- エ 被災電力施設の復旧事業の推進に関する事

## (6) 大阪ガス(株)

- ア ガス施設の整備と防災管理に関する事
- イ 災害時におけるガスによる二次災害防止に関する事
- ウ 災害時におけるガスの供給確保に関する事
- エ 被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事

## (7) 新関西国際空港(株)（関西エアポート(株)）

- ア 空港周辺の航空機災害の予防に関する事
- イ 空港施設の応急点検体制の整備に関する事
- ウ 空港周辺の航空機災害の応急対策に関する事
- エ 災害時における輸送確保に協力する事
- オ 災害時における航空機輸送の安全確保と空港施設の機能確保に関する事

## (8) 地方鉄道及び乗合旅客自動車運送事業者（阪急電鉄(株)、阪急バス(株)）

- ア 鉄道施設の防災管理に関する事
- イ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事
- ウ 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事
- エ 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事
- オ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事

## (9) 淀川右岸水防事務組合

- ア 水防団員の教育及び訓練に関する事
- イ 水防資機材の整備、備蓄に関する事
- ウ 水防活動の実施に関する事

## (10) 大阪広域水道企業団

- ア 水道用水・工業用水道施設の耐震化等に関する事
- イ 水道用水・工業用水道の被害情報に関する事

- ウ 災害時の緊急物資（飲料水）の確保に関する事
- エ 水道用水及び工業用水の供給確保に関する事
- オ 応急給水及び応急復旧に関する事

## 7 自衛隊（陸上自衛隊第36普通科連隊）

---

- ア 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関する事
- イ 災害派遣に関する事
- ウ 緊急時環境放射線モニタリングの支援に関する事

## 8 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

---

### (1) 一般社団法人豊中市医師会

- ア 災害時における医療救護の活動に関する事
- イ 負傷者に対する医療活動に関する事

### (2) 一般社団法人豊中市歯科医師会

- ア 災害時における医療救護の活動に関する事
- イ 被災者に対する歯科保健医療活動に関する事

### (3) 一般社団法人豊中市薬剤師会

- ア 災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関する事
- イ 医薬品等の確保及び供給に関する事

### (4) 北大阪急行電鉄(株)、大阪モノレール(株)

- ア 鉄道施設の防災管理に関する事
- イ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事
- ウ 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事
- エ 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事
- オ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事

### (5) (株)ジェイコムウエスト、千里ニュータウンFM放送(株)

- ア 防災知識の普及等に関する事
- イ 災害時における広報に関する事
- ウ 緊急放送・広報体制の整備に関する事
- エ 気象予警報等の放送周知に関する事
- オ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事
- カ 被災放送施設の復旧事業の推進に関する事

### (6) 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

- 各々の所掌事務についての対策に関する事

## 第6章 市民及び事業所の果たすべき役割

大規模な地震等の災害が発生した場合、市及び防災関係機関は、その総力を結集して災害応急対策を実施するが、その対応能力には限界があり、被害の軽減のためには、市民の相互協力による防災活動が重要となる。

市民及び事業所は、法第7条「住民等の責務」に基づき、次に示すように、積極的に災害防止に努めるものとする。

### 1 市民の果たすべき役割

市民は、自助、共助の理念のもと、平常時より、家具転倒防止、家屋等の耐震化・適正管理など、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めるものとする。

- (1) 災害等の知識の習得
  - (ア) 防災訓練や防災講習等への参加
  - (イ) 地域の地形、危険場所等の確認
  - (ウ) 過去の災害から得られた教訓の伝承
- (2) 災害への備え
  - (ア) 家屋等の耐震化・適正管理、家具等の転倒・落下防止
  - (イ) 避難場所、避難経路の確認
  - (ウ) 家族との安否確認方法の確認
  - (エ) 最低3日分、できれば1週間分の生活必需品等の備蓄
  - (オ) 災害時に必要な情報の入手方法の確認
- (3) 地域防災活動への協力等
  - (ア) 地域の防災活動等への積極的な参加
  - (イ) 初期消火、救出救護活動への協力
  - (ウ) 避難行動要支援者への支援
  - (エ) 地域住民による避難所の自主的運営
  - (オ) 国、大阪府、市町村が実施する防災・減災対策への協力

### 2 事業所の果たすべき役割

自助、共助の理念のもと、災害時に果たすべき役割を十分に認識し、各事業所において、事業所等の耐震化・適正管理や災害時の重要業務を継続するための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を作成するよう努めるとともに、平常時より、防災体制の整備や防災訓練の実施等を実践するとともに、災害時には地域に対する防災活動への積極的な協力に努めるものとする。

- (1) 災害等の知識の習得
  - (ア) 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施
  - (イ) 地域の地形、危険場所等の確認
- (2) 災害への備え
  - (ア) 事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備
  - (イ) 事業所等の耐震化・適正管理、設備等の転倒・落下防止

- (ウ) 避難場所、避難経路の確認
- (エ) 従業者及び利用者等の安全確保
- (オ) 従業員の安否確認方法の確認
- (カ) 最低3日分の生活必需品等の備蓄
- (3) 出勤及び帰宅困難者への対応
  - (ア) 発災時のむやみな移動開始の抑制
  - (イ) 出勤及び帰宅困難者の一時的な受け入れへの協力
  - (ウ) 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄
  - (エ) 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認
- (4) 地域防災活動への協力等
  - (ア) 地域の防災活動等への積極的な協力・参画
  - (イ) 初期消火、救出救護活動への協力
  - (ウ) 国、大阪府、市町村が実施する防災・減災対策への協力

### 3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携

---

住民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。



## 第2編 災害予防計画



## 第1章 市民相互が支えあうまちづくり（地域防災力の向上）

### 第1節 市民の防災行動力の向上

#### 第1 防災知識の普及

##### 《方針》

災害時に、市民自らが防災活動を行い、自分の生命、身体、財産は自分で守るよう、平常時から市民及び事業所に対し、防災知識の普及、意識啓発、防災教育等の推進を図る。

##### 《計画》

防災知識の普及	1 市民等に対する防災知識の普及と意識啓発 2 学校教育、社会教育における防災教育 3 事業者等に対する防災教育 4 災害教訓の伝承
---------	---

##### ●主な担当部局・関係機関

危機管理課・人権政策課・福祉部・こども未来部・都市計画推進部・都市基盤部  
上下水道局・消防局・教育委員会・都市活力部

#### 1 市民等に対する防災知識の普及と意識啓発

災害時における行動基準、各家庭における対応の指針等、防災に関する知識の普及を図り、市民等の防災意識の高揚に努める。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点又は性別に配慮した視点をふまえた体制が整備されるよう努める。また、女性をはじめとした多様な主体の参画や、ボランティアのネットワーク化等を推進することにより、地域コミュニティの活性化・地域防災力の向上を図るとともに、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市民主体の取り組みを支援・強化し、社会全体としての防災意識の向上を図る。

特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組むとともに、防災（防災・減災への取り組み実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者など支援が必要な人々の避難協力に対する理解の促進を図る。

##### (1) 普及啓発内容

###### ア 災害の知識

- (ア) 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあることなど、様々な災害の形態や危険性
- (イ) 各防災機関の防災体制及び講ずる措置
- (ウ) 地域の地形、危険箇所
- (エ) 過去の災害から得られた教訓の伝承
- (オ) 地域社会への貢献
- (カ) 応急対応、復旧・復興に関する知識

## イ 災害への備え

- (ア) 最低3日間できれば1週間分程度の飲料水、食料及び、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、女性用品、紙おむつなどの乳幼児用品等の生活物資の備蓄
- (イ) 非常持ち出し品（貴重品、避難用具、救急箱、非常食品、衛生用品等）の準備
- (ウ) 自動車等へのこまめな満タン給油等
- (エ) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- (オ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋、施設、壁、擁壁の予防・安全対策
- (カ) 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り組み等）の確認
- (キ) 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- (ク) 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練など防災活動への参加
- (ケ) 地震保険・共済、火災保険・共済への加入の必要性
- (コ) 警報等発表時や高齢者等避難・避難指示又は緊急安全確保といった5段階警戒レベルの意味や避難情報の発令時にとるべき行動
- (サ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動

## ウ 災害時の行動

- (ア) 身の安全の確保方法
- (イ) 情報の入手方法
- (ウ) 気象予警報や避難情報等の意味
- (エ) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動
- (オ) 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- (カ) 避難行動要支援者への支援
- (キ) 初期消火、救出救護活動
- (ク) 心肺蘇生法、応急手当の方法
- (ケ) 避難生活に関する知識
- (コ) 津波に対する基本事項
- (サ) 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
- (シ) 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- (ス) 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力

## (2) 普及啓発の方法

## ア パンフレット等による啓発

防災パンフレットや防災マップ、浸水ハザードマップ等を作成、活用するとともに、広報誌及びジェイコムウエスト、防災市民講座、防災パネル展等により普及啓発を推進する。

啓発コンテンツの作成にあたっては、東日本大震災、熊本地震等の教訓や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映するとともに、外国語版、点字版等のパンフレットや声のテープの作成、ビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、視覚障害者・聴覚障害者や外国人等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。

## イ 活動等を通じた啓発

水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等、防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の担当部局・関係機関が連携して促進・活用による普及啓発に努める。

## 2 学校教育、社会教育における防災教育

---

災害に対する知識、避難の方法、心得等について、小中学校の児童生徒を対象に安全教育の一環としてその徹底を図る。また、市及び大阪府は必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなど生涯学習活動などにおいても、防災教育の実施とその充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

### (1) 防災教育

- ア 小中学校において、救命講習や防火・防災教育を通じて、災害の原因、実態及びその対策、気象予警報や避難情報等の意味、身の安全の確保方法・避難方法等の学習を行う。
- イ こども園等で遊び等を通して、乳幼児期における防災知識の普及を図る。

### (2) 防災訓練

教育課程の一環として防災訓練を実施し、学校、家庭、地域等における防災の実践活動、避難行動等について習得を図る。

### (3) その他の教育活動

社会教育の一環として、公民館講座等を通じて防災教育を行う。

### (4) 校内防災体制の確立

学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

## 3 事業者等に対する防災教育

---

事業所及び防災上重要な施設の管理者に対し防災教育を実施し、出火防止、初期消火及び避難等の災害時における行動力、地域との連携など自主防災体制の強化を図る。

- (1) 防火管理者、防災管理者、危険物取扱者及び自衛消防隊員等に対する講習会、説明会等を実施し、事業所等の災害時における防災意識の普及を図る。
- (2) スーパーマーケット、工場等多数の人が出入り又は勤務する事業所においては、消防計画等の作成、訓練、避難誘導対策等に対する指導を行う。
- (3) 小規模事業者の自然災害に対する事前対策を商工会議所と共同で促進する。

## 4 災害教訓の伝承

---

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

## 第2 自主防災活動の充実・強化

### 《方針》

市民及び事業所による自主的な防災活動が、災害初期の活動等における、被害の拡大防止に果たす役割を踏まえ、地域における自主防災体制の整備に努める。

### 《計画》

自主防災活動の充実・強化	1 自主防災組織の組織化 2 自主防災組織の育成及び活動 3 自主防災活動の環境整備 4 事業所の自主防災体制の強化 5 地区防災計画の策定等
--------------	---

#### ●主な担当部局・関係機関

危機管理課・消防局・市民協働部・都市活力部・福祉部・こども未来部  
教育委員会・健康医療部

#### 1 自主防災組織の組織化

地域団体等と連携して、近隣防災圏・地区防災圏を単位として、また、市民の自主性を尊重しながら小学校区など地域に密着した組織を単位として、市民による自主的な防災組織の結成及び育成に努めるとともに、これらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の整備を進め、地域防災の充実強化を図る。

市民、自治組織、事業者及び各種団体は、大規模災害時に防災行政機関の活動が遅滞するような事態に対し、被害の防止・軽減を図るため、「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」をスローガンに、個人・家庭、地域、自主防災組織が平常時及び災害発生時のそれぞれの役割を自覚し、備えを図る。

市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動の実施、指定避難所・避難ルート等の周知・安全確認、避難行動要支援者の避難の誘導・安否確認等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

#### 2 自主防災組織の育成及び活動

自主防災組織の活動は、災害発生時、特に初期活動にその機能を発揮するため、平常時における継続した防災研修と防災訓練が必要である。

平常時の継続した取り組みを支援するため「豊中市自主防災組織等育成要綱」にもとづき活動を支援する。

#### 【自主防災組織の活動】

区分	平常時の活動	災害発生時の活動
点検	地域内の安全点検、防災資機材の点検整備	
情報・連絡	防災に関する啓発活動	情報収集・伝達
消火	出火防止・初期消火の啓発、消火訓練	出火防止・初期消火
救出・救護	救出・救護訓練	救出・救護
避難誘導	避難誘導訓練	避難誘導
給食・給水	給食・給水訓練	給食・給水
指定避難所	避難路、指定避難所、家族との連絡方法等の確認 指定避難所の運営訓練	給食・救援物資の配付 指定避難所の運営管理

### 3 自主防災活動の環境整備

災害時に自主防災組織の活動を期待するためには、平素から防災に関する知識や技術の習得が重要であり、そのための環境整備を行う。

- (1) 防災講習会の開催及び職員の派遣を行う。
- (2) 地区防災圏ごとに自主防災活動に必要な資機材の整備に努める。
- (3) 自主防災組織に対して、防災マップ等の作成支援を行う。
- (4) 防災に関する講座等の開催を通じて、自主防災リーダー等の人材育成に努めるとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。
- (5) 火災予防講習会の開催・初期消火・救出救護・避難など各種防災訓練の指導、助言を行う。
- (6) 自主防災活動団体同士の連携を図る。

資料: 予防-1 コミュニティ防災資機材庫整備一覧表

### 4 事業所の自主防災体制の強化

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

また、市及び大阪府は、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。なお、市は、商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取り組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

#### (1) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

- ・事業者は、被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務をどのように継続させるかについて事前に計画を定めておく必要がある。そのため、そのマネジメントのための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。
- ・防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画の策定、計画点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）を通じて、企業防災の推進に努める。

#### (2) 事業所の自主防災体制の確立

- ・市及び大阪府は、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取り組みを支援するとともに、消防防災協力事業所の育成支援などにより事業者の防災力向上を促進する。
- ・また事業者は、従業員・利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生といった観点から災害の発生を防止し、又は災害が発生した場合にその被害を最小限に食い止めるため、事業所の自主防災体制の強化に努める。さらに、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

- ・事業所の自主防災体制確立のため、事業所の実態・規模等に応じた防災計画の作成を指導する。
- ・防火・防災管理義務を有する事業所については、消防法に基づく消防計画の中に、自主防災体制の確立の対策について指導していく。
- ・事業所は、隣接事業所との共同自主防災体制の確立に努めるとともに、地域（市民）との相互協力による自主防災体制の充実・強化の推進を検討する。
- ・事業所内の自主防災体制の強化及び地域との相互協力のための指導を行い地域防災力を高める。

### (3) 事業所のその他の防災活動

- ・地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。
- ・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。
- ・豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
- ・病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

## 5 地区防災計画の策定等

一定の地区（小学校区等）内の住民及び事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む）（以下、「地区居住者等」という。）は、地区の防災力向上のための取り組みについて自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案することができる。

市は、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

地区防災計画の策定にあたっては、内閣府が作成する地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の作成を支援する手引書等の活用に努める。

## 6 事業者、団体等の地域防災活動への参画促進

市内の事業者は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献等）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクマネジメントの実施に努める。具体的には事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努め、従業員・利用者等の安全を確保するとともに、的確な防災活動により地域における災害を拡大させないよう、自主防災体制を整備・充実させる。



## 第 2 節 防災訓練

### 《方針》

市及び関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、市民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め多くの市民の参加を得た各種災害に関する訓練を実施する。

実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。

さらに、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

### 《計画》

防災訓練	1 総合的防災訓練
	2 個別防災訓練
	3 事業所の防災訓練
	4 市民の防災訓練

●主な担当部局・関係機関 危機管理課・消防局
---------------------------

#### 1 総合的防災訓練

関係機関及び住民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送等の総合的な訓練、地震直後の風水害等の複合災害に備えた訓練等を実施する。

また、大阪府等と連携し、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、他市町等との広域的な訓練を実施する。

その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点又は性別に配慮した視点に十分配慮するよう努める。

#### 2 個別防災訓練

非常通信訓練、非常参集訓練などの複数の部局に関連する防災訓練や消防訓練、水防訓練等の所管事務に係る訓練を定期的実施する。

#### 3 事業所の防災訓練

事業所が定期的実施する消火、通報、避難などの訓練に対し、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意しつつ、実態にあった実践的な指導を行う。

#### 4 市民の防災訓練

市民は、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という防災の基本にたって適切な行動がとれるよう、平素から防災に必要な知識、技術の習得のための防災訓練を行うとともに、市が実施する防災訓練等にも積極的に参加する。

また、市は、市民主導で実施する防災訓練に対し指導・助言を行うとともに必要な知識、技術が習得できるよう合同防災訓練などの周知を行い、参加を促す。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

訓練の際には、避難行動要支援者の多様なニーズに十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分配慮するよう努める。

避難訓練を行う場合には、災害遭遇時の人間の心理（災害に直面した場合に避難することを躊躇することが多い）も意識するように努める。避難行動を開始するには、その心理特性を理性的に取り払って避難を開始する必要があることを住民に理解させ、避難を率先して行う者をあらかじめ指名するなど、避難行動を早期に開始し他の住民も後に続くような方策を考慮するよう努める。

## 第3節 ボランティア環境の整備

### 《方針》

ボランティアに対する市民の意識づくりとともに、活動分野の需要の把握や受け入れ及び連携を図るための体制づくりを推進するなど、ボランティア環境の整備に努める。

### 《計画》

ボランティア環境の整備	1 ボランティア調整機関の整備 2 ボランティア活動の支援
-------------	----------------------------------

●主な担当部局・関係機関 危機管理課・人権政策課・福祉部
---------------------------------

#### 1 ボランティア調整機関の整備

##### (1) 基本的な考え方

ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけでなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、市は、府と連携し、地域のボランティア活動の支援を行う。

ア 市は、豊中市社会福祉協議会（災害支援ボランティアセンター）と連携を図るための協定を締結し、その活動に対し支援と協力を行う。

イ ボランティアの受け入れや活動方針の決定、人員の検討については、調整機関の豊中市社会福祉協議会の自主性を尊重する。

ウ 市及び大阪府は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進し、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

エ 市は、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関等と連携して、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

オ 市は、災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、防災にかかる組織動員体制の整備を図る。

---

## (2) 平常時からの連携

ア 平常時から豊中市社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動のリーダーの育成を図るとともに、次の機関又は組織等へ協力の依頼を行う。

(ア) 豊中市社会福祉協議会のボランティア組織

(イ) とよなか国際交流協会など、国際交流団体や外国人等の支援団体

(ウ) 住民組織

(エ) 企業労働団体

(オ) 一般ボランティア

イ ボランティア活動に対する理解を深めるため、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」等の諸行事を通じ、ボランティア意識の高揚等を図る。

## 2 ボランティア活動の支援

---

災害時に迅速にボランティア活動が機能するよう、活動拠点の提供、資材の調達、活動時の保障・保険制度、ボランティア人材の事前登録等についてのルールづくりなど、活動のための環境づくりを進める。

## 第4節 市民一人ひとりが行う防災対策

### 《方針》

市民は、「自らの命は自らが守る」という防災の基本原則のもと、普段の生活に防災を関連づけ、平常時から災害への備えを行う。

### 《計画》

市民一人ひとりが行う防災 対策	1 災害危険度 2 家庭内備蓄 3 避難行動 4 地域におけるコミュニティづくり
--------------------	---

●主な担当部局・関係機関  
危機管理課

#### 1 災害危険度について

- (1) 想定外の災害が起こりうることについて理解する。
- (2) 防災マップ等で自分の住む地域やその近所、通勤・通学路等で起こりうる災害と危険度を確認する。
- (3) 氾濫の危険のある水路や中小河川、急傾斜地やブロック塀など、災害発生時に危険となりうる箇所がないか確認する。

#### 2 家庭内備蓄について

- (1) 家族で3日分以上（1週間程度が望ましい）の食料と1人1日3リットル分の水を備蓄するよう努める。
- (2) 家庭で備えた食材をふだんの食事を使いながらなくなったものを買い足すローリングストックを進める。
- (3) 災害時に活用可能な資機材等整理するとともに非常時持ち出し品を検討・準備する。
- (4) 高齢者や障害のある人、乳幼児のいる家庭やペットを飼っている家庭等は備蓄品について特に検討を行う。

#### 3 避難行動について

- (1) 災害時に早期の避難を原則とし、自らの判断で適切な避難行動をとるために必要な防災情報の収集方法について確認するとともに避難のタイミング等を検討する。
- (2) 避難場所、避難経路、家族の集合場所等を決めておく。
- (3) 指定避難所・指定緊急避難場所を確認する。
- (4) 災害時伝言ダイヤルや災害掲示板の利用方法を確認しておく。
- (5) 避難先について、指定緊急避難場所が開設されていない場合等を考慮し、自宅より安全な親類や知人宅等を利用できるような関係づくりに努める。
- (6) 避難に時間のかかる高齢者や障害のある人、乳幼児のいる家庭やペットのいる家庭等は特に避難のタイミングや避難先について検討を行う。

#### 4 地域におけるコミュニティづくり

- (1) 日頃から隣近所とあいさつを交わし顔見知りになっておく。
- (2) 地域の行事に積極的に参加する。

## 第2章 災害に柔軟に対応するまちづくり（災害予防対策の推進）

### 第1節 災害に強いまちの整備

#### 第1 防災生活圏の形成

##### 《方針》

近隣防災圏、地区防災圏、市域防災圏といった生活圏の広がりに応じた防災機能をもつ防災生活圏の形成に努める。

##### 《計画》

防災生活圏の形成 1 防災生活圏の形成

●主な担当部局・関係機関

危機管理課・市民協働部・都市計画推進部・都市基盤部

#### 1 防災生活圏の形成

##### (1) 近隣防災圏

災害発生時にとりあえず自分自身や自分の家族等を安全に守るための避難空間を身近に確保するため、市民が主体となって活動する基礎的な単位として、例えば個人の庭を緊急避難空間として活用したり、避難路沿道の生け垣化や路上駐車・駐輪を排除するなど、市民が相互に支え、助け合うしくみやそれを支援するしくみを構築し、地域の防災力の向上を図る。

また、避難空間となるポケットパークの整備や避難時の障害を改善するためのバリアフリー事業を進める。

##### (2) 地区防災圏

災害により住まいの安全が脅かされたときのため、避難場所を確保するとともに、市民などの自主的な防災活動を支援する拠点を確保するため、おおむね小学校を地区防災拠点として位置づけ、平常時は市民の防災意識の高揚や防災コミュニティの育成の場として、災害時には自主防災活動拠点などとして活用を図る。

##### (3) 市域防災圏

災害時に市災害対策本部を設置して、速やかに災害応急活動にあたりるとともに、災害発生時の市民自らの自立を支援し、速やかな復旧に努める。また、市民自らの自立を支援する拠点の整備や災害応急・復旧活動が速やかに行える体制の整備・充実を図る。

## 第2 災害に強い都市構造の形成

### 《方針》

市及び関係機関は、建築物の耐震化、不燃化、都市の再開発、防災空間の確保等により、計画的かつ重点的に防災施設の整備等、都市の防災化を推進し災害に強い都市構造を形成する。

### 《計画》

災害に強い都市構造の形成	1 面的な整備事業の推進
	2 住民主体のまちづくりの支援
	3 防火地域等の指定

●主な担当部局・関係機関  
都市計画推進部・都市基盤部

#### 1 面的な整備事業の推進

災害に強いまちづくりを促進するため、建築物の不燃化、耐震化促進という観点から各種事業、規制・誘導を行うとともに、都市基盤や住宅・住環境等の総合的整備に努める。

また、関係権利者や市民の理解と協力を得ながら面的整備を推進し、建築物の不燃化・空地の確保・都市基盤の整備によって、地域の市街地環境や防災性の向上に努める。

#### 2 住民主体のまちづくりの支援

建築物等の規制誘導など、住民が主体となった地区のルールづくりを、コンサルタントの派遣や助成制度等により支援する。

#### 3 防火地域等の指定

防火地域、準防火地域等の地域地区制度の活用を図るなど建築物の不燃化を誘導する。

### 第3 防災空間の整備・充実

#### 《方針》

避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、都市基盤施設の効果的整備に努めるとともに、農地など貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効利用を図り、防災空間の確保に努める。

#### 《計画》

防災空間の整備・充実	1 地域防災拠点の整備
	2 防災道路・緑地軸の整備
	3 防災空間の整備・充実
	4 防災活動拠点の整備・充実
	5 市街地緑化の推進

#### ●主な担当部局・関係機関

危機管理課・環境部・都市計画推進部・都市基盤部・消防局

#### 1 地域防災拠点の整備

応援部隊の受け入れ、活動及び物資輸送等の拠点として、大阪府が整備する後方支援活動拠点（服部緑地）と連携した地域防災拠点の整備に努める。

資料: 予防-8 緊急交通路路線図

#### 2 防災道路・緑地軸の整備

災害時に同時多発する火災に対し、延焼を防止するとともに、市民が安全に避難場所に到達できる避難路として、また二次災害の発生防止や都市生活機能の混乱、それに伴う救援・救助活動の阻害を防止するため幹線道路等による防災道路・緑地軸の形成を図る。また、南北方向と東西方向の幹線道路のネットワークが形成できるよう未整備の都市計画道路について整備を推進する。

#### 3 防災空間の整備・充実

市街地における公園・緑地は、良好な環境保全、スポーツ・レクリエーションの場としての機能を持つと同時に、災害時における避難場所或いは救援活動などの拠点として防災上重要な役割を持っており、環境と共存できる安全な都市の形成を図るため、緑地のネットワーク化や防災緑地網の形成を検討する。また上記1の地域防災拠点の整備との整合を図りながら、地震被害想定で被害が多く発生すると予測されている地域を中心に、防災機能を備えた都市公園等の防災空間の整備・充実に努める。

#### 【防災公園】

北部エリア	野畑南公園
中部エリア	ふれあい緑地（（第4街区））
南部エリア	野田中央公園



《選定理由》

次のいずれにも該当する公園

- ・敷地面積が1 ha以上の公園（指定緊急避難場所・広域避難場所）
- ・災害時応援受け入れ拠点になっていない公園及び今後整備予定のない公園
- ・車の寄り付きに支障がなく、災害時トイレ機能がない公園
- ・応急仮設住宅の建設候補地になっていない公園

#### 4 防災活動拠点の整備・充実

災害時に種々の災害応急対応活動を迅速、的確に実施するため、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、防災活動拠点として以下のとおり位置づけ、耐震性能の確保（2次構造材を含む）、通信情報システムの充実など防災機能の向上を図る。また、防災拠点の自家発電設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

**【防災活動拠点】**

防災中枢拠点	・市役所、消防局・消防署、上下水道局庁舎
市域防災拠点 (括弧内は、主な機能)	・市立豊中病院・保健所・医療保健センター・庄内保健センター（医療）、すこやかプラザ（ボランティア、健康）、火葬場、千里体育館（遺体安置）、豊島体育館（物資）、クリーンランド・環境事業所（ごみ）、浄水場・配水場・下水ポンプ場・下水処理場（上下水道） ・庄内出張所・新千里出張所（相談）、維持修繕事務所（復旧）
地区防災拠点 (括弧内は、主な機能)	・小学校（情報、物資、指定避難所）
応援受入拠点	・服部緑地公園（消防、警察、自衛隊）、大曾公園（給水）、大門公園・菰江公園（消防）

#### 5 市街地緑化の推進

延焼遮断効果の期待できる広幅員の道路については、緑化等による防災機能の強化を図るとともに、民間の建築物についても緑化の助成（生垣緑化助成金交付制度）等の措置の活用を図り市街地の緑化に努める。

## 第4 建築物の安全対策

### 《方針》

地震時の建物の倒壊等によって発生する人的被害及び経済被害を軽減するとともに、地震時の緊急交通路・避難路の確保、仮設住宅の必要量の削減、災害廃棄物発生量の減少に努め、早期の復旧・復興に寄与するため「豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき、関係機関と連携し、市域における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等を促進する。

### 《計画》

建築物の安全対策	1 建築物の耐震診断・改修の促進
	2 工作物等の安全対策
	3 文化財等の保護対策

#### ●主な担当部局・関係機関

国土交通省・大阪府池田土木事務所・危機管理課・財務部・都市計画推進部  
教育委員会・消防局

#### 1 建築物の耐震診断・改修の促進

「住宅・建築物耐震10か年戦略 大阪」を踏まえて改定した「豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき耐震性が不十分な建築物について、関係機関との連携のもと耐震診断及び耐震改修を計画的に促進する。

##### (1) 市有建築物の耐震化

- ア 2次構造部材の落下物対策(天井の脱落防止等)、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等を図る。特に非構造部材の特定天井について、計画的に耐震化を推進する。
- イ 市有建築物のコンクリートブロック塀について、総合的な安全対策を撤去等により推進する。
- ウ 小中学校の開放型渡り廊下や屋外階段について、耐震診断に基づき計画的に耐震化を推進する。
- エ 老朽化や機能面等から長期的活用が難しい建築物については、複数施設の合築・集約化を行うことを検討の上、建替え等により耐震化を推進する。
- オ 耐震化を進める際には、関係課との連携のもとに庁内調整を図り、総合的、計画的に推進する。
- カ 指定避難所等について、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

##### (2) 民間建築物

- ア 木造住宅の所有者に対する耐震化の普及啓発(戸別訪問・ダイレクトメール等)、多数の者が利用する建築物の所有者に対する耐震化の普及啓発(ダイレクトメール等)、相談しやすい窓口の整備(木造住宅耐震相談コーナー等)、広報・ホームページ等を活用した耐震化の情報提供などにより、耐震化促進のための確実な普及啓発を行う。
- イ 耐震化を行う所有者を支援するため、耐震診断補助や木造住宅を対象とした耐震設計補助、耐震改修補助、除却補助、分譲マンションを対象とした耐震設計補助、耐震改修補助

を実施する。制度の拡充を検討するとともに、「木造住宅耐震改修工事施工者登録制度」などによる情報提供を行う。

ウ 地域特性に応じた耐震化の普及啓発活動、南部地域における耐震化の取り組みなど、地域特性に応じた施策を展開する。

エ 施設管理者は、天井の脱落防止等、2次構造部材の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等を図る。また、超高層ビル等における長周期地震動対策を講じる。

オ 市は、病院等の多数の人が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難行動要支援者が利用する建築物のうち、耐震診断が義務付けられた大規模建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化を促進する。

カ 市は、広域緊急交通路等が地震発生時に沿道建築物の倒壊により閉塞することを防止するため、地域の実情に応じて、沿道建築物の耐震診断を義務付ける路線を指定し、耐震化に係る費用を補助するとともに、対象建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化を促進する。

### (3) 空き家等の対策

- ・市は、平常時より空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努め、必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知し、倒壊等の二次災害の防止に努める。
- ・また、大阪府とともに、不動産、建築、法律等の専門家団体との連携により、空き家等の適正管理に係る相談窓口体制を整備し、相談窓口の普及啓発に努める。

## 2 工作物等の安全対策

### (1) ブロック塀等の安全対策

ア ブロック塀・擁壁等の所有者等に対して安全点検、転倒防止対策の啓発を行い、また、特に危険なブロック塀・擁壁等については、改善措置を講ずるよう指導する。

イ 「ブロック塀等撤去補助」により、ブロック塀の安全対策を行う所有者を支援する。

### (2) 屋外広告物等の落下防止

ア 落下や倒壊事故等のおそれのある屋外広告物、煙突等については、所有者に対して安全点検の実施や改善措置を講じるように指導する。

イ 大規模空間を持つ建築物の天井については、所有者に対し地震時の崩落防止対策を行うよう指導する。

ウ 窓ガラスの飛散防止や、外壁タイル、屋根瓦等の安全点検・落下防止対策についての啓発を図る。

### (3) エレベーターの閉じ込め防止対策

ア 現行基準に適合しないエレベーターの地震時のリスクや、地震時管制運転装置（地震の初期微動P波を感知し、エレベーターを最寄階に緊急停止して扉を開く装置）の設置の有用性等を建物所有者等に周知し、安全性の確保を促進する。

イ 建物所有者等にエレベーターの維持管理や地震時の対応方法等の情報を提供する。

### 3 文化財等の保護対策

---

指定文化財等を災害から保護するため、防災意識の高揚等を図る。

(1) 市民に対する文化財等の防災意識の普及啓発

ア 「文化財防火デー」等を活用した広報活動の実施

(2) 所有者等に対する防災意識の啓発

ア 文化財の防災に関する講習会等の実施

(3) 火災対策等、予防体制の充実

ア 初期消火と自衛組織の確立

イ 防災関係機関との連携

ウ 地域住民との連携

(4) 消防用設備の整備、保存施設等の充実

ア 消防用設備等の設置促進

イ 建造物、美術工芸品保存施設の耐震構造化の促進

## 第2節 都市基盤施設整備の推進

### 《方針》

道路、公園、河川等の都市基盤施設については、災害時においてその機能を十分に発揮できるように整備を図る。

### 《計画》

都市基盤施設整備の推進	1 道路網整備の推進
	2 公園等における防災機能の充実
	3 河川・水路等における防災機能の強化
	4 密集市街地の整備促進

#### ●主な担当部局・関係機関

環境部・都市計画推進部・都市基盤部・消防局・危機管理課

#### 1 道路網整備の推進

道路網整備は災害時を考慮し、東西方向及び南北方向のネットワーク整備をはじめ有効な配置及び幅員等を十分検討し整備の推進に努める。整備に当たっては、当面、未整備の都市計画道路の整備を推進する。

#### 2 公園等における防災機能の充実

都市公園の防災機能として、緑化の他、耐震性貯水槽の整備等を計画する。

また、緑地は地域住民の快適な生活環境を確保するばかりでなく、火災の延焼を防ぐ役割を担っており、環境面だけではなく防災上の観点からも緑地の保全、整備を推進する。

#### 3 河川・水路等における防災機能の強化

河川や市が管理する水路・ため池については、ため池ハザードマップの作成や親水広場の整備、ため池の耐震対策等を推進し、災害時の消防用水、生活用水など防災利活用整備を推進する。

#### 4 密集市街地の整備促進

密集市街地である庄内・豊南町地区は、国の定めた住生活基本計画において、地区の一部が「地震時等に著しく危険な密集市街地」として公表され、大阪府ではこれを受けて同エリアを対象に「大阪府密集市街地整備方針（令和3年3月改定）」を策定し、「地震時等に著しく危険な密集市街地」については、令和7年度末までに9割以上の解消、令和12年度末までに全域を解消することを目標としている。

豊中市においても、これら国や大阪府の動きにあわせて、同エリアを含む庄内・豊南町地区を対象に、道路などの都市基盤整備や建物の不燃化などにより、住環境の改善と防災性の向上に向けた取り組みを進め、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進する。

これらの取り組みにより、新たな住民を呼び込み、まちが活性化するという流れを生み出し、住民や民間による土地活用や自主防災等の取り組みが進み、地域の防災性の向上にもつながるといった好循環をめざす。

## (1) 選択と集中による主要生活道路・緑道の整備

防災性向上や住環境改善の観点から必要な事業箇所を抽出し、選択と集中による主要生活道路・緑道の整備を行う。

## (2) 不燃化促進と防災意識の啓発

防災街区整備地区計画による不燃化誘導と木造住宅等除却費補助制度を活用し、地域の防災性を向上させるとともに、防災意識の啓発にも取り組む。

## (3) 地域防災力の向上

地域住民等への防災啓発の強化・地域の防災まちづくり活動への支援、大学と連携した防災力向上等の取り組み、民間と連携した防災啓発の実施などに取り組む。

## (4) 暮らしやすいまちづくり

民間事業者との連携によるまちの再生、公共用地等の活用や道路整備を契機とした、将来的な視点に立った魅力あるまちづくり、公共用地等を活用したみどりの整備などに取り組む。

## (5) 密集事業の見える化

各地区のまちの安全性・事業進捗の見える化（密集市街地まちの防災性マップ）に取り組む。

## 第3節 土木構造物の耐震対策の推進

### 《方針》

一般的な地震動に対して施設の持つ機能に重大な支障を生じないことのみならず、直下型地震や海溝型巨大地震に起因する地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを目標に、施設の位置や地盤特性、重要度に配慮した耐震対策の推進を図る。

### 《計画》

土木構造物の耐震対策の推進	1 鉄軌道施設 2 道路施設
---------------	-------------------

#### ●主な担当部局・関係機関

阪急電鉄(株)・北大阪急行電鉄(株)・大阪モノレール(株)・大阪府池田土木事務所  
西日本高速道路(株)・阪神高速道路(株)・都市基盤部

#### 1 鉄軌道施設

各事業者又は管理者は、高架橋、盛土部、モノレール等の構造物の耐震対策を実施する。

#### 2 道路施設

##### (1) 道路の防災補修工事

道路法面及び路体等の調査を行い、道路の防災補修工事が必要な箇所については、その対策工事の推進を図る。

##### (2) 橋梁等の整備

橋梁等の耐震性の向上を図るため、定期的に地震に対する安全性について点検を実施し、必要に応じて整備する。

橋梁の耐震基準は、「道路橋示方書」によるものとし、耐震点検調査や補強対策工事を行う。

##### (3) 横断歩道橋の整備

震災時に横断歩道橋が落下等して交通障害物とならないよう、横断歩道橋について、必要に応じて耐震点検調査や補強等対策工事を行う。

## 第4節 ライフライン施設の災害予防対策の推進

### 《方針》

市及びライフライン関係事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化、保全に努める。

### 《計画》

ライフライン施設の災害予防対策の推進	1 上水道施設
	2 下水道施設
	3 電力供給施設
	4 ガス供給施設
	5 電気通信施設
	6 共同溝・電線共同溝の整備

#### ●主な担当部局・関係機関

関西電力送配電(株)・大阪ガス(株)・西日本電信電話(株)関西支店・KDDI(株)(関西総支社)  
・ソフトバンク(株)・都市基盤部・上下水道局

### 1 上水道施設

#### (1) 災害予防計画

被害を最小限にとどめるとともに、被害を免れた施設の有効利用により給水可能とする施設の確保を実現する。

#### ア 施設の耐震化

重要給水施設への配水ルート確保、災害時輸送道路、水管橋の補強、配水ブロック化、老朽管の更生及び布設替、地盤変化箇所対策、屈曲部・施設接合部位対策及び耐震管路網の整備等の対策を考慮しつつ、次の対策を計画的に進める。

##### (ア) 基幹施設の耐震化

施設構造物、場内管路及び付属設備の耐震化（伸縮可とう管の設置等を含む）

##### (イ) 管路の耐震化

導・送水管の耐震化、配水幹線（本管）・支管の耐震化

#### イ 応急給水対策の整備

緊急時における応急給水のための対策及び必要な資機材の現況把握と確保対策を確立する。

##### (ア) 拠点給水場所の整備

配水池からの緊急給水用取出口の整備

- ・柴原配水場（待兼山 741-1）
- ・野畑配水場（西緑丘 2-198-5）
- ・柿ノ木受配水場（新千里北町 2-46-3）
- ・緑丘配水場（緑丘 3-104-3）
- ・新田配水場（上新田 4-66-1）
- ・寺内配水場（東寺内町 127）



## (イ) 災害時給水拠点の整備

給水拠点における飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備

- ・桜の町公園内（桜の町 2-5）
- ・豊南小学校（豊南町西 2-19-1）
- ・野田小学校（野田町 1-1）
- ・島田小学校（庄内栄町 2-20-1）
- ・熊野田公園内（旭丘 2）

## (ウ) 仮設給水栓設置場所の整備

配水幹線（本管）の消火栓整備、配水支管の消火栓整備

## ウ バックアップシステムの強化

緊急時における即時的な効果の役割を担うものとしての施策を進める。

## (ア) 配水系統間のバックアップ

配水系統間の相互融通のための連絡管整備

## (イ) 府内水道（用水供給）事業体拠点給水施設（あんしん給水栓）の活用

## (ウ) 隣接都市間の連絡管設置

都市間の相互融通のための連絡管整備

## (2) 復旧体制等の整備

管路等の被害状況把握と復旧作業の迅速化を実現するための施策を推進する。

## ア 情報システムの整備

災害時の情報収集、発信システムの一元的処理体制の確保

## イ 復旧計画

各計画のトータルとしての条件整理を図る。

## (ア) 配水ブロック化

市内全域の配水ブロック化

## (イ) マッピングシステム

地図情報、管路情報システムの確立

## ウ その他の予防対策

(ア) 災害時における市民の自立的な即応体制を図るための日常的な広報、啓発活動の強化に努める。

(イ) 災害時に学校、ビル、高層住宅等の受水槽の活用及びその他の水源の確保へ向け、平素からの把握と活用方法の確立に努める。

(ウ) 防災、地震対策訓練及び緊急時資機材の平素からの点検に努める。

## エ 協力体制の強化・充実

復旧要員等の確保を図るため、関係機関等との協力応援体制の強化・充実を図る。

## 2 下水道施設

### (1) 災害予防対策等

災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設の強化と保全に努めるとともに、降雨レーダーシステム並びに下水道施設への流入・流出量、水防情報について常に把握できる集中監視・解析・制御システム等の導入を推進する。

ア 施設設備の新設・増設にあたっては、各種災害に耐えうる十分な強度を確保する。

イ 補強再整備にあたっては、緊急度等（危険度、安全度、重要度）を考慮して進める。

なお、維持修繕基準の設定や、事業計画における点検方法・頻度の明示等、予防保全を中心とした戦略的な維持管理・更新を推進し、下水道機能の持続的確保に努めるものとする。

### (2) 復旧体制等の整備

#### ア 応急復旧体制の強化

被害状況を迅速に把握し、円滑な復旧を図るため、日常の整備点検体制を強化するとともに、施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。

#### イ 災害対策用資機材の整備・点検

(ア) 災害時に必要な復旧用資機材を把握し、備蓄を含め調達システムを確立する。

(イ) 平常時から資機材の点検に努めるとともに、緊急時の輸送体制を確立・整備する。

#### ウ 防災訓練の実施

(ア) 情報収集連絡体制・協力体制の強化・充実、緊急対応・応急復旧の手順の熟知を図る。

(イ) 防災訓練等により防災意識の高揚を図る。

#### エ 協力応援体制の強化・充実

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、大阪府や他の市町及び防災関係機関との協力応援体制の強化・充実を図る。また、民間事業者等との協定締結による協力体制の整備に努める。

## 3 電力供給施設

### (1) 災害予防対策

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

ア 発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保を図る。

イ 電力供給系統の多重化を図る。

ウ 電気事業法、保安関係諸規程等に基づき施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。

エ 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

オ 倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施にあたっては、市との協力を努める。

## (2) 復旧体制等の整備

## ア 応急復旧体制の強化

- (ア) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。
- (イ) 対策要員の動員体制を整備する。
- (ウ) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧について予め計画を策定する。

## イ 災害対策用資機材の整備・点検

- (ア) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (イ) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (ウ) 災害用対策車両（発電機車等）の配備増強を進める。
- (エ) 平常時から資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

## ウ 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

## エ 電力会社相互間の応援体制の整備

大規模災害等により単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (ア) 復旧用資機材、要員について、他電力会社及び電源開発株式会社等と相互の応援体制を整備する。
- (イ) 災害時の一時的供給不足に対応するため、「二社間融通電力受給契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

## (3) 住民への広報

関西電力株式会社並びに大阪ガス株式会社は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。

## 4 ガス供給施設

## (1) 災害予防対策

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

- ア ガス施設（製造所・供給所等）について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。
- イ 高圧、中圧、低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
- ウ ガス事業法、保安関係諸規程等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- エ 施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

## (2) 復旧体制等の整備

## ア 応急復旧体制の整備

- (ア) 緊急措置判断支援システム（地震計の増設及びテレメーター化を推進することで、地震発生時に被害状況を迅速かつ的確に把握し、緊急措置判断を支援するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (イ) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
  - 1) 緊急時に遠隔操作で導管網ブロック単位にガスの供給を遮断するシステム及び基準値以上の揺れを感知すると自動的に遮断するシステムの活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。

- 2) 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (ウ) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害防止と早期復旧を図るため、導管網ブロックの維持管理を行う。
- (エ) 被害状況と復旧作業工程に応じて、作業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (オ) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、予め計画を策定する。
- (カ) ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- (キ) 施設の現状が把握できる施設管理図書等の整備・分散管理を図る。
- イ 災害対策用資機材の整備・点検
  - (ア) 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
  - (イ) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
  - (ウ) 消火・防火設備の整備充実に努める。
  - (エ) 平常時から資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- ウ 防災訓練の実施
  - 情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。
- エ 協力応援体制の整備
  - 「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

### (3) 住民への広報

関西電力株式会社並びに大阪ガス株式会社は、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。

## 5 電気通信施設

### (1) 災害予防対策

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下、「電気通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

#### ア 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）

- (ア) 豪雨、洪水、高潮又は津波のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行う。
- (イ) 暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。
- (ウ) 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

#### イ 電気通信システムの高信頼化

- (ア) 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。
- (イ) 主要な中継交換機を分散設置するとともに、安全な設置場所を確保する。
- (ウ) 主要な電気通信設備について、非常用電源を整備する。
- (エ) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

## ウ 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備等の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

## エ 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

## オ 倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。

## (2) 復旧体制等の整備

## ア 応急復旧体制の強化

広域的な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し運用する。

## イ 災害対策用資機材の整備・点検

(ア) 災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。

(イ) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。

(ウ) 災害用機器、資材及び物資用の輸送を円滑に行うため、予め輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

(エ) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

## ウ 防災訓練の実施

(ア) 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年一回以上実施する。

- 1) 災害予報及び警報の伝達
- 2) 非常招集
- 3) 災害時における通信疎通確保
- 4) 各種災害対策機器の操作
- 5) 電気通信設備等の災害応急復旧
- 6) 消防及び水防
- 7) 避難及び救護

(イ) 必要に応じて総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

## エ 協力応援体制の整備

## (ア) 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

## (イ) グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

(3) 災害用伝言ダイヤル 171 の提供

輻輳の未然防止のため、震度 6 弱以上の地震発生時に起動するとともに、利用方法等について周知を図る。

6 共同溝・電線共同溝の整備

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者やライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に推進する。

7 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

市及び大阪府は、災害発生時において、ごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

- (1) 災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。
- (2) 災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。
- (3) 災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組み等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。
- (4) 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

## 第5節 津波災害予防対策の推進

### 《方針》

市は、府及びライフライン関係事業者等と連携し、津波災害による被害を防止するため、津波災害予防対策と関連施設の整備推進に努める。

### 《計画》

津波災害予防対策の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ハード・ソフトを組み合わせた「多重防御」による津波防災地域づくりの推進（「津波防災地域づくりに関する法律」）</li> <li>2 津波に対する知識の普及・啓発</li> <li>3 津波避難誘導</li> <li>4 南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練の実施</li> <li>5 避難関連施設の整備</li> <li>6 津波に強いまちづくり</li> </ol>
-------------	--

#### ●主な担当部局・関係機関

関西電力送配電(株)・大阪ガス(株)・西日本電信電話(株)関西支店・KDDI(株)(関西総支社)・ソフトバンク(株)・都市基盤部・上下水道局

### 1 ハード・ソフトを組み合わせた「多重防御」による津波防災地域づくりの推進（「津波防災地域づくりに関する法律」）

#### (1) 推進計画の作成等

市は、国土交通大臣の基本指針に基づき、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を必要に応じて作成する。

市は、津波によって浸水が予想される地域について府が示す浸水予測図に基づき、避難場所・避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。

津波については、特に個人の避難行動が重要であることに鑑み、国や府と連携し、津波の危険や津波警報・避難情報等の意味合い、避難方法等を住民等に広く啓発する。

道路管理者は津波によって浸水が予想される道路区域において、道路利用者に対し津波の危険があることを明示する標識等による啓発等を行う。

#### (2) 津波から「逃げる」ための総合的な対策

市は、府等と連携し、「津波に強い地域づくり連絡会議」等を活用しながら、発災時、一人ひとりが主体的に迅速かつ的確に避難できるよう、津波に対する知識の普及・啓発、逃げるために必要な情報提供体制、要配慮者を考慮した避難誘導を含む防災訓練を一体的に実施するほか、避難場所・避難路の確保等、津波から「逃げる」ための対策を総合的に取り組む。

## 2 津波に対する知識の普及・啓発

## (1) 津波に対する基本的事項

- ア 我が国の沿岸はどこでも津波が来襲する可能性があり、強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に高い場所に避難すること
- イ 避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとること、他の地域住民の避難を促すこと等、避難行動に関すること
- ウ 津波の第一波は引き波だけでなく、押し波から始まることもあること
- エ 第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること
- オ 避難した後、すぐに自宅に戻らないこと
- カ 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる可能性があること
- キ 地盤沈下、液状化等により、津波が去った後も海水が残り、長期間に渡って湛水する可能性があること
- ク 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性等、津波に関すること
- ケ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、地震直後に発表される津波警報や津波到達予想時刻等には、一定の限界があること、指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災もありうること等、津波に関する想定・予測の不確実性があること

## (2) 教育機関における防災教育

教育機関においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

## (3) 住民等への普及・啓発

- ア 市は、当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知する。
- イ 市は、府等と連携し、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、住民参加型のワークショップを行うなど、その内容を十分検討する。また、土地取引における活用等を通じて、その内容について理解を得るよう努める。
- ウ 市は、府等と連携し、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でもわかりやすく誘導できるよう表示するなど、住民や観光客等が、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるよう取組みを行う。

## (4) 南海トラフ巨大地震防災対策に係る相談窓口の設置

市は、府等と連携し、南海トラフ巨大地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を提供するための体制の整備についても留意するものとする。



### 3 津波避難誘導

#### (1) 津波避難計画等及び同策定指針の策定

市は、津波から「逃げる」とともに、津波被害による要救助者を保護するための対策を取りまとめた津波避難計画等を作成する。

#### (2) 学校、病院、大規模施設等の津波避難誘導

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、津波発生時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校においては、避難方法、保護者への連絡、指定避難所に指定された場合等の応急対応策について、あらかじめ学校ごとに取りまとめ、緊急時に備える。

### 4 南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練の実施

市は、府をはじめ防災関係機関と連携し、南海トラフ巨大地震を想定した津波からの避難のための災害応急対策を中心とした防災訓練を年1回以上実施する。

### 5 避難関連施設の整備

市は、府等と連携し、既存の避難場所・避難路等について、最大クラスの津波（レベル2）に対しても対応が可能かどうか再点検、安全確認を行った上で、次の取組みをすすめる。

#### (1) 避難場所の整備

指定緊急避難場所については、市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等、防災拠点化を図る。

なお、もっぱら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違えないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

#### (2) 津波避難ビル等の指定

津波避難ビルは、住民等が津波から一時的または緊急に避難・退避する施設として、堅固な高層建築等の人工構造物を指し、避難者1人当たり概ね1㎡の確保に努める。

市は、今後、津波災害警戒区域が指定されたのちは、当該区域内において、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保する場合には、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認める値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である建築物について、管理協定の締結や指定をすることにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。

なお、指定に際しては、外付けの避難階段の設置等を考慮する。また、津波避難ビルが存在していない地域については、民間とも連携して対策を検討する。

### (3) 避難路等の整備

市は、府及び施設管理者等と連携し、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。なお避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯等による交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するものとする。

## 6 津波に強いまちづくり

市は、府等と連携し、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段等の避難関連施設の都市計画と連携した計画整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐水化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。

## 第6節 水害予防対策の推進

### 《方針》

市街化の進展に伴う雨水流出量の増大に対処するため、河川、水路、ため池の水害予防対策と下水道施設の整備推進に努める。

### 《計画》

水害予防対策の推進	1 河川等の改修
	2 水害防止対策の推進
	3 防災重点ため池の災害予防計画
	4 管路施設、ポンプ施設及び下水処理場の整備
	5 水防用資機材の整備
	6 大規模氾濫減災協議会への参画

#### ●主な担当部局・関係機関

国土交通省猪名川河川事務所・大阪府西大阪治水事務所・大阪府池田土木事務所  
危機管理課・財務部・都市基盤部・上下水道局・消防局・こども未来部

### 1 河川等の改修

#### (1)概況

豊中市域を流下する河川は猪名川、神崎川、千里川、高川、天竺川、旧猪名川、兎川の7河川で、これらはいずれも河川改修計画や水害予防計画について、各河川管理者のもとで各々計画推進中であり、これらの早期実現に向け、国・大阪府に要望していく。

#### ア 猪名川

猪名川の河川整備は、淀川水系河川整備基本方針（平成19年8月）により、計画高水流量を基本として、淀川水系河川整備計画（令和3年8月）に基づいて河川整備が進められている。

#### イ 神崎川

神崎川は、比較的橋梁が少なく、流域も大きく洪水量も多いため、防潮堤方式を採用している。

防潮ラインは一応完成しているが、嵩上げの困難な橋については、防潮鉄扉を設けて、高潮の進入を防いでいる。

さらに、治水安全度の一層の向上を図るため、嵩上げが可能な橋については、順次嵩上げ及び防潮堤の建設を進めている。

#### ウ 千里川、天竺川、兎川、高川

これらの河川改修は、長期的におおむね100年に一度の大雨に対応できることを目標に改修計画を定め、当面の1時間当たり50mmの降雨に対応できる改修は既成している。

#### エ 旧猪名川水門、排水機場

旧猪名川水門は、神崎川から旧猪名川に高潮が逆流するのを防止し、旧猪名川排水機場は水門閉鎖時の内水排水を行う。

旧猪名川水門、排水機場の管理・操作に関し管理協定、操作規定を大阪府、兵庫県、豊中市間で締結しており、水門、排水機場の維持・操作は豊中市長が行う。

## (2) 予防計画

- ア 早急な完全改修の施工とともに、中小河川については、局地的な集中豪雨に耐え得るような流量の再検討と整備について、国及び大阪府に対して要望していく。
- イ 市においては、随時河川パトロールを行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、河川管理者に必要な措置を求める。
- ウ 平常時から国土交通省猪名川河川事務所をはじめ、水防関係機関と密接な連携を図り災害の未然防止、拡大防止に万全を期す。
- エ 洪水予報河川、水位周知河川（水位情報周知河川）の指定があった場合は、伝達・通知された情報をもとに迅速に対応する。

**資料: 予防-2 河川等の主な整備計画**

## 2 水害防止対策の推進

国及び大阪府が行う洪水予報、浸水想定区域に基づいて、洪水・高潮に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難体制の整備を行う。

## (1) 洪水予報

- ア 近畿地方整備局は、二以上の府県の区域にまたがる河川その他流域面積が大きく洪水により重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、大阪管区気象台と共同して洪水予報を行い、大阪府に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。
- イ 大阪府は、管理河川等のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、大阪管区気象台と共同して洪水予報を行い、水防管理者に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。また、上記アにより通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に通知する。  
本市では、現在、猪名川（平成11年2月26日）、神崎川（平成17年4月26日）が洪水予報河川として指定されている。
- ウ 近畿地方整備局及び大阪府は、市町村長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市町村長へ河川等の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

## (2) 特別警戒水位の設定及び到達情報の発表

大阪府は、洪水等により相当な損害を生ずるおそれがあるとして指定した河川〔水位周知河川（水位情報周知河川）〕である管理河川（千里川・天竺川・兎川・高川・箕面川）において、避難判断水位及び氾濫危険水位に達した場合は、水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

また、雨量の情報を活用するなど、河川等の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位やカメラ画像等の情報を提供するよう努める。

大阪府は、市町村長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市町村長へ河川等の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

## (3) 水防警報の発表

## ア 猪名川

近畿地方整備局は、洪水により重大な損害を生ずるおそれのあると認めて指定した河川について、洪水のおそれがあると認めるときは、水防警報の発表を行い、直ちに大阪府に通知する。

## イ 神崎川・千里川・天竺川・兎川・高川・箕面川

大阪府は、洪水又は高潮により重大な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川について、洪水又は高潮のおそれがあると認めるときは水防警報の発表を行う。また、上記により通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に通知する。

ウ 水防管理者は、水防警報が発せられたときは、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認めたときは、水防団及び消防機関等を出動又は、出動準備させる。

## (4) 水位情報の公表

## ア 猪名川

近畿地方整備局は水位観測所を設置した河川においては、その水位の状況の公表を行い、直ちに大阪府に通知する。

## イ 神崎川・千里川・天竺川・兎川・高川・箕面川

大阪府は、水位観測所を設置した河川においては、その水位の状況の公表を行う。

## (5) 浸水想定区域の指定・公表

ア 近畿地方整備局は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が予測される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

イ 大阪府は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川及び水位周知河川（水位情報周知河川）が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

ウ 市及び大阪府は、今後、想定し得る最大規模の降雨により、水位周知下水道に指定した排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川その他の公共水域等に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域として、雨水出水浸水想定区域の指定を、又その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等の公表を検討する。

エ 大阪府は、想定し得る最大規模の高潮により、水位周知海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

## (6) 浸水被害軽減地区の指定

- ・水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

## (7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

ア 市は浸水想定区域の公表を受けて、作成した河川・高潮のハザードマップを市民に周知するとともに、浸水が予測される地域住民等に対し、情報伝達の経路、避難施設や避難方法等についての出前講座や啓発を行い、水害予防対策を推進する。また避難誘導體制の整備を図るとともに、避難行動要支援者等の避難が円滑に行えるよう配慮し、集団避難が行えるよう自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

イ 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要

するものが利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地並びに当該施設への洪水予報等の伝達方法をあらかじめ定めておく。また、これらの施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保計画、非常災害対策計画を作成するとともに、この計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

ウ 市及び大阪府は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

#### 資料:予防-14 浸水想定区域内等要配慮者利用施設一覧

### (8) 洪水・高潮リスクの開示

#### ア 洪水・高潮リスクの開示

大阪府は、管理河川等において様々な降雨により河川氾濫・浸水・高潮が予想された区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深を公表する。

また、市長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。

#### イ 洪水・高潮リスクの周知及び利用

市及び大阪府は、公表された洪水・高潮リスクを住民に周知させるため、説明会・講習会等の必要な措置を講じるように努めるとともに、洪水・高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を策定する際に参考とする。

また、ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示する。

#### ウ 高潮対策

市は、高潮リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災対策を推進する。

### (9) 地下空間の浸水予防対策

#### ア 情報の提供

地下街及び地下施設等の地下空間の分布を把握するとともに、気象予警報等の浸水の危険性に関する情報の入手に努め、市民、地下空間の管理者等に対し、情報の提供を図る。

#### イ 避難体制の整備

地下街及び地下施設等の管理者に対して、防水板、防水扉、防水扉の整備、出入り口のマウントアップ、土嚢の常備を促すとともに、利用者等の避難誘導體制を整備し、平常時から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の広報に勤めるよう普及啓発するとともに、水防法の規定に準拠した避難確保計画の作成を促す。避難確保計画の作成にあたっては、接続ビル等の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

## 3 防災重点ため池の災害予防計画

ため池については、堤防の決壊等による浸水被害を防止するため、適正な維持管理のもと、大阪府やため池管理者等関係機関と連携して、洪水調節機能を活用した余水吐の改良等、ため池等農業用水利施設の改修・補強を進めるとともに、事前の備えと迅速かつ的確な情報伝達・避難等、防災意識の向上を図るソフト対策と併せ、総合的な防災・減災対策を進める。

市は、大阪府やため池管理者と連携して、ため池等農業用施設の耐震性調査・診断を計画的に実施し、想定される大規模地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう、「土地改良施設耐震対策計画（平成19年1月）」に基づき耐震対策を実施する。

なお、当市にはため池が約 40 あるが、規模を考慮し万一氾濫等が発生した場合、大きな被害が生じるおそれがあると予想される池を「防災重点ため池」としている。

**資料: 予防-3 ため池防災関係水防区域一覧表**

#### 4 管路施設、ポンプ施設及び下水処理場の整備

##### (1) 概況

市域を流下する河川は、一部が天井川であり、さらに南部地域一帯が低地帯であることから、自然流下によって河川に直接排水することが困難である。そのため浸水対策として、下水道管路施設の整備を推進し、河川に排水する施設として下水処理場やポンプ施設の建設を行ってきた。また、道路側溝等も排水施設の一環として整備を行ってきた。

各施設の概要は、以下のとおりである。

##### ア 管路施設

雨水対策整備として、5年に一度の降雨を対象に施設整備を行ってきた。今後は、10年に一度の降雨を対象とした施設の増強を図る。また、必要に応じ雨水貯留施設等の整備を図る。

##### イ ポンプ施設

桜井谷ポンプ場、利倉ポンプ場、穂積ポンプ場、小曾根第1ポンプ場、小曾根第2ポンプ場、千里園ポンプ場での整備。今後は10年に一度の降雨を対象とした施設の増強を図る。

##### ウ 下水処理場

庄内下水処理場の整備。今後は10年に一度の降雨を対象とした施設の増強を図る。

#### 5 水防用資機材の整備

災害発生に伴う停電時の情報確保の電池式受信機を設備しておく。また、水防資機材確保のため、手持資材量を調査し、緊急時の補給に備えるとともに、資機材を使用し、又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておかなければならない。

**資料: 風水害-3 豊中市関係水防倉庫一覧表**

**資料: 風水害-4 水防用資機材一覧表**

#### 6 大規模氾濫減災協議会への参画

洪水予報河川（猪名川・神崎川）及び水位周知河川（千里川・天竺川・兎川・高川・箕面川）に関連して、大規模氾濫減災協議会が組織されたとき（これに相当する会議を含む）は、本市も、流域の他自治体、河川管理者とともにこれに参画する。

また、水害対応タイムライン等、当該協議会で討議・決定された取り組み方針等に基づき、大規模氾濫減災対策を推進する。

## 第7節 地盤災害予防対策の推進

### 《方針》

地震に伴う液状化やがけ崩れなどの災害から市民の生命・財産を守り、災害に強いまちづくりを進めるため、地震災害被害想定調査結果等の情報提供等により災害防止に努める。

### 《計画》

地盤災害予防対策の推進	1 宅地等の安全対策
	2 警戒避難体制等

#### ●主な担当部局・関係機関

大阪府池田土木事務所・危機管理課・都市計画推進部・都市基盤部・消防局・こども未来部

### 1 宅地等の安全対策

#### (1) がけ地対策

大阪府及び市は、土砂災害警戒区域等の把握・周知に努め、急傾斜地の崩壊により災害発生のおそれがある箇所については、土地所有者等に急傾斜地の保全を要請する。

また、市は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条に基づき、当該警戒区域ごとに警戒避難体制を定め、ハザードマップ等の配布を行う。さらに土砂災害特別警戒区域においては、建築基準法に基づく構造規制を踏まえ、建築物の構造が安全なものとなるよう努める。

大阪府、市、警察、消防等の防災関係機関は、地域住民の協力を得て、防災パトロールの実施など災害発生の未然防止と災害時の避難誘導、住民への広報等の応急対策実施体制を確立する。

また、市は必要に応じて、特定非営利活動法人大阪府砂防ボランティア協会との連携により、パトロールを実施及び情報提供を行う。

**資料: 予防-4 土砂災害警戒区域**

#### (2) 宅地防災対策

土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、建築物の構造が安全なものとなるように構造規制を行う。また、土砂災害発生時に著しい危害が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

宅地造成工事規制区域（宅地造成等規制法第3条）内で行う一定の造成工事については、許可を要し技術基準に適合した内容としなければならない他、区域内の土地の所有者等はその保全に努めなければならない。また必要に応じ、市は監督処分等を行うことができる。

また、大規模盛土造成地の位置と範囲を示す、大規模盛土造成地マップを公表し、宅地に対する防災意識の向上に努めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を促進するよう努め、また液状化発生の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努める。



### (3) 情報連絡体制の確立

市は、警察、その他の機関及び地域住民の協力を得て、当該地域の災害発生危険性の情報、気象警報、避難指示等の情報連絡体制を確立する。

### (4) 避難指示等

土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに当該危険区域の住民に対して高齢者等避難・避難指示又は緊急安全確保を発令することとし、指定避難所の開設準備や、高齢者等避難・避難指示又は緊急安全確保の伝達体制、避難誘導等の体制及び警察、消防、地元自治会等との協力体制の整備を図る。

### (5) 液状化危険区域

地盤の液状化が予想される区域を災害の被害想定によって明らかにし、パンフレットなどを通じて市民への指導啓発に努める。

## 2 警戒避難体制等

市は、土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項については風水害応急対策計画に定めるが、市民の円滑な警戒避難が行われるために、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項等、必要な事項を住民に周知させるよう努める。

また、要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるとともに、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条）

上記の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（避難確保計画）、非常災害対策計画を作成する。また、作成した計画は市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

大阪府及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

## 3 土砂災害リスク及び避難に関する情報の周知

市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

## 第8節 危険物等災害予防対策の推進

### 《方針》

災害時における二次災害の発生拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講じるとともに、危険物等施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防災意識の普及啓発の徹底を図る。

### 《計画》

危険物等災害予防対策の推進	1 危険物災害予防対策
	2 指定可燃物災害予防対策
	3 高圧ガス災害予防対策
	4 毒物・劇物災害予防対策
	5 放射線災害予防対策

●主な担当部局・関係機関  
大阪府・消防局

#### 1 危険物災害予防対策

消防法に基づき、火災の発生又は延焼拡大の危険性が大きい、火災の際の消火の困難性が高いなどの性状を有する物品を危険物として指定し、火災予防上の観点からその製造、貯蔵・取扱及び運搬についての規制を行っている。

また、指定数量未満の危険物は豊中市火災予防条例により規制されている。

##### (1) 保安教育及び訓練の実施

- ア 危険物施設の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者に対し、保安管理の向上を図るための講習会、研修会等を実施する。
- イ 危険物施設の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者等は、従業員等に対し、安全管理及び災害予防のための教育を実施する。
- ウ 危険物施設の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者等は、危険物安全月間、火災予防運動等の機会をとらえて危険物に対する意識の高揚及び啓発、訓練を実施し、事業所の防災体制の充実を図る。
- エ 一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、保安体制の整備を図るため、危険物保安監督者の選任、自衛消防隊の設置、予防規程の作成などを指導する。

##### (2) 指導の強化

消防法をはじめ関係法令に基づき立入検査等を実施し、法令上の技術基準への適合についての指導を行う。

- ア 危険物施設の位置・構造・設備の維持管理
- イ 危険物の製造、貯蔵・取扱
- ウ 危険物の運搬、移送及び積載の方法等
- エ 移動タンク貯蔵所など移動する危険物についての路上査察の実施

## 2 指定可燃物災害予防対策

わら製品、木毛その他の物品で火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火活動の著しく困難となる物品を指定可燃物として市火災予防条例により貯蔵及び取り扱いの基準が定められており、「1 危険物災害予防対策」に準じた予防対策を講じることとする。

## 3 高圧ガス災害予防対策

関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

ア 消防法に基づく届出、その他関係法令に基づく通報等により、必要に応じて立入検査を実施し、防災上必要な事項を指導する。

特に、消防活動阻害物質として指定されている物質については実態把握に努め、必要に応じて警防計画等を整備する。

イ 事業所に対しては、消火剤等の確保と応急措置体制等についての検討及び防火管理者等に適切な消防計画の作成について指導する。

ウ 高圧ガス施設の管理責任者、防火管理者等は、従業員等に対し、安全管理及び災害予防のための教育を実施する。

## 4 毒物・劇物災害予防対策

「3 高圧ガス災害予防対策」に準じた予防対策を講じることとする。また、学校施設、研究所等に対して、化学実験室等薬品保管場所における毒物・劇物等の容器及び収納棚等の転倒落下防止並びに破損（漏洩）防止の安全対策を実施するよう指導する。

## 5 放射線災害予防対策

放射性同位元素等の取り扱いについては、放射線障害防止法、労働安全衛生法、医療法、薬事法等に基づき規制が行われており、市と事業者は、密接な連携を図りながら、汚染拡大防止等に配慮した対策を講じる。

ア 施設の防災対策

放射線施設の設置者は次の措置を講じる。

(ア) 施設の耐震、不燃化対策を推進し、安全を確保する。

(イ) 放射線による被曝の予防対策を促進する。

(ウ) 放射線量の測定を行い、平素から放射能レベルを把握する。

(エ) 自衛消防防災体制の充実改善を図る。

イ 放射線防災に関する知識の普及

放射線防災関係機関は市民に対し、次の事項について知識の普及を行う。

(ア) 放射線及び放射性物質の特性

(イ) 施設等の概要

(ウ) 放射線災害とその特性

(エ) 放射線災害時における留意事項

ウ 防災業務関係者に対する教育

放射線防災関係機関は、放射線防災業務に携わる者に対し、次に掲げる事項について教育を行う。

(ア) 放射線防災体制及び組織に関する知識

(イ) 放射線防護に関する知識

(ウ) 放射線及び放射性物質の測定方法及び機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識

(エ) 放射線緊急時医療に関する知識

## エ 防災訓練

放射線防災関係機関は、共同又は単独で緊急時通信連絡訓練、緊急時放射線測定訓練等の防災訓練を実施する。

## オ 放射線測定機器類の整備

放射線防災関係機関は、放射線測定機器類を整備する等、平常時及び緊急時における放射線量等放射性物質に関する情報を把握する体制を整備する。

## カ 防護資機材の整備

放射線防災関係機関は、放射線災害応急対策に従事する者が必要とする個人被曝線量測定用具、区域の放射線量測定用具及び被曝を低減するための防護資機材を整備する。

## キ 防災対策資料の整備

放射線防災関係機関は、放射性物質等による汚染の影響範囲を迅速に予測し、的確な応急対策を実施するため、防災上重要な施設の分布等周辺地域の防災対策上必要な資料を整備する。

## 6 事業者

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

資料: 予防-5 危険物取扱所等施設数一覧表

## 第3章 生命と暮らしを守るまちづくり（防災体制の整備）

### 第1節 防災体制の整備

#### 《方針》

災害時に応急対策及び災害応急復旧を迅速、かつ有効に実施するため、組織及び体制を整備し、防災関係機関相互の連携の強化、施設・設備等の整備、資機材・物資の備蓄・点検等に関する計画を定め、防災体制の充実を図る。

#### 《計画》

防災体制の整備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 組織体制の整備</li> <li>2 緊急連絡体制及び動員計画</li> <li>3 職員の災害対応力の向上</li> <li>4 資機材等の整備</li> <li>5 応援・協力体制の整備</li> <li>6 消防力の充実</li> <li>7 自治体被災による行政機能の低下等への対策</li> </ol>
---------	---

#### ●主な担当部局・関係機関

危機管理課・都市計画推進部・都市基盤部・上下水道局・消防局・各部

#### 1 組織体制の整備

(1) 総合的な防災対策を推進するため、防災に係る組織体制の整備充実を図る。

#### 【防災に係る組織体制】

組織名称等	活動等の内容	備考
防災会議	地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する。市長の諮問に応じて当該市の地域に係る防災に関する重要事項を審議する。	資料：一般-1 参照
防災会議幹事会	平常時の防災対策の総合的な推進を図る。	資料：一般-2 参照
地震災害警戒本部	本市域で震度4が観測されたとき、東海地震に係る警戒宣言が発令されたとき等において設置し、情報収集及び災害対策本部の設置準備等を行う。	地震災害応急対策計画第1章第1節 災害対策本部の設置参照
風水害対策本部	風水害警戒体制の配備基準に加え、市民生活への影響が大きくなることが予測される場合に設置し、風水害に係る警戒活動及び応急対策活動を実施する（被害規模等の状況に応じて、A-1号配備体制、A-2号配備体制、又はB号配備体制で対応する）。	風水害応急対策計画第2章第2節 風水害対策本部の設置参照
災害対策本部	災害が発生した場合、当該災害に関する情報を収集する。 本市域で震度5弱以上を観測し、又は大規模な災害が発生するおそれがあるとき等において設置し、災害応急対策を実施する。 風水害対策本部を設置し、警戒、応急対策活動を実施しているときで、災害対策本部の設置基準に該当する状況となった場合は、災害対策本部体制に移行し災害応急対策を実施する。	地震災害応急対策計画第1章第1節 災害対策本部の設置参照 風水害応急対策計画第2章第4節 災害対策本部の設置参照

役職	役割
部長（チーム長）	災害対策本部等において担当部（チーム）の職員を統括する。
副部長（副チーム長）	災害対策本部等において担当部長（チーム長）の補佐をする。
班長（グループ長）	災害対策本部等において担当班（グループ）の職員を統括する。
副班長（副グループ長）	災害対策本部等において担当班長（グループ長）の補佐をする。

(2) 防災上重要な施設の管理者、防災関係機関との連携及び協力体制を確立する。

(3) 上記の庁内組織体制の他、大阪府とも連携して、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制を構築し、適切な対応がとれるように努める。

## 2 緊急連絡体制及び動員計画

### (1) 緊急連絡体制

突発的な災害発生に備え、24時間体制の市役所庁舎守衛及び消防局から危機管理担当部課長等に情報連絡が行えるよう体制の確立を図る。

また、守衛及び消防局は市民、関係機関等からの情報の整理に努めることとし、連絡を受けた危機管理担当部課長等は関係機関との連絡調整を行うとともに、速やかに活動体制を確立する。

### (2) 動員計画

各部及び関係機関は、個々の災害対策要員の配備体制（動員計画）及び役割についてあらかじめ定める。また、勤務時間外についても緊急連絡網を定め、迅速な防災活動体制の確保を可能にしておくとともに、不測事態に備え、代理順など指揮命令系統等を明確にしておく。

## 3 職員の災害対応力の向上

### (1) 災害対応マニュアル等の見直し・習熟

ア 災害対策本部の各部の各班長は、定期的に「災害対応マニュアル」及び「各班業務マニュアル」を見直し、災害対応に万全を期すこととする。

イ 個々の職員は、日頃から「災害対応マニュアル」及び「各班業務マニュアル」に目を通し、習熟しておくこととし、災害時の状況（時系列）に応じた的確な対応ができるよう備える。

ウ 各班長は、本計画に基づき作成した「災害対応マニュアル」及び「各班業務マニュアル」を各職員に周知し、また各自の任務分担の自覚、防災知識とその技術の修得を図るため、防災研修等を実施する。

### (2) 研修・訓練の実施

職員の災害対応力の向上を図るため、職員への防災研修、防災訓練を実施する。

ア 災害対策本部、各部の班長は災害対応マニュアル等に基づく研修・訓練を年に1回以上実施し、実施内容及び実施結果等を危機管理課に報告する。

イ 危機管理課は年度末に防災研修及び防災訓練の実施状況を市長に報告する。

#### 4 資機材等の整備

災害時に備え、燃料、発電機、車両、水防資材、救助用資材等の資機材の整備及び備蓄物資等の適正配置等を図るとともに、定期的に点検を行う。また、資機材、備蓄物資、燃料等が不足する場合に対処するため、供給協定による民間流通備蓄の活用などそれらを緊急調達し得る体制の確立に努める。

また、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

#### 5 応援・協力体制の整備

##### (1) 市町村間の広域応援体制の充実

災害時の相互援助を目的として、災害応急対策の相互応援に関する協定や消防相互応援に関する協定等の各種協定により、広域的な相互応援体制の推進に努める。

##### (2) 関係団体との協力体制の確保

建設業者その他の関係機関・関係団体と災害時の防災活動に関する協力体制の確立に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

##### (3) 応援・受援体制の整備

災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に努めるものとし、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。

###### ア 応援・受援計画の目的

支援を要する業務や受け入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。

###### イ 計画に定める内容

###### (ア) 組織体制の整備

(イ) 他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受け入れ（具体的な方法、手順等を分野や経過時間に即した受援の仕組みを設定）

(ウ) 人的応援に係る担当部局との調整

(エ) 災害ボランティアの受け入れ

(オ) 人的支援等の提供の調整

(カ) 全国の自治体等に対する物的応援の要請・受け入れ

(キ) 人的・物的資源の管理及び活用

##### (4) 緊急消防援助隊応援体制の充実

近年、南海トラフ地震等の切迫性やNBCテロ発生等の危険性の高まりが指摘されている状況を踏まえ、広域緊急対応体制の充実強化を図るため、平成15年6月その整備体制や消防庁長官の指示権の創設などを内容とした消防組織法の改正が行われ、平成16年4月全国で部隊数2,821隊の緊急消防援助隊として新たに発足した。

現在、国の基本計画に沿って、緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上を図っている。

当市は令和3年4月現在12隊（消火隊6隊・救助隊1隊・救急隊4隊・後方支援隊1隊）を登録している。

#### (5) 広域避難の協議等

市は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、避難のための立ち退きを指示した場合におけるその立ち退き先を避難場所とすることが困難であり、かつ、住民等の生命又は身体を災害から保護するため住民等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、住民等の受け入れについて、府内の他の市町村長に協議することができる。

## 6 消防力の充実

### (1) 消防水利の確保、整備

ア 震災時の消火栓の機能低下を考慮し、耐震性貯水槽等の防火水槽の整備、河川、ため池等の自然水利やプール等の活用により、震災時においても有効な消防水利の確保に努める。

イ 震災時においても有効な各消防水利間の距離がおおむね250m以内となるよう整備を図る。

ウ 河川、ため池、プールなどの管理者は、消防機関と協議しながら、消防水利の確保のために、耐震対策の推進など必要な施設・設備の整備に努める。

エ 「豊中市土地利用の調整に関する条例」に基づき、消防水利の確保について指導する。

**資料: 予防-7 消防水利一覧表**

### (2) 常備消防力の強化

#### ア 消防庁舎・車両等の整備

災害時に予想される同時多発火災に対応するため消防車両等を補強整備する。また、地震に対応できるよう消防庁舎の耐震化を進める。

#### イ 人命救助用資機材の整備

火災、建物倒壊等での救助事案に対応できるよう、必要な資機材の整備に努める。

#### ウ 救急救命士の配置

高度救命処置を実施する救急救命士を確保し配置する。

#### エ 認定救急救命士の配置

気管挿管や薬剤投与など、更に高度な救命処置を実施できる認定救急救命士の養成に努める。

### (3) 非常備消防力の強化

常備消防の強化とともに地域防災力の強化を図るため、消防団の資機材の整備に努める。



## 7 自治体被災による行政機能の低下等への対策

上町断層帯地震等の大規模災害が発生した場合、行政施設・職員が被災し行政機能が大幅に低下することも想定されるため、迅速な災害対応及び市民生活に直結する通常業務の継続・復旧に向け、「豊中市業務継続計画」に基づき、必要な体制整備を行う。体制整備にあたっては、必要な要員の確保に努めるとともに、執務室や電力、通信等にかかる業務資源の確保に努める。

また、行政機能が低下した場合でも、速やかに被災者対応を行えるよう被災者支援のためのシステムの整備を図る。

さらに、相互応援協定の締結等、府外も含めた市町村間の相互応援体制の構築・強化に努めるとともに、その実効性の確保に留意する。なお、被災市区町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）を活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

## 第2節 災害情報網の整備

### 《方針》

災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、情報伝達体制の整備に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等の情報収集体制の整備に努める。

### 《計画》

災害情報網の整備	1 情報連絡体制の整備
	2 情報収集伝達体制の強化
	3 災害広報体制の整備
	4 災害時相談体制の整備
	5 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供

#### ●主な担当部局・関係機関

危機管理課・総務部・都市経営部・財務部・市民協働部・消防局

### 1 情報連絡体制の整備

#### (1) 通信系の確保

災害時の情報伝達手段である有線電話及び無線電話の設備機能を常時維持するため、保守管理を徹底するとともに、地震に備え機器の転倒防止、予備電源の確保等に努める。

また、地震発生時に市内LANの通信連絡を確保するため、ネットワーク環境の保全に努めるとともに、発生した際には災害対策本部体制において大阪府防災情報システムの運用を確保できるよう努める。

なお、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保できるよう努める。

#### (2) 防災行政無線等の拡充

災害時の応急活動に係る情報通信の重要性に鑑み、大阪府並びに府内市町村と相互に連携し、無線通信網の多重化対策や停電対策等の一層の強化とともに、防災情報システムの構築、防災行政無線（移動系・同報系）等の運用体制の強化を図る。

また、災害時に機動的に活用できるよう、関係機関等と平時より定期的な訓練の実施や整備に努める。

さらに、被災者等への情報伝達手段として、市防災行政無線等の活用を図るとともに、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。また、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制の確保に努める。

#### (3) 消防救急デジタル無線の拡充

消防団との連携、広域応援体制の充実等を考慮し、消防救急デジタル無線の整備充実拡充に努める。

#### (4) 大阪府防災情報システムの活用

災害時に機動的に活用できるよう、日頃からシステムの習熟に努める。

## 2 情報収集伝達体制の強化

被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、様々な環境下にある住民や職員に対し、気象警報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（移動系防災行政無線を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、Lアラート（災害情報共有システム）、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のホームページやメール、ソーシャルネットワークサービス（SNS）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ、フルセグ等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。また、職員の情報分析力の向上を図るとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、情報の地図化等による伝達手段の高度化にといった最新の情報通信関連技術の導入に努めるなど、大規模停電時も含めた情報収集伝達体制の強化に努める。

勤務時間外の情報収集伝達を迅速に行うため、24時間体制の市役所庁舎守衛及び消防局との連携を強化する。

緊急地震速報について、市民がこの情報の特徴を理解して的確な行動が取れるよう、普及啓発を進める。

## 3 災害広報体制の整備

市をはじめ防災関係機関は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。その際、被災者や救助作業等への配慮に努める。

### (1) 広報体制の整備

#### ア 災害広報責任者の選任

災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ、災害広報責任者を選任

#### イ 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理

#### ウ 広報文案の事前準備

(ア) 地震情報（震度、震源、地震活動等）・津波・気象・海象・水位・放射線量等の状況

(イ) 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ

(ウ) 出火防止、初期消火の呼びかけ

(エ) 要配慮者への支援の呼びかけ

(オ) 災害応急活動の窓口及び実施状況

#### エ 要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保

### (2) 緊急放送体制の整備

市は放送事業者と連携して、法の規定に基づく緊急放送体制の整備に努める。

### (3) 報道機関との連携協力

放送事業者、通信者、新聞社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。

## 4 災害時相談体制の整備

住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対し適切に対応できるよう、専用電話・ファクシミリ等の設置の手順、相談窓口開設等の体制を整備する。

---

## 5 停電時の住民への情報提供

---

市をはじめ防災関係機関は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

---

## 6 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供

---

市は、大阪府・防災関係機関と連携して、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

また、市外へ避難した者については、確実に情報が提供できるよう、避難先市町村に所在地情報を提供するよう「全国避難者情報システム（総務省）」の周知を図る。

## 第3節 火災予防体制の整備

### 《方針》

市及び市民並びに事業所は、火災の発生を未然に防止し、又は火災による被害の拡大を防止するため、火災予防体制の整備を図る。

### 《計画》

火災予防体制の整備	1 建築物等の火災予防
-----------	-------------

●主な担当部局・関係機関 都市計画推進部・消防局
-----------------------------

#### 1 建築物等の火災予防

##### (1) 一般建築物（住宅を含む）

###### ア 火災予防査察の強化

当該区域内の工場や公衆の出入りする場所などについて、消防法第4条、第4条の2に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性の強化等について改善指導する。

###### イ 防火・防災管理体制の推進

学校、病院、工場など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物並びに一定規模以上の建物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条及び第36条の規定による防火管理者及び防災管理者を活用し、防火・防災管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

(ア) 消防計画の作成及び同計画に基づく訓練の実施

(イ) 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理

(ウ) 火気取扱の監督、収容人員の管理など

(エ) 自衛消防組織の編成並びに活動

###### ウ 防火対象物及び防災管理定期点検報告制度の推進

(ア) 対象施設の関係者の防火・防災に対する認識を高め、点検基準適合への取り組みを推進する。

(イ) 一定規模、用途の防火対象物の管理権原者が火災予防及び防災管理に関する専門知識を有する者に防火・防災管理業務等の消防関係法令の遵守状況について定期的に点検させ、より高い安全性を確保する。

###### エ 定期報告制度の活用

特定行政庁（建築主事を置く市町村においてはその長）は、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、一定規模以上の多数の人が利用する建築物や建築設備、防火設備の適切な維持保全の促進を図る。

###### オ 市民、事業所に対する指導・啓発（第1章 第1節 「市民の防災力の向上」参照）

市民、事業所に対し、消火器の使用法、地震発生時の火気器具、電気器具の取り扱い、安全装置付ストーブ等の普及の徹底を図るとともに、広報活動や防火図画の募集などによる火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

## カ 住宅防火対策

高齢者や障害者などの要配慮者はもとより、市民を火災から守るため住宅用火災警報器の設置推進に努める。

## (2) 高層建築物（高さが31mを超えるもの）

高層建築物は、その建築に際しては建築基準法に基づく審査及び指導のほか、特に防災上・構造上の安全を確保する必要があるものについては、専門機関による評価を受けるよう指導が行われている。

構造上の特殊性、不特定多数の人が出入りするため消防活動などの災害対応は極めて困難と予想されるため、予防査察を効果的に実施するなど、所有者等に対する火災の未然防止を指導する。

## ア 防災計画書の作成指導

原則として、高層建築物の新築に際し、出火防止・初期消火や避難安全性の確保等の観点から建築物の計画条件に即した総合的な防災計画書の作成を指導する。

## イ 共同防火管理体制の確立

管理権原が分かれている高層建築物、地下街において共同防火管理体制の確立を指導する。

## ウ 共同防災管理体制の確立

防災管理を行わなければならない建物で、管理権原が分かれている建物において共同防災管理体制の確立を指導する。

## エ 防災規制

高層建築物、地下街において使用する防災対象物品については、防災性能を有するものを使用するよう指導する。

## オ 屋上緊急離着陸場等の整備

原則として、非常用エレベーターの設置を要する高層建築物には、屋上緊急離着陸場又は緊急救助用スペースを設置するよう指導する。

## (3) 地下街

地下街については、火災になると内部に煙が充満し、消防活動が極めて困難であるうえ、中にいる人達が混乱状態に陥ることも予想され、災害時の危険性が極めて高い。このため、建築基準法、消防法等によるほか「地下街の取扱いについて」（昭和48年7月31日建設省都計発第71号、消防安第1号、警察庁乙交発第5号、鉄総第314号）等により、その防火・安全対策の確保を図っているところであるが、上記(2)「高層建築物ア～ウ」によるほか、地下街連絡協議会の設置、「地下街防火・安全計画」の作成指導などにより防火・安全対策の確保・指導を行う。

## (4) その他不特定多数が利用する大規模施設

市、大阪府をはじめ関係機関は、消防法改正（平成19年6月）に伴い、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店等の建物で多数の者が出入りするものであり、かつ、大規模なものについては、火災予防だけでなく地震等による被害軽減の観点から、自衛消防組織を設置するとともに、防災管理者を定め、地震被害等に対応した消防計画を作成するなど、所有者等に対し、地震等による火災その他の災害に係る被害軽減のための措置を講ずるよう指導する。

## 第4節 災害時医療体制の整備

### 《方針》

災害時の医療救護活動が、迅速かつ連続して適切に行えるよう、大阪府及び医療関係機関と連携しながら災害時医療体制の整備を図る。

### 《計画》

災害時医療体制の整備	1 医療体制の整備
	2 医療情報の収集伝達体制の整備
	3 医療救護班の整備
	4 後方医療体制の整備
	5 医薬品及び医療用資器材等の確保体制の整備
	6 患者等搬送体制の整備
	7 個別疾病対策

#### ●主な担当部局・関係機関

豊中市医師会・豊中市歯科医師会・豊中市薬剤師会・豊中市病院連絡協議会・豊中市訪問看護ステーション連絡会・市保健所・市立豊中病院・健康医療部・消防局

### 1 医療体制の整備

災害発生時に、医療対策に関わる意思決定を行うため、豊中市医師会、豊中市歯科医師会、豊中市薬剤師会、豊中市病院連絡協議会、豊中市訪問看護ステーション連絡会、市保健所、市立豊中病院からなる医療本部を設け、災害医療体制の確立を図る。

医療本部の役割は、次のとおりとする。

- (1) 発災直後からの初期医療体制の意思決定に関すること
  - ア 救護所開設
  - イ 救護班の派遣
  - ウ 体制の確立
  - エ 情報の収集・伝達
- (2) 広域医療体制の意思決定に関すること
  - ア 大阪府への応援要請
  - イ 広域応援協定に基づく応援要請（医療資機材、医薬品等）
- (3) 救護班・医療ボランティアの応援要請及び受け入れに関すること
- (4) 保健衛生対策に関すること
  - ア 防疫に関わる措置
  - イ 心のケア
  - ウ 健康相談

なお、府は、医療の応援について近隣府県間における協定の締結を促進する等、医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、関西広域連合とも連携し、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）及び災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練の実施、関西広域連合管内のドクターヘリによる災害時の機動的かつ効果的な運航体制の構築、ドクターヘリ運航要領に定める災害時の運用、複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

また、大規模災害発生時において医療救護活動等が中長期にわたることも見据え、主に急性期医療を担う災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担う医療救護班への円滑な移行等を図るため、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）も参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるとともに、被災地域外からの医療救護班の受入れや派遣についてのコーディネート機能の整備等に努める。さらに、他府県が被災した場合に、被災地域への医療救護班の派遣や患者の受入れについても支援に努める。

## 2 医療情報の収集伝達体制の整備

医療関係機関と連携し、災害時において迅速かつ的確な医療情報の収集伝達を行うため、医療施設の被害状況や空床状況等を把握するとともに、大阪府が推進する広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の有効活用を推進する。

また、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

## 3 医療救護班の整備

豊中市医師会・豊中市歯科医師会・豊中市薬剤師会・豊中市訪問看護ステーション連絡会と協力し、災害時に通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生した場合や、医療機関の被害により被災地域に医療の空白が生じた場合に、適切な医療が実施できる医療救護体制の整備を図る。

### (1) 医療救護班の整備

豊中市医師会・豊中市歯科医師会・豊中市薬剤師会と協力し、医療救護班の編成数や構成、派遣基準や派遣方法について予め定める。

### (2) 医療救護所の設置体制の整備

医療救護所開設の手順や役割分担等の体制について整備を図る。また、医療救護所の設置場所は、北部は豊中市医療保健センター、南部は庄内保健センターとし、応急救護所は傷病者が多数発生している災害現場直近に設置する。



#### 4 後方医療体制の整備

医療救護所では対応できない患者の二次、三次医療を、大阪府地域防災計画に定める災害医療機関を中心に、被災を免れた（被災地域内、被災地域外を含め）全ての医療機関で実施する体制の整備を図る。また、必要に応じて、大阪府で整備する広域搬送拠点臨時医療施設との連携を図る。

##### (1) 災害拠点病院

###### ア 基幹災害拠点病院

基幹災害拠点病院である大阪府立急性期・総合医療センターは、地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送に係る地域災害拠点病院間の調整を行う。

###### イ 地域災害拠点病院

地域災害拠点病院は、重傷患者の救命医療を行うための高度な診療機能を有するとともに、医薬品及び医療用資器材備蓄機能、医療救護班の受け入れ機能、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣機能、応急患者搬送への対応機能を有する。豊能二次医療圏においては、大阪府済生会千里病院及び大阪大学医学部附属病院が地域災害拠点病院に位置づけられている。

##### (2) 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児疾患、精神疾患など専門医療を必要とする個別疾病対策の拠点として、大阪府立病院機構の大阪国際がんセンター、大阪精神医療センター、大阪はびきの医療センター、大阪母子医療センターの4施設が位置づけられている。

##### (3) 市災害医療センター

市災害医療センターに市立豊中病院が位置づけられており、本市における医療救護活動の拠点として整備する。

##### (4) 災害医療協力病院

患者の受け入れに協力する医療機関として救急告示病院等が指定されており、地域災害医療センター、市災害医療センター等との協力体制の強化に努める。

##### (5) 病院災害対策マニュアルの作成等

各医療機関は、災害時における診療機能を確保するため、防災体制や災害時の応急対策などを盛り込んだ病院防災マニュアルを作成するとともに、平常時から訓練を実施する。

##### (6) 地域医療連携の推進

災害時において、医療関係機関が連携した医療活動が実施できるよう、平常時から、MC（メディカルコントロール）協議会や、豊能保健医療推進協議会（救急医療に関する小委員会）等と連携し、地域の実情に応じた医療体制を構築する。

#### 5 医薬品及び医療用資器材等の確保体制の整備

大阪府、市及び日本赤十字社大阪府支部は、豊中市薬剤師会や関連業者の協力を得て、災害の発生後、緊急を要する医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の確保体制を整備する。

## 6 患者等搬送体制の整備

---

大阪府及び市は、医療救護所や市内の病院等から被災地外後方医療機関への患者、医療救護班、医薬品等の搬送体制を整備する。

## 7 個別疾病対策

---

大阪府及び市は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、血液疾患、小児医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを検討する。

## 第5節 緊急輸送体制の整備

### 《方針》

陸上輸送及び航空輸送等、災害時の緊急輸送活動に必要な輸送手段・輸送拠点を把握・点検するとともに、平常時より災害時に備えた民間業者との協力体制の推進に努める。

### 《計画》

緊急輸送体制の整備	1 緊急交通路の整備 2 災害時用臨時ヘリポートの選定等 3 輸送手段の確保体制の整備 4 物資を指定避難所等への確に供給する仕組みの構築
-----------	--

#### ●主な担当部局・関係機関

大阪府・危機管理課・都市基盤部・消防局

### 1 緊急交通路の整備

#### (1) 緊急交通路の選定

大阪府が選定した広域緊急交通路に加え、災害時用臨時ヘリポート、市災害医療センター、災害医療協力病院及び指定避難所等を連絡する道路として、地域緊急交通路を選定する。

#### ア 広域緊急交通路（大阪府選定）

名神高速道路

中国自動車道

阪神高速道路（高速大阪池田線）

国道 176 号

国道 423 号

主要地方道大阪中央環状線

国道 479 号・府道西宮豊中線（大阪内環状線）

主要地方道大阪池田線

市道緑地北側線・服部緑地 2 号線（寺内～服部緑地）

一般府道熊野大阪線（服部緑地～若竹町）

市道曾根服部緑地線（長興寺南～服部緑地）

#### イ 地域緊急交通路（市選定）

主要地方道伊丹豊中線・主要地方道旧大阪中央環状線（上新田～走井）

主要地方道豊中亀岡線・市道曾根箕面線（長興寺南～北緑丘）

市道神崎刀根山線（二葉町～上野坂）・都市計画道路穂積菰江線

資料:予防-8 緊急交通路路線図

#### (2) 緊急交通路の応急点検体制等の整備

緊急交通路のうち市管理の道路については、その機能を確保できるよう整備を推進する。

また、平常時からその安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や道路啓開体制及び応急点検体制を整備する。

### (3) 緊急交通路の周知

選定した地域緊急交通路等の緊急交通路については、災害時に機能を確保するため、平常時から市民に対し広報誌等を通じて周知に努める。

### (4) 緊急通行車両の事前届出

防災関係機関は緊急通行車両として使用する計画のある車両について「緊急通行車両事前届出」を行い、災害時における緊急輸送体制の整備を図る。

### (5) 重要物流道路の指定等

災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣に指定された重要物流道路については、大阪府と協議のうえ機能強化及び重点支援を実施する。

## 2 災害時用臨時ヘリポートの選定等

陸上交通のマヒに備えて、災害時の救助、救護活動、緊急物資の航空輸送のための災害時用臨時ヘリポートを選定し、大阪府に報告する。

また、ヘリポートへのアクセスを整備・確保するとともに、災害時に他府県等（自衛隊・警察・消防等）からのヘリコプターによる迅速かつ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。

**資料: 予防-9 災害時用臨時ヘリポート選定基準及び選定場所一覧表**

## 3 輸送手段の確保体制の整備

災害時の防災関係機関の輸送能力を補完するため、大阪府トラック協同組合、阪急バス(株)の指定公共機関又は指定地方公共機関との連携に努めるとともに、民間事業者との協定等により連携体制の構築を図る。また、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。

市は、災害応急対策に使用する車両で、民間事業者等から調達する必要があるものについて、あらかじめ輸送協定を締結し「緊急通行車両事前届出」を行う。

## 4 物資を指定避難所等へ的確に供給する仕組みの構築

市の備蓄物資や各自治体、企業等からの支援物資を迅速かつ円滑に指定避難所等に搬送できるように、ニーズの把握方法、物資集積拠点や搬送方法、搬送ルートなどの物資供給体制の仕組みを構築する。

また、供給する物資が不足する場合を想定し、大阪府や他市町村への応援要請体制、国のプッシュ型支援を受ける場合の受入体制等、物資調達体制の整備・充実を図る。

なお、本市では、市立豊島体育館を物資拠点として位置づけ、この拠点を中継点として、大阪府物資拠点等から物資を受け取り、市の備蓄物資とあわせて、各指定避難所に配送するものとする。

さらに、大規模な災害発生のおそれがある場合には、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

## 第6節 避難体制の整備

### 《方針》

災害時に市民が安全かつ速やかに避難できるよう、避難場所として適切な施設を選定し、その周知徹底を図るとともに避難施設及び周辺環境の整備に努める。

### 《計画》

避難体制の整備	1 指定緊急避難場所、避難路の選定等
	2 指定避難所の選定・整備
	3 福祉避難所の選定・整備
	4 愛玩動物の収容対策の検討
	5 避難誘導體制の整備
	6 市民等への周知
	7 避難者相互受け入れ
	8 応急仮設住宅建設候補地の事前選定
	9 応急危険度判定体制の整備
	10 斜面判定制度の活用
	11 り災証明書の発行体制の整備

#### ●主な担当部局・関係機関

警察・危機管理課・財務部・環境部・福祉部・都市計画推進部・都市基盤部・教育委員会・健康医療部

#### 1 指定緊急避難場所、避難路の選定等

指定緊急避難場所及び避難路について、それぞれ安全性等を検討のうえ必要箇所を抽出し、選定する。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

指定緊急避難場所、避難路の選定にあたっては次の事項に留意する。

##### (1) 指定緊急避難場所（一時避難場所）の選定

地震の場合における一時的な避難場所として、空地面積がおおむね1,500㎡以上の公園・運動場等を周囲の状況を勘案して指定する。

また、火災については大阪府の選定基準であるおおむね1ha以上の公園・運動場等を指定する。

なお、洪水等他の災害の場合については、内閣府の「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（平成29年3月）に基づき選定する。

## (2) 指定緊急避難場所（広域避難場所）の選定

大規模な延焼火災に対し、有効な遮断ができる空地を選定する。

- ア 想定される避難者1人あたりおおむね1㎡以上の避難有効面積を確保できること
- イ 面積が10ha以上のもの
- ウ 面積が10ha未満の公共空地で、該当公共空地に隣接し、又は、近接してこれと一体的に避難場所としての機能を有する公共施設その他の施設の用に供する土地の区域との合計面積が10ha以上となるもの
- エ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（ア～ウに該当するものを除く）

**資料: 予防-10 指定緊急避難場所(広域避難場所)位置図**

## (3) 避難路の選定

- ア 広域避難場所に通じる避難路としての選定基準は、原則として幅員が16m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路）及び10m以上の緑道
- イ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（アに該当するものを除く）
- ウ 落下物、倒壊物による危険や避難障害のおそれが少なく、水利の確保が比較的容易なこと

**資料: 予防-8 緊急交通路路線図**

## (4) 指定緊急避難場所、避難路の明示・周知

避難場所・避難路の指定にあたり、指定緊急避難場所を指定して誘導標識等を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。あわせて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。なお、避難場所標識等については、案内図記号（JIS Z 8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z 9098）」を用いる。

また、指定した避難場所、避難路については、洪水、土砂災害、津波ハザードマップ等により日頃から周知に努める。

避難場所のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあっては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

## 2 指定避難所の選定・整備

## (1) 指定避難所の選定・整備

- ア 地震等の災害による家屋の倒壊、焼失など現に被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を臨時に収容する施設を原則として公共施設の中から選定する。なお、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- イ 選定した指定避難所については、2次構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保、必要に応じた電気容量の拡大等、避難の実施に必要な設備・機器の整備、多様な災害時情報伝達手段の整備により、良好な生活環境の確保に努める。なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

また、要配慮者等の権利擁護・配慮に関する法令等に基づき、施設の段差解消、手すり・障害者等用便所の設置、障害者等が落ち着ける環境整備、障害特性に対応したコミュニケーション手段の確保、多言語での避難所施設の案内表示・情報提供等に努めるとともに、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難所生活（水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。

要配慮者を保護するため、二次的避難所として、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設について、福祉避難所の指定を進めるとともに、福祉関係者等の協力も得ながら、指定避難所における介護や医療的ケアなどの支援活動を充実させるため、大阪府と連携し必要な人員を確保する。福祉避難所を指定した場合は、その役割について住民に周知する。

ウ 市は、大阪府とともに、日常生活用具等の整備に努める。

エ 市は、大規模な指定避難所に非常用電源設備（自家発電設備等）を確保し、稼働時間の確保に向け燃料確保体制の整備に努める。

オ 指定避難所管理者不在時の指名職員による指定避難所（公立小中学校）直行による開設体制の整備を行う。

カ 指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

**資料: 予防-11 指定緊急避難場所・指定避難所総括表**

**資料: 予防-12 指定緊急避難場所・指定避難所等一覧表**

カ 洪水時避難施設の選定

猪名川・神崎川・天竺川・兎川・千里川・高川・箕面川の外水氾濫による浸水により避難を必要とする住民を、氾濫による生命の危険がなくなるまでの期間、臨時的に受け入れすることができる避難施設を選定する。洪水時避難施設へは、氾濫が開始する前に徒歩で避難することを原則とする。

(7) 洪水時避難施設は、浸水の危険性及び徒歩で避難する距離に配慮して、町・丁単位で構成される避難ブロックごとに、浸水が想定される区域外に選定する。

(1) 洪水時避難施設の運営管理体制の整備

- ・洪水時避難施設の管理者不在時の指名職員による洪水時避難施設への直行による開設体制の整備・洪水時避難施設を管理するための責任者の派遣
- ・災害対策本部との連絡体制
- ・自主防災組織、施設管理者との協力体制

キ 避難所生活長期化の場合の留意事項

(7) 施設としての機能維持のため非常用電源設備を整備・強化する。

(1) し尿処理ができない場合、水道が復旧しない場合、下水道が復旧しない場合等の衛生対策を推進する。

(9) 避難して助かった被災者が、指定避難所で亡くなることのないよう、二次被害の防止対策を推進する。

(エ) 指定避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエンザ等集団感染などを防ぐため、被災者の健康管理、衛生管理体制を整備する。

(オ) 「医療・保健・福祉の専門職」の視点を取り入れる。

- (カ) 女性や子育てに配慮した避難所設計の促進に努める。
  - ・乳幼児のいる家庭専用部屋の設置
  - ・女性用物干し場の設置
  - ・トイレ・更衣室以外にも男女各々の専用スペースの設置
- (キ) 指定避難所、不在住宅等の防犯対策を推進する。
- (ク) 言葉や文化のちがいに配慮した避難所設計の促進に努める。

## (2) 指定避難所の管理運営体制の整備

市は、大阪府が示す指針を踏まえて指定避難所の管理運営マニュアル（豊中市避難所運営マニュアル・新型コロナウイルス感染症対策等）をあらかじめ作成するなど、管理運営体制を整備する。この際、マニュアルや訓練等を通じて避難所運営管理に必要な知識の普及を図るなど、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

- ア 指定避難所の管理者不在時の開設体制
- イ 指定避難所を管理するための責任者の派遣
- ウ 災害対策本部との連絡体制
- エ 自主防災組織、施設管理者との協力体制
- オ NPO 等外部支援者の活用
- カ 避難所の感染症・熱中症、衛生環境対策の徹底
- キ 避難所における防犯対策（性被害・DV対策等）の徹底
- ク 女性の視点への配慮



## 3 福祉避難所の選定・整備

市は、一般の指定避難所では生活することが困難な高齢者、障害のある人、乳幼児・妊婦等の要配慮者のため、福祉避難所をはじめ、福祉避難スペース、緊急入所施設・病院等を選定するとともに、資機材の確保を推進する。また、福祉避難所等の感染症・熱中症、衛生環境対策を徹底する。

## (1) 福祉避難スペース

体育館等において避難生活が困難な人をスムーズにスクリーニングできる体制を構築し、避難先である小中学校の場合は教室等で1校あたり300～350㎡程度を確保する。

## (2) 福祉避難所

福祉避難所への避難対象と想定される人数を収容できるだけの施設数(延べ床面積)を確保するとともに発災後のスムーズな開設、移送、運営が実現できるよう民間福祉事業者との協力体制の構築や運営マニュアルを整備する。また福祉避難所の役割について住民に周知する。

## (3) 緊急入所施設、病院、市外施設等

発災後のスムーズなスクリーニングや、自宅から直接入所入院もできるよう避難先の確保と移送計画を定めるとともに、災害時には市外(府外)施設への入所も想定した依頼先の選定や手順書の作成を行う。

なお、本市における要配慮者区分ごとの避難先は下表のとおりである。

要配慮者区分ごとの避難先表

要配慮者区分		避難先
高齢者	要支援1・2	福祉避難スペース
	要介護1・2	福祉避難所
	要介護3以上	緊急入所施設、病院、市外施設等
障害者	・身体障害者手帳所持者(6級～3級) ・療育手帳B所有者 ・精神障害者保健福祉手帳2級所持者	福祉避難スペース
	・身体障害者手帳所持者(2級) ・療育手帳A所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者	福祉避難所
	・身体障害者手帳所持者(1級)	緊急入所施設、病院、市外施設等
乳幼児・妊婦その他	・乳幼児 ・妊婦 ・その他(手帳不所持の障害福祉サービス利用者)	福祉避難スペース

資料：豊中市福祉避難所基本方針

#### 4 愛玩動物の収容対策の検討

愛玩動物の所有者（飼い主）は、災害発生時に動物を同行して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、動物用避難用品の確保に努める。

##### (1) 愛玩動物同行避難者の受け入れ

###### ア 同行避難

(ア) 災害発生時に、避難が必要な飼い主は、愛玩動物と同行避難することを原則とし、愛玩動物の安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないよう努める。

(イ) また、施設側は、避難者が愛玩動物を理由に受け入れを拒否されることのないよう受け入れ体制の整備に努める。

###### イ 避難所における愛玩動物の飼養スペース

(ア) 避難所では他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、人の居住スペースと愛玩動物の飼養スペースを原則分離することを基本とする。なお、身体障害者補助犬は除く。

(イ) 避難所の施設能力や避難者の状況に応じて、愛玩動物飼養可の居住スペースや屋外等に愛玩動物を適切に飼養できるスペースを確保するよう努める。

###### ウ 災害に備えた事前準備

(ア) 飼い主は、平時から、愛玩動物の避難に必要な用具等を準備し、しつけや健康管理、迷子札や犬の鑑札、マイクロチップなどの所有者明示措置に努める。

- ・ 予防接種や外部寄生虫の駆除
- ・ ブラッシングで抜け毛をとる
- ・ 迷子札の装着
- ・ 鑑札の装着（犬の場合）
- ・ マイクロチップの挿入

(イ) 飼い主は、愛玩動物用備蓄（家庭内備蓄）の準備に努める。（以下、例示）

- ・ 療法食、薬（必要なペットには必ず準備）
- ・ 少なくとも5日分の水とペットフード、食器
- ・ 予備の首輪、リード（伸びないもの）、キャリーバッグ
- ・ ペットシーツ、トイレ用品
- ・ 愛犬・愛猫手帳など（飼い主の連絡先やペットの情報、飼い主と一緒に写った写真が確認できるもの）

(ウ) 飼い主は、愛玩動物のしつけに努める。（以下、例示）

- ・ キャリーバッグやケージに慣らしておく
- ・ 「マテ」、「オイデ」、無駄吠えの制御、決められた場所での排泄などのしつけ

## 5 避難誘導體制の整備

- (1) 地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、自治会、豊中市赤十字奉仕団、豊中市社会福祉協議会など地域住民組織等と連携した体制づくりを推進する。
- (2) 高齢者等避難・避難指示又は緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や、判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。
- (3) 避難行動要支援者の避難行動をはじめ、安否確認、指定避難所における生活等に対する支援を円滑に行うために、避難行動要支援者の情報把握、市・避難支援等関係者・関係機関等の間での情報共有、避難誘導及び安否確認の支援体制を整備するよう努める。
- (4) 学校、病院、社会福祉施設等、多数のものが利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。
- (5) 地下街や駅などの不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。また、市は、施設の管理者等に対して計画作成を働きかける。
- (6) 津波浸水想定区域に指定されている大島町3丁目11番（神崎川以南地域）については、別途作成する「豊中市津波避難計画」において、避難場所、避難経路、情報伝達方法等を明らかにするとともに、当該区域内の住民、事業者等に周知する。また、関係者の参加による防災訓練（避難訓練）を実施するよう努める。

## 6 市民等への周知

避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、「防災マップ」「浸水ハザードマップ（津波による浸水を含む）」「土砂災害ハザードマップ」「防災ガイド」の配布や広報活動、訓練等を通じて避難場所や警戒レベルに対応した避難行動、避難の際の留意点等の周知徹底を行う。

周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

また、避難指示、災害発生情報等が発令された際、既に周囲で水害や土砂災害が発生している等、立退き避難が必要な場合に住民に求める行動について平時からの周知に努める。

## 【避難指示等により立退き避難が必要な住民等に求める行動】

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難 (警戒レベル3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者等は危険な場所から避難する必要がある。</li> <li>○高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれる。</li> <li>○具体的にとるべき避難行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」する。</li> <li>○高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミング。</li> </ul>
避難指示 (警戒レベル4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。</li> <li>○具体的にとるべき避難行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等の自らの判断で「屋内安全確保」する。</li> </ul>
緊急安全確保 (警戒レベル5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況</li> <li>・本情報は市から必ず発令される情報ではないことに留意。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○居住者等は命の危険があることから直ちに安全確保する必要がある。</li> <li>○具体的にとるべき避難行動は「緊急安全確保」</li> <li>○ただし、本行動は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は「立退き避難」をすべきであったが避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。さらに、本行動を促す情報が市から発令されるとは限らない。</li> </ul>

## 7 避難者相互受け入れ

市域境界附近の地域住民の避難体制を円滑に進めるため、近隣市と避難者の相互受け入れを行う。

## 8 応急仮設住宅建設候補地の事前選定

あらかじめ、各種災害に対する安全性に配慮しつつ、公共空地の中から応急仮設住宅の建設候補地を選定する。

## 9 応急危険度判定体制の整備

地震により被災した宅地や建築物等の二次災害を防止するための被災宅地危険度判定・被災建築物応急危険度判定に必要な資機材の整備、被災宅地危険度判定士・被災建築物応急危険度判定士の受入体制の整備など危険度判定の実施体制を整備する。

## 10 斜面判定制度の活用

(1) 土砂災害から市民を守るため、大阪府、砂防関係団体との連携により、特定非営利活動法人砂防ボランティア協会等の斜面判定制度の活用を図る。

(2) 大阪府及び市は、特定非営利活動法人等と連携し、市民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

## 11 り災証明書の発行体制の整備

市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、り災証明発行業務のシステム化、住家被害認定調査及びり災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

さらに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

## 第7節 要配慮者支援体制の整備

### 《方針》

高齢者や子ども、障害者等は、災害時には自らが適切な行動がとりにくく、被害を受けやすい状況にある。また、高齢者の増加、国際化による外国人市民の増加など要配慮者の増加が予測される。このため、これらの状況に適切に対処するための対応策を進める。

### 《計画》

要配慮者支援体制の整備	1 福祉のまちづくりの推進 2 社会福祉施設等における対応 3 避難行動要支援者対応 4 外国人市民等への対応 5 その他の要配慮者への対応
-------------	--

#### ●主な担当部局・関係機関

危機管理課・人権政策課・市民協働部・福祉部・こども未来部・とよなか国際交流協会・都市基盤部

#### 1 福祉のまちづくりの推進

「大阪府福祉のまちづくり条例」、「豊中市福祉のまちづくり整備要綱」、「第4期地域福祉計画」、「豊中市第五次障害者長期計画」等によるまちづくりを進めるとともに、市内の社会福祉施設、民間福祉団体、豊中市社会福祉協議会等との相互の連携に努め、介護や障害の状況など、それぞれに応じた介護・医療的なケアなどの福祉サービスの継続的な提供を行うために、地域ぐるみの支援体制づくりを推進する。

#### 2 社会福祉施設等における対応

社会福祉施設、こども園などには、高齢者や障害者、乳幼児といった災害発生時には自力での行動が困難な人も入所又は通所しているため、これらの人々の安全を図るため、日頃から対応策を講じておくことが必要である。

##### (1) 防災計画の策定

災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災体制の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した防災計画を施設ごとに策定する。

##### (2) 防災訓練の実施

策定された防災計画が災害発生時に有効に機能し、消火や避難等が円滑に行えるように定期的に施設ごとの防災訓練を実施する。

##### (3) 施設、設備等の安全点検

災害時に施設の被害や火災発生を防止するため、施設や設備、保有危険物等の安全点検を定期的に行う。

##### (4) 地域社会との連携

社会福祉施設等の入所（通所）者は、自力での避難が困難である場合が多く、福祉避難所の選定・指定を行うとともに、災害発生時の避難にあたっては、地域住民の協力が得られる体制づくりを推進するため、地域社会との連携を密にする。

### 3 避難行動要支援者対応

#### (1) 避難行動要支援者支援プラン

大阪府の指針に基づき、「避難行動要支援者支援プラン」を作成し、豊中市地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための対応について定める。

##### ア 全体計画の策定

防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、全体計画を定める。

##### イ 個別避難計画の策定

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、策定することに努める。

#### (2) 避難行動要支援者名簿の作成

災害時には、避難行動要支援者が比較的多く被災する傾向があることから、平常時から自ら避難することが困難な者を把握し、避難支援体制を構築しておくことが重要である。このため、法第49条の10に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。なお、避難行動要支援者名簿については、更新期間や仕組みをあらかじめ構築し、可能な限り名簿情報を最新の状態に保つよう、定期的に更新するとともに、庁舎被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

また、名簿の作成にあたっては、平常時から、プライバシーの保護に十分配慮し、避難行動要支援者の状況把握に努める。

##### ア 名簿に記載する避難行動要支援者

名簿に記載する避難行動要支援者は、個人としての避難能力の有無に加え、避難支援の必要性を総合的に勘案して判断する。

#### 【避難行動要支援者名簿に掲載する要配慮者の範囲】

高齢者	1. 65歳以上の単身世帯で、介護保険法に定める要介護1又は2並びに要支援1又は2の認定を受けた者
要介護認定	2. 介護保険法に定める要介護3、4又は5の認定を受けた者
障害者	3. 身体障害者手帳所持者 (1) 視覚障害 (1級又は2級) (2) 聴覚障害 (2級) (3) 上肢機能障害 (1級又は2級) (4) 下肢機能障害 (1級又は2級) (5) 体幹機能障害 (1級又は2級) 4. 単身で精神障害者保健福祉手帳1級所持者 5. 単身で療育手帳A所持者 6. 難病患者 (1) 特定医療費 (指定難病) の受給者であって常時人工呼吸器装着者 (2) 小児慢性特定疾病医療受給者であって常時人工呼吸器装着者
その他必要な方	7. 前各号に掲げる者のほか、災害時の自力避難に不安を抱く者で、市長が特に必要と認めた者
ただし、一定の要件を満たす福祉施設の入所者については対象者から除外する。	

## イ 名簿に記載する個人情報及び入手方法

名簿の作成に必要な個人情報は以下のとおりとする。

## 【名簿作成に必要な個人情報】

- |   |
|---|
| ①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所又は居所 ⑤電話番号・FAX 番号<br>⑥避難支援等を必要とする事由 ⑦その他市長が避難支援に関し必要と認める事項 |
|---|

情報の入手については、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、要件に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要支援・要介護高齢者や障害者等の情報を集約するとともに、必要に応じて府知事等に対して、情報提供を求める。

また、市が定める避難行動要支援者名簿に掲載する要配慮者の範囲を定めた形式的な要件に該当しない者であっても、災害時の自力避難に不安を抱く要配慮者の内、市長が特に必要と認めた者については登録する。

## ウ 避難支援等関係者

避難支援等関係者となる者は以下を基本として定める。しかしながら、避難支援にはマンパワー等が必要であり、今後、市民への理解を深め、避難支援等関係者となりうる者をより多く確保することに努める。

## 【避難支援等関係者となる者】

小学校を範囲として、組織化・活動している以下の団体とする。
-------------------------------

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各地区民生・児童委員会</li> <li>2. 豊中市社会福祉協議会（校区福祉委員会）</li> <li>3. 自主防災組織</li> <li>4. 豊中市地域自治推進条例第7条に基づく、市の認定を受けた地域自治組織</li> <li>5. 上記のほか、市の認めた団体</li> </ol> |
|---|

## エ 避難支援等関係者への名簿の提供

作成した名簿を適切に活用し、避難行動要支援者の生命・身体を災害から保護するため、本人の意思確認を行い、平常時から避難支援等関係者に名簿情報の提供を行う。なお、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、避難支援に必要な限度で名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供する。

避難行動要支援者名簿は、必要な情報漏えい対策を行い、関係者間で情報を共有しつつ、情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。



## (3) 個別避難計画の作成

市は、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）の作成に努める。

## ■ 個別避難計画に記載する事項

○氏名	○指定緊急避難場所・指定避難所
○年齢・生年月日	○避難経路
○性別	○避難支援等実施者（氏名、住所、電話番号）
○住所	○記載情報提供同意の有無
○電話番号	○その他市長が必要と認める事項
○避難支援等を必要とする事由	

## ■ 個別避難計画の利用・提供等

<b>情報の収集</b>	<p>○市は、個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。</p> <p>○市は、個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、府知事その他の者に対し、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。</p>
<b>個別避難計画情報の利用</b>	<p>○市は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。</p>
<b>個別避難計画情報の提供</b>	<p>○市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供する。ただし、個別避難計画情報を提供することについて本人（当該個別避難計画情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意が得られない場合は、この限りでない。</p> <p>○上記により提供する個別避難計画情報に記載する事項は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする事由、避難支援等実施者（氏名、住所、電話番号）、避難場所、避難経路、その他市長が必要と認める事項とする。</p> <p>○市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。</p>
<b>個別避難計画情報を提供する場合における配慮</b>	<p>○市は、個別避難計画情報を提供するときは、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
<b>秘密保持義務</b>	<p>○個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人の場合は、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>

## (4) 防災についての指導・啓発

避難行動要支援者及びその家族に対する指導や地域住民の役割を明確にし、広報等に努める。

## (5) 情報連絡手段の整備

避難行動要支援者として登録した世帯を対象に、障害者ファクシミリ等の情報伝達手段の整備を進める。

## (6) 安全機器の普及促進

避難行動要支援者として登録した世帯を対象に、防火指導や簡易型の警報設備、スプリンクラー設備等の普及促進に努める。

## (7) 避難指示等の情報伝達体制の確立

適切なタイミングで、適切な地域に避難指示等が情報伝達できるよう、障害の区分等に配慮し、多様な手段を用いた伝達体制の確立に努める。

## (8) 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援の充実

ア 在宅の避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を活用した安否確認及び各人の実情に合わせた避難支援を実施する。

イ 避難支援等関係者は、災害時に適切に行動できるよう、より多くの避難行動要支援者の参加のもと、実践的な安否確認訓練や避難誘導訓練などを地域ぐるみで実施するよう努める。

ウ 避難支援等関係者は、平常時の活動を通じて避難行動要支援者の情報の把握に努めるとともに、顔のみえる関係を構築するなど、避難行動要支援者が地域にとけ込んでいくことができるように努める。

## (9) 避難支援等関係者への支援

避難支援等関係者による避難支援の取り組みが効果的に進展するよう、個人情報取り扱いや具体的な支援方法などを記載したガイドライン等を提供する。

## (10) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が避難支援を行うにあたり、地域の実情や災害状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

#### 4 外国人市民等への対応

市は、大阪府や外務省をはじめとする国の関係機関、他市町村、大阪観光局、大阪府国際交流財団（OFIX）、宿泊事業者をはじめとする民間事業者等の多様な機関と連携し、官民連携により外国人に対する支援の検討・推進を行う。

市内在住の外国人と外国人旅行者では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、とよなか国際交流協会との協定締結や大阪府国際交流財団（OFIX）と連携し、市内在住の外国人に対しては防災教育・訓練や防災情報の提供に努めるとともに、情報提供や避難誘導においては、多言語化、やさしい日本語表記、ルビふり等に努める。一方、外国人旅行者に対しては、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するためのウェブサイトやSNS等を通じて発信したり、観光案内所をはじめ、ターミナル駅周辺における多言語での情報提供の充実に努める。

気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。

また、外国人市民等が避難行動を行う際に抱える困難や日常生活での課題等について広く市民に情報提供を行い、外国人市民等が地域に溶け込んでいくことができるよう努める。

- (1) 日本語を解せない外国人市民向けの防災パンフレット等の広報印刷物等の配布
- (2) 災害時に近隣との協力・連携が図れるよう啓発、地域との交流促進
- (3) 災害時多言語情報支援センターの設置（外国人市民等の被災状況の把握、多言語での情報発信、日本語を解せない外国人市民等に対する災害時相談窓口の開設）等による外国人住民への支援
- (4) 災害情報等を提供するためのポータルサイト（市ホームページ）の多言語化

なお、市は、総務省や他地方公共団体等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

#### 5 その他の要配慮者への対応

避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、バリアフリー事業の実施など災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。

なお、府は、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者といった地域における災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）を被災市町村へ派遣できるように関係機関と共に体制を整備するものとする。

## 第8節 帰宅困難者支援体制の整備

### 《方針》

市は、大阪府や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業者に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員を待機させることや、その際に必要となる備蓄などについて働きかける。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備等について働きかける。千里中央駅周辺地域においては、都市再生安全確保計画に基づき、帰宅困難者対策等の取り組みについて働きかける。

また、助ける側になって、可能な範囲で地域における「共助」の活動を宿泊施設、事業者、大学等に働きかける。

なお、具体的な対策としては、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の取り組みを行う。

### 《計画》

帰宅困難者支援体制の整備	1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動
	2 駅周辺における滞留者の対策
	3 道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発
	4 代替輸送確保の仕組み
	5 徒歩帰宅者への支援

#### ●主な担当部局・関係機関

大阪府、危機管理課・都市計画推進部・人権政策課・都市活力部

#### 1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

災害時発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、大阪府や関西広域連合と連携して、事業者等に対して次のような施設内待機等に係る計画の策定を進める。

- (1) むやみな移動の抑制
- (2) 発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動
- (3) 企業等内に滞在するために必要な物資の確保
- (4) 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知
- (5) 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）
- (6) これらを確認するための訓練の実施

#### 2 駅周辺における滞留者の対策

駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、市は平常時から鉄道事業者等関係者との連携体制の確立を図る。

また、公共交通機関が休止した場合の駅周辺対策として臨時避難に関する協定を進める。

### 3 道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発

市は、大阪府が関西広域連合と連携して確立する主要幹線道路の情報や鉄道の運行状況に関係者で情報共有する仕組みを踏まえて、市民に対し適切な情報提供を図るとともに、これらの情報入手方法についての普及啓発を図る。

また、情報の提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるように、利用者視点での情報提供に取り組む。

### 4 代替輸送確保の仕組み

鉄道の代替としてバスによる輸送の円滑な実施に向け、大阪府が構築を図る近畿運輸局、道路管理者、交通管理者、各事業者等の関係機関と情報伝達や運行調整などを行う枠組みが速やかに機能するように、連携を図るとともに市民への情報提供を行う。

### 5 徒歩帰宅者への支援

大阪府は、大規模地震等により徒歩帰宅を余儀なくされる人に対し、民間事業者等との連携のもと、市は災害時帰宅困難者体験訓練への参加を呼びかけるなど円滑な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

#### (1) 給油取扱所における徒歩帰宅者への支援

大阪府域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、帰宅困難者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、徒歩帰宅者に対し、次のような支援を行う。

ア 一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供

イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

#### (2) コンビニエンスストア・外食事業者による徒歩帰宅者への支援

関西域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者は、帰宅困難者支援「協力店」のステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、徒歩帰宅者に対し、次のような支援を行う。

ア 一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供

イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

また、市は、大阪府が民間事業者等との連携のもと進めるこうした対策が十分に機能するように大阪府等とも連携する。

## 第9節 非常用物資の確保体制の整備

### 《方針》

災害による被害が発生した場合に、救護・救援体制を迅速に実施するため、食料・生活物資等を備蓄、又は関係団体との協力のもとに流通在庫の確保を行う。

備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

### 《計画》

非常用物資の確保体制の整備	1 飲料水の確保 2 井戸水による生活水の確保 3 食料及び生活必需品の確保 4 防疫・衛生用資材の確保 5 備蓄品の管理 6 消毒の実施
---------------	--

#### ●主な担当部局・関係機関

大阪府・危機管理課・福祉部・都市基盤部・上下水道局・健康医療部

#### 1 飲料水の確保

大阪府及び水道事業体は、相互に協力して、発災後3日間は1日1人当たり3Lの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

##### (1) 応急給水用資機材等の整備

ア 加圧型給水タンク車、給水タンク、仮設給水栓、非常用飲料水袋等の応急給水用資機材は下表のとおりとする。

	現 有
加圧型給水タンク車 (1.7t)	2 台
給水タンク (1t)	3 基
非常用飲料水袋	60入 16,000 袋

##### イ 飲料水兼用耐震性貯水槽等の確保

- ・豊南小学校内（豊南町西 2-19-1）
- ・野田小学校内（野田町 1-1）
- ・島田小学校内（庄内栄町 2-20-1）
- ・熊野田公園内（旭丘 2）
- ・桜の町公園内（桜の町 2-5）

##### ウ ボトル水の市内備蓄倉庫などへの備蓄

#### 2 井戸水による生活水の確保

災害時における井戸水の有効活用を図るため、大阪府と協力し災害時協力井戸の登録を推進するなど、生活水の確保を図る。

## 3 食料及び生活必需品の確保

## (1) 市の備蓄倉庫の整備

大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、中央防災倉庫及び小学校の余裕教室等を利用し、備蓄倉庫を整備する。

## (2) 物資の確保

南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、被災者支援のために特に必要とする食料など 11 品目を重要物資と位置づけ、府と市で 1 : 1 を基本とした役割分担の下、必要量を備蓄する。

必要量は、直下型地震（1 日分）と南海トラフ巨大地震（3 日分）それぞれの避難所避難者数を下表の算出式で算出した数量を比較し、多い方とする。

なお、算出根拠となる豊中市の想定避難所避難者数は、直下型地震（上町断層帯地震 A）の場合 53,470 人、南海トラフ巨大地震の場合 5,917 人と設定されている。

品目	算出式
食料	避難所避難者数×3 食×1.2(注) (注)1.2 は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの
高齢者用食	上記で算出した数量のうち、5% (80 歳以上人口比率) を高齢者食とする。
毛布(保温用資材)	避難所避難者数×必要枚数 2 枚/人
乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク(乳アレルギーに対応したものを含む。)	【粉ミルク】 避難所避難者数×1.6% (0~1 歳人口比率) ×70% (人口授乳率) ×130g/人/日 (南海トラフ想定の場合は 3 日进行乗じる) 【液体ミルク】 避難所避難者数×1.6% (0~1 歳人口比率) ×70% (人口授乳率) ×1 リットル/人/日 (南海トラフ想定の場合は 3 日进行乗じる)
哺乳瓶	避難所避難者数×1.6% (0~1 歳人口比率) ×70% (人口授乳率) ×1 本(注)/人 (注)「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は 5 回/人/日とする。 ※市は必要数分(100%)、大阪府は予備分とする。
乳児・小児用おむつ	避難所避難者数×2.5% (0~2 歳人口比率) ×8 枚/人/日
大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合 0.005×8 枚/人/日
簡易トイレ	避難所避難者数×0.01 ※避難所避難者 100 人に 1 基、市はBOX型(マンホールトイレ等含む)、大阪府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。
生理用品	(直下型地震による) 避難所避難者数×48% (12~51 歳人口比率) ×52% (12~51 歳女性人口比率) ×5/32 (月経周期) ×5 枚/人/日と(南海トラフ巨大地震による) 避難所避難者数×48% (12~51 歳人口比率) ×52% (12~51 歳女性人口比率) ×5/32 (月経周期) ×5 枚/人/日×3 日で算出した数量を比較し多い方
トイレトペーパー	(直下型地震による) 避難所避難者数×7.5m/人/日と(南海トラフ巨大地震による) 避難所避難者数×7.5m/人/日×3 日で算出した数量を比較し多い方
マスク	(直下型地震による) 避難所避難者数と(南海トラフ巨大地震による) 避難所避難者数×3 日で算出した数量を比較し多い方

※大阪府「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について（令和 2 年 9 月）より抜粋

資料: 予防-13 備蓄物資数量及び場所一覧表

### (3) 緊急調達体制の確立

#### ア 備蓄・供給体制の整備

危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄等の体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。

市は、大阪府等と連携して、自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも、被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。加えて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。また、防災拠点等での管理・仕分け、輸送について、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的に集配できるよう体制を整備するとともに輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。さらに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

その他、市は、必要に応じて共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。

#### イ 民間企業との協定の推進

被災人口が拡大すると、備蓄だけでは緊急に必要な生活必需品が足りなくなることが予想されるため、災害時における食料、生活必需品の供給を確保する。さらに災害応急対策の円滑化を図るため、民間業者等との協定等により緊急時の物資調達に努める。

#### ウ 広域的な受入体制

広域的な救援物資の受け入れについては、大阪府の広域防災拠点等を通じて支援を受ける体制及び広域的な相互応援体制を整備する。

なお、大阪府等からの救援物資の受入拠点（物資拠点）は、市立豊島体育館とする。併せて物資拠点から各避難所への物資の配送及び支給体制の整備に努める。

## 4 防疫・衛生用資材の確保

災害により感染症発生のおそれのある場合や浸水被害に備えて、被害の状況に応じた消毒方法を実施するために、必要な資機材、クレゾール液及びオルソ剤等の防疫用薬剤等の確保に努める。

**資料: 予防-15 消毒器具・機材の保有状況**

## 5 備蓄品の管理

災害が発生した場合、災害応急対策、災害復旧に迅速に対応できるよう、常時点検・整備するとともに、耐用年数、賞味期限のあるものは随時入れ替えを行うなど、備蓄品の管理に努める。

## 6 消毒の実施

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 29 条に基づき、消毒を行う。また、浸水時に広範な対応が可能となるよう業者と連携した消毒実施の体制を整備する。



## 第10節 交通確保体制の整備

### 《方針》

鉄軌道、道路施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通確保のため、平常時から体制の整備に努める。

### 《計画》

交通確保体制の整備	1 鉄軌道及びバス関連施設
	2 道路、橋梁施設
	3 空港施設

#### ●主な担当部局・関係機関

阪急電鉄(株)・北大阪急行電鉄(株)・大阪モノレール(株)・阪急バス(株)・国土交通省大阪港湾・空港整備事務所・新関西国際空港(株)（関西エアポート(株)）・大阪府池田土木事務所・都市基盤部・空港課・危機管理課

#### 1 鉄軌道及びバス関連施設

##### (1) 鉄軌道施設

鉄軌道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うための人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

##### (2) バス関連施設

災害発生に際し、乗客の安全を確保するとともに輸送機関としての機能を十分に活用できるよう、乗客の安全確保のための関係施設（バスターミナル等）の整備点検、乗客の避難、誘導のための乗務員の教育等に努める。

#### 2 道路、橋梁施設

道路管理者は、道路啓開用資機材を整備する。また災害発生後、直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための人員の確保等、体制の整備に努める。

##### (1) 概況

道路・橋梁は、災害時の避難・応急活動の動脈として重要な役割をもっており、その整備が災害時の被害の軽減及び拡大防御につながるため、常にその整備状況を確認しておく。

##### (2) 予防計画

ア 道路については、改良・舗装など平素から維持補修に努める。

イ 橋梁については、災害に強い橋梁への補強に努める。

ウ 歩道、防護柵等交通安全施設及び街路灯については、新設及び維持補修に努める。

エ 計画中の都市計画道路のうち、災害時の地域緊急交通路として位置づけられるものについては、その整備を促進する。

オ 自転車通行空間の整備や無電柱化の推進など、道路空間の整備に努める。

### 3 空港施設

---

#### (1) 概況

本市は、市街地の中に大阪国際空港を抱え、航空機の大型化と頻繁な発着に伴い、航空機事故に対する住民の不安は非常に高いものがある。

また、航空機の大型化に伴い災害の規模が非常に大きくなることも予想される。

#### (2) 予防計画

ア 国、航空会社等の関係機関は安全運航のための教育、保安施設の整備充実、航空資機材の整備、点検等を行い、事故発生防止に努める。

イ 甚大な被害が予想される万一の事態に備えて国、地方公共団体、航空会社はもとより、すべての関係機関は、平素から相互に緊密な連携協調を図り災害時に備えるものとする。

ウ 災害に迅速な有機的対策を行えるよう関係機関、関係市等による航空機事故対策総合訓練を行う。

## 第 11 節 災害及び防災に関する調査研究

### 《方針》

災害の未然防止と被害の軽減を図りつつ、総合的計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について調査研究を継続的に実施する。

なお、情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSなど、ICTの防災施策への積極的な活用に努める。

### 《計画》

災害及び防災に関する調査研究	1 関係機関との情報交換
	2 防災に関する資料の収集及び分析

<p>●主な担当部局・関係機関 危機管理課・各部</p>
----------------------------------

#### 1 関係機関との情報交換

大阪府、他市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の防災対策に関する計画や情報について、連絡を密にし、情報交換に努める。

#### 2 防災に関する資料の収集及び分析

防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理に努める。

## 第12節 地震防災緊急事業5箇年計画の推進

### 《方針》

地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業5箇年計画を策定し、事業の推進を図るものとする。

### 《計画》

地震防災緊急事業5箇年計画の推進	1 対象区域
	2 計画期間
	3 計画対象事業

●主な担当部局・関係機関  
大阪府・各部

#### 1 対象区域

市全域

#### 2 計画期間

令和3年度～令和7年度(第6次)

#### 3 計画対象事業

豊中市に位置するもの。事業主体が豊中市以外の場合は事業主体名を記載する。

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、又はヘリポート
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) (7)～(10)までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの
- (12) 津波により生じる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するために必要な河川管理施設
- (13) 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (14) 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- (15) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備

- (16) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (17) 地震災害において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (18) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備及び資機材
- (19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- (20) (1)～(19)に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

# 第3編 災害応急対策計画

## 第1部 地震災害応急対策計画



## 第1章 活動体制の確立

### 第1節 災害対策本部の設置

#### 《基本的な考え方》

災害が発生した場合に、迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、災害の種類や規模に即した活動組織を直ちに設置し、指揮命令システムの迅速な確立を図る。

#### 《対策の体系》

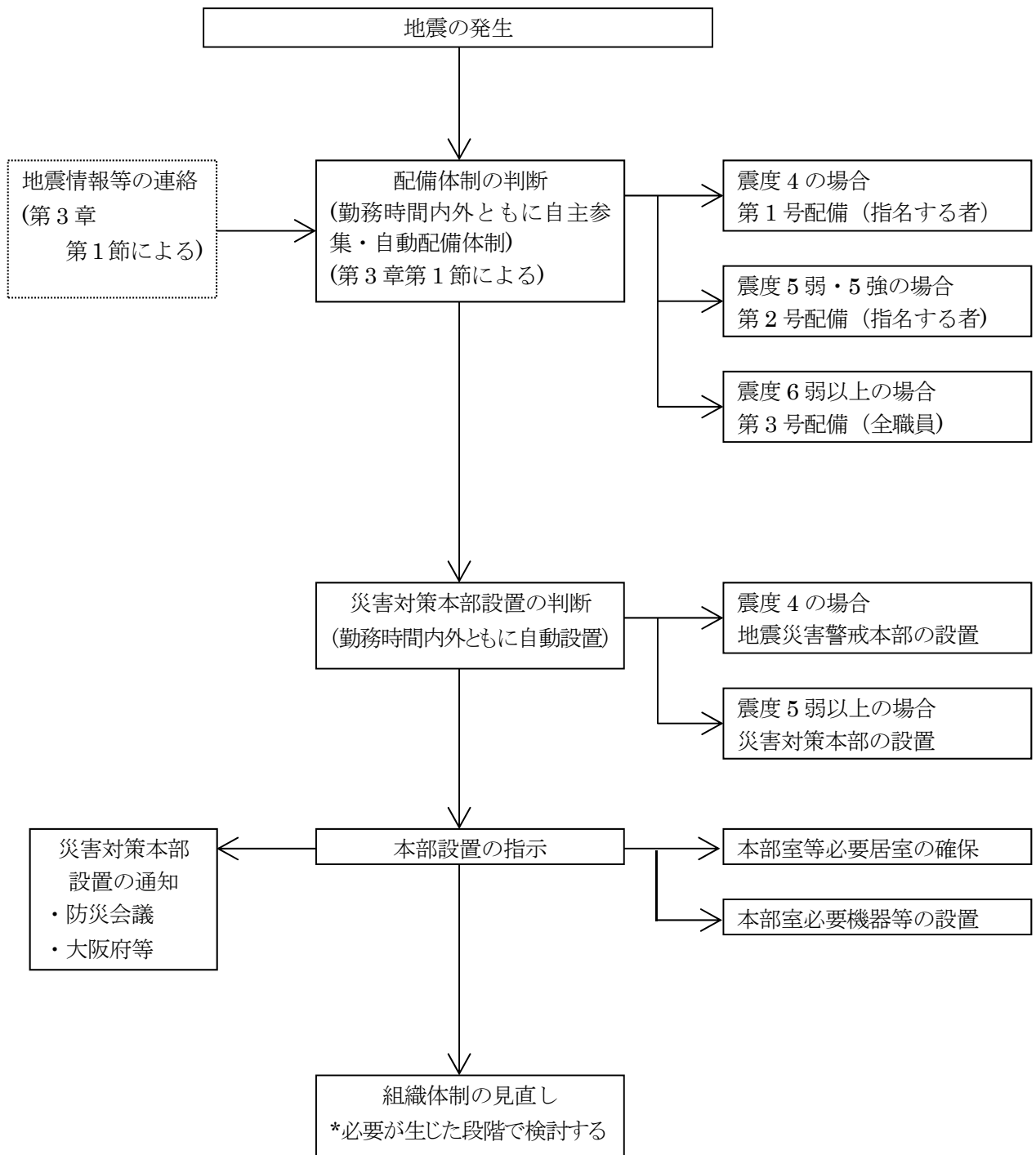
災害対策本部の設置	1 地震災害警戒本部の設置及び廃止 2 災害対策本部の設置 3 災害対策本部の廃止 4 災害対策本部の設置及び廃止の通知 5 災害対策本部の組織等 6 職員等の活動環境 7 大阪府現地災害対策本部との連携
-----------	--

#### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
本部長（市長）	1 災害対策本部の設置及び廃止の決定に関すること 2 災害対策本部の設置及び廃止の通知に関すること
統括チーム 統括グループ 渉外グループ	1 地震災害警戒本部の設置及び廃止に関すること 2 災害対策本部の設置及び廃止に関すること 3 大阪府現地災害対策本部との連携に関すること
統括チーム 職員動員グループ	1 職員の仮眠場所の確保及び給食に関すること
各部長	1 適切な班の編成及び職員の健康管理等に関すること



《応急対策の流れ》



## 《対策の展開》

### 1 地震災害警戒本部の設置及び廃止

#### (1) 設置基準

- ア 本市域で震度 4 が観測され、気象台からの発表等により確認されたとき
- イ 大規模地震対策特別措置法第 9 条<警戒宣言等>に基づき、地震防災対策強化地域に警戒宣言が発令されたとき。

#### (2) 役割

- ア 地震による人的、物的被害状況や二次災害の発生状況の把握及び市民等の避難状況等を収集・整理し職員動員の必要性を検討する。また、関係機関から被害情報の収集を行い市長に状況を報告する。
- イ 地震による被害が大きい場合は、災害対策本部の設置準備を行い、被害が小さい場合は地震災害警戒本部を設置する。

#### (3) 組織

危機管理担当副市長を本部長とし、危機管理監、総務部長、都市経営部長、及び消防局長で構成する。

#### (4) 本部長の代理

本部長に事故あるとき又は欠けたときの本部長の代理は、危機管理監、総務部長、都市経営部長の順とする。

#### (5) 設置場所

市役所第二庁舎 3 階会議室に置く。

#### (6) 廃止

本部長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね終了したと認めたときは地震災害警戒本部を廃止する。

### 2 災害対策本部の設置

本市域で震度 5 弱以上を観測した場合、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、法第 23 条に基づき、市長は災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は市長があたり、各部局及び各行政委員会事務局の職員を統括し指揮監督する。

#### (1) 設置基準

- ア 本市域で震度 5 弱以上が観測され、気象台からの発表等により確認されたとき
- イ 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき
- ウ 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき
- エ その他市長が必要と認めたとき

## (2) 設置の手続

- ア 市長は、本部設置基準に該当する場合は、本部を設置し総合的な応急対策等を実施する。
- イ 本部組織に基づく部長は、本部を設置する必要があると認めたときは、直接或いは危機管理監を通じ市長に本部の設置を進言する。
- ウ 危機管理監は、他の部長等による要請があった場合、又はその他の状況により本部を設置する必要があると認めたときは、直接或いは副市長を通じて、市長に本部の設置を進言する。

## (3) 設置場所

災害対策本部は市役所第二庁舎 3 階会議室に置く。ただし、市役所庁舎が使用できない場合は、消防局庁舎 5 階又は上下水道局庁舎において設置し、その旨を関係機関に連絡する。

## 3 災害対策本部の廃止

---

- (1) 本部長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね終了したと認めたときは本部を廃止する。
- (2) 防災活動状況により、本部長は平常業務との関連から逐次、部の配備解除を命ずることがある。ただし、この場合においても、本部を廃止するまでの間は、必要な部の要員を指定して残務整理をさせる。

## 4 災害対策本部の設置及び廃止の通知

---

本部長は、本部を設置又は廃止したときは、知事、豊中市防災会議委員、報道機関にその旨を通知する。

5 災害対策本部の組織等

(1) 組織

本部の組織は、図に示すとおりである。

資料:地震応急-1 豊中市災害対策本部条例

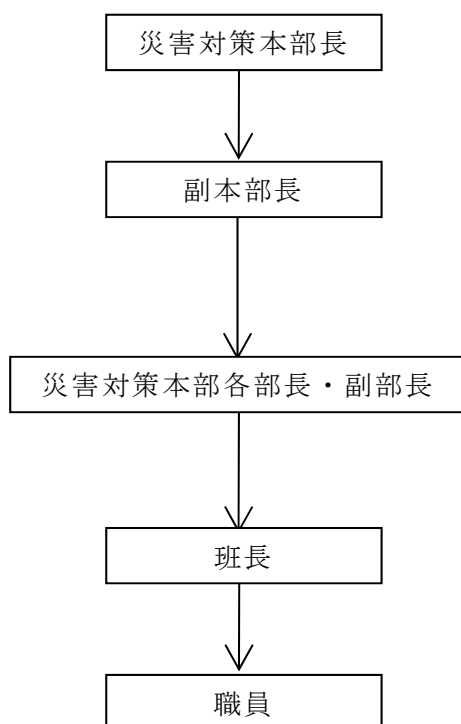
資料:地震応急-2 令和4年度 災害対策本部機構図

資料:地震応急-3 令和4年度 災害対策本部業務分担

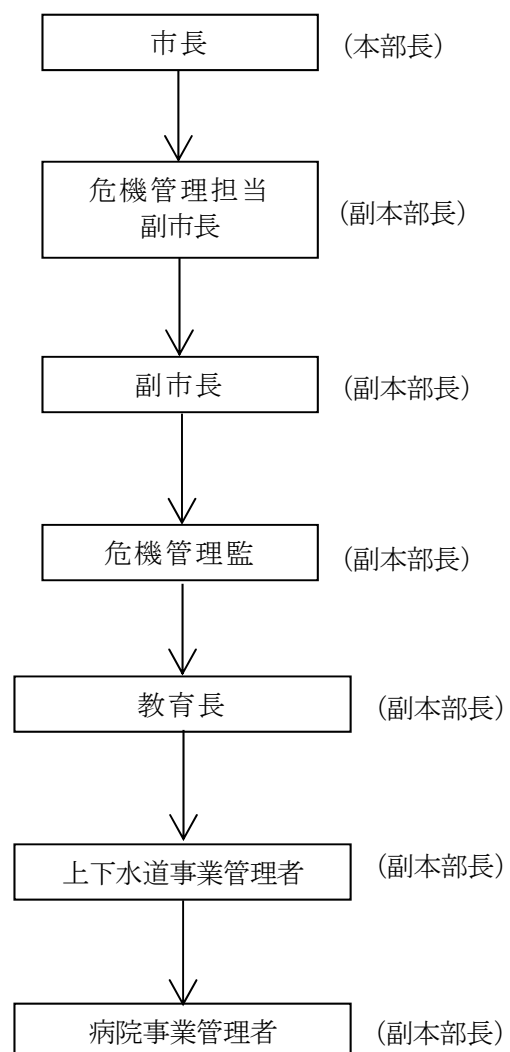
資料:様式-10 「災害対策本部が設置されたときのあなたの役割」

(2) 指揮命令系統の確立

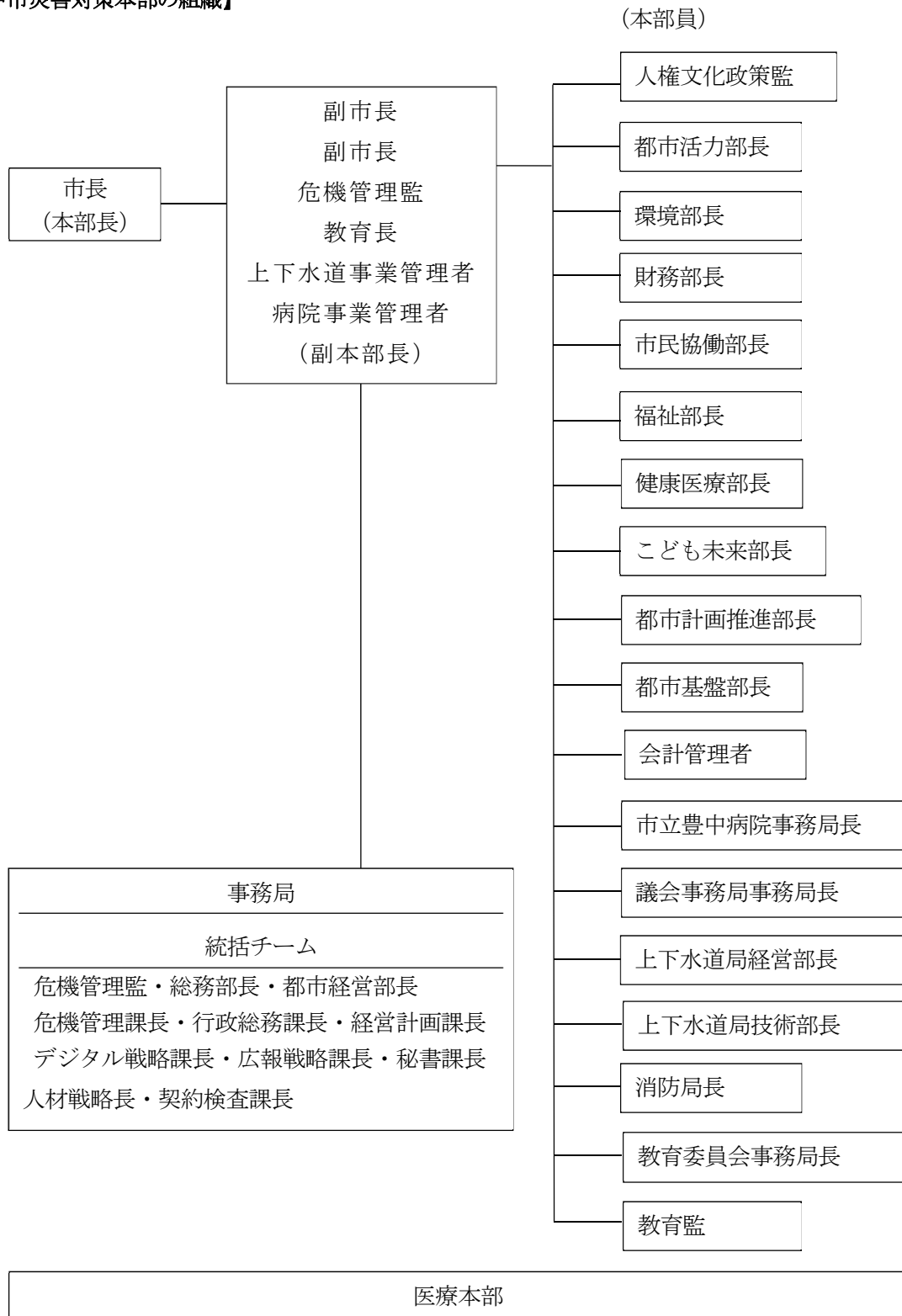
ア 指揮系統



イ 指揮順位



【豊中市災害対策本部の組織】



### (3) 本部長の代理

本部長に事故あるとき又は欠けたときの本部長の代理は、危機管理担当副市長、副市長、危機管理監、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者の順とする。

### (4) 緊急対策会議

緊急対策会議は、本部長、副本部長、及び関係部長で構成され、本部会議を招集するいとまがないときに本部長の招集によって開催し、本部会議と同様に災害の実態に即した災害応急対策を協議決定する。

### (5) 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部各部長で構成され、本部長の招集によって開催し、各部との密接な連絡のもとに、災害の実態に即した災害応急対策を協議決定する。

ア 第一回災害対策本部会議は、災害発生後、おおむね2時間以内に開催し被害予測から市の災害対応力での対応可否を判断する。

イ 第二回災害対策本部会議は、災害発生後、おおむね5時間以内に開催し被害状況から災害対策本部各部、各班が優先して対応する災害応急活動内容について報告し、共有化を行う。

ウ 第三回災害対策本部会議は、災害発生後、おおむね8時間以内に開催し各部、班の災害応急活動状況から今後の対応体制について協議し、方針を決める。

## 6 職員等の活動環境

### (1) 安全の確保

活動にあたるべき職員等が被災した場合は、応急対策活動全般に大きな支障を及ぼすため、本部長は職員等の安全確保に万全を期する。

#### ア 庁内の安全確保

本部長は、職員等が応急対策活動に従事するにあたって、二次災害を防止するための安全確保の措置を徹底する。

#### イ 安否及び被害の確認

職員は、勤務時間中の地震発生時に、家族の安否確認等を行う方法を事前に確保し、応急対策活動に全力を傾注する。

各部総務班は、必要に応じて各職員に代わり家族の安否確認等を行う。

### (2) 24時間体制への対応

ア 大規模災害の発生直後は、場合によっては24時間体制での対応をとらざるを得ないため各部長は適切な班の編成、職員の健康管理等に努める。

イ 災害対策本部会議の災害応急活動方針で24時間体制での対応を行なうこととなった場合は、統括チーム職員動員グループは24時間対応職員の仮眠場所及び給食等を確保する。

## 7 大阪府現地災害対策本部との連携

災害応急対策を局地的又は重点的に推進する必要があるときなどにおいて、大阪府の現地災害対策本部が設置された場合は、統括チーム渉外グループが連絡窓口となり連携を図る。

## 第 2 節 職員の動員配備

### 《基本的な考え方》

災害発生時に迅速かつ的確な応急対策を実施するため、災害の状況に応じた配備体制をとる。また、夜間・休日等の勤務時間外に災害が発生した場合については、予め定めた配備体制により災害応急対策体制を確立する。

なお、災害応急対策活動の実施にあたっては、活動に従事する者（市職員の他、市外からの応援職員等を含む）の安全確保が図られるように留意する。

### 《対策の体系》

職員の動員配備	1	配備体制
	2	動員体制
	3	初動体制
	4	配備体制の確立
	5	動員報告

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
本部長（市長）	1 配備体制の決定及び配備指令に関する事
統括チーム 職員動員グループ	1 職員参集状況の取りまとめ及び報告に関する事
統括チーム 統括グループ	1 被害程度の市長・副市長等への報告及び配備指令の各部への連絡に関する事

### 《対策の展開》

#### 1 配備体制

大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、職員は次のいずれかの要員として所定の活動に従事する。ただし、災害の種類、規模に応じて人員を増減することがある。

##### (1) 災害対策要員

災害対策に従事するため、市長が指名する職員。

##### (2) 平常業務従事職員

災害初動期等の災害対策業務集中時には、各班長の指示により災害対策業務に従事するものとするが、平常業務（平常業務時間帯）に備え必要最小限の職員を平常業務従事職員に指名する。

##### (3) 初動要員

上記(1)(2)のうち、自宅からおおむね 30 分以内に出勤可能な職員で、市長が指名する職員。

## (4) 小・中学校避難所開設要員

自宅からおおむね 30 分以内に避難所に出勤可能な職員で、半数を教育委員会に属する職員から指名し、半数をその他の部局に属する職員から指名する。

## (5) 部付職員

災害時において各部局の長と災害対策本部室との円滑な連絡調整を図るための支援要員。

## 2 動員体制

## (1) 配備区分

職員の配備区分は、次のとおりとする。

ただし、各部長は、特に必要があると認めるときは、配備基準と異なる体制をとることができる。

## 【配備の種類と基準】

配備の種類	発令の基準	配置人員
震災 1 号配備	本市域で震度 4 が観測されたとき	統括チーム（正・副チーム長、所属長、初動要員）、消防部（初動要員・当務職員） 約 400 名
震災 2 号配備	本市域で震度 5 弱・5 強が観測されたとき	統括チーム、消防部、部長・副部長、部付職員、所属長、初動要員 約 1,600 名
震災 3 号配備	本市域で震度 6 弱以上が観測されたとき	全職員 約 2,000 名

※自主参集を要しない職員は、地震発生から 3 時間以内は自宅待機又は参集連絡がとれるようにしておくこととする。

資料:地震応急-4 災害対策本部動員数一覧

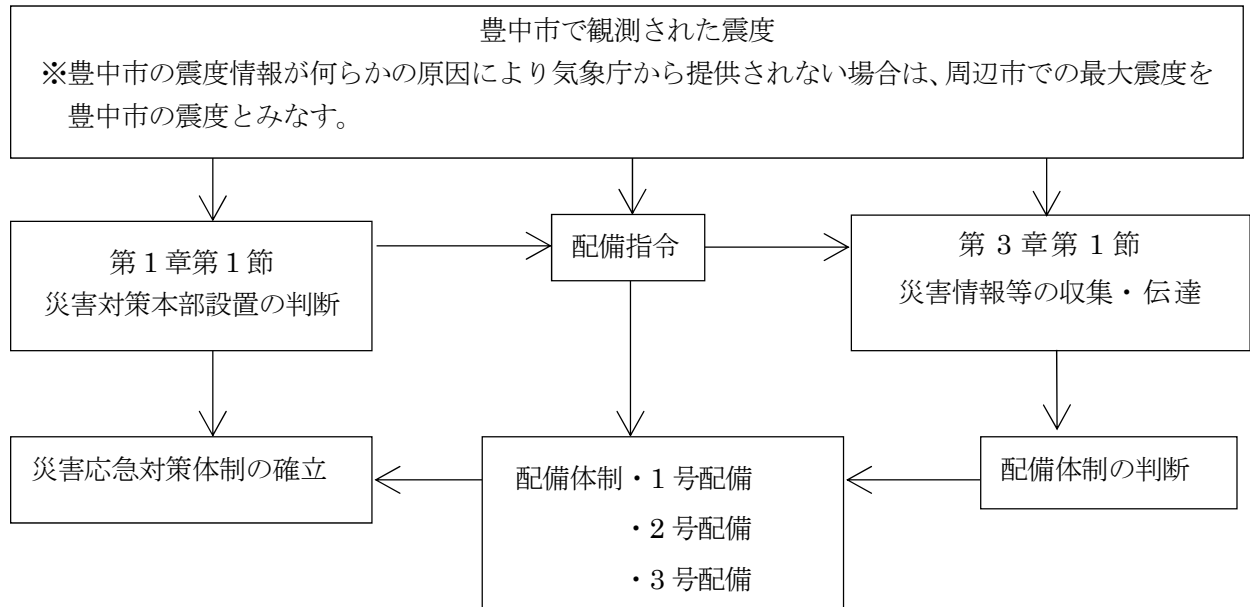


## (2) 配備指令

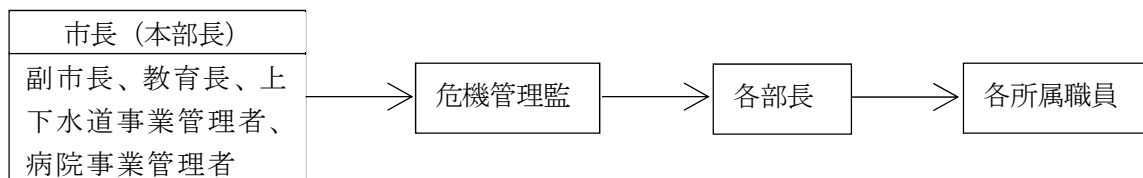
職員の配備は、配備基準に従い、市長が決定し指令する。危機管理監より連絡を受けた各部長は、所属職員に対し配備の種類を周知する。

地震災害以外の場合、各部長は、所属職員に対しあらかじめ作成された連絡網に基づき、参集するよう連絡する。なお、配備指令の流れは下記のとおりとする。

## 【配備指令の判断】



## 【配備指令の伝達ルート】



## 3 初動体制

(1) 初動要員は、本市域で震度5弱以上（統括チーム及び消防部初動要員については震度4以上）を観測と同時に速やかに勤務場所又は指定された参集場所に出動し、初期の応急対策業務に従事する。

(2) 初動要員は、本部長或いは部長等の指揮・命令のもとに定められた業務を行うが、通信の途絶等により本部からの指揮・命令が受けられない場合は、所属長等の判断・指揮のもとに業務を遂行する。

(3) 部長等は初動要員を指揮するが、本部に30分以内に参集できない者にあつては、あらかじめ代行者を初動要員の中から指名する。

(4) 地震発生直後に震災1号又は2号配備体制とした場合に、被害の拡大状況等により、配備体制を強化する必要があると判断される場合、各部長は配備体制を強化するとともに、直ちに本部長に報告する。

- (5) 各部長から配備体制強化の報告を受けた本部長は、災害の状況、職員の対応状況等から総合的に判断し、必要と認められる場合は配備指令の強化を発令し万全を期する。

#### 4 配備体制の確立

##### (1) 勤務時間外の配備

勤務時間外の場合は、各職員が配備基準により配備体制を自主判断することとし、動員連絡は行わない（自主参集）。配備基準よりも配備体制を強化する場合は、各部にて部内緊急連絡網に従い動員連絡を行う。

##### ア 本市域で震度4が観測されたとき

危機管理監、危機管理課長(以下危機管理監等という。)は守衛、消防局、警察署等から収集した情報により被害の程度を把握し、市長・副市長等に報告する。自主参集職員で対応できない場合は、危機管理監等は直ちに各関係部課長を経由して必要な職員等を招集する。

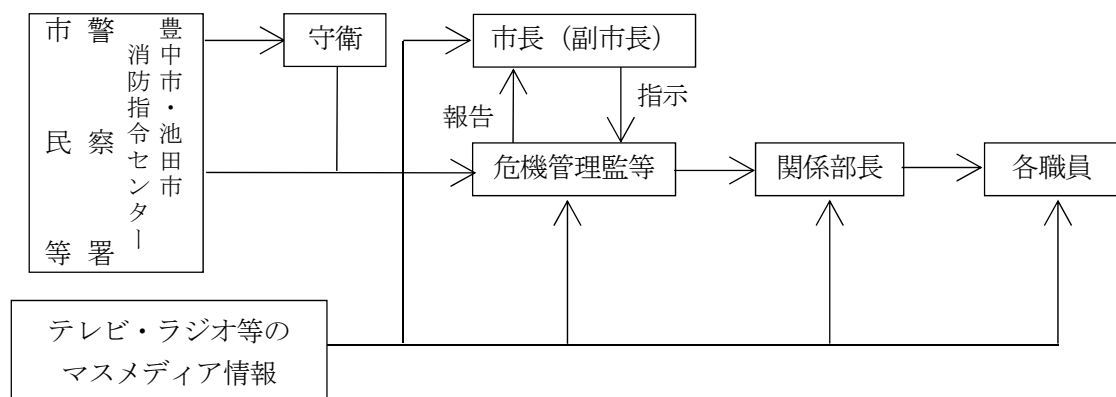
##### イ 本市域で震度5弱・5強が観測されたとき

震災2号配備指令があったものとして、配置人員は速やかに参集し、あらかじめ決められた職務につく。

##### ウ 本市域で震度6弱以上が観測されたとき

震災第3号配備指令があったものとして、全職員は、勤務場所（指定避難所開設要員等は指定場所）に速やかに参集し、あらかじめ決められた職務につく。

#### 【勤務時間外の配備の通達ルート】

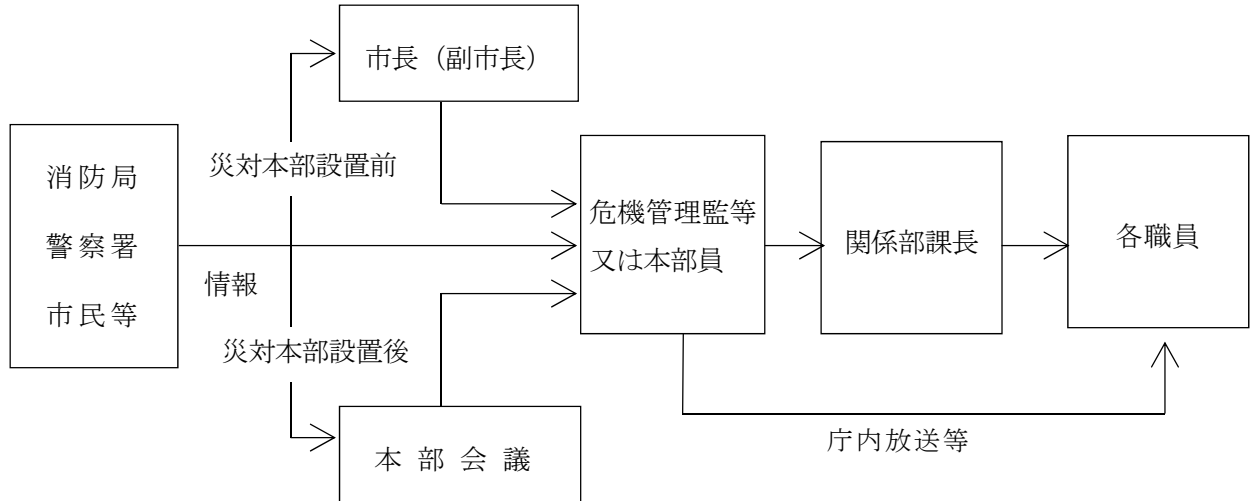


##### (2) 勤務時間内の配備

勤務時間内に地震が発生した場合、各部は「豊中市業務継続計画」に基づき通常の業務を一時停止、又は縮小し、配備区分の基準に従い定められた配備につく。

配備の伝達は、市長（本部長）の指示により危機管理監等が各関係部課長に連絡し、各関係部課長は各職員に伝える。また、庁内放送等により配備体制を整えるよう伝達し、速やかに実働体制を確立し、あらかじめ指名を受けている職員は、直ちに所定の職務につく。

【勤務時間内の配備の伝達ルート】



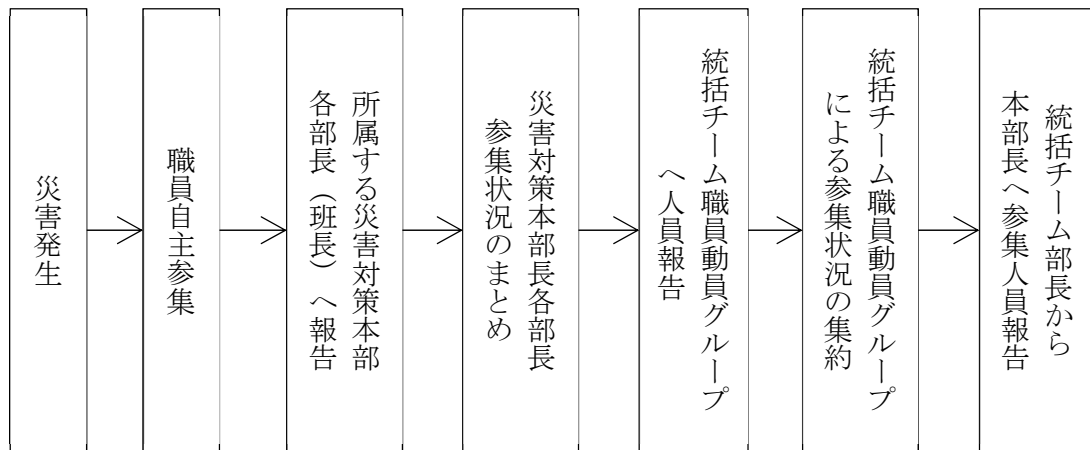
5 動員報告

動員状況は、各部において大阪府防災情報システムに入力を行い、統括チーム職員動員グループが集約し、本部長へ報告する。システムが使用できない場合には、動員報告書を利用し各部取りまとめの上、統括チーム職員動員グループへ提出する。

資料:様式-2-1「動員報告書」

資料:様式-2-2「災害対策本部の動員状況」

【動員報告の流れ(震度5弱以上)】



### 第3節 広域応援等の要請と受け入れ

#### 《基本的な考え方》

被害が甚大であり、市民の生命又は財産を保護するため必要と判断された場合は、大阪府、他市町村及び指定地方行政機関等に対し応援・協力を要請するとともに、応援部隊の活動・宿営等のための拠点を確保するなど受入体制を整備し、被災者の救助など応急対策に万全を期す。

#### 《対策の体系》

広域応援等の要請と受け入れ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広域的な応援体制</li> <li>2 大阪府への応援要請</li> <li>3 協定市町への応援要請</li> <li>4 その他市町村への応援要請</li> <li>5 防災関係機関等との相互協力</li> <li>6 広域応援の受入体制</li> <li>7 職員の派遣要請</li> <li>8 関係機関との連絡調整</li> </ol>
---------------	--

#### 《応急対策の分担》

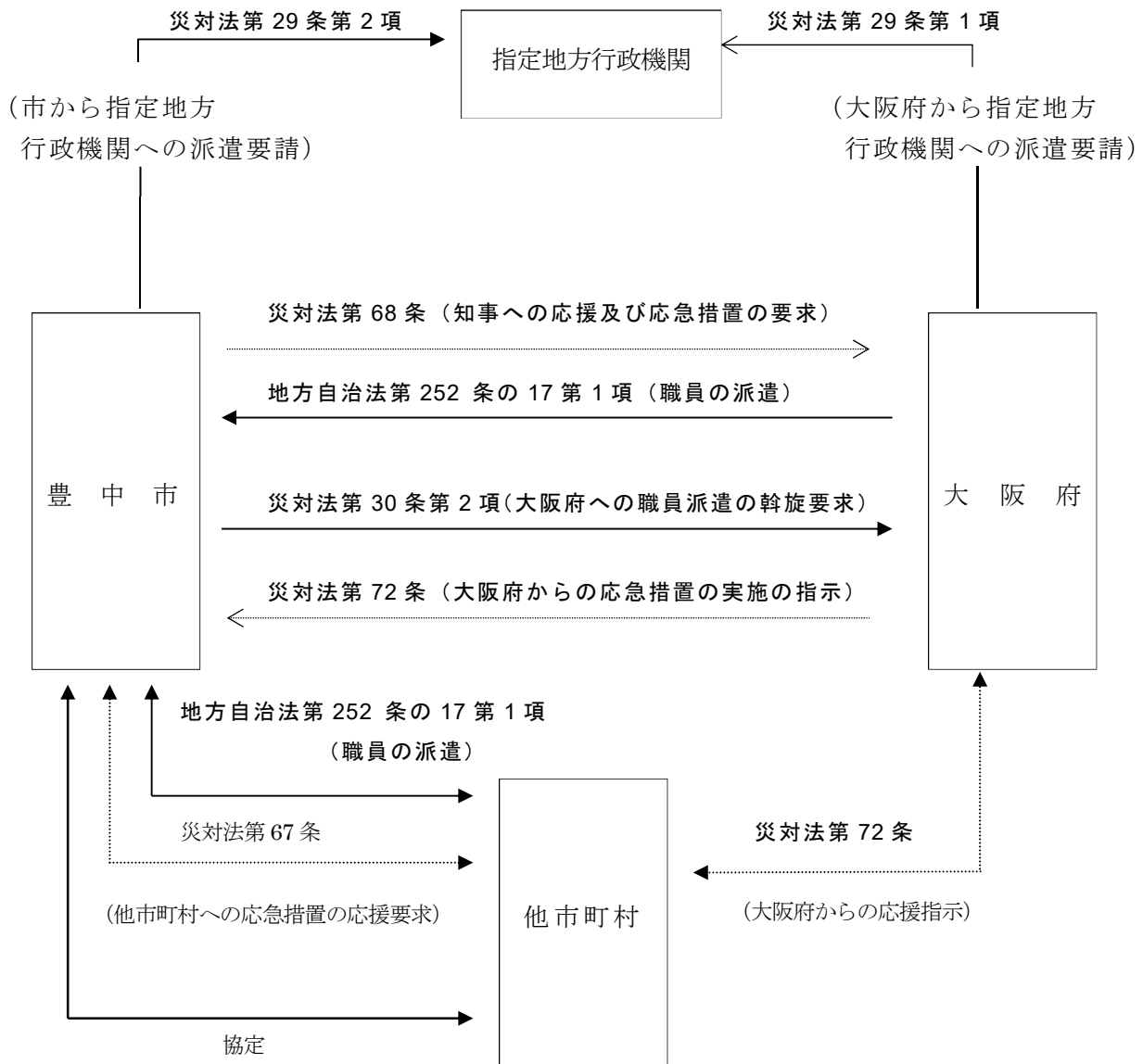
実施担当	実施内容
本部長（市長）	1 応援要請の決定に関する事
統括チーム 渉外グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大阪府への応援要請に関する事</li> <li>2 協定市町村への応援要請に関する事</li> <li>3 その他市町村への応援要請に関する事</li> <li>4 防災関係機関との相互協力に関する事</li> </ol>
各 部	1 広域応援の受入体制の整備に関する事

## 《対策の展開》

### 1 広域的な応援体制

法律、協定に基づく応援協力の要請系統は次のとおりである。

#### 【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



- 全般的な相互応援協力要請
- .....→ 応急措置の応援要求、指示
- ⇒ 職員のパイザン要請、パイザン

## 2 大阪府への応援要請

市長（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めるときは、知事に対し原則として文書をもって、応援（短期間で身分の異動を伴わない場合）又は職員派遣（長期にわたり派遣先の身分に併任される場合）の斡旋を求める。ただし、事態が切迫し緊急を要する場合は、無線・電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

応援要請に際しては、統括チーム渉外グループが次の事項について明らかにして行う。

- ア 災害の状況
- イ 応援を要請する理由
- ウ 応援を必要とする期間
- エ 応援を希望する人員、物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
- オ 応援を必要とする活動内容
- カ その他必要な事項

### 【連絡先】

名称	直通電話	F A X	大阪府無線電話
大阪府災害対策本部事務局 (政策企画部危機管理室)	06-6944-6022	06-6944-6022	8-220-8920

8-は豊中市の発信者番号

## 3 協定市町への応援要請

協定市町に応援を要請するときは、相互応援協定等に基づいて統括チーム渉外グループが行う。

### 【豊能地区3市2町による災害時相互応援協定締結市町及び担当部局】

市町名	所管部課名	電話	F A X	大阪府防災専用電話
池田市	市長公室 危機管理課	072-754-6263	072-752-1111	8-504-8900
箕面市	総務部 市民安全政策室	072-724-6750	072-723-2121	8-520-8900
能勢町	総務部 住民課	072-734-0107	072-734-0001	8-535-8900
豊能町	総務部 秘書政策課	072-739-3415	072-739-0001	8-534-8900

※8-は豊中市の発信者番号

## 4 その他市町村への応援要請

市長（本部長）は、上記協定市町の応援でもなお十分な災害応急対策が実施できないと認めるときは、その他の市町村長等に対し応援を要請する。

その他市町村からの応援に従事する者は統括チーム渉外グループにおいて調整のうえ、受入担当部において受け入れ、当該部長の指揮のもとで活動する。

## 5 防災関係機関等との相互協力

市長（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めるとき、防災関係機関等に対し、情報の収集、交換など連絡を密にし、迅速かつ適切な災害応急対策活動を実施するため、職員の斡旋を要請する。職員の応援要請は統括チーム渉外グループが行い、各部が受け入れる。

## 6 広域応援の受入体制

- (1) 災害対策本部長が必要と認めた場合、応援の総合窓口として災害対策本部内に受援担当を設置する。
- (2) 広域応援の要請を依頼した担当部は、要請と同時に応援部隊の受入体制を整える。
- (3) 受入担当部は、活動の記録をまとめる。
  - ア 要請先、要請時間、要請内容
  - イ 回答内容、回答時間
  - ウ 応援部隊の到着時間、人員、責任者の氏名、連絡先
  - エ 滞在期間
  - オ 搬入物資内容、量、返却義務
  - カ 応援活動実績記録
  - キ 撤収日時
- (4) 受入担当部は、派遣された応援部隊に対して、活動の地域、期間、内容等の応援活動計画を作成する。
- (5) 応援部隊は、食料、飲料水、宿泊等の手配は自らが行うことを原則とする。
- (6) 応援部隊が大量の応急活動、復旧活動用の資機材等を搬入し、活動拠点となるオープンスペースが必要な場合の集結場所及び活動拠点は次のとおりとする。

また、下記に定めていない場合の調整は統括チーム渉外グループが行う。

  - ア 大阪府下広域消防相互応援協定に基づく応援隊及び緊急消防援助隊の進出拠点は、大阪府服部緑地公園内第2駐車場とする。
  - イ 豊中市北消防署管内の災害対応のための緊急消防援助隊の活動拠点は、大門公園とする。
  - ウ 豊中市南消防署管内の災害対応のための緊急消防援助隊の活動拠点は、菰江公園とする。
  - エ 他市の応急給水及び応急復旧(漏水調査も含む)応援隊の集結、活動拠点は、大曾公園とする。
- (7) 臨時ヘリポートの確保等  
ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート及び無人航空機等の準備に万全を期す。

**資料: 予防-9 災害時用臨時ヘリポート選定基準及び選定場所一覧表**
- (8) 経費の負担  
応援に要した費用(交通費、諸手当、食料費、資機材等の費用及び輸送費)等については、原則本市がこれを負担する。

## 7 職員の派遣要請

---

災害応急対策、災害応急復旧対策を本市の職員のみでは十分にできない場合は、大阪府、近隣市町、指定行政機関等に対して、職員の派遣を要請する。

### (1) 派遣を要請するときの要件

- ア 災害が大規模であり、応急対策や復旧対策が相当長期にわたると考えられるとき。
- イ 派遣機関の組織力・行動力が有効に活用できるとき。

### (2) 職員の派遣要請

市長は、法第 29 条（職員派遣の要請）又は、地方自治法第 252 条の 17（職員の派遣）の規定により大阪府、近隣市町又は指定地方行政機関等に対し、職員の派遣を要請することができる。その要請の手続きは、以下の事項を記載した文書により行う。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

## 8 関係機関との連絡調整

---

市は、自らが被災した場合等において、府等と協力して、被災状況等を共有し、必要な調整を行うよう努める。



## 第4節 自衛隊に対する災害派遣要請

### 《基本的な考え方》

市長（本部長）は、災害の状況により自衛隊の協力が必要となった場合は、知事に対し速やかに派遣要請の要求を行う。知事に対して要請の要求ができないときは、直接自衛隊に災害の状況を通知する。

### 《対策の体系》

自衛隊に対する災害派遣要請	1 派遣要請要求等 2 派遣部隊等の受入体制 3 自衛隊に要請する救援活動 4 知事への撤収要請の要求
---------------	--

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
統括チーム 渉外グループ	1 自衛隊の災害派遣及び撤収要請の要求に関すること 2 自衛隊の受け入れに関すること 3 自衛隊の活動の支援に関すること

### 《対策の展開》

#### 1 派遣要請要求等

##### (1) 知事への派遣要請要求

知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼するときは、「災害派遣要請の要求書」に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって大阪府（政策企画部危機管理室）に要求するものとし、事後速やかに要求文書を提出する。また、関係機関に対しても通報する。

なお、派遣要請の要求の事務手続きは、次の事項を明らかにして統括チーム渉外グループが行う。

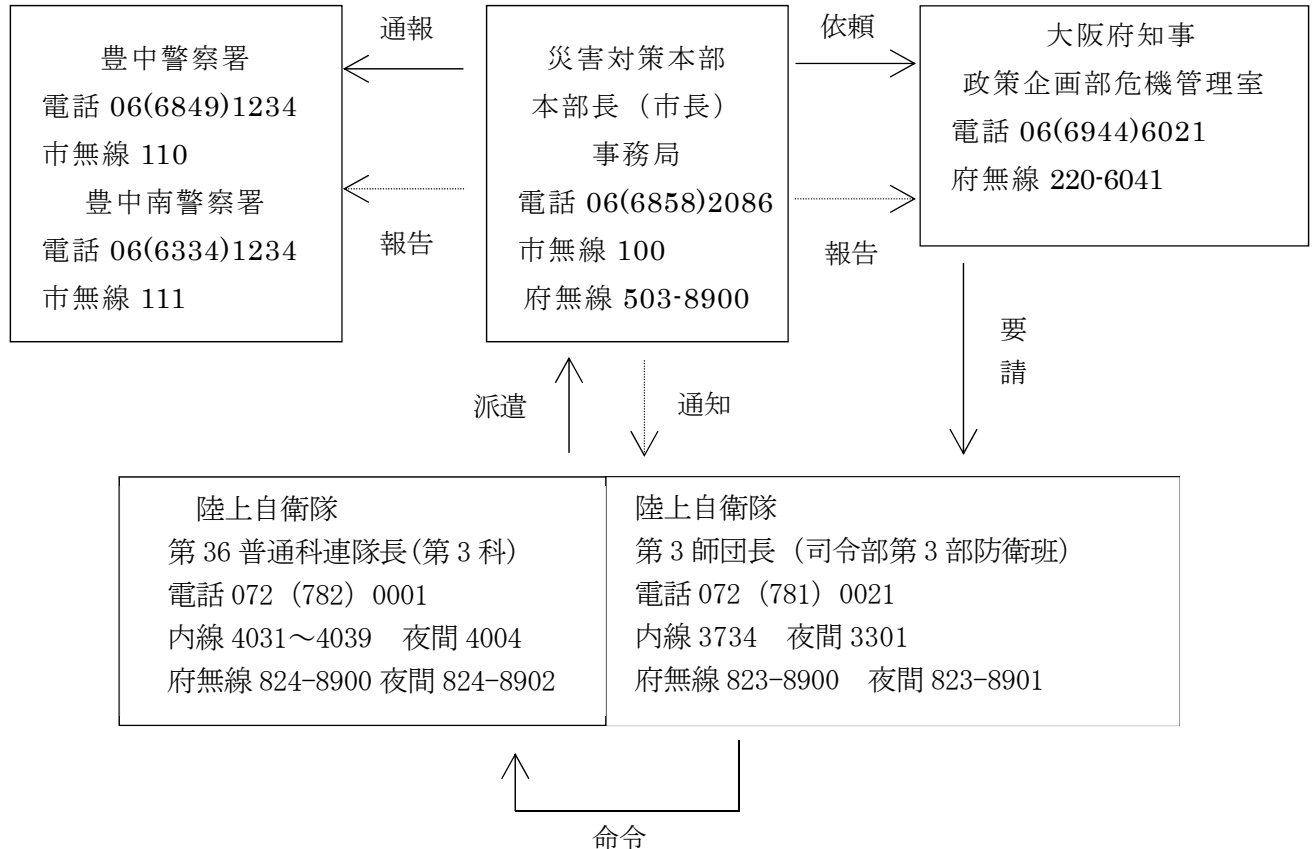
- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(2) 自衛隊への災害状況の通知

通信の途絶等により、知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求ができない場合は、市長が直接自衛隊に災害の状況を通知する。

この場合、市長（本部長）は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

【派遣要請等の流れ】



2 派遣部隊等の受入体制

(1) 連絡員の派遣

自衛隊に対し本部に情報連絡、調整のための連絡員の派遣を要請する。また、必要に応じて自衛隊の活動地区に市の連絡員を派遣する。

(2) 派遣部隊の誘導

ア 市内への進入ルート及び集結地点又は救援物資の受取場所等を選定し、派遣部隊を誘導する。

イ 自衛隊へ派遣要請したときは、大阪府警（豊中警察署・豊中南警察署）に派遣部隊の誘導について依頼する。

(3) 受け入れ体制

ア 連絡場所の提供

自衛隊の連絡調整のため派遣された連絡員の連絡場所を提供する。

イ 派遣部隊との連絡調整

本部は、市職員現地連絡担当者を指名し現地派遣部隊との連絡調整にあたらせる。

## (4) 資機材等の提供

自衛隊災害派遣部隊の活動の実施にあたり不足する資機材等は、可能な限り市が調達し提供する。

## (5) その他

ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等を準備する。

## 3 自衛隊に要請する救援活動

自衛隊の派遣要請を求めることのできる範囲は、原則として、人命及び財産の救護を必要とし、かつ、やむを得ない事態の場合であって、おおむね次の活動内容とする。

なお、大規模な災害が発生した際には、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行う。さらに、被災直後の本市が混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行う。市は、その際も大阪府等の関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するよう努める。

ア 被害状況の把握	キ 応急医療、救護及び防疫
イ 避難の援助	ク 人員及び物資の緊急輸送
ウ 遭難者の捜索救助	ケ 炊飯及び給水
エ 水防活動	コ 物資の無償貸付又は譲与
オ 消防活動	サ 危険物の保安及び除去
カ 道路又は水路の啓開	

## 4 知事への撤収要請の要求

災害の救援が市の機関をもって実施できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となった場合は、市長は派遣部隊の撤収について、派遣部隊の長と協議のうえ、「撤収要請の要求書」に記載する事項を明らかにして知事に提出する。

- (1) 撤収要請日時
- (2) 派遣された部隊
- (3) 派遣人員及び従事作業の内容
- (4) その他参考となるべき事項

**資料: 様式-7 「自衛隊の災害派遣要請の要求・撤収要請の要求様式」**

## 第5節 災害緊急事態

### 《基本的な考え方》

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、大阪府内が関係地域の全部又は一部となった場合、市は、大阪府、防災関係機関とともに、政府が定める対処基本方針に基づき応急対策を推進し、大阪府の経済秩序の維持に協力するとともに、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

## 第6節 オペレーション体制の整備

### 《基本的な考え方》

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、大阪府と連携して、被災者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能なオペレーション体制（災害応急活動に従事する職員のローテーション等）の整備を図る。

大阪府は、オペレーション体制の整備にあたり、ボランティア団体や民間企業との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から72時間までとそれ以降のオペレーションについて検討を行い、「大阪府災害等応急対策実施要領」において定めるとともに、市のオペレーション体制の整備を支援する。

## 第2章 津波警戒活動

### 第1節 津波警戒活動

#### 《基本的な考え方》

市及び関係機関等は、地震・津波が発生するおそれがある場合、防災活動を必要とする旨の情報をもとに、状況に応じた警戒活動を図る。

#### 《対策の体系》

津波警戒活動	1 避難対策等
	2 水防活動
	3 ライフライン・放送事業者の活動
	4 交通対策

#### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
統括チーム統括グループ、消防部	1 避難対策に関すること
都市基盤部、防災関係機関	1 水防活動に関すること
上下水道部、ライフライン・放送事業者	1 ライフライン・放送事業者の活動に関すること
交通事業者	1 交通対策に関すること

#### 《対策の展開》

##### 1 避難対策等

市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令するとともに、府警察及び第五管区海上保安本部と協力して、避難指示、避難誘導等の必要な措置を講ずる。

##### (1) 通信手段の確保

市、府及び防災関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

なお、府は、災害応急に必要となる通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、総務省（近畿総合通信局）から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

##### (2) 避難指示

市は、次のいずれかの場合、住民、ドライバー等に対して、速やかに的確な避難指示を行うとともに、高台等の安全な場所に誘導する。

ア 大津波警報、津波警報又は津波注意報を覚知したとき

（ただし、津波注意報については、基本的には海岸堤防等より海側の地域を対象とする）

イ 強い揺れ（震度4程度以上）もしくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合

## (3) 周知の方法

市は、避難指示及び避難誘導を行う場合は、市防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）や、広報車等の活用、自主防災組織等住民組織との連携等、あらゆる手段を使って、住民等へ周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

## (4) 水防団及び消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置

水防団は津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として行う。

- ア 正確な大津波警報等の収集及び伝達
- イ 津波からの避難誘導
- ウ 土嚢等による応急浸水対策
- エ 救助・救急

消防機関は、消火活動、救助・救急活動及び津波からの避難誘導や広報活動等を実施する。

## (5) 工事中の建築等に対する措置

市は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとする。

## (6) 施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

## 2 水防活動

市は、府、近畿地方整備局、他沿岸市町と連携し、津波の来襲が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。

- (1) 招集体制を確立する。
- (2) 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。
- (3) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに、水防作業を開始するとともに、所轄の現地指導班長に報告する。
- (4) 水防に必要な資機材の点検整備を行う。
- (5) 防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援。
- (6) 上記(1)から(5)はあくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで行うこと。

## 3 ライフライン・放送事業者の活動

ライフライン及び放送に関わる事業者は、地震発生時に緊急対応を行うとともに、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施する。

## (1) 水道等

市は、府、他沿岸水道事業者及び大阪広域水道企業団と連携し、水道・工業用水道、下水道施設の破損等による二次災害を軽減させるための措置を行う。また、津波による河川への塩分遡上に関しては事前の情報収集に努め、その影響を最小限に留められるよう措置を行う。

## (2) 関西電力送配電株式会社

電気は、大津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために必要なものであることから、系統の多重化等、電力供給のための体制を確保する。

また、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報活動を実施するなど、必要な措置を講じる。

なお、電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

(3) 大阪ガス株式会社

利用者によるガス栓閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施する。

(4) 西日本電信電話株式会社関西支店、株式会社NTTドコモ（関西支社）、KDDI株式会社関西総支社、ソフトバンク株式会社

西日本電信電話株式会社関西支店は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。

大津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等必要な措置を講じる。

(5) 日本放送協会、民間放送事業者

日本放送協会及び民間放送事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施する。

ア 津波に対する避難が必要な地域の居住者等に対しては、大きな揺れを感じたときは、大津波警報等が発表される前にあっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、大津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。

イ 被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等防災関係機関や居住者等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。

ウ 発災後も円滑に放送を継続し、大津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずる物とし、その具体的な内容を定める。

#### 第4節 交通対策

(1) 航空

新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）は、津波襲来による危険が予測される場合においては、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知する。

(2) 乗客等の避難誘導等

鉄道及びバスの事業者は、列車の乗客や駅のターミナルに滞在する者の避難誘導計画を定める。

## 第3章 情報の収集伝達

### 第1節 災害情報等の収集・伝達

#### 第1 情報の収集・伝達

##### 《基本的な考え方》

大阪管区気象台から発せられる地震情報や、二次災害に結びつくその他災害情報を、迅速かつ的確に収集伝達する。

##### 《対策の体系》

情報の収集・伝達	1 情報の収集
	2 庁内の情報連絡
	3 市民への連絡

##### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
統括チーム 統括グループ	1 災害情報等の収集伝達に関すること 2 配備指令等各部への伝報に関すること 3 庁内の情報連絡に関すること
消防局	1 災害情報等の収集伝達に関すること 2 災害種別ごとの受信状況に関すること
各部	1 通信手段の確保 2 各部内職員への連絡に関すること

##### 《対策の展開》

#### 1 情報の収集

##### (1) 地震情報

- ア 大阪管区気象台から発表される地震情報は、大阪府政策企画部危機管理室を通じて、大阪府防災行政無線によりファクシミリで通報される。
- イ 地震直後で通信回線に障害があるときは、地震に関する情報をテレビ・ラジオ等により入手する。



## 【地震に関する情報の内容】

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度 3 以上 （大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報（注 1）	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・大津波警報、津波警報 又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報） を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報（注 1）	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度 3 以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 20～30 分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表

注1 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

緊急地震速報	震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される地域に対して緊急地震速報（警報）を発表。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。 なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。
--------	---

注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、発表から強い揺れの到達まで極めて短い時間であっても地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

津波警報・注意報	地震が発生した時に、沿岸で予想される津波の高さを求め、発生から約3分を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報を、津波予報区単位で発表。 予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表。
----------	--

- 注1. 震度速報は、気象庁専用回線及び緊急情報衛星同報装置により伝達される。これらの受信手段を持たない機関は、テレビ等の情報を利用する。
2. 地域震度：当該地域の観測点における最大の震度
  3. 市町村震度：当該市町村の観測点における最大の震度（当該市町村の区域における観測点が一の場合にあっては、当該観測点の震度）
  4. 地点震度：観測点ごとの震度

#### 資料：地震応急-5 気象庁震度階級関連解説表

南海トラフ地震に関連する情報	気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合など、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、南海トラフ地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。 ※詳細については、P238 参照
----------------	--

#### (2) 気象予警報等

大阪管区气象台は、気象現象等により災害が発生するおそれがある場合には、気象業務法に基づき注意報・警報を発表して住民及び関係機関の注意を喚起し、警戒を促す。またその際は参考となる警戒レベルも附す。その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える洪水警報の危険度分布等の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

また、気象情報として、気象等の予報に係りのある、台風、大雨、竜巻等突風、及びそ

の他の異常気象等についての情報を、住民及び関係機関に対して発表する。

**資料:地震応急-6 警報・注意報発表基準一覧表**

市、大阪府及び防災関係機関は、気象情報の観測・伝達体制の強化充実に努め、観測情報、災害情報、防災情報等を円滑に相互提供できるような体制の整備に努める。

また、市民向けには、「おおさか防災ネット」による気象情報等メール配信機能等の利用の推進を図るほか、水害に対し、市民自らがより適切に対処できるよう市内13箇所に配置した雨量計により観測した情報を公開するなど市民向けの各種気象情報の伝達体制を充実強化する。

(3) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

**【警報の危険度分布等の概要】**

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

#### (4) 土砂災害警戒情報

大阪府及び大阪管区気象台は大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 27 条、法第 51 条、第 55 条、気象業務法第 11 条、第 13 条、第 15 条）

##### ア 発表の基準

大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、大阪府と大阪管区気象台が共同して発表する情報である。

なお、発表は、気象台の短時間降雨予測に基づき、大阪府の土砂災害発生基準雨量及び気象台の土壤雨量指数が共に基準を超過することが見込まれる場合、該当市町村に発表される。

##### イ 土砂災害警戒情報の留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壤雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示等の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

#### (5) 火災気象通報等

大阪管区気象台長は、消防法第 22 条に基づき、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、その状況を火災気象通報として知事に通報する。知事は市町村長に伝達する。火災気象通報の基準は、次のとおりである。

実効湿度が 60%以下で、最小湿度が 40%以下となり、平均風速 12m/s 以上となる見込みのとき。ただし、降雨、降雪が予測される場合は通報をとりやめることがある。

市長は、消防法第 22 条に基づき、知事から火災気象通報を受けたとき、又は市消防法施行規則に基づく火災警報発令基準に達し、必要があると判断されたときは火災警報を発令する。火災警報は、関係機関、報道機関、掲示板、広報車等によって市民に通報する。

#### (6) 淀川洪水予報・猪名川洪水予報・神崎川・安威川洪水予報

淀川洪水予報及び猪名川洪水予報は、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び水防法第 10 条第 2 項に基づき、大阪管区気象台及び近畿地方整備局が共同して発表する。

また、神崎川・安威川洪水予報は、気象業務法第 14 条の 2 第 3 項及び水防法第 11 条第 1 項に基づき、大阪管区気象台及び大阪府都市整備部河川室が共同して発表する。

**資料:地震応急-7 大阪管区気象台及び近畿地方整備局が共同して発表する洪水予報(淀川、猪名川、神崎川、安威川)**

## (7) 水位周知河川（水位情報周知河川）での特別警戒水位到達情報

水防法第13条第2項に基づき、大阪府知事が指定する水位周知河川（水位情報周知河川）（千里川・天竺川・兎川・高川・箕面川）について、避難判断水位及び氾濫危険水位に達する水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位を設定する。

大阪府知事は当該水位に到達した場合には、その旨を水防管理者などに通知するとともに、必要に応じ、一般に周知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

市は、この情報等の伝達方法を住民に周知させるための措置を講じる。

## (8) 水防警報

水防法第16条に基づく国土交通大臣が指定する河川（猪名川・淀川・神崎川）において、洪水等により災害が発生するおそれがある場合には、国土交通大臣（近畿地方整備局長）は水防警報を発し、その警報事項は大阪府知事に通知される。

また、大阪府知事は、その受けた通知に係る事項を水防管理団体に通知することとなっており、本部においては直ちに関係機関及び各部に通知する。

また、同条の規定により、大阪府知事は、国土交通大臣が指定する河川で洪水等により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川において洪水等により災害が発生するおそれがある場合には、水防警報を発し、その警報事項を水防管理団体に通知することとなっており、本部においては直ちに関係機関及び各部に通知する。

## 【水防警報の発令者】

河川名	種類	水防警報発令者
猪名川	洪水区域	近畿地方整備局猪名川河川事務所長
淀川	洪水区域	近畿地方整備局淀川河川事務所長
神崎川	高潮区域	大阪府西大阪治水事務所長

## (9) 異常現象通報

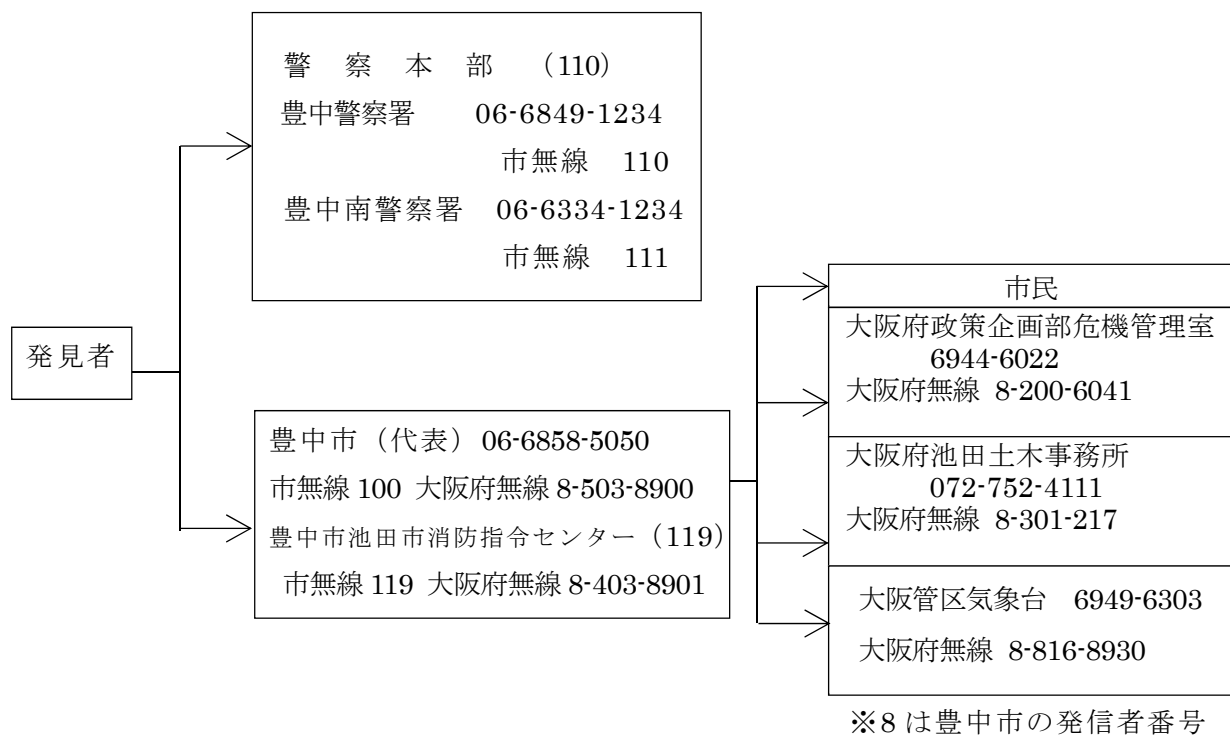
堤防からの漏水や、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市職員、消防職員、警察官等に通報する。

通報を受けた警察官等は、その旨を速やかに市長に報告し、また市長は必要に応じて大阪管区气象台、大阪府及び関係機関に通報するとともに、市民に対して周知徹底を図る。

## 【異常現象の種類と内容】

気象	竜巻、強い突風等で著しく異常な気象現象
地象	山くずれ、がけくずれ等
その他	堤防等に水漏れがある場合等

## 【異常現象発見時の連絡系統図】



## 2 庁内の情報連絡

## (1) 勤務時間内における連絡方法

- ア 各部への連絡は、統括チーム統括グループが防災無線（移動系防災行政無線を含む）、庁内放送、電話又は伝令で行う。
- イ 電話又は伝令の場合は、各部長に対して行う。ただし部長に連絡できない場合は、これに代わる者に対して行う。
- ウ 各部内における連絡方法は、各部内において定める。
- エ 庁内LANを活用し、大阪府防災情報システム等災害対策本部の活動を支援するシステム運用環境を優先的に確保するとともに、電子掲示板等により全庁的な情報の共有化を行う。

## (2) 勤務時間外における連絡方法

地震発生時は通信の混乱が予想されるため、職員は自らテレビ・ラジオ等によって地震情報等を収集し、震度階級に応じて自主的に参集する。電話連絡が可能な場合は、各部長から部内連絡網によって連絡する。

## 3 市民への連絡

市民に対する災害情報等の連絡活動は、「第3章第3節 災害広報・広聴」に基づいて行う。

## 第2 被害規模早期把握のための活動

### 《基本的な考え方》

地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、被害状況の把握及び応急対策の実施体制確立のため、地震発生後、直ちに防災関係機関と連携し、情報収集・伝達活動を行う。

### 《対策の体系》

被害規模早期把握のための活動	1 情報の収集・伝達体制 2 第1次情報等の収集 3 第2次情報等の収集 4 住家等被害状況調査（住家被害認定調査）
----------------	---

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
統括チーム 情報・システムグループ	1 被害情報等の報告に関すること 2 被害情報等の収集・伝達に関すること
議会事務局班	1 市議会への情報伝達に関すること
財務部施設対策班 都市計画推進部 都市計画推進対策班	1 被災建築物の応急危険度判定に関すること
財務部家屋調査班	1 建物等の被害状況及び当該建物の居住者の調査に関すること
都市活力部経済班	1 事業者、農地及び農産物の被害調査に関すること
健康医療部 健康医療支援班	1 医療機関の被害調査に関すること
各部総務班 （部により総務班以外の班が担当となる場合は、その班）	1 各部の所管に属する情報の整理及び伝達に関すること 2 各部の所管に属する被害情報及び応急対策に関する情報の収集・伝達に関すること
防災関係機関	1 各機関の所管に属する被害情報及び応急対策に関する情報の収集・伝達に関すること

### 《対策の展開》

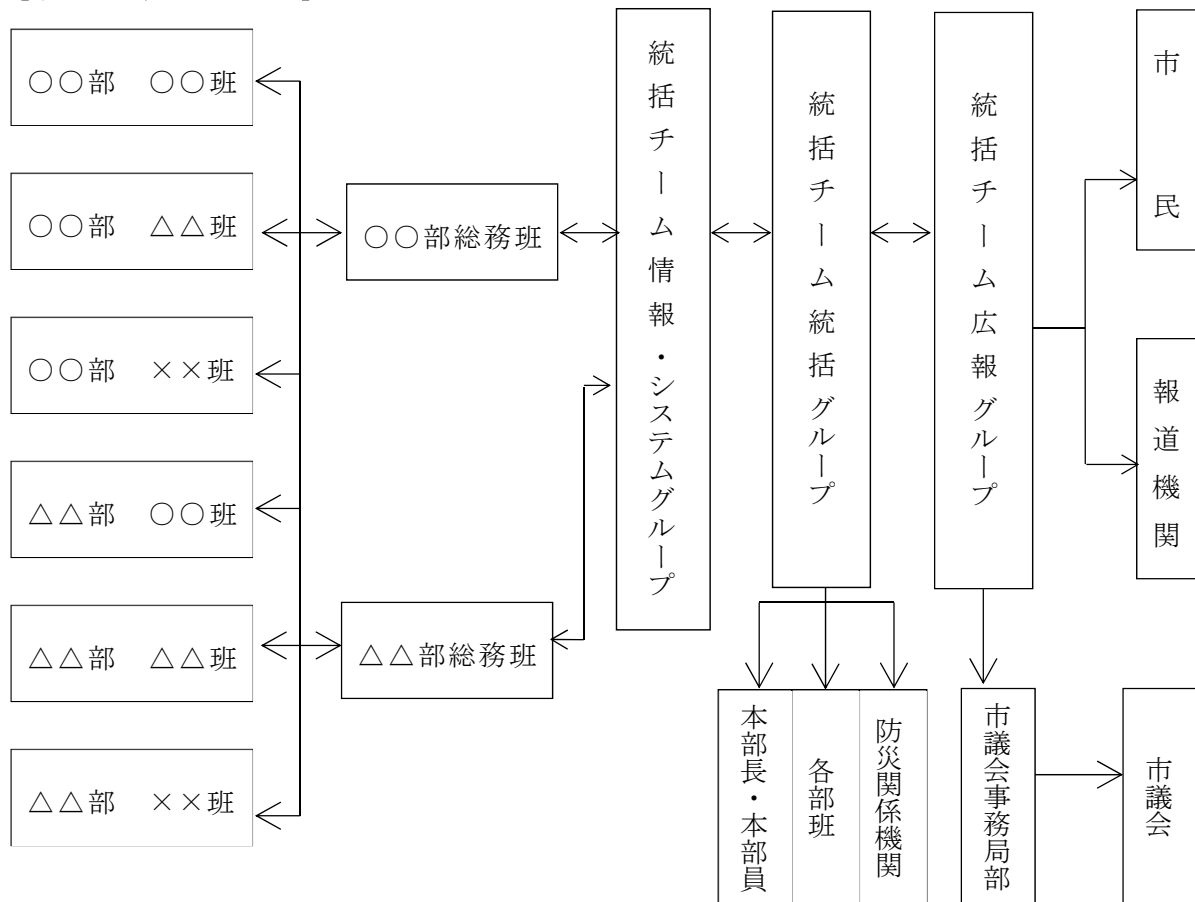
#### 1 情報の収集・伝達体制

##### (1) 情報収集・伝達の手順

- ア 災害の発生後、各班は直ちに情報収集を開始する。
- イ 各班は、収集した情報を各部総務班に報告する。
- ウ 各部総務班は、各班が収集した情報をとりまとめたうえで、各部長及び統括チーム情報・システムグループに報告する。
- エ 統括チーム情報・システムグループは情報を整理し、本部会議又は緊急対策会議に速やかに報告する。

- オ 本部会議又は緊急対策会議において決定した対策等は、出席した本部員が所属各班に連絡し、全職員に周知徹底するとともに、統括チーム情報・システムグループが各部総務班に連絡する。
- カ 本部会議又は緊急対策会議を行わないで本部長又は副本部長が決定した対策等は、統括チーム情報・システムグループが各部総務班に連絡する。
- キ 各部内における収集・連絡方法は、各部総務班において定める。
- ク 市議会へは、市議会事務局を通じて情報提供を行う。
- ケ 収集した被災現場の画像情報については、必要に応じて、災害対策本部を通して防災関係機関へ提供し、情報の共有化を図る。

【情報の収集・伝達の流れ】





## (2) 情報の種類

収集・伝達する情報の種類は、下表のとおりとする。

## 【情報の種類】

種類	情報の内容
第1次情報	被害の全体像を早期に把握し、本市の災害対応力での対応可否判断及び、災害応急対策の優先順位付けを行い、併せて人命の安全確保を優先した応急対策活動にあたるための概括的情報
第2次情報	継続して人命の安全確保、二次災害の防止、災害救助法適用の判断、被災者の生活救援のための情報、復旧情報

## (3) 大阪府及び国への報告

被害状況等の報告は、法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（令和元年6月6日付消防応第12号）により、基本的に大阪府及び消防庁に対して行うが、地震が発生し、当該市町村域内で震度4以上を記録したものについては大阪府に、また、震度5強以上を記録したものについては被害の有無を問わず、大阪府に加えて、直接消防庁に報告（30分以内）する。

なお、大阪府への報告は、原則として大阪府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、電話及びファクシミリ等の手段による。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、大阪府警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡する。

(ア) 消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を大阪府及び国（消防庁）に通報する。

(イ) 大阪府への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。

(ウ) 応急措置が完了した後、速やかに大阪府に災害確定報告を行う。

## ア 災害概況即報

地震発生直後の第一報、個別の災害現場の概況を報告する場合、災害当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合は、「火災・災害等即報要領」の第4号様式（その1）「災害概況即報」に従い報告するとともに、概況が判明するのにあわせて随時報告する。

第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告する。

人的及び家屋被害に重点を置いて報告する。

震度6弱以上を観測した場合は、119番通報件数についても概数を記入する。

## イ 被害状況即報

地震発生直後の大阪府への報告後、被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況に大きな変化があった場合は、「火災・災害等即報要領」の第4号様式（その2）「被害状況即報」に従い報告する。なお、報告数値は判明した範囲で構わない。

人的及び家屋被害に加えて各種被害状況についても報告する。

震度 6 弱以上を観測した場合は、119 番通報件数についても概数を記入する。

ウ 災害確定報告

応急措置が完了した場合は、災害報告取扱要領の第 1 号様式「災害確定報告」に従い、事後速やかに報告する。

**資料:様式-5「被害状況報告」**

## 2 第 1 次情報等の収集

災害対策本部の各部は、迅速的確な応急対策の体制確立、各機関への応援要請の判断のために、災害発生後、直ちに防災無線（移動系防災行政無線を含む）等を活用し、被害規模を把握するための概括的被害情報、ライフライン被害、医療機関の機能情報及び地震に伴う負傷した外来者状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集を実施する。

### (1) 収集する情報の種類

#### ア 収集する情報の種類

担当各部班は、地震発生後おおむね 1～2 時間以内に、次の情報を収集・連絡するよう努める。この場合、部分的な詳細情報よりも、被害の全容を概括的に把握することに留意する。

## 【第1次情報の種類】

項目	収集内容	担当
1 概括的被害情報 * 人命危険の有無及び 人的被害の発生状況 * 避難の必要性の有無 及び避難の状況 * 火災、土砂災害等の 二次災害の発生要因及び 発生状況	災害種別ごとの通報及び対応情報・特殊災害事案 情報 がけ崩れ等の危険箇所の調査 その他の2次災害要因及び発生状況	消防部、消防団 都市基盤部 都市基盤対策班 各部
	参集途上の情報（勤務時間外の場合） 予め指定された町丁目地域の被害情報 （勤務時間中の場合）	各部
2 公共交通機関の被害 状況	鉄道・バス等の被災状況	都市基盤部 都市基盤総務班
3 ライフラインの被害 範囲  * 施設被害状況 * 供給等の停止状況	上水道・下水道	上下水道部 上下水道広報班
	電話（西日本電信電話株、NTTコミュニケーションズ株、株NTTドコモ、KDDI株（関西総支社）、ソフトバンク株） 都市ガス（大阪ガス） 電気（関西電力送配電）	統括チーム 渉外グループ
4 医療機関の機能情報 及び地震に伴う医療 機関への負傷した外来者 状況	病院及び診療所（豊中市医師会）及び 薬局（豊中市薬剤師会）	病院部事務局班 健康医療部 健康医療総務班 健康医療支援班
5 110番通報の状況	110番通報（警察） 市役所への市民通報	統括チーム 渉外グループ
6 その他	各指定避難所の避難者の状況	各部避難班
	主要幹線道路の交通障害情報 住家の全壊家屋棟の概数情報（推定） 死者・負傷者の推定情報 所管施設・設備の損壊状況（機能停止に限る） 開始した応急対策の内容 その他災害の発生拡大防止措置上必要な措置	都市基盤部 都市基盤対策班 都市基盤総務班 統括チーム 渉外グループ 財務部家屋調査班 消防部 各部

※人的被害の数（死者・行方不明者数）については、大阪府が一元的に集約・調整を行うため、適宜、市の集計結果を提供する。

## イ 情報収集の方法

## (ア) 参集者による被害状況報告

勤務時間外において地震発生後 1 時間以内に勤務場所に参集した職員は、参集途上の被害状況を確認のうえ、各部総務班に報告し、各部総務班はおおむね 90 分以内に情報を取りまとめ統括チーム情報・システムグループに報告する。

報告は各部において大阪府防災情報システムに被害状況を入力して行う。システムが使用できない場合には、「参集途上における被害状況報告のまとめ」を利用して行う。

## (イ) 勤務時間中における指定勤務職場職員等による被害状況報告

①勤務時間中に本市域で震度 5 弱以上を観測したときには、予め指定されている施設の責任者(所属長)は、勤務職員の内から被害情報収集者を指名し指定地域内(丁目)の被害状況の情報収集にあたらせる。

②庁外で執務中の職員が災害対策本部を設置すべき地震災害が発生したことにより勤務場所へ帰庁するに際しては、庁外執務場所附近の知り得た被害状況を報告すること。

③被害情報収集者は、指定地域の被害状況の収集を行い(おおむね 30 分間)その内容を大阪府防災情報システムに入力する。システムが使用できない場合には、「参集者情報報告書(勤務中)」を利用して(1 時間以内に)統括チーム情報・システムグループに報告する。

## (ウ) 関係機関からの情報連絡

①公共交通機関、ライフライン関係機関は、地震発生後おおむね 90 分以内に統括チーム情報・システムグループに機能状況、被害内容、対応状況を連絡する。

②統括チーム情報・システムグループは、関係機関からの被害情報の提供がない場合は関係機関に被害状況等の照会を行う。

資料:様式-1-1「参集者情報報告書(勤務時間外)<地震>」

資料:様式-1-3「情報報告書のまとめ」

資料:様式-1-4「応急対策状況及び応急対策計画報告書」

## (2) 情報の整理

## ア 情報の整理・分析

(ア)統括チーム情報・システムグループは、各部から報告された情報に基づき被害状況等を取りまとめるとともに、必要に応じて分析を行い、その結果を緊急対策会議又は本部会議に報告する。

(イ)収集した情報及び決定した対策等は、統括チーム渉外グループが速やかに大阪府(政策企画部危機管理室)に速報として報告する。

## 《被害情報のとりまとめの留意事項》

- a 確認された各種情報から災害の全体像を把握する。
- b 至急に確認すべき未確認情報を整理し、確認する。
- c 報告済みの情報の訂正は、迅速かつ的確に行う。
- d 情報の空白は、被害が甚大であることを意味する場合があるため、情報空白地を把握、確認する。

## イ 情報・システムグループによる整理

統括チーム情報・システムグループは、収集された情報等を常に整理し、各班からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

## (3) 得られた情報に基づく判断

## ア 本部体制の判断

本部長は、得られた情報に基づき、緊急対策会議又は本部会議において重点的に取り組むべき応急対策、その他実施方針及びそのために必要な体制を決定する。

ただし、勤務時間外等のため、緊急対策会議等を開催することが困難な場合は、本部長が決定する。

## イ 応援体制の判断

本部長は、応援体制の必要性を認めるときは、大阪府、協定市町、その他市町村、自衛隊等への応援要請を「第1章第3節 広域応援等の要請と受け入れ」「第1章第4節 自衛隊に対する災害派遣要請」に基づいて行う。

## ウ 各部の判断

勤務時間外に地震が発生し、本部長及び副本部長が発災後直ちに参集できない場合で、緊急対策会議開催等の災害対策本部の組織的運営が可能となるまでの間に、応急対策等について緊急を要すると認められるときは、統括チーム長の指揮のもと各部において実施し、事後速やかに本部長に報告する。

**3 第2次情報等の収集**

## (1) 収集する情報の種類

担当各部班は、地震発生後速やかに次表に示す情報を収集するよう努める。この場合、把握できた範囲から一刻も早く第一報として報告することに留意し、特に、二次災害防止に関する情報及び人的被害・住家被害の把握に重点を置く。

ア 被害状況等報告様式に基づき必要な事項を大阪府（政策企画部危機管理室）へ報告する。また、土砂災害が発生した場合は、大阪府池田土木事務所にも報告する。

イ 住家被害の把握については、各部等からの応援を求めて地区毎に調査班を編成して行う。

**資料:地震応急-8 被害状況等報告基準**

**資料:様式-5 「被害状況報告」**

**資料:様式-6 「災害報告(がけ崩れ)」**

## 【第2次情報の種類】

項目	収集内容	担当
1 人的被害	死者、行方不明者の状況 負傷者の状況	福祉部福祉総務班 消防部、消防団、病院部事務局班 健康医療部健康医療班
2 住家被害	全壊・半壊等の状況、被害状況調査	財務部家屋調査班
	被災建築物応急危険度判定 被災宅地危険度判定	財務部施設対策班 都市計画推進部都市計画推進対策班
	全焼、半焼の状況	消防部、消防団
3 非住家被害	全壊・半壊等の状況、被害状況調査	都市活力部経済班 健康医療部健康医療支援班
	被災建築物応急危険度判定 被災宅地危険度判定	財務部施設対策班 都市計画推進部都市計画推進対策班
4 公共土木施設等の被害	道路、橋梁、河川等の状況	都市基盤部各班 上下水道部下水道管きょ班
	土砂崩れ等の危険箇所の調査	都市基盤部都市基盤対策班 都市計画推進部都市計画推進対策班
	宅地等の被害調査 交通施設、交通の状況 道路交通（警察） 公共交通機関（各社） 上下水道施設の状況	都市計画推進部都市計画推進対策班 都市基盤部都市基盤総務班 統括チーム情報・システムグループ 上下水道部上下水道広報班
	電話、都市ガス、電気各社の状況	統括チーム渉外グループ
	田畑の被害情報及び量販店の営業情報（銀行・郵便局含む）	都市活力部経済班
5 その他	文教施設	教育部各避難班
	市内各病院の被害状況・機能状況 地震に伴う負傷した外来者状況等	病院部事務局班 健康医療部健康医療総務班、健康医療支援班
	救急救助活動の状況、出火の状況 特殊災害事案情報	消防部、消防団
	医療活動の状況	病院部事務局班
	応急給水の状況	上下水道部上下水道総務班
	指定避難所の状況	各部避難班
	社会的混乱の発生状況 避難指示、警戒区域設定状況	統括チーム渉外グループ 消防部
	社会福祉施設の被害調査	福祉部援護・避難班
	応急対策活動の状況等、その他	各部
	6 被害額	公立文教施設
商工被害、農業施設、農産物被害		都市活力部経済班
その他公共施設		各部

※人的被害の数（死者・行方不明者数）については、大阪府が一元的に集約・調整を行うため、適宜、市の集計結果を提供する。

(2) 得られた情報による判断

## ア 二次災害防止対策の判断

得られた情報に基づき緊急対策会議又は本部会議において重点的に取り組むべき二次災害防止対策及びその実施方針（「第3章第6節二次災害の防止」参照）を決定する。

## イ 災害救助法適用の判断

被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあると判断される場合は、「第3章第7節災害救助法の適用」に基づき、知事に被害状況を報告し、同法に基づく救助の実施を要請する。

資料:様式-1-4「応急対策状況及び応急対策計画報告書」

#### 4 住家等被害状況調査（住家被害認定調査）

##### (1) 現地調査の実施

財務部の調査担当各班は、小学校区単位に第1次情報を集約し、被害の大きい校区から調査を行う。

##### (2) 現地調査の体制

ア 財務部の調査担当職員を中心として3人1組の班を構成する。

イ 調査担当者が不足するときは、他部からの応援又は大阪府等へ職員の応援を要請する。

##### (3) 調査方法

調査を行う旨を予め市民に広報し、住家等被害状況調査表により棟単位で可能な限り居住者又は所有者等の立会のうえで立入調査を実施し、判定に正確を期す。

## (4) 被害認定の基準

住家の被害認定にあたっては、内閣府において作成された「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和2年3月）を参考に行う。なお、認定基準は次表のとおりである。

## 【住家の被害の程度と住家の被害認定基準等】

被害の程度	認定基準
全壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。
中規模半壊	半壊のうち大規模半壊には至らないが、相当規模の補修を要するもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のも又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもとする。
半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のも又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもとする。

## (5) 調査実施体制の強化

被災規模が大きく調査対象住家が多数・広範囲にわたる場合には、必要に応じて、大阪府に対し次の業務に係る支援を要請し、調査実施体制を強化する。

ア 住家被害業務全体を支援し、大阪府との連絡調整を行う「住家被害認定士リーダー（府職員）」の派遣

イ 事前登録された住家被害認定士の派遣

資料:地震応急-9「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(抜粋)



## 第 2 節 通信の確保・伝達

### 《基本的な考え方》

災害時における関係機関相互間の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため通信連絡窓口を定め通信連絡システムを明確にするとともに、気象業務法に基づく予報及び警報、水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等を確実に収集し、防災関係機関及び各部に伝達する。

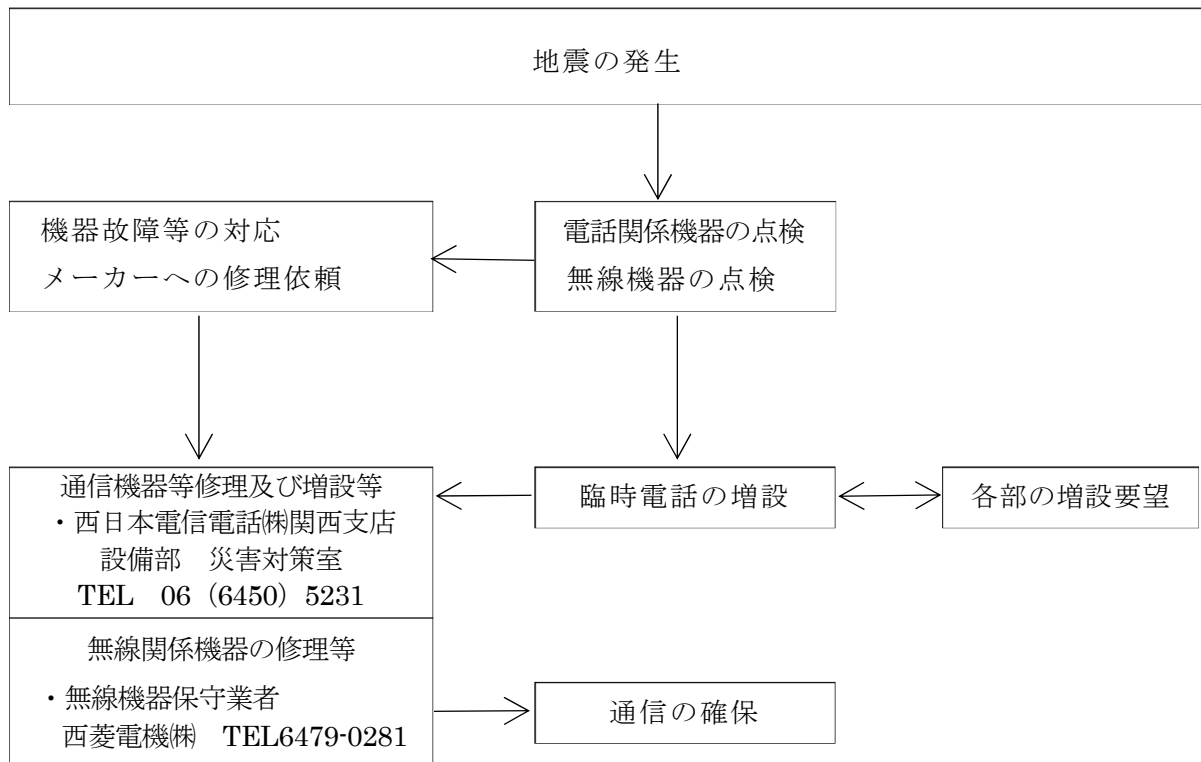
### 《対策の体系》

通信の確保・伝達	1 通信機能の確保 2 関係機関の通信窓口 3 災害時における通信網の整備
----------	---

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
各部	1 通信手段の確保と情報連絡に関すること 2 所属各班及び各機関と本部との連絡に関すること
防災関係機関	1 通信手段の確保と情報連絡に関すること 2 災害対策本部との連絡に関すること

### 《応急対策の流れ》



## 《対策の展開》

### 1 通信機能の確保

#### (1) 通信手段の機能確認

各部は、災害発生後直ちに通信手段を確保するため、通信機器の機能確認を行う。

#### (2) 故障時の対応

ア 通信機器取扱者は、通信機器に故障が発生した場合は、統括チーム情報・システムグループに連絡し、連絡を受けた総括グループは各機器装置の保守業者に修理を依頼する。

イ 西日本電信電話株等は、市役所等防災関係機関の電気通信設備が被災した場合は通信の確保を優先的に行う。

### 2 関係機関の通信窓口

災害に関する情報を収集・伝達する関係機関及び各部局の窓口をあらかじめ定める。

**資料:地震応急-10 関係機関の通信窓口**

### 3 災害時における通信網の整備

#### (1) 災害通信網の整備計画

統括チーム情報・システムグループは、災害が発生し又は発生のおそれがあるときは、絶えず気象情報等を収集するとともに、大阪管区气象台、大阪府、豊中警察署、豊中南警察署及び関係機関から情報を収集する。

#### (2) 電話が不通の場合、次の方法により行う。

ア 大阪府及び府内市町村との連絡方法

(ア) 大阪府防災行政無線により連絡する。

〔無線機設置場所〕

無線機・親電話機・電源装置  
災害対策本部用電話

夜間専用電話

消防局専用電話

第二庁舎 5 階（無線室）

第二庁舎 3 階（無線統制室）

（8-503-8900,FAX8800）

第二庁舎地下中央管理室

（8-503-8900,FAX8800）

豊中市池田市消防指令センター

（8-403-8901）

(イ) 大阪地区非常通信経路計画市町村系により連絡する場合は、次の方法で連絡する。

〔通信経路〕

0.5km 無線 隣  
豊中市~~~~豊中警察署 〃 大阪府警本部~~~~大阪府庁  
(危機管理課) 徒歩 (総務課) (通信指令室) 徒歩 (政策企画部危機管理室)

無線 無線 無線  
豊中市 〃 市消防局 〃 大阪市消防局 〃 大阪府庁  
(危機管理課) (消防指令センター) (指令室) (政策企画部危機管理室)

**資料:地震応急-11 豊中市防災無線構成表**

イ 大阪府内市町村その他関係機関等への連絡方法

大阪府防災行政無線及び市防災無線（移動系防災行政無線を含む）を活用し連絡する。

なお、大阪府の無線が設置されていない機関については、大阪府を經由し連絡する。

### 第3節 災害広報・広聴

#### 第1 災害情報の広報

##### 《基本的な考え方》

災害発生により、一時的に混乱状態におかれた市民に対し、人心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、正確かつきめ細かな情報を提供する。

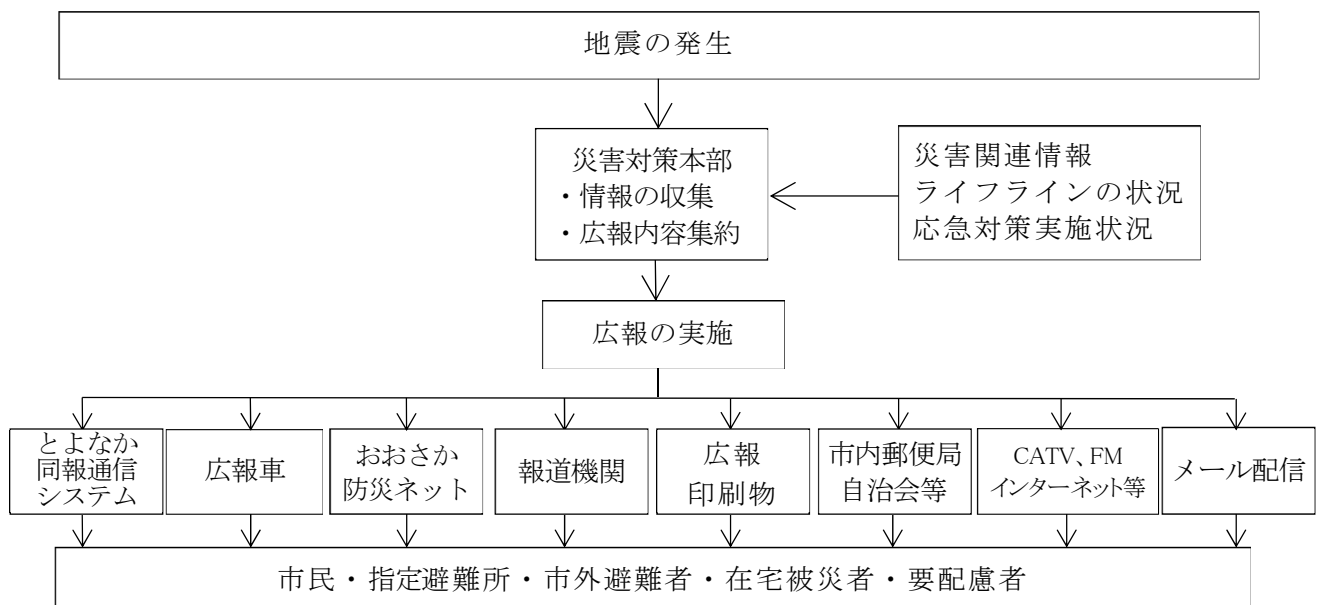
##### 《対策の体系》

災害情報の広報	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報体制の確立</li> <li>2 災害の記録</li> <li>3 市民への広報</li> <li>4 報道機関との連携</li> <li>5 職員への広報（災害対策の周知）</li> <li>6 災害モード宣言</li> </ol>
---------	--

##### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
統括チーム 統括グループ	1 災害情報等の広報内容・時期の決定に関する事
統括チーム 広報グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報手段の確保に関する事</li> <li>2 災害の記録に関する事</li> <li>3 市民に対する広報に関する事</li> <li>4 報道機関への情報提供に関する事</li> </ol>
統括チーム 情報・システムグループ	1 職員への広報（災害対策の周知）に関する事

##### 《応急対策の流れ》



## 《対策の展開》

### 1 広報体制の確立

統括チーム広報グループは、予め市長が指名した広報用車両と人員により広報体制を確立する。

#### (1) 広報活動

- ア 統括チーム統括グループ等と協議し、応急対策等に係る広報内容・時期・手段を決定する。
- イ 各部は、統括チーム統括グループの指示に従い広報原稿を統括チーム広報グループに提出する。
- ウ 統括チーム広報グループは、広報活動資料を作成し、アの決定事項のとおり広報活動を実施する。
- エ 広報内容は、簡潔で誤解を招かない表現に努める。

#### (2) 多様な広報活動の展開

市は、住民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、また、災害発生直後、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、多様な手段で広報活動を実施する。

- ア とよなか同報通信システムによる広報
  - イ 広報車による広報
  - ウ おおさか防災ネット
  - エ 報道機関を活用した広報
  - オ 広報印刷物による広報
  - カ 市内郵便局、並びに、自治会その他応援協力団体等を通じた広報
  - キ ジェイコムウエスト、エフ・エム千里、インターネット等を活用した広報
  - ク メール配信（緊急速報メールやおおさか防災ネットのメール配信機能）を活用した広報
- これらのほか、各部は、福祉部援護・避難班と各部避難班の協力による、指定避難所等における掲示広報を活用した広報を実施する。

なお、点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮したきめ細かな広報を行う。

**資料:地震応急-12 災害時広報車両一覧表**

**資料:地震応急-13 災害時の広報文例**

### 2 災害の記録

統括チーム広報グループは、災害対策に資するため、各部の協力を得て災害状況等を写真、ビデオ等で収集記録する。

### 3 市民への広報

#### (1) 地震発生直後に特に必要な広報

- ア 地震情報（震度、震源、地震活動等）、津波情報、気象の状況
- イ 出火防止及び初期消火の呼びかけ
- ウ デマ情報への注意の呼びかけ
- エ 避難指示等の呼びかけ
- オ 避難行動要支援者保護及び人命救助等の協力呼びかけ
- カ 救急医療情報（救護所、医療機関の開設状況等）

- キ 緊急交通路、交通規制情報及び自動車使用自粛の呼びかけ
- ク 規模の大きな地震が連続発生する危険性の注意喚起 等
- (2) その後の広報
  - ア 被災状況、二次災害の危険性に関する情報
  - イ 被災者支援施策や救援活動に関する情報
    - (ア) 住宅情報（応急仮設住宅、住宅の取得及び斡旋等）
    - (イ) 各種相談窓口の開設情報等
    - (ウ) 援助・融資等の情報
    - (エ) 義援物資等の取り扱い
  - ウ 応急給水及び給食、その他の救援活動の情報等
  - エ ライフラインや交通施設等の復旧状況
  - オ 医療機関などの生活関連情報
  - カ 交通規制情報
  - キ 避難所情報
  - ク 復興情報
  - ケ 住民の安否確認情報

#### 4 報道機関との連携

- (1) 報道機関への広報窓口は統括チーム広報グループに一元化し、発表時刻等を明確にする。
- (2) 被害状況及び応急対策状況等の情報を発表し、報道依頼を行う。
- (3) 発表場所は、記者室とする。
- (4) その他必要に応じてファクシミリ等で報道機関に情報を提供する。

#### 5 職員への広報（災害対策の周知）

統括チーム情報・システムグループは、災害発生後、国、大阪府、防災関係機関が決定した災害対策に係わる事項を、全職員に周知徹底する。

#### 6 災害モード宣言

大阪府は、住民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。

	発信の目安	発信の内容
台風	気象台の予測で、強い台風が大阪府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速 30m/s 以上が見込まれる場合 潮の時期に、これまで経験のない規模の台風が府域付近に上陸し、府域への最接近が満潮の時間帯に重なるなど、想定しうる最大規模の高潮が見込まれる場合	ア 自分の身の安全確保 イ 出勤・通学の抑制 ウ 市町村長の発令する避難情報への注意
地震	大阪府域に震度 6 弱以上を観測した場合	ア 自分の身の安全確保 イ 近所での助け合い ウ むやみな移動の抑制 エ 出勤・通学の抑制
その他自然災害等	その他自然災害等により、大阪府域が重大な危機事態となった場合又はおそれがある場合	

## 第2 災害広聴対策

### 《基本的な考え方》

災害発生による混乱状態を解消するため、市の応急対策の実施状況、被害状況、各種支援施策等に関する市民からの問い合わせ・相談・要望・苦情等について対応する。この場合、統括チーム広報グループでの対応が困難なときは本部長の指示により、総合的に市民相談等に対応するため相談窓口を開設する。

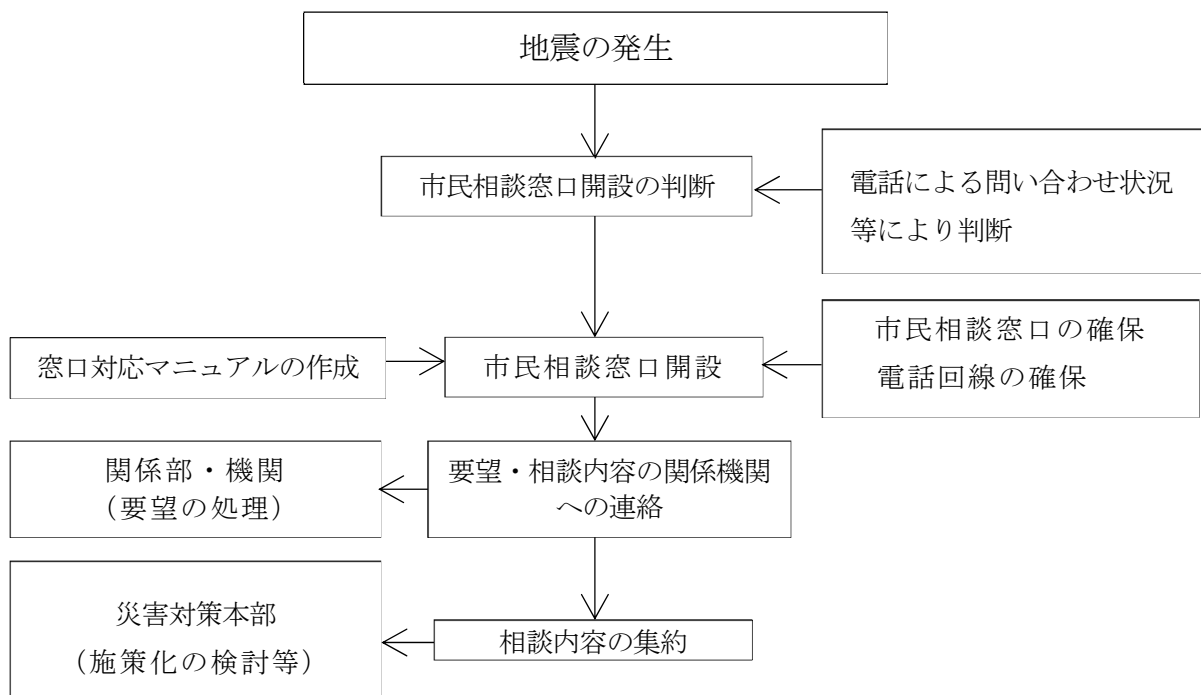
### 《対策の体系》

災害広聴対策	1 市民相談窓口の開設 2 実施体制 3 要望の処理 4 被災者の安否照会への対応
--------	--

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
統括チーム 広報グループ	1 市民相談窓口の開設及び市民の相談対応に関すること 2 市民の要望等の連絡に関すること
各部	1 市民相談窓口への職員の派遣移管すること 2 市民の要望等の早期解決に関すること

### 《応急対策の流れ》



## 《対策の展開》

### 1 市民相談窓口の開設

---

- (1) 統括チーム広報グループは、地震発生後の市民からの問い合わせや相談等に対応する。  
市民相談窓口を開設するときは、第二庁舎 1 階ホール部に開設する。また、第一庁舎 4 階にコールセンターを開設する。
- (2) 時間的経過とともに変化していく相談内容に対応するよう、各部、関係機関と連携し相談業務にあたる。
- (3) 被災者の医療相談や法律相談等専門的な事項については、関係機関と連携して行う。

### 2 実施体制

---

市民相談窓口では、市の応急対策の実施状況、被害状況、各種支援施策等に関する情報等を整理し随時「窓口対応マニュアル」を作成・整理し、被災した市民からの問い合わせ・相談・要望・苦情等の処理にあたる。

- (1) 統括チーム広報グループでの対応が困難なときは、本部長の指示により、統括チーム広報グループが相談窓口を開設、各部が開設業務の応援にあたるとともに、相談等の対応にあたる各部の職員により、電話及び市民対応業務を実施する。
- (2) 相談窓口の開設時には、広報印刷物で市民へ周知する。
- (3) 被害の状況に応じて、出張所等で相談窓口を設置する。
- (4) 問い合わせ専用電話・ファクシミリ・パソコン・プリンターを用意し、問い合わせに対応する。

### 3 要望の処理

---

- (1) 相談窓口で聴取した要望等については、速やかに関係部及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。
- (2) 相談内容や要望事項を取りまとめ、統括チーム統括グループに報告し、本部での対策検討等の資料とする。
- (3) 必要に応じ、関係機関の協力を求める。

**資料:様式-3 「相談等連絡用紙」**

### 4 被災者の安否照会への対応

---

被災者の安否について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

## 第4章 初動期の応急活動

### 第1節 消火・救助・救急対策

#### 《基本的な考え方》

地震発生時における消防活動は、災害の規模及び態様、さらに発生件数に応じて、効率的な消防力の運用により人命の安全確保と被害の軽減、二次災害の防止を図ることなどを活動の主眼とする。

消火活動のほか、生き埋めによる救助、負傷者に対する応急手当など限られた消防力を火災・救助・救急などに分散対応せざるを得ず、消防職・団員及び機械器具等を最大限活用し、効率的な消防活動に努める。

なお、この計画における消防部の役割については、概略的な活動を記述したもので、細部にわたる活動は「豊中市消防計画」（以下「消防計画」という。）に委ねる。

#### 《対策の体系》

消火・救助・救急対策	1	震災配備体制の確立	6	救助活動
	2	消防活動方針の決定	7	救急活動
	3	情報収集活動	8	消防広域応援の要請等
	4	消防広報活動	9	消防団の活動
	5	消火活動	10	自主防災組織の活動
			11	惨事ストレス対策

#### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
消防部消防統括班	1 災害対策本部との連絡調整に関すること 2 消防活動方針の決定に関すること 3 非常警備体制に関すること 4 協定等に基づく応援要請と受け入れの決定に関すること
消防部災害指揮班	1 災害状況等の把握と分析に関すること 2 災害防ぎょ活動方針の策定に関すること 3 消防隊の編成及び統括指揮に関すること 4 協定等に基づく応援要請と受け入れの調整に関すること 5 防災関連機関、医療機関との連絡調整に関すること 6 自主防災組織、消防防災協力事業所等との連絡調整に関すること
消防部情報整理班	1 災害情報、被害状況（水利に関するものを除く。）等の整理に関すること 2 被害報の作成に関すること 3 国及び大阪府への災害報告に関すること
消防部支援班	1 消防職団員の被害状況の把握に関すること 2 重機、資機材、消耗品等の確保に関すること



実施担当	実施内容
	3 広報広聴に関すること
消防部通信指令班	1 災害受信及び出動指令に関すること 2 通信機器等の保全及び応急修理に関すること
消防部情報収集班	1 災害情報、被害状況等の収集と仕分けに関すること 2 道路及び水利情報の把握に関すること 3 医療情報の把握に関すること 4 国及び大阪府への災害即報に関すること
消防部署大隊 (消防団)	1 消火・救助・救急活動に関すること 2 火災警戒区域・消防警戒区域の設定に関すること 3 災害現場広報に関すること
環境部環境総務班・環境対策班 都市基盤部都市基盤対策班 上下水道部下水道管きよ班	1 災害初期の救出業務の応援に関すること

## 《対策の展開》

### 1 震災配備体制の確立

消防部は、平常時から災害対応体制に基づき災害業務に従事しているが、地震発生時には非常事態に備え警防本部を設置するなど、全組織を挙げて速やかに震災配備体制を確立し、活動を開始する。

#### (1) 配備体制の発令

- ア 本市域又は周辺都市で震度5弱以上を観測したとき。
- イ 本市域で震度4以下を観測したときで、消防局長が必要と認めたとき。

#### (2) 職員の参集

- ア 参集先は所属の勤務場所とする。ただし、あらかじめ指定されている場合は指定場所に参集する。
- イ 交通状況等を考慮し、徒歩・自転車など最も合理的な方法での参集に努める。
- ウ 参集途中、震災に遭遇した場合は、必要最小限度の活動を行う。

#### (3) 消防部隊の編成

初動期においては、災害の規模及び被害の状況、火災の発生状況等により必要最小限度の人員で一隊でも多くの部隊が必要とされ、また、状況に応じて柔軟な部隊編成が求められるため、「消防計画」に基づき部隊の編成を行う。

#### (4) 通信手段の確保

##### ア 通信ラインの確保

震災時には、災害の多発による通信の輻輳が予測され、また施設の被害による通信機能の低下も予測されるので通信ラインの確保に努める。

##### イ 「119番分散受信体制」への切替え

指令管制室での119番通報が受信不能になった場合は、通信回線運用各社に回線迂回措置を要請し、警防本部において受信体制を確保する。

##### ウ 通信統制

震災時の通信の効率性を確保するために、必要により定めるところの通信統制を行う。

#### (5) 資機材の確保

震災時の消防活動において、消防部が保有している資機材だけでは、十分な対応ができない場合は、自ら又は統括チーム物資等調達グループを通じて重機類などの迅速な調達に努める。

### 2 消防活動方針の決定

---

消防局長は、災害の規模及び被害の状況等により、速やかに消防活動方針を決定し、本部長に報告するとともに、市民の安全確保を目的とした消防活動を展開する。

### 3 情報収集活動

---

地震発生直後において、消防部が災害応急対策活動を実施するにあたり、消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動期の情報をいち早く収集するかにかかっている。しかし、初期の段階においては、防災関連情報の空白化が予測されることから、多様な手段を利用した迅速・的確な情報収集体制を確立する。

「第3章第1節 災害情報の収集・伝達」に定めるほか、消防部の情報収集活動は次のとおりとする。

#### (1) 参集途上の情報収集

参集者は、参集途上の道路状況、被害状況など消防活動に影響を及ぼす重要な情報の収集に努めるとともに、参集後直ちに知り得た情報を整理して所属班長等に報告する。

#### (2) 通信施設による情報収集

通信指令班は、119番災害通報、携帯電話及び消防無線など通信施設を利用した情報の収集に努める。

#### (3) 消防団員からの情報収集

消防統括班は消防団本部と連携して、団員の参集状況、分団区域内の被害状況、分団の活動状況などの情報を収集し整理する。

#### (4) 災害現場からの情報収集

消防部署大隊は、災害現場において自治会、自主防災組織など応援協力団体や先着している防災関係機関からの情報を収集し通信指令班・災害指揮班へ報告する。

#### (5) 情報の伝達

災害指揮班は、あらゆる情報媒体を活用して収集した情報の整理・分析を行い効率的な部隊運用を行うとともに、統括チーム情報・システムグループへ報告する。

### 4 消防広報活動

---

119番災害通報と並行して、住民や報道機関からの被害情報、安否情報、生活情報等の問い合わせの殺到が予測されるが、消防部で把握した災害状況、消防活動状況については、消防部支援班及び消防部署大隊が一体となって迅速に現場広報する。

「第3章第3節 災害広報・広聴対策」に定めるほか、消防部の広報活動は次のとおりとする。

## (1) 出火防止の現場広報

延焼危険の高い地域、指定避難所周辺の道路等を優先して、出火防止及び初期消火について現場広報する。

## (2) 災害状況の現場広報

被害の大きな地域等を優先して、火災発生状況、地震の被害状況、消防隊の活動状況など地震に関する現場広報を行い住民の動揺を防止する。

## (3) 警戒区域の現場広報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、住民の生命又は身体に対する危険を防止するために火災警戒区域又は消防警戒区域を設定したときは、区域内からの退去又は出入りの禁止若しくは制限等を現場広報する。

## (4) 避難指示等の現場広報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、住民に危険が切迫し、緊急に避難させる必要が生じたときに、本部長から発令される避難指示等に基づき、統括チーム長から要請があったときは、統括チーム広報グループと連携し避難行動要支援者の安全確保と併せて、避難場所から遠い住民を優先に現場広報する。

## (5) 広報体制

地震発生と同時に消防広報体制を確立し、消防部消防統括班は統括チーム広報グループとの連携のもと報道機関への広報並びに市民への広報等を実施する。

## 5 消火活動

震災時には、同時に多数の火災、救急・救助事案が発生することから、出場隊は自己隊の責任で対応する決意をもって、最大限の消防力を発揮することに努める。

### <消火活動の原則>

- ア 震災時に延焼火災が多数発生した場合は、消火活動を優先する。
- イ 火災を初期のうちに鎮圧することが大火災を防ぐ最大の方法であり、早期発見と一挙鎮圧を図る。
- ウ 延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全確保を優先に、避難場所や避難路の確保のための活動を行う。
- エ 延焼火災が多発し拡大した場合は、消火可能な区域を優先する。
- オ 同時多発火災が発生した場合は、重要かつ危険度の高い地域の火災を優先する。
- カ 大規模工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災を優先する。
- キ 不特定多数を収容する建築物、地下街等から出火した場合は、人命の救助を優先する。

## (1) 部隊の運用

各署の予備車両等については、参集職員及び毎日勤務職員により部隊を効率的に運用し、増隊を図る。

## (2) 消防水利

消防水利は、火災鎮圧のための消防機械とともに不可欠なものである。断水等により消

火栓を使用できないことを考慮して、できる限り防火水槽やプール等の人工水利と河川、池等の自然水利を活用する。

## 6 救助活動

震災時には、火災をはじめ建築物の倒壊等により多種多様な救助事案が発生することが予測される。このため、自衛隊、警察等関係機関との協力・連絡体制を確保し救助活動を行う。

### <救助活動の原則>

- ア 規模が同じ程度の救助事案が火災現場付近とその他の場所に同時に発生した場合は、火災現場付近を優先する。
- イ 同時に複数の救助事案が発生した場合は、原則として、少数の隊員で多数の人命を救助できる事案に主力を注ぐ。
- ウ 高層ビル、地下街等多数の者を収容し、パニック等により多数の人命危険が予測される建築物等を優先する。
- エ 複数の救助事案が発生している場合、二次災害の発生のおそれのあるものを優先する。
- オ 延焼火災が少なく、同時多数の救助事案が発生した場合は、原則として少数の隊員で多数の人命を救助できる事案に主力を注ぎ、効率的な活動を行う。

## 7 救急活動

大震災時には、火災をはじめ建築物の倒壊等により多数の救急事案が発生することが予想される。

一方、医療機関においても医療機器の損壊、ライフラインの機能停止などにより診療機能の低下が予測されるため、医療機関、豊中市医師会等との協力・連絡体制を確保し応急救護所の開設など救急活動を行う。

### <救急活動の原則>

- ア 傷病者が多数発生している災害現場直近には、応急救護所を設置し、救急活動を行う。
  - イ 救急処置は、救命処置を必要とする重傷者を優先し、その他の軽傷者はできるだけ自主的な処置を行わせる。
  - ウ 豊中市医師会等が派遣する、医療救護班との連携・協力により救急活動を行う。
  - エ 多数の傷病者が発生している災害現場では、救命処置の必要な傷病者を優先して搬送するために、傷病程度を選別するためのトリアージタグ（※注）を活用した救急活動を行う。
  - オ 受け入れ可能な救急医療機関やその他の医療機関の情報を収集し、後方医療機関等へ搬送できる体制を確立する。
  - カ 遠距離医療機関への救急搬送については、交通渋滞等の道路状況により救急車による搬送が困難となることが予測されることから、ヘリコプターによる搬送を検討する。
- ※注 トリアージタグとは、災害時等に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先度を決定することをいい、その際に用いるタグ（識別票）をいう。

## 8 消防広域応援の要請等

### (1) 応援の要請

災害の規模により、現有消防力を結集しても消防力が不足することが見込まれる場合は、隣接市町との消防相互応援協定に基づく応援隊、大阪府下広域消防相互応援協定に基づく応援隊及び大阪府が策定した「緊急消防援助隊受援計画」に基づく緊急消防援助隊との連携及び受入体制の整備を図る。

### (2) 応援要請の手続

ア 隣接市町等への応援要請は、消防局長が必要と認める場合に協定に定める事項を明らかにして行い、応援要請後は速やかに本部長へ報告する。

イ 応援隊及び緊急消防援助隊等の応援要請をする場合は、大阪府知事を経由して国（総務省消防庁長官）に要請する。

### (3) 応援要請の体制整備

応援隊及び緊急消防援助隊等の活動が効果的に行えるように、消防無線の統制、燃料などの補給体制、受入体制等を整備する。

## 9 消防団の活動

消防団は、地域に密着した消防機関としてその活動が大きく期待されており、震災対策上からも重要な任務を担っている。地震時には、消防部と連携して区域内の住民に対して消火・救助・救護等の消防活動にあたる。

### (1) 出火防止

地震発生と同時に地域住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。

### (2) 情報の収集・伝達

災害時の初期活動を行うとともに、携帯無線機や伝令等により、消防活動上必要な情報や被害状況の情報収集・伝達を行う。

### (3) 消火活動

消防部署大隊と連携して若しくは、消火活動或いは分団区域内の避難路の確保などを独自で行う。

### (4) 救出・救護

消防部署大隊と連携して救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急処置を行う。

### (5) 避難誘導

避難指示等が出された場合は、地域住民に伝達するとともに消防部との連携を取りながら避難者の安全確保と誘導を行う。

## 10 自主防災組織の活動

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に消火・救助・救急活動を実施する。

また、消防署、警察署等、防災関係機関との連携を図る。

## 11 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

## 第 2 節 医療救護活動

### 《基本的な考え方》

災害発生初期は、医療救護要員の確保が最も重要であり、豊中市医師会等の協力を得るなど医療救護要員の確保に努める。また、医療機関、医療救護要員の広域的な活用を図るべく、搬送体制や医療機関の連携体制を確立する。

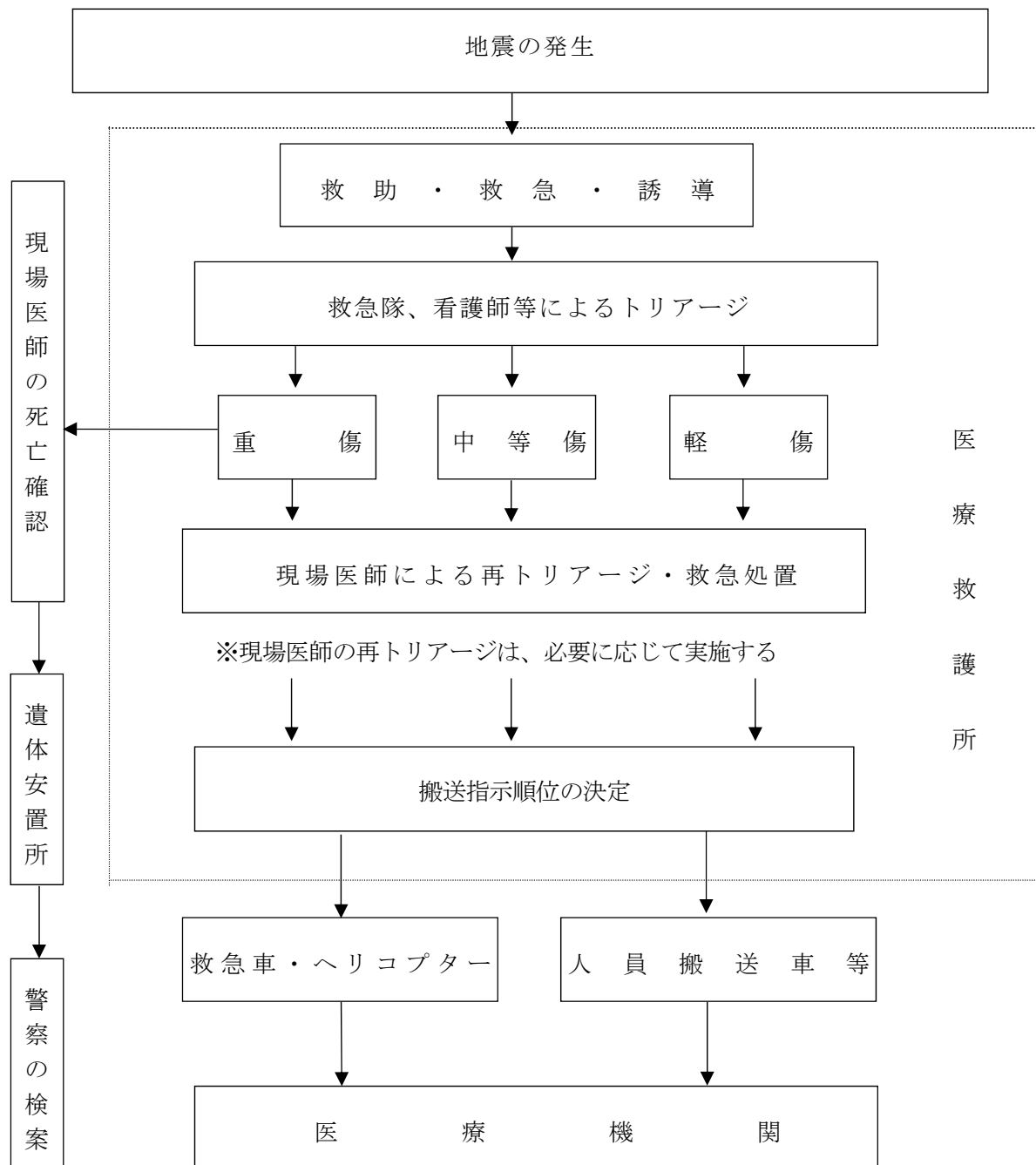
### 《対策の体系》

医療救護活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療活動体制の確立</li> <li>2 医療情報の収集</li> <li>3 救護所の設置</li> <li>4 医療救護班の体制</li> <li>5 後方医療機関への搬送</li> <li>6 後方医療機関</li> <li>7 医薬品及び医療用資器材の確保</li> <li>8 搬送体制の確立</li> <li>9 個別疾病対策</li> </ol>
--------	---

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
医療本部 (医師会、歯科医師会、薬剤師会、豊中市病院連絡協議会、豊中市訪問看護ステーション連絡会、市保健所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療本部における医療救護の指揮に関する事</li> <li>2 救護所の開設に関する事</li> <li>3 医療救護班の派遣に関する事</li> <li>4 被災地内での負傷者の医療救護の調整に関する事</li> <li>5 被災地外への応援要請の決定に関する事</li> <li>6 医療救護班の編成と医療救護活動に関する事</li> <li>7 負傷者等の受入調整及び医療救護活動に関する事</li> <li>8 医薬品・医療資器材の調達・確保に関する事</li> <li>9 被災者の巡回診療の調整に関する事</li> <li>10 広域応援要請及び後方医療機関への搬送に関する事</li> </ol>
病院部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 負傷患者の受け入れに関する事</li> <li>2 応急救護所への医療班の派遣に関する事</li> <li>3 遺体の検案の協力に関する事</li> <li>4 医薬品・医療用資器材の調達に関する事</li> </ol>
健康医療部健康医療班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療情報の収集に関する事</li> <li>2 被災者の健康管理、精神保健活動に関する事</li> <li>3 被災者の巡回診療に関する事</li> </ol>
健康医療部健康医療支援班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市内医療機関の被害状況等の把握に関する事</li> </ol>
消防部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救急・救助に関する事</li> <li>2 トリアージに関する事</li> </ol>

## 《応急対策の流れ》



## 《対策の展開》

### 1 医療活動体制の確立

#### (1) 医療本部の設置

##### ア 設置基準

本市域で震度6弱以上が観測され気象台からの発表等により確認されたときは、豊中市医師会、歯科医師会、薬剤師会、豊中市病院連絡協議会、豊中市訪問看護ステーション連絡会、市保健所、市立豊中病院は、豊中市役所内に医療本部を組織する。なお、震度5強以下のときは、医療本部長の要請により組織する。

## イ 医療本部の役割

市保健所長を本部長とし、被災した市民に対する医療救護活動を総合的に調整する。

また、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）に対して適宜助言及び支援を求める。

- (ア) 医療救護所の開設及び医療救護班の派遣に関すること
- (イ) 初期医療体制に関すること
- (ウ) 広域医療体制に関すること
- (エ) 医療救護班・医療ボランティアの応援要請及び受け入れに関すること
- (オ) 保健対策に関すること
- (カ) 傷病者の病状の判断に関すること

## 2 医療情報の収集

### (1) 被災地内における情報収集と連絡

ア 健康医療部健康医療支援班は、市内医療機関の被害状況・活動状況等を把握し、健康医療部健康医療班に適時連絡する。

イ 医療本部は、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地医療ニーズ等を把握し、速やかに大阪府へ報告するとともに、市民への情報提供に努める。

### (2) 被災地外との情報収集と連絡

医療関係機関と密接な連携のもと、被災地外の医療施設の空床状況等、災害医療情報を迅速かつ的確に把握する。

## 3 救護所の設置

### (1) 医療救護所

医療救護所は下記の2か所に開設する。ただし、災害状況等により医療本部の判断で増減することとする。

ア 医療救護所を開設後、各医療救護班は医療本部に報告する。

イ 医療救護班は、医療本部の指示により応急医療活動を行う。

#### 【医療救護所開設予定場所】

地域名	箇所数	開設予定場所名
南部地域	1 箇所	庄内保健センター
北部地域	1 箇所	豊中市医療保健センター

### (2) 応急救護所

災害の状況により、負傷者が多数発生している災害現場直近に応急救護所を設置する。

医療救護班は、市災害医療センター（病院部）の派遣に加え、他の自治体等へ応援派遣を依頼する。医療本部が応援医療班の派遣要請を決定する。

## 4 医療救護班の体制

### (1) 医療救護班の編成

医療救護所の救護班は、豊中市医師会・豊中市歯科医師会・豊中市薬剤師会・（財）豊中市医療保健センターの応援により編成し、1班あたり、医師2人、薬剤師2人、看護師2人、事務員1人の計7人とし、医師が班長となる。



## (2) 医療救護班の派遣要請

市の医療救護班のみでは応急対策が困難な場合は、大阪府及び日本赤十字社大阪府支部に災害医療救護班の派遣を要請する。

## (3) 医療救護班の受け入れ等

医療本部は、応援医療救護班の受け入れを行い、医療救護所及び応急救護所等への配置調整を行う。また、応援医療救護班は、医療本部の指揮のもとで活動する。

## 5 後方医療機関への搬送

医療本部は、被災地域内において医療を確保することが困難な場合は、大阪府健康福祉部と調整して被災地域外の医療施設に広域的後方医療活動を要請する。また、救急車が不足する場合は、次の搬送手段によって必要な傷病者の搬送を実施する。

- ア 救急告示病院等が保有する搬送車を要請する。
- イ ヘリコプター搬送を要請する。
- ウ 市、大阪府等の公用車による搬送を検討する。
- エ その他関係機関へ要請する。

被災地域内で対応困難な重症患者の広域医療搬送が必要となる場合は、大阪府が設置する広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）と連携して被災地域外への搬送を行う。

## 6 後方医療機関

大阪府地域防災計画により指定された「災害医療協力病院」は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受け入れ情報を活用しながら、市災害医療センター（病院部）等と協力し、医療救護所等の後方医療機関として、患者を受け入れる。

**資料:地震応急-14 災害医療センター等一覧表**

## 7 医薬品及び医療用資器材の確保

大阪府、市及び日本赤十字社大阪府支部は、豊中市薬剤師会や関連業者の協力を得て、災害の発生後、緊急を要する医薬品、医療用資器材、輸血液等の確保・供給体制を整備する。

また、日本赤十字社大阪府支部は、災害時における血液製剤の供給体制を整備し、供給活動を行う。

## 8 搬送体制の確立

大阪府及び市は医療救護所や市内の病院等から被災地外後方医療機関への搬送体制を確立する。

## 9 個別疾病対策

大阪府及び市は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関として、現地医療活動、後方医療活動、必要医薬品の確保・供給及び在宅医療患者への情報提供を行う。

## 第3節 応急避難

### 第1 避難指示等の発令と避難誘導

#### 《基本的な考え方》

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、危険区域における住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、高齢者等避難、避難指示等の発令、避難誘導等、必要な措置を講ずる。その際、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

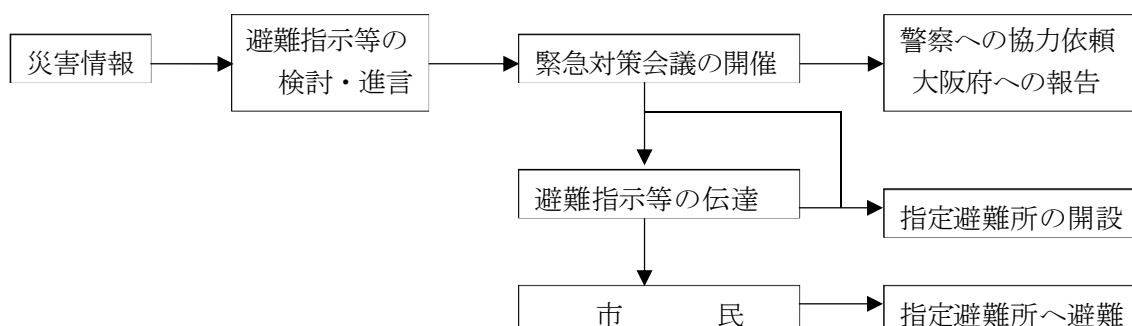
#### 《対策の体系》

避難の指示と誘導	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難指示等の種類</li> <li>2 避難指示等の発令</li> <li>3 避難誘導</li> <li>4 優先避難</li> <li>5 避難指示等の解除</li> </ol>
----------	--

#### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
市長（本部長）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難指示等の発令に関する事</li> <li>2 避難指示等の解除に関する事</li> </ol>
各部避難班 消防部（消防団）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難誘導に関する事</li> </ol>
統括チーム 渉外グループ 広報グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大阪府等への避難指示等に係る報告に関する事</li> <li>2 避難広報に関する事</li> </ol>

#### 《応急対策の流れ》



## 《対策の展開》

### 1 避難指示等の種類

危険区域の住民に対する避難のための立ち退きの指示は、原則として次の基準及び内容により市長が行うものとするが、時間的余裕があるときは消防部及び警察官等の協力を得て調査し実施する。

立ち退き避難を行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、屋内安全確保（屋内退避、垂直避難等）に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

また、立ち退き避難の指示を行う際に、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、避難指示等に関する事項について、助言を求めることができる。

なお、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

#### 【高齢者等避難(警戒レベル3)】

区分	基準及び内容等
条件	災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況
趣旨	○危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
伝達内容	指示者、危険予想地域、避難準備等を勧告すべき理由、避難に際しての携帯品、避難方法
伝達方法	広報車による伝達、自治会等の応援による伝達、戸別訪問による伝達、Lアラート（災害情報共有システム）、おおさか防災ネット及びおおさか防災ネット（メール配信）による伝達、ケーブルテレビによる伝達、とよなか同報通信システムによる伝達、緊急速報メールによる伝達、FM 千里による伝達等必要に応じて報道機関等に要請する

#### 【避難指示(警戒レベル4)】

条件	災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況
趣旨	○危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。
伝達内容	指示者、発令地域、勧告すべき事由、避難先、指定避難所に至る経路、その他必要事項
伝達方法	高齢者等避難の伝達方法によるが、必要に応じ個別に口頭伝達を行う 避難が広範囲にわたる場合等必要に応じて報道機関等に要請する

## 【緊急安全確保(警戒レベル5)】

条件	災害が発生又は切迫している状況
趣旨	○命の危険 直ちに安全確保 ・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
伝達内容	指示者、発令地域、指示すべき事由、避難先、指定避難所に至る経路、その他必要事項
伝達方法	避難指示の伝達方法に加えて、警察官の協力を要請し避難を拒否するものに避難をすすめる

※発令範囲については、特に土砂災害について、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市域をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。

※住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

## 【避難指示等の発令】

実施責任者	指示の内容	根拠法規
市長	住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合は、避難のための立ち退きを勧告・指示する	災害対策基本法第56・60条
知事	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代って行う	災害対策基本法第60条
知事又はその命を受けた職員	洪水又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立ち退きを指示する	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
警察官	市長による避難の指示ができないと認められるとき又は市長から要請があったときは、避難のための立ち退きを指示する	災害対策基本法第61条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り避難等の措置を講ずる	自衛隊法第94条
水防管理者	洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立ち退きを指示する	水防法第29条

## 2 避難指示等の発令

## (1) 避難指示等の発令手順

避難指示等を適正に発令するため、収集した情報を総合的に把握・確認する緊急対策会議を開催する。また、避難指示等を発令した場合は、速やかに大阪府に報告する。

## (2) 高齢者等避難の発令

災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては立退き避難が必要となる場合は、高齢者等避難の発令を行う。

なお、土砂災害（特別）警戒区域において、「豊中市避難情報の判断・伝達マニュアル（土砂災害編）」等に定める基準を超過した場合は、住民に避難の準備を広報する。

## (3) 避難指示等の発令

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、住民の生命、身体、財産を保護するために、避難指示等を発令し危険区域の住民を安全な地域に避難させる。

## 3 避難誘導

避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

(1) 統括チーム広報グループは、避難指示等が発令された地域名、避難先、避難理由等を明示し、様々な手法により周知する。

(2) 各部避難班は、避難者の誘導に際しては、警察官等の協力を得て、被災の大きい地域及び指定避難所より遠隔な地域から誘導を始め、誘導補助員として自主防災組織、赤十字奉仕

団（分団）、自治会、町内会等の協力により避難者の誘導にあたる。

### (3) 大規模の移送方法

各部避難班は、被災地が広域にわたり、避難者を他の地域に大規模移送する必要があるときは、統括チーム渉外グループを通し大阪府に応援を要請する。

この場合、事態が急迫し知事に要請するいとまがないときは、隣接市町又は警察署、関係機関と連絡をとり実施する。

### (4) 携行品の制限

避難誘導者は避難立ち退きにあたっての携行品を必要最小限に制限し、円滑な立ち退きについて誘導する。

## 4 優先避難

---

避難させるときは、高齢者、傷病者、障害者、子ども、妊産婦等を優先的に避難させる。

## 5 避難指示等の解除

---

災害に伴う危険が解消し、避難の必要がなくなったときは、直ちに広報車、自治会等の応援による伝達、又は報道機関等の協力を得て、避難者に避難指示等を解除した旨を周知徹底するとともに、知事に速やかにその旨を報告する。

## 第2 警戒区域の設定

### 《基本的な考え方》

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

### 《対策の体系》

警戒区域の設定	1 設定者 2 実施方法 3 警戒区域の解除
---------	------------------------------

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
市長（本部長）	1 警戒区域の設定及び解除の決定に関する事
統括チーム 統括グループ 消防部	1 警戒区域の設定及び解除に関する事

### 《対策の展開》

#### 1 設定者

実施責任者	内容	根拠法規
市長	住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する	災害対策基本法第63条
知事	市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する	災害対策基本法第73条
警察官	市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又は市長若しくはその委任を受けた市職員から要請があったときは警戒区域を設定する	災害対策基本法第63条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する	災害対策基本法第63条
消防吏員又は 消防団員 警察官（現場 に消防吏員が いないとき）	火災警戒区域又は消防警戒区域を設定する	消防法第23条の2、 第28条
水防団長 水防団員 消防機関に属 する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する	水防法第21条

## 2 実施方法

---

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特別に必要があると認めるときは、警戒区域を次の要領で設定する。

なお、大阪府への報告は、避難の措置及びその解除に準じて行う。

- (1) 本部長は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者に対して当該区域への立ち入りを禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。ただし、危険が切迫し本部長が発令するいとまのないときは、消防局長、都市基盤部長、その他の関係部長が実施する。この場合、事後直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。
- (2) 警察官は、前記の職員が現場にいないとき、又これらの者から要求があったときは、この職権を代行することができる。この場合、事後直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。
- (3) 警戒区域の設定に必要な措置は、統括チーム統括グループ、消防部その他関係部が連携し、警察署等の防災関係機関の協力を得て実施する。

## 3 警戒区域の解除

---

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難指示等の伝達と同様にして速やかに警戒区域を解除し、その旨を周知する。



### 第3 指定避難所の開設・運営

#### 《基本的な考え方》

災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者で、避難を要する者を一時的に受け入れて保護するため、指定避難所を開設する。

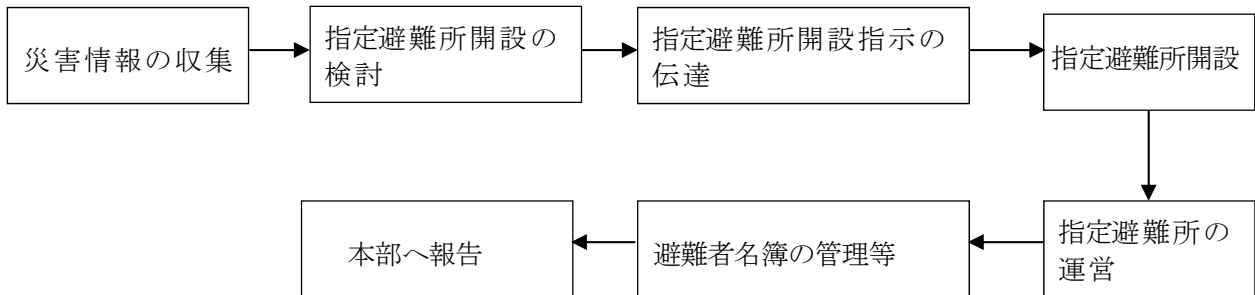
#### 《対策の体系》

指定避難所の開設・運営	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定避難所の開設</li> <li>2 指定避難所の運営</li> <li>3 指定避難所の閉鎖等</li> <li>4 災害救助法の実施基準</li> <li>5 指定避難所以外の避難者への対応</li> <li>6 指定避難所の早期解消のための取り組み等</li> </ol>
-------------	---

#### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
教育部教育総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定避難所の開設の総合調整に関すること</li> <li>2 臨時避難所の指定に関すること</li> </ol>
施設を所管する部の 総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定避難所の開設・管理に関すること</li> <li>2 指定避難所の閉鎖に関すること</li> <li>3 指定避難所運営への避難者の協力依頼に関すること</li> <li>4 指定避難所でのプライバシーの保護に関すること</li> <li>5 指定避難所での広報に関すること</li> </ol>
福祉部援護・避難班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所生活が困難な高齢者、障害者等の他施設への搬送に関すること</li> <li>2 要配慮者への配慮に関すること</li> </ol>
健康医療部健康医療班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定避難所への医療救護班の派遣に関すること</li> <li>2 指定避難所でのメンタルケアに関すること</li> </ol>
環境部廃棄物対策班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 仮設トイレ（簡易トイレ含む）の設置に関すること</li> <li>2 指定避難所の廃棄物の処理に関すること</li> </ol>
都市計画推進部 都市計画推進総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定避難所の要配慮者等の応急仮設住宅、公的住宅等への優先入居等の措置に関すること</li> </ol>
財務部施設対策班 都市計画推進部 都市計画推進対策班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開設した指定避難所の応急危険度判定に関すること</li> </ol>
各施設管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定避難所の開設に関すること</li> <li>2 指定避難所運営への協力に関すること</li> <li>3 指定避難所の閉鎖に関すること</li> </ol>

## 《応急対策の流れ》



## 《対策の展開》

### 1 指定避難所の開設

#### (1) 指定避難所の開設

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、あらかじめ施設の安全性を確認し、指定する避難所の全て又は一部を開設することとし、避難施設を所管する部長は各避難班に開設を指示する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設する。

ただし、現に避難者が指定避難所への受け入れを求めてきたときは、指定避難所の施設管理者等は避難者を受け入れるとともに、速やかに所属避難班長に連絡する。

また、避難所を開設する場合には、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

福祉避難所の確保について、病院、介護施設等との協定締結を推進する。

さらに、指定避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者等、関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請等により必要な施設の確保を図る。

なお、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に大阪府に報告するよう努める。

**資料: 予防-12 指定緊急避難場所・指定避難所等一覧表**

**資料: 様式-4-1 「指定避難所等一覧集計用紙」**

**資料: 様式-4-2 「指定避難所別直後情報に基づく応急対策の検討」**

**資料: 様式-4-3 「直後情報に基づく応急対策(緊急性の高いもの)〈集計表〉」**

**資料: 様式-8 「指定避難所の報告用紙(開設・定時・閉鎖)」**

#### (2) 避難受け入れの対象者

ア 災害によって現に被害を受けた者

(ア) 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること

(イ) 現に被害を受けた者であること

イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(ア) 避難指示等が発せられたとき

(イ) 避難指示等は発せられていないが、緊急に避難することが必要であるとき

ウ その他災害によって避難が必要と認められるとき (避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること)

## (3) 指定避難所の開設方法

## ア 勤務時間内の指定避難所開設

(ア) 各部避難班長は、指定避難所となる施設管理者に対して開設を指示する。

(イ) 避難者が受け入れを求めた場合は、本部からの指示がなくとも施設管理者が開設し、所属避難班長にその旨を報告する。

## イ 勤務時間外の指定避難所開設

(ア) 施設の宿日直者又は警備担当者が施設管理者の指示により開設する。施設の日直者等が不在の場合は、指定避難所開設要員等が開設する。

(イ) 避難者が受け入れを求めた場合は、本部からの指示がなくとも施設管理者が開設し、所属避難班長にその旨を報告する。

ウ 避難施設を所管する部の総務班は、指定避難所の開設情報をとりまとめ、教育部教育総務班に報告する。なお、開設報告は原則として大阪府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、避難の報告用紙を使用する。

エ 指定避難所の開所にあたり、施設管理者又は指定避難所開設要員等は、施設の安全確認を行う。

オ 財務部施設対策班及び都市計画推進部都市計画推進対策班は、他の被災建物の応急危険度判定に優先させて指定避難所の危険度判定を行う。判定結果により指定避難所として開設することが危険な場合は、避難施設を所管する部の総務班に連絡する。

## (4) 臨時の避難所

指定避難所以外の施設に避難者が集結した場合には、避難施設を所管する部の総務班長は、避難者に指定避難所に避難するよう指示する。ただし、指定避難所にスペースがない場合は、施設管理者の同意を得た上で、臨時の避難所として指定する。

## 2 指定避難所の運営

## (1) 運営

指定避難所の運営は、初期段階では市職員等が中心となっていくが、清掃、衛生管理、雑用水の利用、電話呼出し等について、避難者による自主的な運営を促す。その際には、性別や年齢、障害の有無などによるニーズの違いを把握し、固定的な役割分担にとらわれないようにするため、運営組織の管理責任者には多様な立場の人を配置し、また役員のうち3割以上が女性となるよう促す。

なお、指定管理施設が指定避難所となっている場合は、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めることとする。

## (2) 避難者の把握

ア 各部の避難班は、指定避難所ごとにそこに入所している避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等（自宅、テント及び車等の指定避難所外で生活している人）に係る情報の把握に努め、大阪府への報告を行うとともに、避難所運営を円滑に行うため、プライバシーの保護に留意して、避難者名簿を作成する。

イ 把握した避難者数を定時に避難施設を所管する部の総務班に報告するとともに、各部の総務班は教育総務班に定時に報告する。

ウ 教育総務班は、統括チーム物資等調達グループに指定避難所ごとの避難者数を定時に連絡する。

資料:様式-9-1 「避難者名簿」

資料:様式-9-2 「避難者調べ」

## (3) 仮設トイレ（簡易トイレ含む）対策

## ア 仮設トイレ等の供給

環境部廃棄物対策班は、本市と株式会社ユーミックス及び株式会社レンタルのニッケンとの協定締結（「地震等の災害時における仮設トイレ等の供給に関する協力協定」）に基づき、法（昭和36年法律第223号）に規定する災害が市内で発生した場合には仮設トイレ及びその付属品の供給を要請する。

また、衛生的な環境を確保するため、本市と大日本除虫菊株式会社との協定締結（「災害時における救援物資供給に関する協定」）に基づき、法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には必要な物資の供給を要請する。本市が供給を受ける物資は次のとおりである。

- ① トイレ衛生製品
- ② 環境衛生製品（害虫関係）
- ③ その他市が指定する物資

## イ 仮設トイレ設置の基準

環境部廃棄物対策班は、避難者や施設の被害状況から、必要に応じて次の基準を目安に仮設トイレを設置する。

なお、仮設トイレの設置に当たっては、安心して利用できるよう、死角にならない場所に設置し、照明を明るくし、男女別の場所に設置するよう努める。

## 【仮設トイレの設置基準】

仮設トイレ種別	必要とする住民あたりの必要数
組立型	1基/500人（大阪府が準備する基準）
ボックス型	1基/100人

## ウ 仮設トイレの管理

(ア) 環境部廃棄物対策班は、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託し、くみ取り消毒を行う。

(イ) 避難者等が自主的に、日常の清掃等の管理を行う。

## (4) 女性や子育て家庭のニーズへの配慮

市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点又は性別に配慮した視点に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や女性用品の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布などによる指定避難所における安全性の確保、安全に配慮したトイレ・更衣室・入浴設備等の整備（昼夜を問わず誰もが安心して利用できる場所を選び、照明をつけるなど）、女性相談員を配置した相談窓口の設置など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

また、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷの役割として、女性相談窓口の設置等、女性支援のためのボランティアなどの活動支援を行う。

## (5) 要配慮者等への配慮

福祉部援護・避難班及び避難班は要配慮者に対し次の事項に配慮する。

- ア 高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦等の健康状態等を把握し、スペースの確保や必要な生活必需品等の支給等に配慮する。
- イ 事前に把握している寝たきり等で指定避難所での生活が困難な者については、本人の意思を確認したうえで福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への入所を案内する。
- ウ 介護が必要で、指定避難所での集団生活を行うことが困難であると市が判断する高齢者、障害者等についても、本人の意思を確認したうえで福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への入所を案内する。
- エ 要配慮者の病状等により、必要に応じ後方の病院等適切な施設への搬送措置をとる。
- オ 指定避難所における要配慮者の生活の安定を確保するため、介護等の必要な措置をとる。

資料: 予防-12 指定緊急避難場所・指定避難所等一覧表

## (6) 指定避難所における情報提供

各部避難班は、指定避難所において次のとおり情報提供を行う。

- ア 指定避難所において各種運営情報を口頭・ビラ・掲示板・アナウンス等で伝える。
- イ 水、食料、日用品、医療品等の支給等について広報する。
- ウ 被害状況や安否情報等について広報する。
- エ 災害対策本部の窓口として、指示に基づき各種災害対策や支援情報を提供する。

## (7) 一般ボランティアの要請

- ア 一般ボランティアの受け入れは、「第5章第5節自発的支援の受け入れ」に定める災害救援ボランティアセンターが行う。
- イ 一般ボランティアが必要な場合は、必要人員、活動内容、活動場所、必要資機材等を災害支援ボランティアセンターに要請する。
- ウ 各部避難班は、ボランティア活動に必要な情報を提供する。

## (8) 指定避難所の環境保護の方針

- ア 健康医療部健康医療班は、豊中市医師会、豊中市歯科医師会、豊中市薬剤師会等と連携し、指定避難所への医療救護班の派遣（巡回）を行う。  
また、避難生活が長期化した場合、メンタルケアの専門チームの派遣を行う。
- イ 都市計画推進部都市計画推進総務班は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等、要配慮者に対しては、避難生活が長期化すると予想される場合、応急仮設住宅や公的住宅、その他施設への優先入居等の措置を講ずる。
- ウ 各部避難班は、指定避難所におけるプライバシーの保護に努める。
- エ 生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努める。
- オ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。

## (9) 避難所生活長期化に対応する環境整備

避難所生活が長期化することにより、環境悪化が懸念されることから、指定避難所運営には特に次の事項に留意する。なお、各指定避難所の運営者とともに、避難所施設の良好な生活環境を継続的に確保するよう努める。

- ア 施設としての機能維持のため非常用電源設備を整備・強化する。
- イ トイレ（し尿処理）、水道、下水道、衛生対策等について、避難所生活が長引く際は、環境を維持するため避難者等の協力を得る。
- ウ 避難して助かった被災者が、指定避難所で亡くなることのないよう、避難生活の長期化対策等、細やかなケアに努める。（二次被害の防止）
- エ 指定避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエンザ等集団感染などを防ぐため、医師、保健師による健康管理、衛生管理を行う。
- オ 「医療・保健・福祉の専門職」の視点を取り入れる。
- カ 乳幼児のいる家庭専用部屋を設置する。
- キ 女性用物干し場を設置する。
- ク トイレ・更衣室以外にも男女各々等の性別に配慮した専用スペースを設置する。
- ケ 指定避難所、不在住宅等の防犯対策を行う。

## (10) 愛玩動物の受け入れ対策

- ア 大阪府と連携し、相談・保護等について獣医師会及び動物愛護団体に要請する。
- イ 指定避難所での愛玩動物の飼育については、避難者が相互に話し合い運営する。
- ウ 愛玩動物の所有者は、飼育困難等の事情により直ちに引き取ることが困難な場合であっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

## (11) 外国人への配慮

人権部及びとよなか国際交流協会と連携し、外国人に対して、外国語での避難所施設の案内表示や情報提供など、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

## 3 指定避難所の閉鎖等

- (1) 指定避難所は、応急対策や復旧状況等を勘案し、適宜閉鎖する。
- (2) 指定避難所を退去する場合、避難者が自宅等から持参したもの、及び市が避難者に支給したもの（貸与品は除く）は避難者が各自持ち帰る。
- (3) 指定避難所を閉鎖した場合、避難施設を所管する部の総務班は、本部へ報告する。

## 4 災害救助法の実施基準

**資料：地震応急-15 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準(早見表)**

## 5 指定避難所以外の避難者への対応

- (1) 車中泊避難者や指定避難所に滞在することができない在宅避難者など指定避難所以外の避難者に対しても、食料・物資等の提供、保健医療サービスの提供、情報の提供、指定避難所への移送など必要な支援に努める。
- (2) 被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

## 6 指定避難所の早期解消のための取り組み等

- (1) 避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、指定避難所の早期解消に努める。
- (2) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。
- (3) 大阪府、市、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、指定避難所に滞在する被災者の低減に向けた方策を検討する。

## 第4 広域一時滞在への対応

### 《基本的な考え方》

大規模災害による被害が甚大な場合で、災害の規模、被災住民の避難・受け入れ状況、避難の長期化等に鑑み、本市域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、市は、府内の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては大阪府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

大阪府は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとし、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合等、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市の要求を待たずに、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。

また、他の都道府県から被災住民の受け入れの協議を受けた場合は、被災住民の受け入れについて、市長と協議を行う。協議を受けた市長は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。



## 第4節 交通輸送

### 第1 道路の応急復旧等

#### 《基本的な考え方》

地震等により、道路施設に被害が発生したとき、道路管理者は交通の安全と施設保全及び被災地における交通確保のため、迅速に応急措置を講ずる。

#### 《対策の体系》

道路の応急復旧等	1 緊急交通路等の道路啓開 2 道路啓開作業等の実施手順 3 道路上等の災害廃棄物の処理 4 災害応急措置としての放置車両対策
----------	--

#### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
各道路管理者	1 道路復旧、啓開に関する事
都市基盤部 都市基盤対策班	1 市管理道路等の応急復旧に関する事 2 緊急交通路・交通規制情報の収集に関する事 3 道路上等の災害廃棄物の撤去に関する事
都市基盤部 都市基盤総務班	1 道路復旧、啓開に係る資機材等の調達に関する事
統括チーム 広報グループ	1 緊急交通路・交通規制情報の広報に関する事
環境部廃棄物対策班	1 災害廃棄物の収集・処理に関する事

#### 《対策の展開》

##### 1 緊急交通路等の道路啓開

災害時において、道路交通及び市民の日常生活を阻害する土砂、流木などの物件の除去については、市及び道路、河川管理者等が豊中建設業協会、関西電力送配電(株)等の協力を得て実施する。

また、国は国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

ア 作業時における障害物除去の対象はおおむね次のとおりとし、関係者と連絡のうえ行う。

(ア) 市民の生命・財産等の保護のため除去を必要とする場合

(イ) 河川はん濫、護岸決壊等の防止その他、水防活動の実施のため除去を必要とする場合

(ウ) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合

(エ) その他、公共的立場から除去を必要とする場合

イ 災害救助法による住家の障害物の除去対象となるのは次のとおりである。

(ア) 当面の日常生活が営みえない状態にあるもの

(イ) 居間、炊事場等日常生活に支障をきたす状態にあるもの

(ウ) 住家が半壊又は床上浸水したもの

- (エ) 自らの資力でもって、障害物の除去ができないもの
- (オ) 原則として、災害により直接被害を受けたもの

2 道路啓開作業等の実施手順

(1) 啓開・復旧等の作業の指示

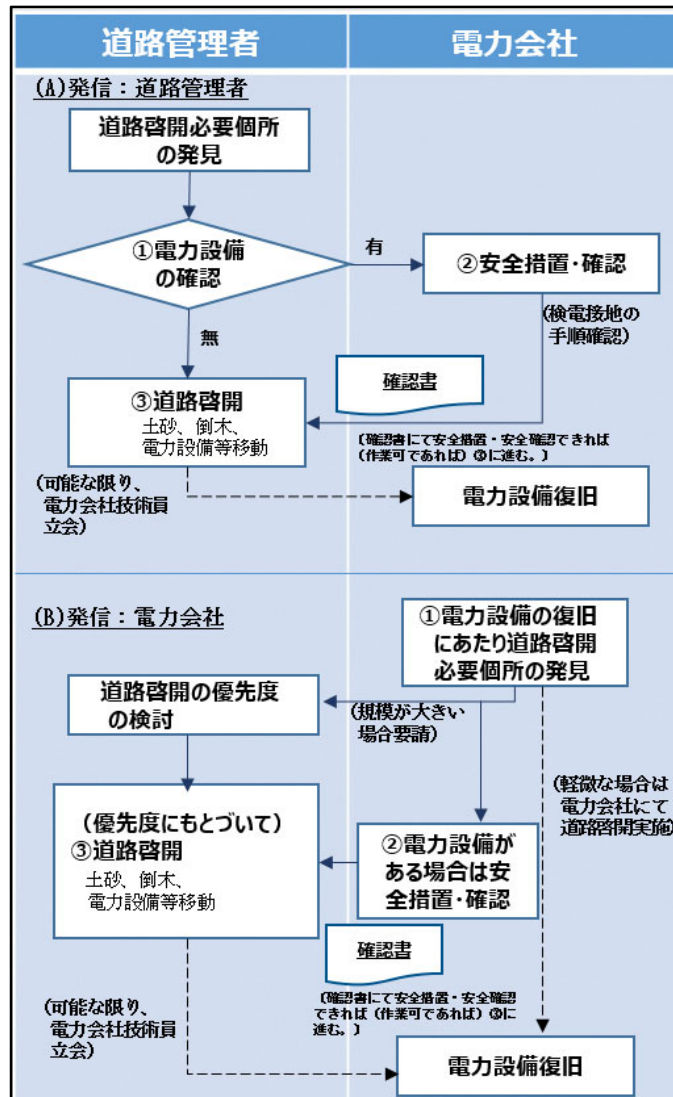
市の管理する道路については都市基盤部都市基盤対策班が、啓開・復旧等の作業範囲を決定した上で、豊中建設業協会等の協力を得て実施する。なお、市の管理外の道路にあっても、本部が必要と認めた場合は、啓開作業を実施する。

(2) 道路啓開作業用資機材等の調達

都市基盤部都市基盤総務班は、資機材等を保有する豊中建設業協会等に要請する。それでも、なお不足する場合は、統括チーム渉外グループを通じ、大阪府或いは他市町村へ応援を要請する。

(3) 電力会社との連携

都市基盤部都市基盤総務班は、迅速な道路啓開、停電復旧に向け電力会社との連携を図る。連携フローは次のとおりである。



資料：「災害時における緊急交通路の確保及び停電復旧に支障となる障害物等の移動等に関する覚書」道路啓開連携フロー

図：道路啓開連携フロー

### 3 道路上等の災害廃棄物の処理

---

災害発生直後においては、道路上の障害物と混在して家屋の倒壊・焼失等から生じる災害廃棄物（家具、廃材等）が搬出・集積されることが予想される。この場合、緊急通行車両の通行及び応急活動への障害を排除する範囲で、都市基盤部都市基盤対策班と環境部廃棄物対策班とが協力して収集・処理する。（第4章第8節第3 災害廃棄物の処理参照）

また、処理する災害廃棄物の内容等によっては、必要に応じて警察官等に立会いを要請するとともに、写真撮影等を行い、事後の対応策を講じる。

### 4 災害応急措置としての放置車両対策

---

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は区間を指定して、放置車両や立ち往生車両の運転者等に対して移動を命令し、運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動する。

この際、車両の保管場所確保のため等やむを得ない必要がある場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行う。

## 第2 鉄軌道施設の応急復旧

### 《基本的な考え方》

鉄軌道施設の管理者は、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持回復に努める。

### 《対策の体系》

鉄軌道施設の応急復旧	1 災害時の活動体制
	2 情報連絡体制
	3 鉄軌道施設の応急復旧

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
阪急電鉄(株)	1 災害時の活動体制の確立に関する事
北大阪急行電鉄(株)	2 被害情報の収集及び連絡に関する事
大阪モノレール(株)	3 災害の復旧及び輸送の確保に関する事

### 《対策の展開》

#### 1 災害時の活動体制

鉄軌道施設の管理者は、災害が発生した場合には、被害を最小限度にとどめ、速やかな応急復旧にあたるため、必要に応じて災害対策本部等の活動体制を確立し、輸送の確保に努める。

#### 2 情報連絡体制

運行状況、復旧状況、今後の見通しなどを市災害対策本部統括チーム情報・システムグループ等関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。

#### 3 鉄軌道施設の応急復旧

線路、保安施設、通信施設など、列車等の運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。

また、被災状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。

### 第3 緊急輸送のための交通確保

#### 《基本的な考え方》

救助・救急・消火・医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

警察、道路管理者は相互に連携して、災害が発生した場合、又はまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施する。

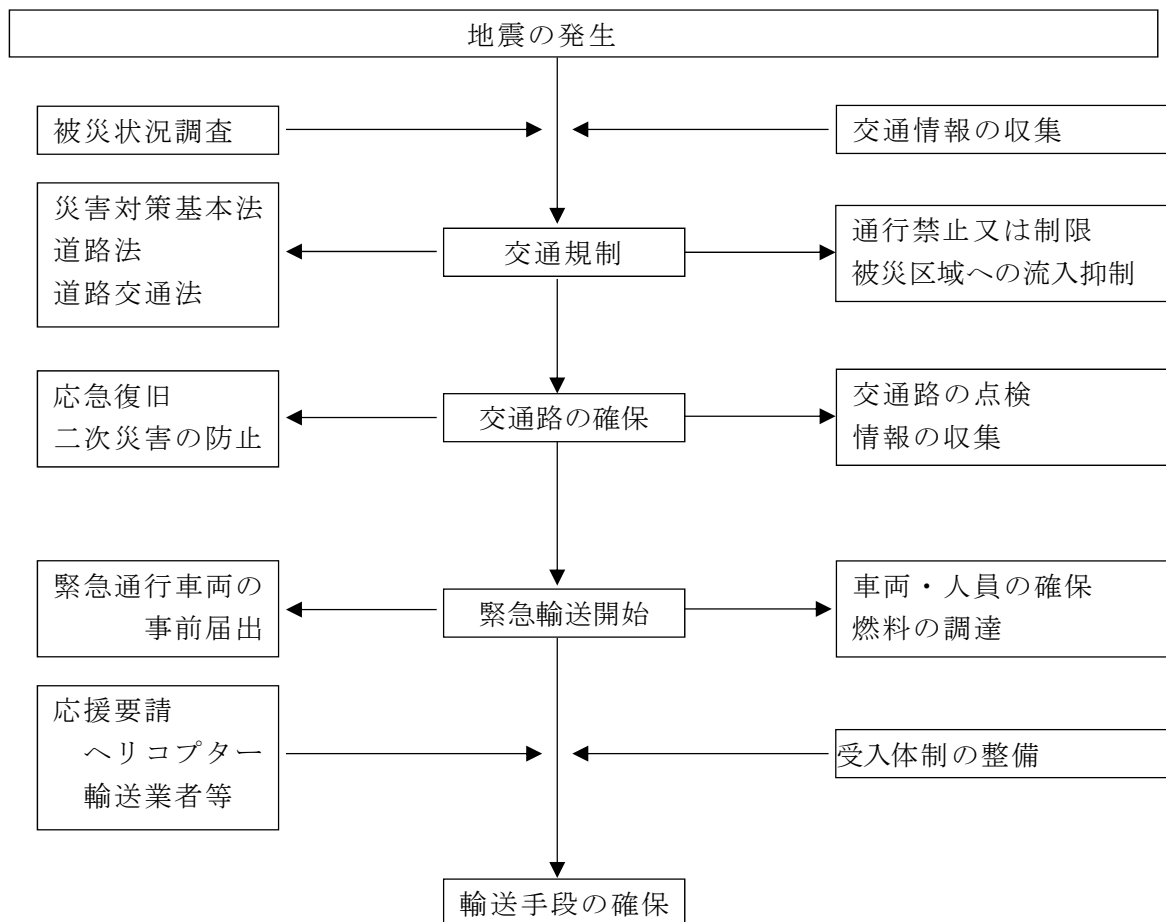
#### 《対策の体系》

緊急輸送のための交通確保	1 道路交通網の確保
	2 緊急輸送体制の確立
	3 交通規制の実施

#### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
都市基盤部 都市基盤総務班	1 道路交通網の確保に関する事 2 交通規制の実施に関する事
都市基盤部 都市基盤対策班	1 交通路の選定に関する事 2 交通路の確保に関する事 3 交通路の確保に関する情報交換及び協力体制の確立に関する事 4 交通規制の実施に関する事
統括チーム庁舎・車両 グループ	1 人員・輸送車両の確保・運用に関する事 2 輸送需要の把握に関する事 3 緊急通行車両の申出に関する事
福祉部援護・避難班	1 食料及び物資の輸送に関する事
消防部	1 消防用緊急通行車両の通行確保に関する事（現場に警察官がない場合）

## 《応急対策の流れ》



## 《対策の展開》

## 1 道路交通網の確保

## (1) 道路交通網の確保

道路の応急復旧等による交通路の確保を行うとともに、都市基盤部都市基盤総務班は、大阪府公安委員会や警察等と密接に連絡・調整を図りつつ、一般車両に対する自粛等を含めた交通規制を実施する。

## (2) 交通路の確保

都市基盤部都市基盤対策班は、道路等の被害状況等を踏まえ、国・大阪府等の道路管理者や警察と協議し、輸送ルートを選定するとともに、障害物の除去等による応急復旧を進め、安全な交通路を確保する。

## 2 緊急輸送体制の確立

## (1) 人員・輸送用車両等の確保・運用

統括チーム庁舎・車両グループは、災害初動期において緊急に必要な物資等の輸送需要に対応する必要な人員、輸送用車両及び燃料を確保する。また、被害が甚大で、職員や市有車両等に対応できない場合は、関係機関、社団法人大阪府トラック協会河北支部及び民間事業者に協力を要請する。

- ア 必要人員を見積り、職員を中心とする要員を確保するとともに、人員が不足する場合は関係機関等に協力を要請する。
- イ 必要車両を見積り、市有車両を確保するとともに、運送会社等の民間事業者に応援を要請し、車両を調達する。
- ウ 輸送用車両の効率的運用を図るため、統括チーム庁舎・車両グループが一元的な管理を行う。
- エ 水上輸送が効果的である場合は、必要に応じて大阪府に要請する。

## (2) 緊急輸送の実施

- 福祉部援護・避難班は、人員や車両等の確保状況を踏まえて救援物資等の輸送を実施する。
- ア 救援物資等を食料・日用雑貨、衣料等に分類して保管し、配分を行うための物資輸送方針を決定する。
  - イ 道路事情等によりバイク・自転車等を活用した輸送を行う。

## (3) 連絡・協力体制の確立

- 都市基盤部都市基盤対策班は、交通路の確保や迂回ルートを選定にあたり、各道路管理者や警察との情報交換、周辺市町を含む広域圏との協力体制を確立する。
- ア 道路管理者相互で交通情報等を交換する。
  - イ 警察との間で交通事故・渋滞発生情報等を交換する。
  - ウ 道路復旧工事と輸送等救援活動との連絡調整を行う。
  - エ 交通情報や自家用車の自粛情報等についての広報を報道機関に依頼する。

# 3 交通規制の実施

## (1) 交通規制の実施

- ア 交通規制は、道路の啓開・復旧活動と十分に調整を図りながら行うが、被災地以外の広域圏においても交通渋滞等を招く可能性があるため、関係機関等と緊密に連絡をとり実施する。また、交通の誘導や適切な情報提供を行い、混乱を防止する。
- イ 交通規制を行うときは、その内容を立て看板、報道機関等を利用し広報する。ただし、緊急のため既定の標識を立てることが困難又は不可能なときは、適宜の方法により通行を禁止又は制限したことを明示するとともに警察官等が現場において指導にあたる。
- ウ 法に基づき交通規制が実施された場合、現場に警察官がいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、それぞれの運転する緊急通行車両の通行を確保するため、必要な措置をとることができる。

## (2) 通行禁止区域における措置命令

通行禁止区域における措置等は、法に基づき次のとおり実施する。

## 【交通規制の実施者】

実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるとき	災害対策基本法 第76条第1項
	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法 第4条第1項
警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法 第5条第1項
警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合、道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項7、第4項

## 【通行禁止区域における措置命令実施責任者】

実施責任者	範囲	根拠法
警察官	1 通行禁止区域内において緊急車両の通行妨害車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる 2 措置命令に従わないとき又は相手が現場にいないとき、やむを得ない限度において車両その他の物件を移動する等、必要な措置を講ずることができる	災害対策基本法 第76条の3
自衛官 消防吏員	警察官が現場にいないとき、上記措置を自らが行うことができる	

## (3) 道路交通の確保対策

都市基盤部都市基盤対策班は、次のとおり道路交通の確保対策を行う。

- ア 道路パトロールを強化し、危険箇所、災害箇所の早期発見に努め、その現状を把握し現地においてパトロールを強化する。
- イ 災害箇所については、都市基盤部都市基盤対策班において優先順位の高いものから、応急復旧措置を行う。
- ウ 近畿地方整備局大阪国道事務所高槻維持出張所、大阪府池田土木事務所、警察署、都市基盤部都市基盤総務班・都市基盤対策班は、災害時の道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施するため、相互に情報を収集・交換する。



## (4) 交通規制情報の周知

ア 統括チーム広報グループは、交通規制状況等（緊急交通路・交通規制対象路線の情報）を十分に市民に周知徹底させるため、報道機関に依頼し広報を行う。

イ 都市基盤部都市基盤総務班・都市基盤対策班は、交通規制状況等を十分に市民に周知徹底させるため主要地点での掲示等を行う。

## 第5節 地震水防応急対策

### 《基本的な考え方》

地震発生後、河川・ため池等の決壊、津波の来襲等による被害が予想される場合は、効果的な監視や応急措置体制を確立し、迅速かつ的確な軽減措置を講ずる。

### 《対策の体系》

地震水防応急対策	1 河川・ため池等の監視
	2 水門・樋門等の操作
	3 応急措置
	4 資機材の調達

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
都市基盤部 都市基盤対策班	1 河川・ため池等の被害情報及び重要水防箇所の調査・監視に関すること
	2 水門・樋門等の開閉に関すること
	3 資機材の調達に関すること
	4 水防応急措置に関すること
	5 危険警戒区域の設定に係る情報収集に関すること

### 《対策の展開》

#### 1 河川・ため池等の監視

地震が発生した場合は、都市基盤部都市基盤対策班は、市域内の河川、ため池等を巡視し、被害の状況及び重要水防箇所を調査・監視する。

#### 2 水門・樋門等の操作

都市基盤部都市基盤対策班は、水門、樋門等の管理者と連絡を密にし、水位の変動及び状況に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

#### 3 応急措置

都市基盤部都市基盤対策班は、次のとおり応急措置を実施する。

ア 地震により堤防等が被害を受け危険と思われる場合は、速やかに河川管理者に連絡するとともに、当該河川管理者と連携し水防工法等により応急措置を講ずる。

イ 地震活動による二次災害が予想される危険箇所については、各管理者と連携して関係者以外の立入りを禁止するなどの措置を講ずる。

ウ 必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

#### 4 資機材の調達

都市基盤部都市基盤対策班は、資機材倉庫の資機材を優先的に活用し、なお不足する場合には、統括チーム物資等調達グループを通じ調達を行う。

また、必要に応じて大阪府池田土木事務所が保有する、大阪府の資機材についても調整のうえ調達を行い活用する。

## 第6節 二次災害の防止

### 《基本的な考え方》

地震活動、又は大雨による浸水、がけ崩れ及び建築物の倒壊など二次災害を防止するため、施設の被害調査の実施やその結果を踏まえ、関係機関と協力して必要な措置を講ずる。

### 《対策の体系》

二次災害の防止	1 二次災害情報の収集・伝達
	2 被災建築物応急危険度判定の実施
	3 建築物・土木構造物等の応急対策
	4 危険物等の応急対策

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
統括チーム 統括グループ 広報グループ 渉外グループ	1 二次災害防止に係る関係機関との連絡調整に関すること 2 豊中市応急危険度判定実施本部との連絡調整に関すること 3 大阪府、他市町村等への応援要請に関すること 4 応急危険度判定の広報に関すること
財務部施設対策班 都市計画推進部 都市計画推進対策班	1 豊中市応急危険度判定実施本部の設置及び大阪府の派遣要請に関すること 2 応急危険度判定作業の実施に関すること 3 建築物の立入禁止等に関すること
都市計画推進部 都市計画推進対策班	1 宅地等の被害調査、土砂災害警戒区域等の危険箇所の点検に関すること
都市基盤部 都市基盤対策班	1 土木構造物等の応急措置に関すること 2 土砂災害警戒区域等の危険箇所の点検に関すること
各部	1 公共施設の応急措置に関すること
統括チーム 情報・システムグループ 消防部	1 災害危険箇所情報等の収集に関すること 2 危険物施設の被害情報の収集等に関すること

### 《対策の展開》

#### 1 二次災害情報の収集・伝達

被災家屋の応急危険度判定や土砂崩れ等の危険箇所調査等については、専門家による調査体制を早期に確立し、必要な情報の収集・伝達を行う。

また、警察や道路・河川管理者或いは電力・ガス等の関係事業者と密接な連携により二次災害情報の収集・伝達を行う。

##### (1) 関係機関との連携

ア 統括チーム統括グループは、二次災害の防止対策について、関係機関と連携を図る。

イ 土砂崩れや堤防損壊等の防止対策について、道路管理者や河川管理者との連携を図る。

ウ 電気・ガス等に関する二次災害防止対策について、関係事業者と連携を図る。

## (2) 情報収集

- ア 消防部は、災害危険箇所等を中心とした緊急パトロール等により現場情報を収集する。
- イ 災害危険箇所等についての情報は、市民や消防団等からも収集する。

## 2 被災建築物応急危険度判定の実施

### (1) 応急危険度判定実施本部の設置

- ア 財務部施設対策班及び都市計画推進部都市計画推進対策班は、地震発生後の概括的被害情報等に基づき、被災建築物の応急危険度判定実施の必要性の検討を行う。
- イ 判定を要すると判断した時は、直ちに応急危険度判定実施本部を設置するとともに、災害対策本部長並びに大阪府知事に判定実施決定を連絡する。
- ウ 応急危険度判定実施本部は、被害情報をもとに判定区域を設定し、判定実施期間、必要判定士数、判定資機材等の内容からなる判定実施計画を策定する。
- エ 被災建築物応急危険度判定の実施において、応急危険度判定士の応援が必要と判断されたときは、都市計画推進部都市計画推進対策班が大阪府に対し応急危険度判定士の派遣と資機材の要請を行う。
- オ 派遣された応急危険度判定士の宿泊場所・輸送手段等について、必要に応じて、手配し、又は大阪府に支援要請する。
- カ 応急危険度判定士の派遣要請等をおこなった内容について統括チーム統括グループに連絡する。
- キ なお、被災建築物応急危険度判定の活動拠点は、文化芸術センター（多目的室1・2）、議会棟大会議室、豊中市役所別館のいずれかとする。

### (2) 応急危険度判定の実施

被災規模等により、あらかじめ作成された区域割及び班編成に従い、応急危険度判定を実施する。また、調査に必要な物品等については、数量等を取りまとめ統括チーム物資等調達グループに調達を要請する。

### (3) 応急危険度判定作業の広報

財務部施設対策班及び都市計画推進部都市計画推進対策班は、協議の上、応急危険度判定の実施に関わる内容、注意事項を整理し、市民に理解を得るための広報活動を統括チーム広報グループに依頼し実施する。応急危険度判定士は、必要に応じて応急危険度判定の趣旨を現地において説明する。

また、被災建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定調査の他、住家被害認定調査やその他住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、市民に明確に説明・周知するものとする。

### 3 建築物・土木構造物等の応急対策

---

#### (1) 建築物

都市計画推進部都市計画推進対策班は、被災建築物応急危険度判定結果等により必要に応じ、二次災害を防止するため倒壊、有害物質の漏洩、アスベストの飛散等の危険性のある建物等の応急措置の指導を行う。

また、必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知し、倒壊等の二次災害の防止に努める。

#### (2) 公共施設

各部は、市管理施設のうち防災関連業務に必要な施設の点検、調査を迅速に行い、応急措置を実施する。

##### ア 応急措置が可能なもの

(ア) 危険箇所があれば緊急に保安措置を行う。

(イ) 機能確保のため、必要限度内の復旧措置を行う。

(ウ) 電気、ガス、通信等の応急措置及び補修が必要な場合には、関係機関と連絡をとり、応援を求め実施する。

##### イ 応急措置の不可能なもの

被害の防止措置を重点に実施する。

#### (3) 宅地等の調査

都市計画推進部都市計画推進対策班は、被害状況の早期把握に努め、危険箇所に対する調査を速やかに行い、二次災害の防止に努める。

**資料: 予防-4 土砂災害警戒区域**

#### (4) 土砂崩れ等の調査

都市基盤部都市基盤対策班及び都市計画推進部都市計画推進対策班は、被害状況の早期把握に努め、土砂災害警戒区域等の危険箇所に対する調査を速やかに行い、二次災害の防止に努める。

災害の状況に応じ、特定非営利活動法人大阪府砂防ボランティア協会との連携により斜面判定士制度を活用して、土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

また必要に応じて本部長は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する。

**資料: 予防-4 土砂災害警戒区域**

#### (5) 土木構造物

都市基盤部都市基盤対策班は、土木構造物が著しい被害を受けて、二次災害が生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

### 4 危険物等の応急対策

---

#### (1) 施設管理者による危険物等の点検、通報

危険物施設等の管理者は、地震災害時ただちに危険物施設等の点検を行い、異常があるときには速やかに市及び関係機関に通報・連絡する。

## (2) 避難及び立ち入り制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに各種防災設備を活用した初期防除を実施し、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

## (3) 施設の点検、応急措置

消防機関は、爆発などの二次災害防止のため、必要に応じて危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等の取扱施設への立入検査など、適切な措置を講ずる。

## (4) 応援の要請

統括チーム渉外グループは、災害の規模状況を判断し、必要に応じ相互応援協定等により知事又は近隣市町長に対し応援を要請する。

## 第 7 節 災害救助法の適用

### 《基本的な考え方》

市長は、被害が「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みである場合で、同法第 23 条に定める救助を必要とする場合は、直ちに知事にその旨を報告し、同法に基づく救助の実施を要請する。

### 《対策の体系》

災害救助法の適用	1 実施責任者 2 災害救助法の適用基準 3 適用手続 4 救助の内容 5 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準
----------	--

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
知事	1 災害救助法に基づく応急救助活動の実施に関する事
市長（本部長）	1 知事から委任された救助事項の実施に関する事 2 知事が行う救助の補助に関する事 3 災害救助法適用基準に関わる被害状況の知事への報告に関する事
統括チーム 渉外グループ	1 災害救助法の申請手続に関する事

### 《対策の展開》

#### 1 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は、知事が実施し、市長は知事が行う救助を補助する。知事の職権の一部を委任された場合は、委任された救助事項について市長が実施責任者となって応急活動を実施する。

#### 2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用は、災害による市域の被害が次の 1 つに該当する場合において、知事が当該市町村を指定して行う。

- (1) 家屋の全壊、全焼、流失等により住家を失った世帯（以下「被害世帯」という。）の数が市町村の人口に応じ、定める数（注 1 ア）以上に達したとき。
- (2) 大阪府内の被害世帯数が 2,500 以上に達する場合において、市町村の被害世帯の数が(1)に規定する数には達しないが、市町村の人口に応じ、定める数（注 1 イ）以上に達するとき。

## 注1：定める数（災害救助法別表抜粋）

ア 人口が300,000人以上の市町村では、住家が滅失した世帯の数が150世帯以上の場合…(1)適用

イ 人口が300,000人以上の市町村では、住家が滅失した世帯の数が75世帯以上の場合…(2)適用

## 〈備考〉

- ・人口は、官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口とする。ただし、合併等があった場合の人口は、府知事の告示による人口による。
- ・住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊又は半焼する等著しく破損した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

(3)大阪府内の被害世帯の数が12,000以上に達する場合、又は当該災害が隔離した地域に発生したものであるなど災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情（注2）がある場合であって多数の世帯の住家が滅失したとき。

## (注2)特段の事情

災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(4)多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準(注3)に該当するとき。

## (注3)基準

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- 2 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

## 3 適用手続

市長は、災害が前項の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は直ちにその状況を知事に報告するとともに、法適用について要請する。

連絡先：大阪府政策企画部危機管理室 災害対策課 災害対策グループ  
電話 06(6944) 6478 直通 大阪府無線 8-2006041

※8 は豊中市の発信者番号



#### 4 救助の内容

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において大阪府知事があたることになっているが、知事が、救助を迅速に行うため必要があると認めたとときは、その職権の一部を委任した救助の実施については市長が行う。

なお、上記により市長が行う事務の他、市長は、知事が行う救助を補助する。

ただし、災害の事態が急迫して、災害救助法に基づく知事による救助を行うことができないときは、市長が自ら救助に着手する。

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

- (1) 受入施設（応急仮設住宅を含む）の提供
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### 5 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、資料：地震応急-15「災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）」に示す。

ただし、これにより救助の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度・方法及び期間を定めることができる。

## 第5章 応急対策活動

### 第1節 被災者生活救援対策

#### 第1 応急給水

##### 《基本的な考え方》

災害が発生し、水道施設の損壊等により飲料水、炊事用水、その他生活に必要な水の供給が停止した場合には、直ちに応急給水を実施する。また、被災者が飲料水を得ることができない場合も同様とする。

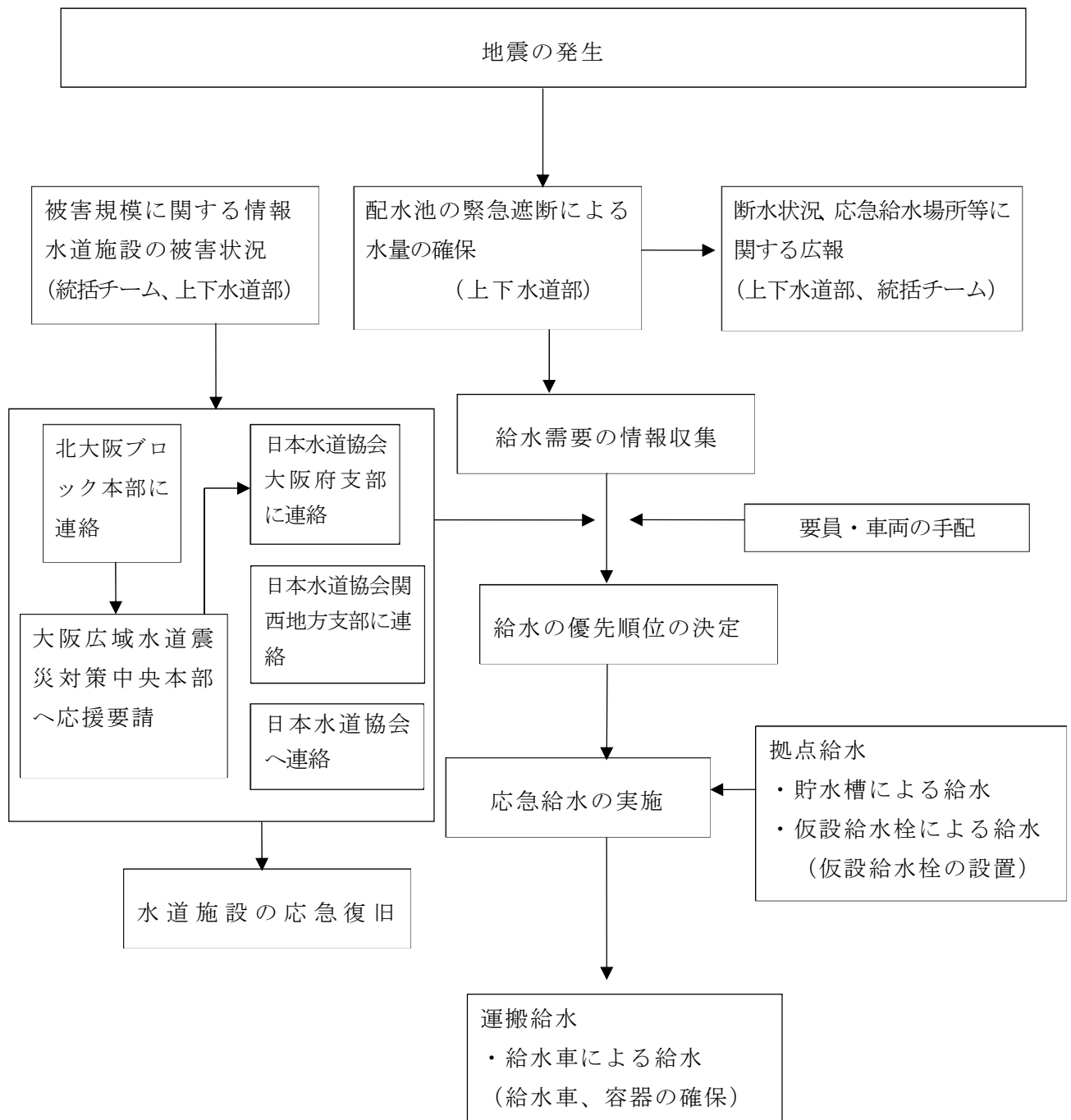
##### 《対策の体系》

応急給水	1 発災直後の応急給水体制 2 応急給水の実施 3 災害救助法の実施基準
------	--

##### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
上下水道部 上下水道総務班	1 応急用資機材の調達に関する事 2 他機関への応援要請及び調整に関する事
上下水道部 上下水道広報班	1 情報の収集及び記録に関する事 2 給水所設置の広報に関する事
上下水道部 水源班	1 受・配水量の計画・調整に関する事 2 取水・浄水・配水場施設の点検・復旧に関する事
上下水道部 給水班	1 応急給水の計画・調整に関する事 2 応急給水活動の実働に関する事
上下水道部 水道復旧班	1 上水道施設の被害調査及び復旧に関する事 2 市内各地区の給・配水計画に関する事 3 漏水等の調査及び修繕に関する事

《応急対策の流れ》



## 《対策の展開》

### 1 発災直後の応急給水体制

#### (1) 発災直後の情報の収集

次の情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握し応急給水体制を確立する。

- ア 浄水場等の状況を確認し、受・配水量の把握及び調整を行う。
- イ 府内水道（用水供給）事業者と連絡をとり、双方の被害状況と供給量の確認を行う。
- ウ 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

#### (2) 応援要請

- ア 災害の規模によっては、市独自で全ての応急体制を整えることが困難と認められる場合は、北大阪ブロック本部及び日本水道協会に支援を要請する。給水活動、復旧活動に対する他水道事業者等からの応援の申し出があった場合は、上下水道部上下水道総務班で調整のうえ受け入れる。
- イ 自衛隊の応援要請が必要な場合は、知事に要請する（上下水道部上下水道総務班→統括チーム渉外グループ）。

#### (3) 飲料水の確保

大規模災害が発生した場合には、直ちに上水道施設の異常を調査し、漏水を確認したときはバルブ操作により各配水池において応急給水用の水を確保する。このため、北大阪ブロック本部と緊密な連絡をとり、給水の確保に努める。

### 2 応急給水の実施

#### (1) 応急給水の目標

給水の量は、被災者1人当たり1日約30を目標とし、応急復旧の進捗にあわせて順次給水量を増加していく。

#### (2) 配水池等における応急給水

配水池等に仮設給水栓を設置し、拠点給水を実施する。

#### (3) 車両輸送による応急給水

##### ア 給水所（拠点）への搬送

飲料水等の給水所への搬送は、上下水道部給水班が車両（給水タンク車等）により「水源」となる浄・配水場から運搬し、給水を行う。

##### イ 給水所（拠点）での給水

給水所での給水は、市民が自ら持参した容器をもって行う。なお、極端に容器が不足する地域については、市が備蓄する給水袋等を使用する。

##### ウ 仮設給水栓の設置による応急給水

断水地域の状況や水道施設の復旧状況によって、消火栓や応急仮配管による応急給水を実施する。

#### (4) 医療機関・福祉施設等への給水

後方医療機関となる病院、診療所及び人工透析医療施設並びに入院施設を有する助産所、障害者（児）施設、特別養護老人ホーム等の福祉施設への給水を優先的に行う。

(5) 給水所（拠点）の設定

ア 給水所の設定

(ア) 給水は原則として給水所を設定し、給水車等による拠点給水方式で行う。

(イ) 給水所は指定避難所を単位として設定するが、供給停止区域が一部の区域の場合は、状況に応じて、被災地等に給水所を設定する。

イ 給水所の周知・広報

給水所を設定した時は、市民への広報を行うとともに、設定した地域及びその周辺に「給水所」の掲示物を表示する。

(6) 応急給水における水質管理

応急給水に際し、水道水質の監視、管理体制を確立する。

3 災害救助法の実施基準

---

資料：地震応急-15 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準(早見表)

## 第2 食料供給

### 《基本的な考え方》

指定避難所に入所している人や、住家が被害を受けたため炊事が不可能な人など、食料を得ることが困難な人に対して食料を供給する。

市は大阪府と連携して、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。また、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は大阪府等に対し、物資の調達を要請する。

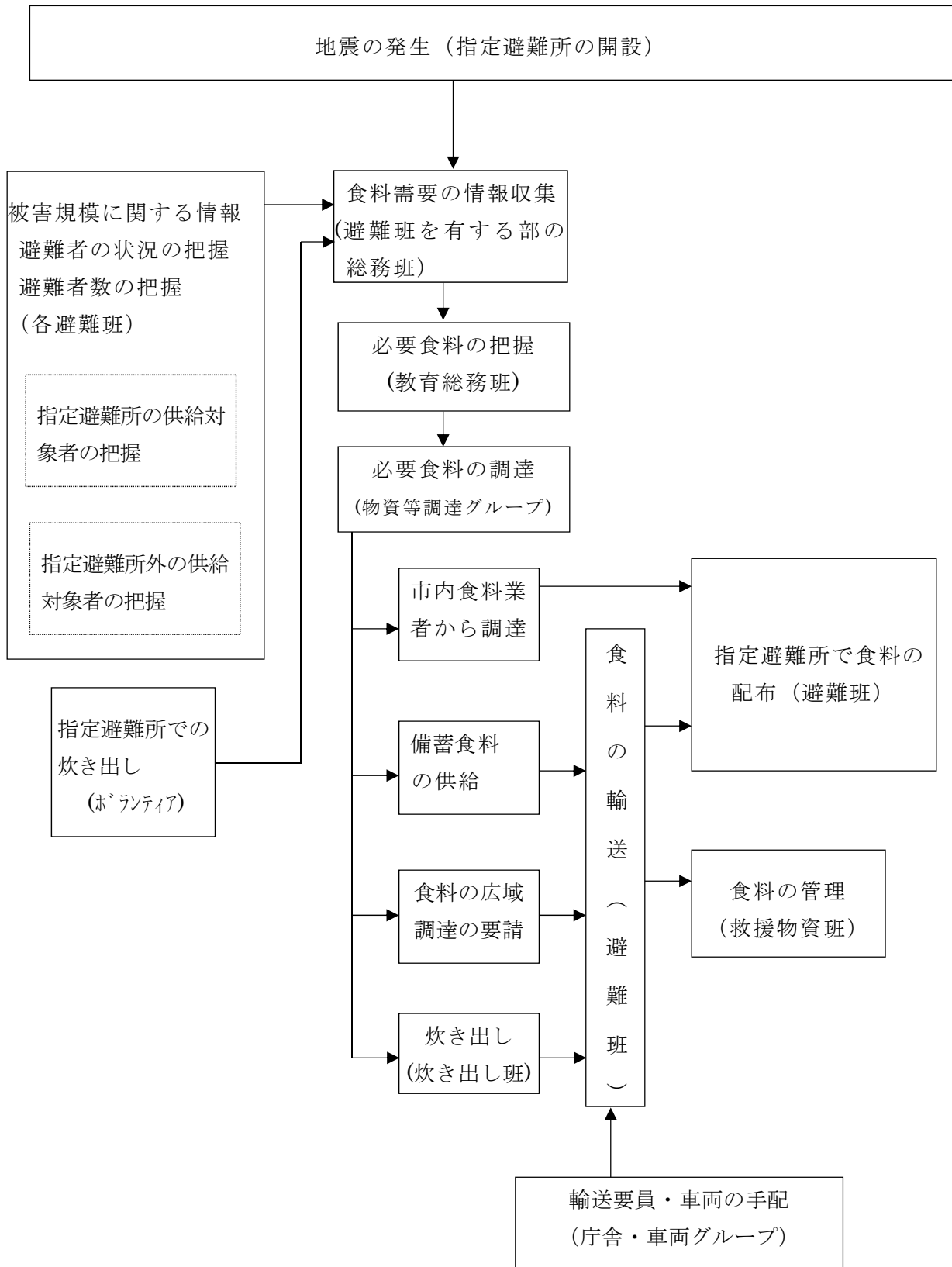
### 《対策の体系》

食料供給	1 食料供給の方針 2 備蓄食料の供給 3 食料の調達・搬送 4 食料の配給 5 炊き出しの実施 6 災害救助法の実施基準
------	--

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
福祉部援護・避難班	1 食料の搬送に関する事 2 発災当日の備蓄食料の供給に関する事 3 指定避難所での食料の供給に関する事
環境部廃棄物対策班	1 物資の輸送等、福祉部の応援に関する事
教育部炊き出し班	1 被災者への給食の炊き出しに関する事
各部避難班	1 必要食料の品目、数量の把握及び連絡に関する事
市民協働部救援物資班	1 食料の出納管理に関する事
統括チーム 物資等調達グループ	1 大阪府及び関係機関、市内業者等からの食料の調達に関する事

《応急対応の流れ》



## 《対策の展開》

### 1 食料供給の方針

---

#### (1) 対象者

- ア 指定避難所に入所している人
- イ 災害により被害を受け炊事ができない人（テントや車中で生活している人等を含む）
- ウ 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない人

#### (2) 供給の方針

- ア 食料は、なるべく調理の手間がかからないものを供給する。また、必要に応じて高齢者食や粉ミルクの供給を行う。
- イ 食料の供給は、原則として指定避難所で実施し、ボランティア等の協力を得るとともに、関係部と密接な連携を図りながら実施する。
- ウ 避難者の状況を踏まえて必要食料の数量を把握し、必要に応じて、大阪府に対して計画的に安定した食料供給の支援を要請する。
- エ 食中毒の防止等の衛生面に十分配慮する。

### 2 備蓄食料の供給

---

福祉部援護・避難班は、発災当日は食料の調達が困難なため、原則として備蓄食料のアルファ化米等を供給する。

**資料: 予防-13 備蓄物資数量及び場所一覧表**

### 3 食料の調達・搬送

---

#### (1) 食料の調達

統括チーム物資等調達グループは、小売業者等からの調達を要請するものとし、必要量が確保できないときは、統括チーム渉外グループを通じて近隣市町及び大阪府に対し応援を要請する。

- ア 大規模小売店舗等の流通業者に手配のうえ必要品を調達する（加工品を原則とする）。
- イ 流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売業者からも必要品を調達する。
- ウ 市内で十分な調達ができない場合は、大阪府の斡旋等により他市町に対して救援食料の支援を要請する。

#### (2) 調達食料の搬送

ア 調達食料は市内小売業者等が指定避難所等へ直接搬送することを原則とするが、これによりがたい場合は、市民協働部救援物資班が、あらかじめ定めた一時集積所に受け入れ、避難人数に応じた配分を行い、福祉部援護・避難班が公用車・応援車を用いて各指定避難所等へ搬送する。

イ 上記によりがたい場合は、状況に応じて運送業者に要請する。



## 4 食料の配給

### (1) 必要人数・内容の把握

ア 避難班を有する部の総務班は、指定避難所入所者（テントや車中で生活している人を含む）及び届出のあった在宅等で食料調達が困難な者（テントや車中で生活をしている人等を含む）に必要な食料の品目及び数量を把握し、教育部教育総務班に報告し、教育部教育総務班は内容を取りまとめ、統括チーム物資等調達グループへ報告する。

イ 地震発生当日、物資等調達グループは、備蓄食料を巡回配送する福祉部援護・避難班に避難者情報を報告する。

### (2) 指定避難所での配給

福祉部援護・避難班は、各指定避難所に届けられた応急食料を地域各種団体、ボランティア等の協力を得て配給する。

### (3) 在宅での避難者等への配給

届出のあった在宅等で食料調達が困難な者（テントや車中で生活をしている人等を含む）への配給は、原則として最寄りの指定避難所で配給する。

## 5 炊き出しの実施

炊き出し場所は、原則として学校給食センター及び単独調理場のある小学校調理場とする。稼働に必要な電気、水道、ガスのライフラインの回復後、機器類の稼働点検で異常がなければ炊き出しを行う。

ただし、ボランティア等の炊き出しについては、避難班を有する部の総務班が関係部に連絡のうえ随時実施する。

### 【学校給食センター等の炊き出し能力】

施設名	炊き出し能力	電話	備考
走井学校給食センター	13, 500 食	6152-9501	ただし、副食のみ
原田南学校給食センター	9, 000 食	6151-4107	ただし、副食のみ
蛍池小学校	500 食	6841-0023	ただし、副食のみ
原田小学校	600 食	6843-4321	ただし、副食のみ
島田小学校	380 食	6333-0001	ただし、副食のみ
庄内南小学校	500 食	6334-8181	ただし、副食のみ
合計	24, 480 食		

※ 炊き出し能力：当該施設において人員が確保でき、炊き出しの指令を受けてから 3 時間 30 分での最大能力

※ 各施設には、備蓄食材はないため食材等の提供があった場合のみ対応可

※ 走井学校給食センターでは、持出し用移動釜を 2 台設置

プロパンガス又はマキ・水・食材等の確保ができれば、約 1, 000 食分の副食の提供が可能

## 6 災害救助法の実施基準

資料：地震応急-15 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準(早見表)

### 第3 生活必需品の供給

#### 《基本的な考え方》

災害による住居の損壊等により、日常生活に欠くことのできない被服や寝具その他の衣料品及び生活物資を喪失するなど、日常生活を営むことが困難な者に対して、一時的に被災者の生活の安定を図るためこれらの物資の配給などを実施する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

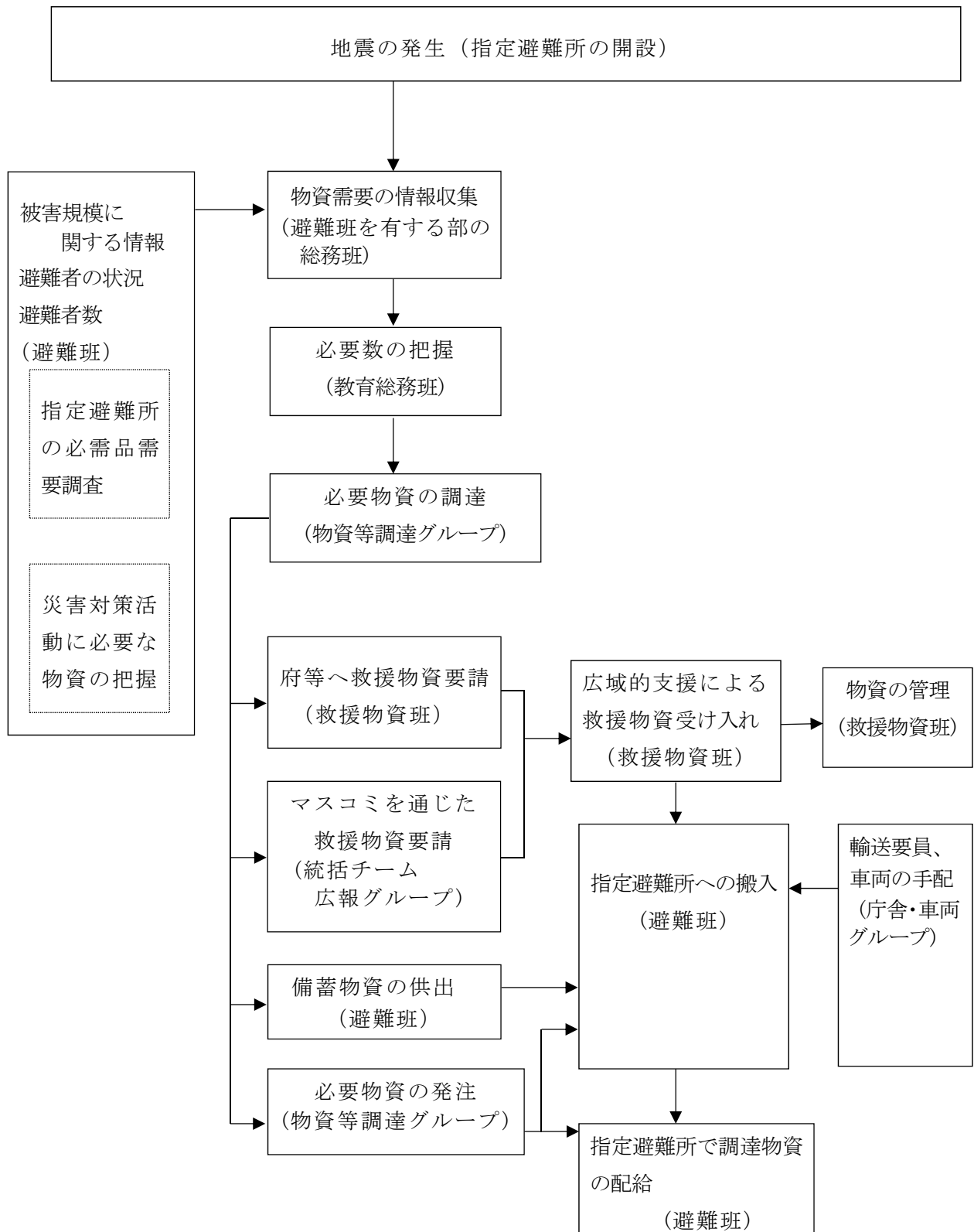
#### 《対策の体系》

生活必需品の供給	1 生活必需品供給の方針 2 生活必需品の調達・搬送 3 物資の配給 4 災害救助法の実施基準
----------	--

#### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
福祉部援護・避難班	1 生活必需品の配給に関すること 2 生活必需品の搬送に関すること 3 生活必需品のとりまとめに関すること
環境部廃棄物対策班	1 物資の輸送等福祉部援護・避難班の応援に関すること
統括チーム 物資等調達グループ	1 大阪府及び関係機関、市内業者等からの生活必需品の調達に関すること
市民協働部救援物資班	1 物資の出納管理に関すること
健康医療部健康医療支援班	1 福祉部援護・避難班の応援に関すること

《応急対策の流れ》



## 《対策の展開》

### 1 生活必需品供給の方針

---

#### (1) 対象者

- ア 指定避難所に入所している者
- イ 在宅者で災害により被害を受け、日常生活を営むことが困難な者（テントや車中で生活している人等を含む）

#### (2) 物資の供給、貸与の方法

物資の供給、貸与については、避難班を有する部の総務班において、被災世帯数、人員等を確実に把握したうえで配給品目、数量等を明らかにして、被災者間の不公平が生じないように適切に実施する。

#### (3) 生活必需品の内容

被災者に給与又は貸与する生活必需品等は、災害救助法を基準とする。

### 2 生活必需品の調達・搬送

---

#### (1) 生活必需品の調達

統括チーム物資等調達グループは、災害時の応援協定を結んでいる大規模小売店舗等の流通業者に協力を要請する。また、流通状況に応じ、その他の卸売及び小売販売業者にも協力を要請する。ただし、調達が困難な場合、又はさらに不足するときは、大阪府等に調達を要請する。

災害救助法が適用された場合は、大阪府の備蓄物資（毛布、作業服、肌着、ゴム長靴等）を使用する。

#### (2) 生活必需品の搬送

ア 調達した物資は、食料の搬送と同様に市内小売業者等が指定避難所等へ直接搬送することを原則とするが、これによりがたい場合は、市民協働部救援物資班が、あらかじめ定めた一時集積所に受け入れ、避難人数に応じた配分を行い、福祉部援護・避難班が公用車・応援車を用いて各指定避難所等へ搬送する。

イ 上記によりがたい場合は、状況に応じて運送業者に要請する。

### 3 物資の配給

---

#### (1) 指定避難所での配給

福祉部援護・避難班は、各指定避難所に届けられた応急物資を地域各種団体、ボランティア等の協力を得て避難者に配給する。

#### (2) 在宅での避難者等への配給

ア 在宅での避難者等は、必要な物資の品目及び数量を、最寄りの指定避難所に連絡し、同避難所で配給を受ける。

イ 統括チーム物資等調達グループは、指定避難所に届出のあった在宅での避難者等に必要な物資の品目及び数量の届出に基づいて物資を調達する。配給は、福祉部援護・避難班が行う。

### 4 災害救助法の実施基準

---

**資料：地震応急-15 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準(早見表)**

## 第 2 節 住宅応急対策

### 《基本的な考え方》

災害直後の二次的な被害の拡大を抑えるとともに、その後の生活再建・住宅復興への取り組みが円滑に行えるよう、迅速な応急対策を実施する。

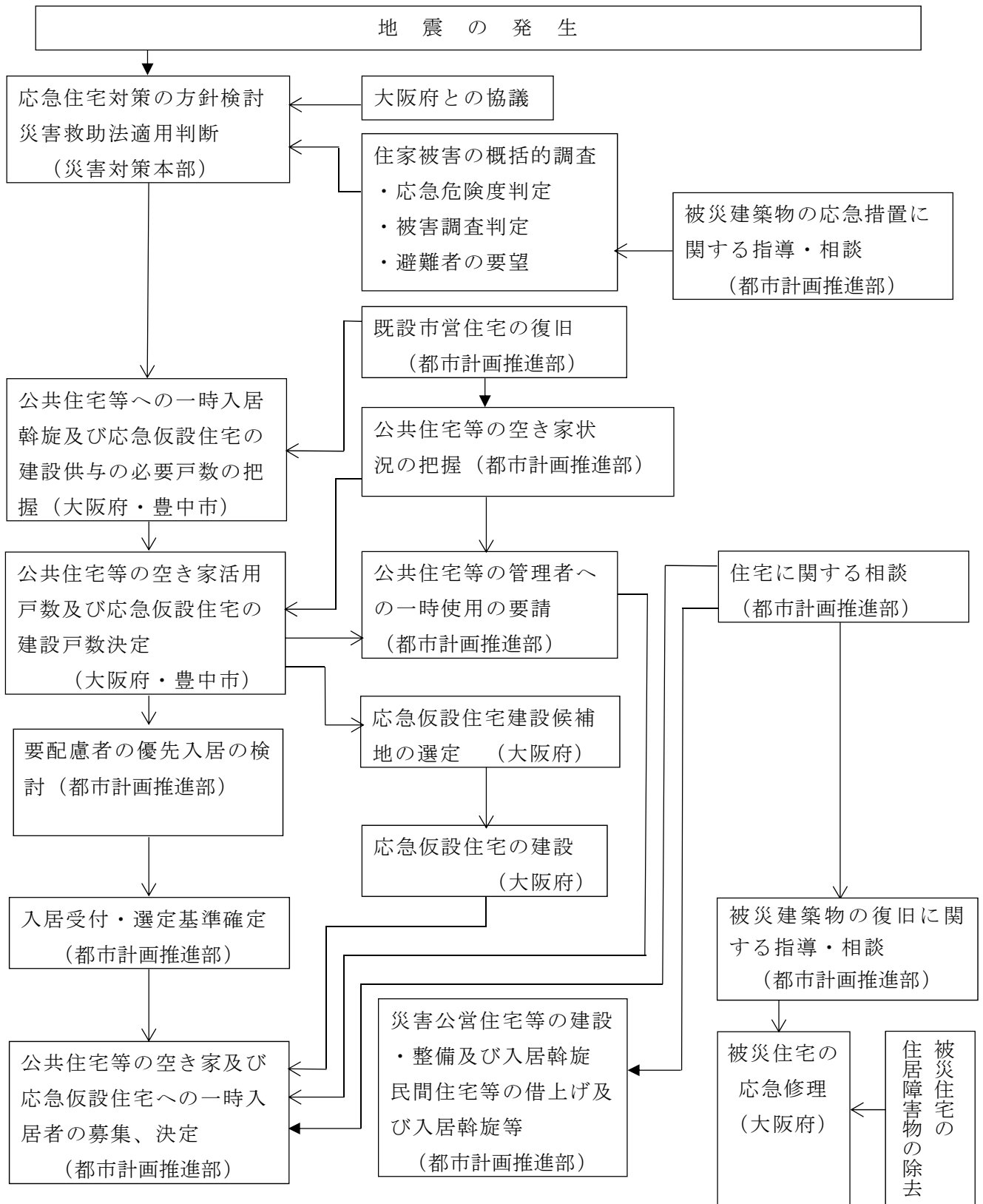
### 《対策の体系》

住宅応急対策	1	被災建築物に対する指導・相談
	2	公共住宅等への一時入居
	3	応急仮設住宅の提供
	4	住宅に関する相談
	5	被災住宅の応急修理
	6	被災住宅の住居障害物の除去
	7	民間住宅等の借上げ及び入居斡旋

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
財務部資産管理避難班	1 応急仮設住宅建設用地の確保に関すること 2 民間住宅等の借上げ及び入居斡旋に関すること
環境部環境対策班	1 応急仮設住宅建設用地の確保に関すること
財務部施設対策班	1 被災住宅の応急修理の実施に関すること 2 被災住宅の住居障害物の除去に関すること
都市計画推進部 都市計画推進総務班 ・住宅応援班	1 公共住宅等の一時入居に関すること 2 住宅相談に関すること
都市計画推進部 都市計画推進対策班 ・住宅応援班	1 被災建築物に対する指導・相談に関すること

《応急対策の流れ》



## 《住宅対策の種類と順序》

- 1 災害直後直ちに行う必要があるもの
  - (1) 被災建築物の応急措置に関する指導・相談
  - (2) 被災住宅の応急措置
  - (3) 被災住宅の住居障害物の除去
  - (4) 既設市営住宅の復旧
  - (5) 公共住宅等への一時入居斡旋、応急仮設住宅の建設供与
  - (6) 住宅に関する相談
- 2 災害直後の対策に引き続き、できるだけ早く実施すべきもの
  - (1) 被災住宅の応急修理
  - (2) 災害公営住宅等の建設・整備及び入居斡旋
  - (3) 民間住宅等の借上げ及び入居斡旋等
  - (4) 被災建築物の復旧に関する指導・相談

## 《対策の展開》

### 1 被災建築物に対する指導・相談

都市計画推進部都市計画推進対策班、住宅応援班は、被災建築物に対する応急措置や復旧に関する指導・相談を行う。

倒壊のおそれのある建築物（工事中の建築物を含む）、及び外壁等の落下などのおそれがある建築物に関する相談・指導を行う。

### 2 被災住宅の応急措置

都市計画推進部都市計画推進対策班、住宅応援班は、障害物の除去や倒壊の恐れ等のある建築物への対策など被害拡大防止のため、応急危険度判定、被害調査判定、避難者の要望等を踏まえて、被災建築物に対する応急措置を実施する。

### 3 被災住宅の住居障害物の除去

災害救助法適用による被災住宅の住居障害物の除去は、知事が実施する。知事から委任された場合は市長が実施する。実施担当班は、財務部施設対策班とする。

がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対して、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保するために支障となる障害物の除去を行う。

### 4 既設市営住宅の復旧

都市計画推進部都市計画推進対策班、住宅応援班は、既設市営住宅の被害状況の早期把握に努め、危険箇所に対する点検や、必要に応じた応急措置を行うとともに、早急に復旧できるよう体制等を強化する。

## 5 公共住宅等への一時入居斡旋、応急仮設住宅の建設供与

### (1) 公共住宅等への一時入居

- ア 都市計画推進部都市計画推進総務班は、市営住宅や府営住宅のほか、大阪府を通じて、他市町、大阪府住宅供給公社、(独)都市再生機構等が管理する公営・公社・機構住宅等の空き家状況を把握する。
- イ 公営・公社・機構住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての一時使用を要請し、一時入居の措置を実施する。

### (2) 応急仮設住宅の提供

#### ア 実施機関

- (ア) 大阪府が実施する。知事から委任された場合は、市が実施する。
- (イ) 災害救助法が適用されない場合は、被害の状況に応じてその他の応急住宅対策を勘案しながら、市が実施する。

#### イ 実施基準

- (ア) 被災の状況を十分考慮しながら、災害救助法の実施基準に準じて行う。
- (イ) 集会施設等、生活環境の整備を促進するとともに、高齢者、障害者に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。

#### ウ 応急仮設住宅建設用地

被災の状況を十分考慮しながら、当面利用目的が決まっていない公共用地、都市公園等の建設適地の中から、財務部資産管理避難班・環境部環境対策班が選定し、大阪府が決定する。

#### エ 建設上の留意点

- (ア) 住宅の構造は、高齢者、障害者向けの構造とする等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮する。
- (イ) 設置戸数の決定にあたっては、災害救助法の設置基準によるほか、指定避難所等の存続状況などを考慮に入れて最終の戸数を決める。

#### オ 応急仮設住宅の運営管理

市と大阪府は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、市と大阪府が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、様々な立場の生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

#### カ 民間賃貸住宅の活用

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて提供する応急仮設住宅を積極的に活用する。

## 6 住宅に関する相談

都市計画推進部都市計画推進総務班は、応急仮設住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供を行う。実施の方法等については、「第3章第3節災害広報・広聴」に定めるところによる。



---

## 7 被災住宅の応急修理

---

### (1) 修理方法

災害救助法適用による応急修理は、知事が実施する。知事から委任された場合は市長が実施する。実施担当班は、財務部施設対策班とする。

### (2) 修理の範囲

住宅が半壊し、当面の日常生活が営めない者の居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない必要最小限の部分のみを対象とし、基本修理額の範囲内で実施する。

---

## 8 災害公営住宅等の建設・整備及び入居斡旋

---

市は大阪府及び大阪府住宅供給公社、(独)都市再生機構の協力を得ながら、災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。財務部資産管理避難班は入居を斡旋する。

---

## 9 民間住宅等の借上げ及び入居斡旋

---

財務部資産管理避難班は、民間賃貸住宅等の空き家状況を把握するため、不動産関係団体に協力を要請する。必要に応じて、空き家になっている社員住宅等の借上げを検討する。被災者に対し空き家情報を提供し、入居を斡旋する。

都市計画推進総務班は、大阪府からの要請により、大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度の周知、申請受付及び書類の審査、対象住宅の情報（空家情報）の提供、相談窓口の設置を行う。

---

## 10 被災建築物の復旧に関する指導・相談

---

都市計画推進部都市計画推進対策班、住宅応援班は、被災建築物に対する復旧に関する指導・相談を行う。

必要に応じ、被災建築物の復旧に関する相談窓口を設置し、復旧に関する技術的指導や相談及び住宅金融支援機構の融資等に関する相談や情報提供などを行う。

### 第3節 応急教育等対策

#### 《基本的な考え方》

文教施設の被災又は小中学校の児童生徒及びこども園の乳幼児の被災により通常の教育等を行うことができない場合には、休校園等の措置や乳幼児・児童生徒の安全確保並びに安否確認を行うとともに、速やかに学校園の再開に向けた措置を行う。

#### 《対策の体系》

応急教育等対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校の地震発生時の対策</li> <li>2 教育施設等の応急対策</li> <li>3 こども園等の地震発生時の対策</li> <li>4 学校園の再開</li> <li>5 学校園給食対策</li> <li>6 放課後こどもクラブの応急措置</li> <li>7 社会教育施設等の応急措置</li> <li>8 文化財の保護</li> </ol>
---------	--

#### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
避難班を有する部の 総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育施設の被害調査及び応急対策、災害復旧に関すること</li> <li>2 学用品等の調達及び支給に関すること</li> <li>3 就学援助費の支給及び保育料の減免措置に関すること</li> <li>4 部内各班の被害状況のとりまとめ及び報告に関すること</li> </ol>
教育部 学校教育避難班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童生徒の避難計画に関すること</li> <li>2 児童生徒の安否確認、校区内の被害状況、通学路の安全点に関すること</li> <li>3 校舎の安全・管理体制の確立に関すること</li> <li>4 休校処置に関すること</li> <li>5 学校と保護者の連絡に関すること</li> <li>6 応急教育等の実施に関すること</li> <li>7 児童生徒の健康管理等に関すること</li> </ol>
教育部炊き出し班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校給食の実施に関すること</li> </ol>
教育部社会教育避難班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文化財の保護に関すること</li> <li>2 社会教育・社会体育施設の応急対策に関すること</li> </ol>
こども未来部 こども施設避難班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 園児の避難計画に関すること</li> <li>2 園児の安否確認、こども園周辺の被害状況、安全点検に関すること</li> <li>3 休園処置に関すること</li> <li>4 保護者との連絡に関すること</li> <li>5 応急保育の実施に関すること</li> <li>6 園児の健康管理等に関すること</li> </ol>

## 《対策の展開》

### 1 学校の地震発生時の対策

---

#### (1) 登校前の措置

児童生徒の登校園前に、本市域で震度5弱以上を観測した場合は、臨時休校とする。

なお、震度5弱未満であっても、一定の被害が発生した場合については、自宅待機の判断は保護者が行う。

#### (2) 登校後の措置

各校長は児童生徒の在校中に地震が発生した場合は、「防災に関する安全指導の手引」に基づき、児童生徒を安全な場所に避難させ、保護・監督にあたるとともに校内の被害状況等を点検し、学校に待機させるなど適切な措置を講ずる。

児童生徒を帰宅させる場合は、危険防止等についての注意事項を十分徹底させるとともに、通学路の安全を確認し、特に低学年児童には教職員が地区ごとに付き添うなど適切な措置をとる。ただし、帰宅させることが危険であると認められるときは、校内に保護し、保護者への連絡を行う。

#### (3) 夜間・休日等に、本市域で震度5弱以上を観測したときの措置

教職員は可能な限り所属の学校に参集し、応急教育の実施及び校舎の安全・管理のための体制の確立に努める。

### 2 教育施設等の応急対策

---

#### (1) 施設の被害状況の報告

ア 小中学校、その他教育施設の管理責任者は、災害にあったときは以下の項目について被害状況を速やかに調査し、教育部学校教育避難班に報告する。

(ア) 児童生徒等の被災状況

(イ) 教育関係職員の被災状況

(ウ) 学校施設の被害状況

(エ) その他教育施設等の被害状況

(オ) 応急措置を必要と認める事項

イ 教育部学校教育避難班は、直ちに統括チーム情報・システムグループに被害の状況を報告するとともに、大阪府教育委員会に報告する。

#### (2) 応急復旧対策

被災後、速やかに施設の応急復旧を行い、平常授業の実施体制を整える。

ア 災害による被害の軽易な復旧は、その施設の長が行う。

イ 被災施設の応急復旧に努めるほか、隣接校等との協議、調整を行い教室の確保を図る。

ウ 被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧が完了するまで管理監督するとともに、応急仮設校舎を建設する。

### 3 こども園等の地震発生時の対策

#### (1) 在園児への対応

##### ア こども園の地震発生時の対策

###### (ア) 登園前の措置

開園時間（午前7時00分）までに、本市域で震度5弱以上を観測した場合は、臨時休園とする。

なお、震度5弱未満であっても、一定の被害が発生し、登園に支障を来す場合については、自宅待機の判断は保護者が行う。

###### (イ) 登園後の措置

保育中に地震が発生した場合は、乳幼児を安全な場所に避難させ保護し、こども未来部長は、関係所属長及びこども園長と協議の上、休園・中途帰宅等適切な措置をとる。

中途帰宅にあたっては、保護者へ連絡を行い、迎えに来るまでこども園で保育する。

##### イ こども園の応急復旧対策

被災した場合は、速やかに応急復旧を行い、早急に平常保育ができるよう措置する。

#### (2) その他の乳幼児の対応

災害の復旧にあたり、保護者並びに同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に、入園措置を行う。（子ども・子育て支援法施行規則第1条第5号「震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること」）。

### 4 学校園の再開

#### (1) 応急教育等の実施

##### ア 応急教育等の区分

災害により通常の保育・授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教職員、保育教諭、幼児・児童生徒及びその家族の被災程度、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して応急教育等を実施する。

##### イ 応急教育等実施の予定場所

(ア) 校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、隣接学校園、公民館等公共施設を一時的に使用して保育・授業を行う。

(イ) 校舎の一部が使用できない場合は、残存施設を活用し、必要に応じて二部保育・授業を行う。

(ウ) 地震等広域に及ぶ災害により、学校園もその周辺の民家も被災した場合は、保育・授業可能な屋舎を利用し、小単位集団に区分して保育・授業を行い、復旧状態に応じて逐次集団を統合し、保育・授業の継続を図る。また、学校園が長期間使用不可能と想定される場合には、早急に授業を実施できるよう努めるとともに、児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

#### (2) 学用品等の調達、支給

ア 災害救助法が適用された場合、災害によって学用品を失い、又は損傷して就学上支障のある小学校児童・中学校生徒・高校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒及び高等部生徒を含む。）に対して、同法の規定に基づいて教育委員会が学校を通じて学用品等を支給する。

イ 災害救助法が適用されない場合は、被害の状況を調査し、できるだけ速やかに調達し支給する。

**資料:地震応急-15 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準(早見表)**

(3) 就学援助費の支給及び保育料の減免

災害救助法が適用された場合、被害によって、就学園することが著しく困難になった幼児・児童生徒に対し就学援助費の支給、保育料等の免除及びその他の補助を行う必要性が認められた場合は、関係機関と協議のうえ措置をする。

(4) 幼児・児童生徒の健康管理等

ア 被害の状況を勘案し、校園長を通じて保健管理、安全指導を強化する。

イ 被災地域の学校園の教職員、保育教諭、幼児・児童生徒に対しては、豊中市医師会、市保健所と緊密な連携をとり、臨時健康診断等を行うとともに、被災学校園の施設の清掃、消毒、飲料水の浄化を行い、感染症予防の適切な措置をとる。

ウ 被災した園児・児童生徒に対し、関係機関等と連携しながら、保健指導やカウンセリング等を実施し、健康の保持、心のケア等に努める。

## 5 学校園給食対策

給食施設の被災により、完全給食の実施が困難な場合は、学校園再開にあわせ応急措置を施し、速やかに実施できるように努めるとともに、補食給食を行うなど給食の継続実施に努める。

なお、次の場合は、学校園給食は一時中止する。

- (ア) 指定避難所となった学校園において、非常緊急措置として学校園給食施設で炊き出しを実施する場合。
- (イ) 給食施設が被災し、給食実施が不可能となった場合。
- (ウ) 感染症の発生が予想される場合。
- (エ) 給食物資が入手困難な場合。
- (オ) その他給食の実施が適切でないと認められる場合。

## 6 放課後こどもクラブの応急措置

(1) 児童の登校前の措置

児童登校前に、本市域で震度5弱以上を観測した場合は、臨時休校となるため、放課後こどもクラブは開設しない。

(2) 放課後こどもクラブ開設中の措置

放課後こどもクラブ開設中に本市域で震度5弱以上を観測した場合は、地域や学校の被害の状況に応じて児童を安全な場所に避難させるなど保護、監督にあたりるとともに、機関長（校長）と連携を取りながら指導員から保護者に引取りの連絡を行う。

---

## 7 社会教育施設等の応急措置

---

教育部社会教育避難班は、それぞれの施設に対する応急対策を実施する。

ア 施設の管理責任者は、施設で開催されている事業等の中止又は延期の措置を行うとともに、施設内における人命の安全確保を図るため、防災計画に基づき適切に避難誘導を行うなど混乱防止に努める。

イ 施設の管理責任者は、建築物の被害の調査を早急に実施し、危険箇所の応急的な安全措置を実施する。

## 8 文化財の保護

---

教育部社会教育避難班は、地震発生後直ちに文化財の被害調査を行い、判明した状況から文化財の所有者及び管理者に対し必要な指示を行い、被害の拡大防止と保護に努める。

## 第4節 要配慮者支援策

### 《基本的な考え方》

避難や救出の困難さ、避難所生活での困窮等、災害時にさまざまなハンディキャップのある高齢者、障害者や乳幼児等の要配慮者への支援を、迅速、適切に実施する。

### 《対策の体系》

要配慮者支援策	1 災害発生直後の要配慮者支援策 2 その後の要配慮者支援策
---------	-----------------------------------

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
人権部 人権総務班	1 外国人への災害情報等の伝達に関する事
福祉部援護・避難班	1 福祉相談窓口の設置及び巡回相談の実施に関する事 2 居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等における福祉ニーズの把握に関する事 3 要配慮者の安否確認に関する事 4 在宅福祉サービスの継続的提供に関する事 5 要配慮者の施設への緊急入所に関する事 6 災害情報の提供に関する事
とよなか国際交流協会	1 災害情報の提供に関する事

### 《対策の展開》

#### 1 災害発生直後の要配慮者支援策

##### (1) 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援

校区福祉委員会、豊中市民生・児童委員会協議会などの避難支援等関係者の協力を得て、速やかに避難行動要支援者名簿を活用した安否確認を行うとともに、単独での避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。

##### (2) 福祉ニーズの把握

被災した要配慮者が居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等においても、福祉サービスが継続的に受けられるよう安否確認とあわせて福祉ニーズを把握する。

##### (3) 要配慮者の施設への緊急入所等

居宅、指定避難所等では生活ができない要配慮者については、本人の意思を尊重したうえで、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所の手続きを行い、市内の施設では不足する場合は、大阪府に対し広域応援を要請する。

資料: 予防-12 指定緊急避難場所・指定避難所等一覧表

#### (4) 災害情報の提供

関係団体、ボランティア等の協力を得て、障害者や外国人等の要配慮者に対して、災害情報の提供を行う。

ア 手話通訳者等のボランティアを要請し、障害者に対する支援体制を確立する。

イ ラジオ、テレビ、広報誌、広報車等のさまざまな媒体を利用することにより、また障害者等の支援団体に情報を提供することにより、視聴覚障害者に確実に情報が伝達されるよう配慮する。

ウ 公益財団法人とよなか国際交流協会と連携して災害時多言語情報支援センターの設置、運営を行うほか、国際交流団体や外国人等の支援団体、宿泊施設等に情報を提供することにより、日本語を解さない外国人に確実に情報が伝達されるよう配慮する。

## 2 その後の要配慮者支援策

### (1) 在宅福祉サービスの継続的提供

ア 被災した要配慮者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスを提供する。

イ デイサービスセンター等の社会福祉施設の早期再開に努め、要配慮者に対する福祉サービスの継続的な提供を行う。

### (2) 福祉全般の相談窓口の開設

高齢者や障害者等に対しては、地域住民を中心としたきめ細かな援護体制を確立し、早期に相談窓口を開設する。

### (3) 情報提供

関係団体やボランティア等の協力を得て、要配慮者に対する居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

### (4) 巡回相談の実施

指定避難所を定期的に巡回し、保健・福祉に関する相談窓口を開設し、指定避難所周辺の住民も含めた相談業務を行うとともに、地域の保健・福祉ニーズの把握に努める。

### (5) 外国人市民等への支援

災害時多言語情報支援センターを設置し、多言語での情報提供や相談窓口の開設、避難所の巡回などを行うほか、国際交流団体や外国人等の支援団体と協力し、外国人市民等への情報提供及びニーズの把握に努める。



## 第5節 自発的支援の受け入れ

### 第1 災害ボランティアの受け入れ

#### 《基本的な考え方》

災害発生後に、災害対策本部は、被災者の生活や自立を支援するとともに、行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援する災害ボランティアが、効果的に支援活動を展開するための受入体制や情報提供等の活動を行う。

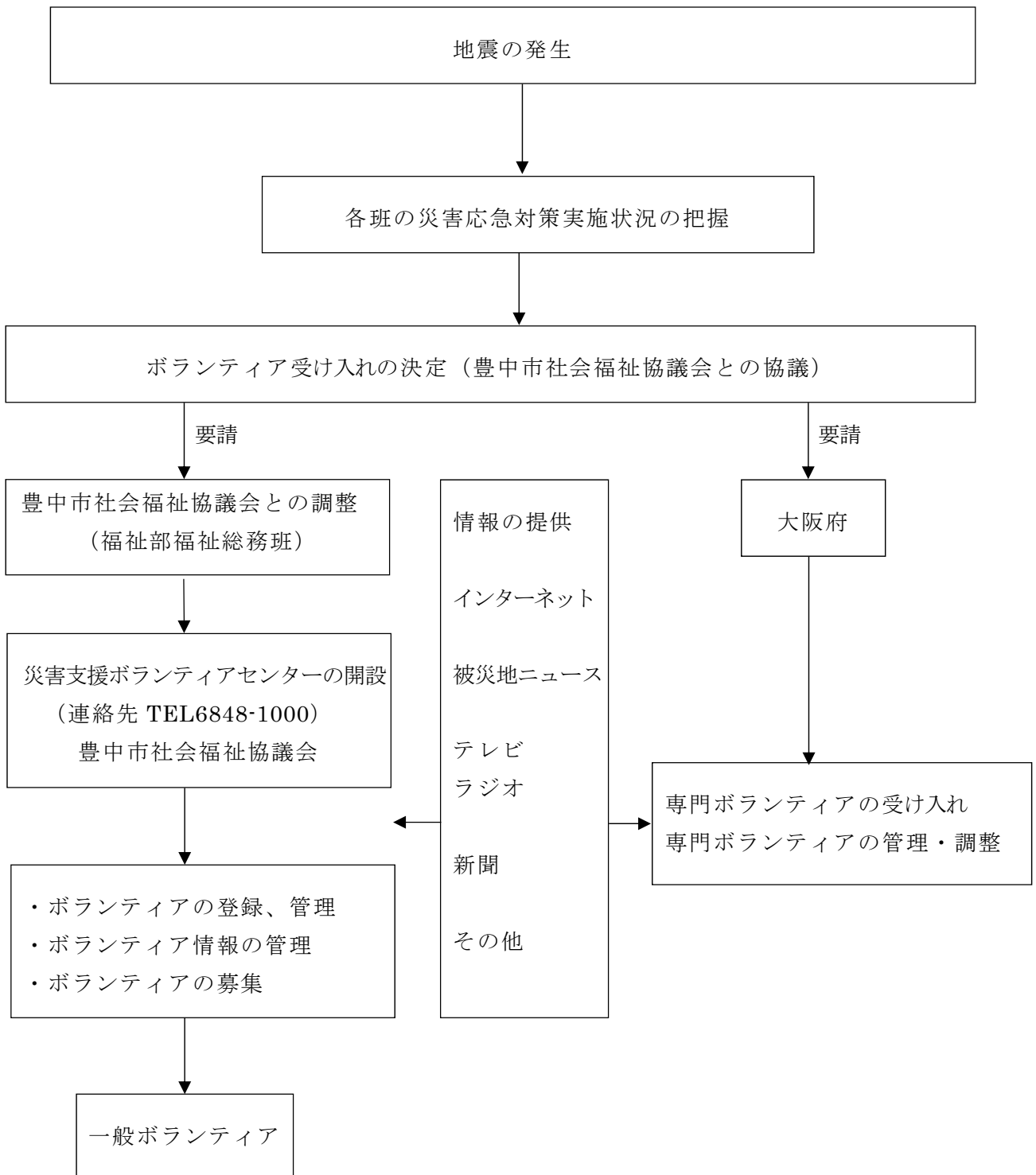
#### 《対策の体系》

災害ボランティアの受け入れ	1 災害支援ボランティアセンターの開設 2 一般ボランティアの活動 3 専門ボランティアの活動
---------------	---

#### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
豊中市社会福祉協議会	1 災害支援ボランティアセンターの開設に関すること 2 ボランティアの受け入れ及び需給調整に関すること 3 具体的な援助情報の把握と情報提供に関すること
市民協働部 市民協働総務班	1 専門ボランティアの要請に関すること 2 専門ボランティアの活動拠点の提供に関すること

《応急対策の流れ》



## 《対策の展開》

### 1 災害支援ボランティアセンターの開設

#### (1) 開設手順

- ア 統括チーム渉外グループは、地震発生後の指定避難所の状況及び災害応急対策要員の確保状況をみて、広くボランティアを募集して対応する必要があると判断した場合は、福祉部福祉総務班を通じ、豊中市社会福祉協議会に対し災害支援ボランティアセンターの開設を要請する。
- イ 豊中市社会福祉協議会は、福祉部の協力のもと、すこやかプラザに災害支援ボランティアセンターを開設する。

#### (2) 災害支援ボランティアセンターの業務

- ア 一般ボランティア需要の集約と総合的情報の提供
  - (ア) 指定避難所や防災関係機関等における一般ボランティアの需要情報を一元的に管理する。
  - (イ) 一般ボランティアに対し、ボランティア活動の内容、場所等の情報を提供する。
- イ 一般ボランティアに関する情報の一元的管理
  - (ア) 一般ボランティアの活動状況等の情報を一元的に管理する。
  - (イ) 市内・外のボランティア組織との総合的調整を行う。
- ウ その他
  - (ア) 資機材の調達、活動時の保障（保険加入等）、生活環境への配慮等、活動のための環境づくりを行う。
  - (イ) 報道機関とのボランティア募集等の調整を行う。
  - (ウ) 運営は、豊中市社会福祉協議会が核となる。

#### (3) 一般ボランティアの要請

指定避難所や物資集積場等で活動する各班は、一般ボランティアが必要な場合、必要人員活動内容、活動場所、必要資機材等を災害支援ボランティアセンター、豊中市赤十字奉仕団、要配慮者関係団体等に要請する。

#### (4) 情報の提供

福祉部福祉総務班は、災害支援ボランティアセンターに対し、一般ボランティア活動に必要な情報の提供を行う。

### 2 一般ボランティアの活動

#### (1) 活動の範囲

一般ボランティアの活動の範囲は、被災世帯への救援物資の配布、炊き出し、情報伝達等、人命に関わる課題や専門性のない範囲のものとする。

#### (2) 一般ボランティアに要請する活動項目

- ア 災害発生初期の指定避難所等における運營業務への協力
- イ 被災者に対する炊き出し業務、飲料水の輸送等の業務への協力

- ウ 被災者に対する救助物資の配分及び輸送等の業務への協力
- エ 高齢者、障害者等避難行動要支援者の安否確認業務等への協力
- オ 高齢者、障害者等要配慮者の日常生活維持のための介助業務への協力
- カ 被災者が行う被災家屋からの家財搬出等への協力
- キ 地域における生活関連情報等の収集及び被災者への提供
- ク 市が行う災害時における広報活動への協力（要配慮者向け資料の作成等）
- ケ 負傷者の応急手当及び指定避難所・病院等への搬送
- コ 災害時における情報収集活動への協力（外国語通訳、手話通訳要員等を含む）
- サ 指定避難所・被災地区における健康管理業務への協力（保健師等による）
- シ こころのケア業務への協力
- ス その他、災害の状況に応じて豊中市社会福祉協議会が判断した活動

### 3 専門ボランティアの活動

#### (1) 応援の要請

災害発生時に応急対策を実施するにあたり、市職員のみで不足する場合は、各部は、統括チーム渉外グループを通じて、大阪府に対シアマチュア無線クラブや建築士会等の専門性をもつサークルや職能団体に応援を要請する。

#### (2) 活動拠点の提供等

各部は、専門ボランティア活動に必要な場所やボランティア関係団体への情報の提供を行うとともに、災害ボランティア団体等の情報共有の場を設けるなど、連携のとれた支援活動を行う。

#### (3) 専門ボランティアに要請する活動項目

- ア 災害初期における消防活動
- イ 倒壊建物・土砂災害等による生埋者の救出活動
- ウ 情報収集活動への協力（アマチュア無線、タクシー無線等）
- エ 道路啓開活動、公共施設等の応急復旧活動への協力
- オ 建築物応急危険度判定への協力（建築士等による）
- カ 災害時総合相談窓口業務への協力（法律相談、税務相談、家計再建相談等）
- キ その他各部が行う災害応急対策業務への協力

## 第2 海外支援の受け入れ

### 《基本的な考え方》

市や大阪府、防災関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入計画に基づき必要な措置を講ずる。

### 《対策の体系》

海外支援の受け入れ	1 大阪府との連携調整 2 支援の受け入れ
-----------	--------------------------

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
統括チーム 渉外グループ	1 海外支援の受け入れ調整に関すること

### 《対策の展開》

#### 1 大阪府との連携調整

海外からの支援が予想される場合、市は大阪府に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡する。

#### 2 支援の受け入れ

(1) 市は、次のことを確認のうえ、受け入れの準備をする。

- ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
- イ 被災地のニーズと受入体制

(2) 市は、海外からの支援の受け入れにあたって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

- ア 案内者、通訳等の確保
- イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

## 第 6 節 行方不明者の捜索・遺体対策

### 《基本的な考え方》

地震災害等により行方不明者、死者が一時的に集中して多数発生した場合は、厚生労働省防災業務計画（平成 13 年 2 月 14 日厚生労働省総第 11 号、平成 29 年 7 月最終修正）及び大阪府広域火葬計画に基づき、警察、消防部、医療関係機関、葬儀業者、特定非営利活動法人等との協力のもとに的確な措置を講ずる。

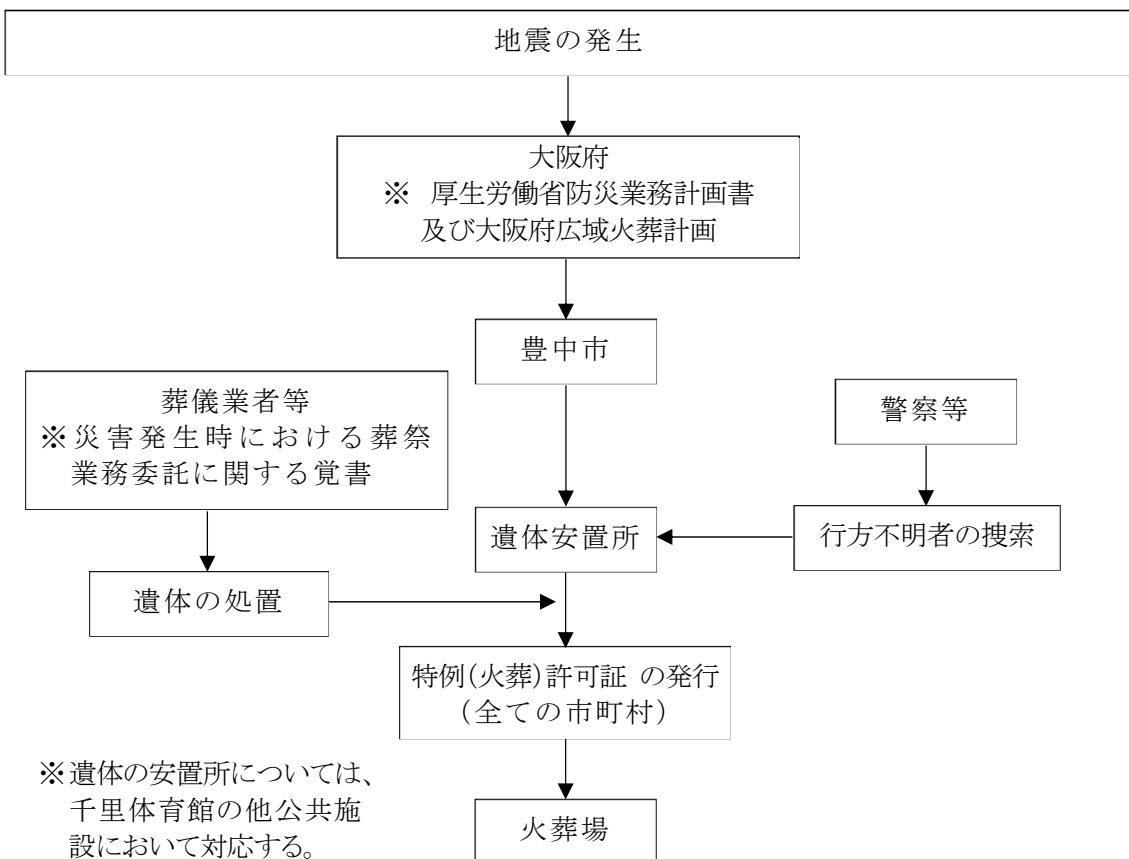
### 《対策の体系》

行方不明者の捜索・遺体対策	1 行方不明者の捜索 2 遺体の処置 3 遺体の火葬 4 災害救助法による実施基準
---------------	--

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
福祉部福祉総務班	1 遺体に対する必要措置に関すること
健康医療部健康医療班	1 遺族のメンタルケアに関すること
病院部	1 遺体の検案の協力に関すること
消防部・消防団	1 行方不明者、遺体の捜索への協力に関すること

### 《応急対策の流れ》



## 《対策の展開》

### 1 行方不明者の捜索

---

#### (1) 行方不明者の捜索体制

- ア 行方不明者の捜索にあたっては、救助活動に引き続いて福祉部福祉総務班が消防部、警察等と消防団、地域住民が協力して実施する。また、総務部に職員の動員を要請し、職員の動員体制を確立する。
- イ 行方不明者や捜索された遺体については、間違いのないようにリストに整理する。
- ウ 行方不明者が多数の場合には、災害対策本部に窓口を設置して、手配・処置等の円滑化を図る。
- エ 捜索の困難な場合は、大阪府に応援を求める。

#### (2) 遺体を発見した場合の措置

- ア 遺体を発見した場合は、速やかに警察署に連絡する。
- イ 遺体は医師による検案、警察官による検視（見分）を行った後、遺族等に引き渡す。
- ウ 遺体の保存、身元確認のため、葬儀業者の協力を得て必要な処置をする。
- エ 遺体の身元確認に時間を要したり、死亡者多数のため短時間に対応できない場合、市の施設等を使用し、火葬まで保存する。
- オ 身元不明遺体については、警察署等に連絡のうえ、人相、着衣、所持品、特徴などの掲示又は手配を行い、検視（見分）後遺留品等を保存しておく。

### 2 遺体の処置

---

#### (1) 遺体の処置方法に基づき以下の範囲内において行う。

- ア 遺体の安置所の設営
- イ 棺（付属品を含む）の調達
- ウ 納棺又は火葬に至るまでの業務

#### (2) 遺体の身元確認

- ア 身元が確定した遺体については、速やかに安置所に搬送して、遺族に引き渡し、必要な手続きのうえ火葬する。
- イ 身元が確定しない遺体については、可能な限り大阪府歯科医師会警察歯科対策室と連携して警察で検視を行い身元確認に努める。また大規模災害等で遺体数が多い場合は更に豊中市歯科医師会とも連携し派遣歯科医師や検視場所等についても協議し臨場するが、どうしても判定困難な遺体についてはやむを得ず行旅死亡人としての扱いとする。

#### (3) 遺体安置所

遺体の安置所は、千里体育館の他公共の施設の中から災害状況に応じて選定し、適宜施設管理者と協議して開設する。

#### (4) 遺体処置に要する車両

葬儀業者保有車両で不足する場合は、大阪府に応援を要請する。

3 遺体の火葬

(1) 火葬相談窓口の開設

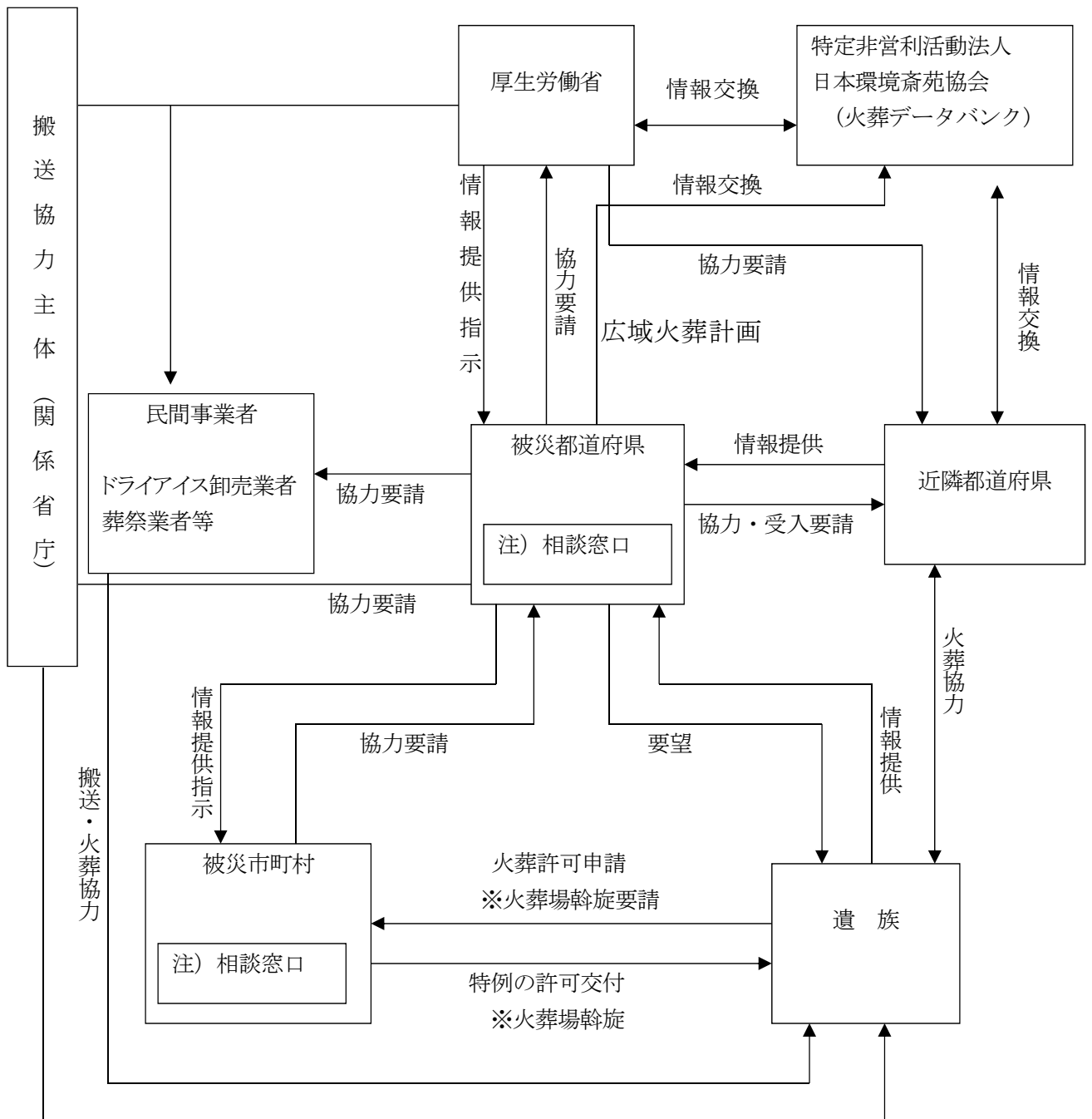
福祉部福祉総務班は、遺体の火葬に関する相談窓口を開設する。

(2) 遺体の火葬方法

ア 福祉部福祉総務班は、市民課と連携して特例（火葬）許可証を交付する。

イ 火葬限度を超過した場合又は、現火葬場の運営ができない場合は大阪府に応援を要請する。

【大規模災害時の火葬】(厚生労働省防災業務計画書第2編第5章第1節関係)



注) 相談窓口は、場合により、都道府県又は市町村のいずれかに設置されることとなる。  
 ※ 遺族に対する火葬場斡旋等は市町村が実施するが、場合により都道府県が直接行う可能性もある。

4 災害救助法による実施基準

資料:地震応急-15 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準(早見表)



## 第 7 節 防疫・保健衛生対策

### 《基本的な考え方》

災害後は、生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力の低下等悪条件が重なると想定されるため、迅速に防疫措置を実施し、伝染病の発生を未然に防止する。

### 《対策の体系》

防疫・保健衛生対策	1 防疫・保健衛生活動
	2 食品衛生監視活動
	3 被災者の心のケア

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
健康医療部 健康医療班	1 被災地での環境衛生の確保、感染症の予防等の実施に関すること 2 食中毒の防止及び食中毒発生時の対応に関すること 3 被災者の心のケアに関すること
都市基盤部 都市基盤対策班	1 防疫に関すること

### 《対策の展開》

#### 1 防疫・保健衛生活動

##### (1) 基本的な取り組み

健康医療部健康医療班は、被災地での環境衛生の確保、感染症の予防等を実施するため、次の防疫措置をとる。また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、大阪府と連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

- ア 被災地及び指定避難所の衛生確保
- イ 無症状病原体保有者の早期発見・治療
- ウ 被災者の健康維持活動

##### (2) 活動内容

健康医療部健康医療班は、指定避難所責任者、自治会等の住民組織等からの報告のほか、自らの調査に基づき、被災地、指定避難所等の衛生状態を把握し、実情に応じて市保健所の指導のもと対策活動を実施する。

- ア 被災地等の消毒（感染症法第 27 条）
  - (ア) 下痢患者、有熱患者が多く発生している地域
  - (イ) 指定避難所のある地域
  - (ウ) 浸水などで衛生条件が良好でない地域

## イ 防疫調査・健康診断

豊中市医師会等の協力を得て、被災地・指定避難所での防疫調査・健康診断を実施し、感染症等の患者又は保菌者が発見された場合は、本部に報告を行い、適切な措置をとるとともに、防疫調査を強化する。また、次の防疫活動等を実施する。

(ア)ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）

(イ)衛生教育及び広報活動

## ウ 指定避難所の衛生確保

指定避難所において、避難所責任者、避難所自治組織の代表者の協力を得て、定期的な消毒、飲料水の水質検査・改善等を実施する。

## エ 予防接種

予防接種法第6条に基づき臨時の予防接種を大阪府との緊密な連携のもと実施する。

## オ 被災者の健康維持

大阪府府と連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受け入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

### (3) 活動実施体制の整備

発災後、迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。

## 2 食品衛生監視活動

### (1) 食中毒の防止

健康医療部健康医療班は、指定避難所や臨時給食施設等における食品の取り扱い状況や容器の消毒など衛生状態の監視、改善を図る。

### (2) 食中毒発生時の対応方法

食中毒患者が発生した場合、食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因の調査と被害の拡大防止に努める。

## 3 被災者の心のケア

健康医療部健康医療班は、必要に応じ、豊中市医師会等の協力を得て精神科医等の相談窓口を開設し、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、被災者の心のケアを実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

また、実施にあたっては要配慮者への十分な配慮を行う。

## 第 8 節 廃棄物処理対策

### 第 1 生活ごみ及び災害ごみの処理

#### 《基本的な考え方》

災害が発生した場合、被害の状況を的確に把握し、迅速に臨時ごみ処理計画を策定するとともに、計画に基づいて、排出された生活系ごみを迅速にかつ確実に収集処理し、被災地の環境衛生の万全を期する。

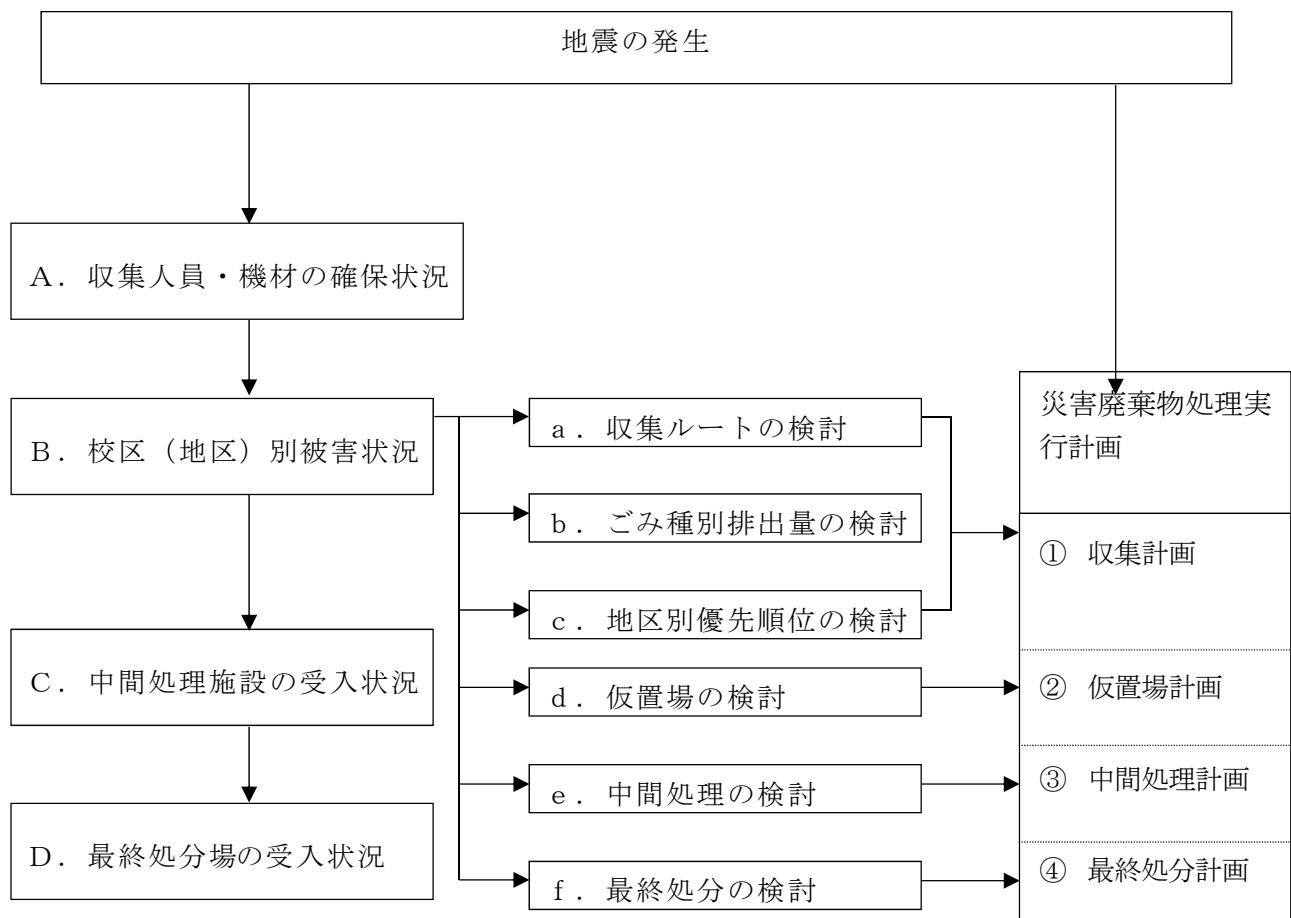
#### 《対策の体系》

一般廃棄物（生活系ごみ）の処理	1 被害状況の把握
	2 中間処理施設の受入状況の把握
	3 最終処分場の受入状況の把握
	4 仮置場設置の検討
	5 災害廃棄物処理実行計画の策定
	6 災害廃棄物処理実行計画を実施する上での人員及び機材の状況把握

#### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
環境部廃棄物対策班	1 廃棄物対策班、業務班の人員及び機材の状況確認に関すること
	2 校区（地区）別被害状況の確認に関すること
	3 中間処理施設の受入状況の確認に関すること
	4 最終処分場の受入状況の確認に関すること
	5 災害廃棄物処理実行計画の策定に関すること
	6 ごみの収集に関すること

## 《応急対策の流れ》



## 《対策の展開》

## 1 被害状況の把握

各校区（地区）の被害状況を把握するとともに確保できる人員機材等を考慮し、収集品目や収集方法などを検討する。

## 2 中間処理施設の受入状況の把握

豊中市伊丹市クリーンランドの被害状況を確認し、処理能力が確保できない場合は、隣接都市の中間処理施設や民間処理施設の受入状況を把握し、可能焼却処理量、破碎・選別処理量及び各処理施設への搬入ルートを検討する。

## 3 最終処分場の受入状況の把握

焼却残灰、破碎選別後の埋立残渣の最終処分先の大阪湾フェニックスに受け入れが確保できない場合は、その他民間処分場も含め受入状況を把握し、受入基準、受入可能量及び各施設への搬入ルートを検討する。

#### 4 仮置場設置の検討

1～3の状況を踏まえ、仮置場を設置する必要がある場合は、できる限り住宅地、病院、学校等に近接せず、交通渋滞が予想される幹線道路を使用せずに搬入、搬出が可能な中間処理施設に近い未利用地を選定する。

#### 5 災害廃棄物処理実行計画の策定

(1) 収集計画については、分別収集区分、収集品目、処理優先区域とごみ種、収集ルート、収集回数、ごみ集積場等を定め、仮置場を設置する場合は、設置場所、仮置場ごとのごみ種、その搬入、搬出ルート等を定める。

また、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。

なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(2) 中間処理計画については、ごみ種ごとの処理方法、処理施設、処理量、搬入ルート等について定める。

(3) 円滑かつ迅速な廃棄物処理を実現するため、ごみ処理施設を新設する場合（市が委託した民間業者が設置する場合を含む）は速やかに手続きを行う。

#### 6 災害廃棄物処理実行計画を実施する上での人員及び機材の状況把握

環境部廃棄物対策班の人員の確保状況及び機材の確保状況と、災害廃棄物処理実行計画を実施する際の必要人員、機材を考慮し、必要に応じて大阪府及び隣接市町、関係団体に応援を要請して実施するとともに民間企業への委託も検討する。

##### 【中間処理施設】

施設名	施設区分	所在地	電話	処理能力
豊中市伊丹市 クリーンランド	焼却施設	豊中市原田西町 2-1	6841-5394	525t/日 (=175t/基×3基)
	リサイクルプラザ	〃	〃	選別処理：134t/5h

## 第2 し尿の収集・処理

### 《基本的な考え方》

災害が発生した場合、被害の状況を的確に把握し、豊中市災害廃棄物処理計画に基づき、迅速に臨時し尿処理計画を策定するとともに、計画に基づいて、指定避難所を中心に拠点収集を行い、被災地の環境衛生の万全を期する。

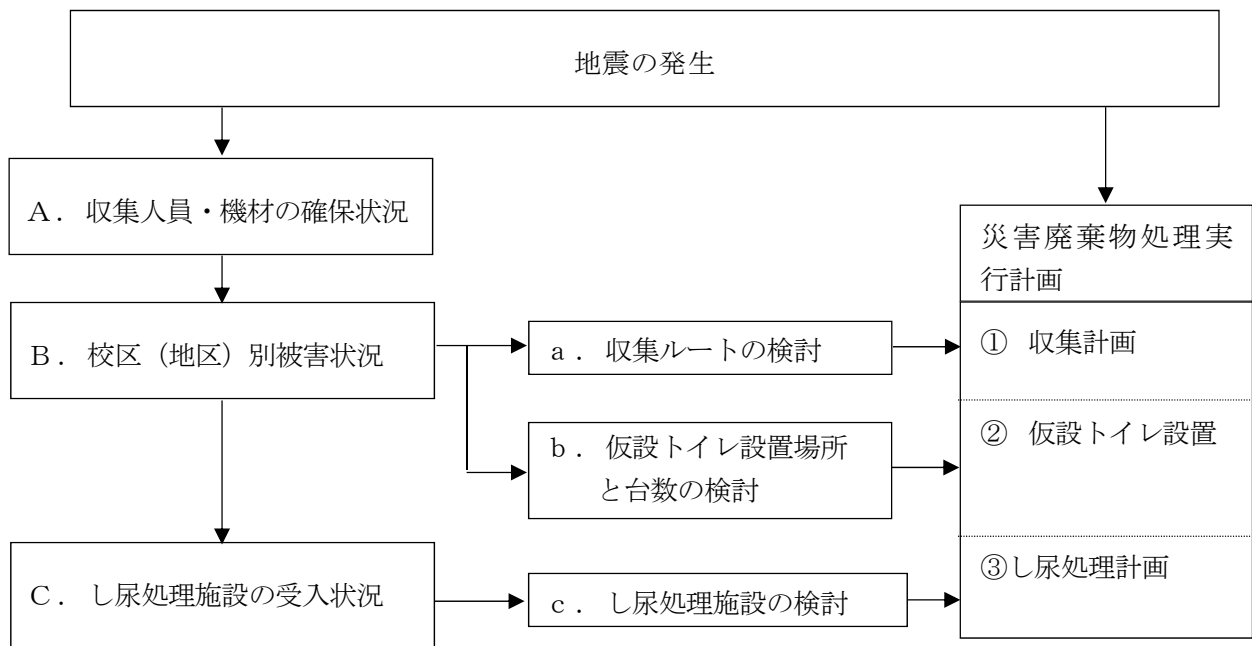
### 《対策の体系》

し尿の収集・処理	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害状況の把握</li> <li>2 し尿処理施設の受入状況の把握</li> <li>3 災害廃棄物処理実行計画の策定</li> <li>4 災害廃棄物処理実行計画を実施する上での人員及び機材の状況把握</li> </ol>
----------	---

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
環境部廃棄物対策班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 廃棄物対策班の人員及び機材の状況確認に関する事</li> <li>2 校区（地区）別被害状況の確認に関する事</li> <li>3 し尿処理施設の受入状況の確認に関する事</li> <li>4 指定避難所ごとの避難者数の確認に関する事</li> <li>5 災害廃棄物処理実行計画の策定に関する事</li> <li>6 仮設トイレに関する事</li> <li>7 被災地のし尿処理等に関する事</li> </ol>

### 《応急対策の流れ》



## 《対策の展開》

### 1 被害状況の把握

---

校区（地区）ごとの被害状況を把握し、し尿収集世帯の収集計画、仮設トイレ（簡易トイレ含む、以下同じ）の設置計画及び収集ルートを検討する。また、被災により処理能力や収集効率が低下する場合、協定締結業者や大阪府、周辺自治体に応援を要請する。

### 2 し尿処理施設の受入状況の把握

---

し尿処理は、平時の収集・処理体制として市内収集業者が収集を行い、伊丹市し尿公共下水放流施設で処理することを基本に、現有処理施設並びに、隣接市等のし尿処理施設の受入能力を把握し、可能受入総量及び各搬入施設への搬入ルートを検討する。

### 3 災害廃棄物処理実行計画の策定

---

(1) 収集計画については処理優先区域、し尿収集世帯及び仮設トイレの収集ルート、収集回数等を定める。

仮設トイレは、断水により自宅の水洗便所が使用できない世帯も必要とすることから、設置は下水道使用不可能地域にある次の施設から優先的に設置する。

- a. 広域避難場所（避難が長期に及び場合）
- b. 指定避難所やその他被災者を収容する施設
- c. 高層集合住宅地
- d. 住宅密集地

(2) 指定避難所ごとの避難者数を考慮し、仮設トイレの設置台数及び、搬入、搬出ルートを決める。

(3) 収集したし尿の搬入施設について、搬入施設ごとの受入量及び搬入ルートを決める。

### 4 災害廃棄物処理実行計画を実施する上での人員及び機材の状況把握

---

環境部廃棄物対策班の人員の確保状況及び機材の確保状況と、災害廃棄物処理実行計画の実施する際の必要人員、機材を考慮し、必要に応じて大阪府及び隣接市町、関係団体に応援を要請して実施するとともに民間企業への委託も検討する。

### 第3 災害がれきの処理

#### 《基本的な考え方》

災害による建築物・擁壁等の倒壊、構築物の転倒・落下等により、道路上に障害物が発生した場合、自らの資力でそれらを除去することが困難な者に対して、日常生活が可能な必要最小限の障害物の除去を行う。

また、被害が甚大で、都市機能が麻痺し、社会的経済的影響が極めて大きく、自らの資力で家屋等の解体処理を実施できない場合で、市の迅速な復興に支障をきたすおそれがある場合については、公費で解体処理を行う。

#### 《対策の体系》

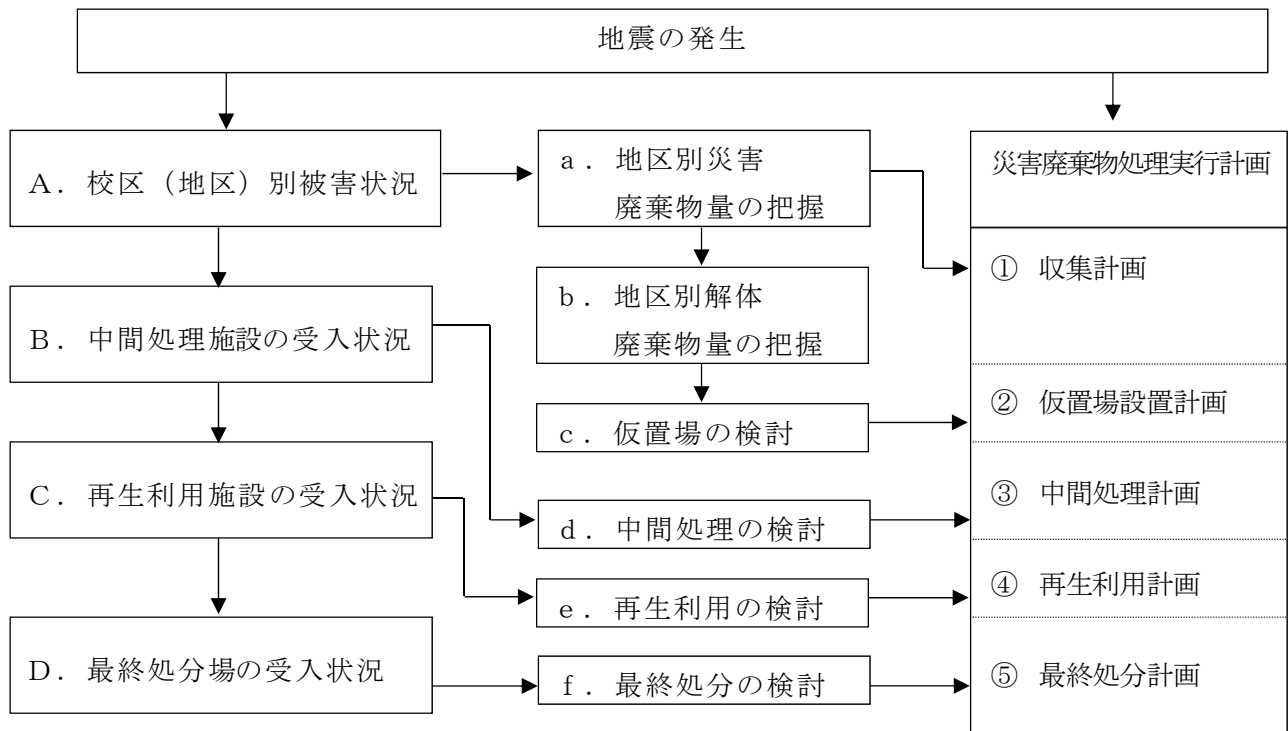
災害廃棄物の処理	1 被害状況の把握
	2 倒壊家屋の解体処理（公費解体の実施判断含む）
	3 仮置場の検討
	4 中間処理施設の受入状況の把握
	5 再生利用施設の受入状況の把握
	6 最終処分場の受入状況の把握
	7 災害廃棄物処理実行計画の策定
	8 災害廃棄物処理実行計画に基づく障害物等の除去等

#### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
環境部廃棄物対策班	1 校区（地区）別被害状況の確認（一般廃棄物（生活系ごみ）処理担当と連携）に関すること 2 中間処理施設の受入状況の確認（〃）に関すること 3 再生利用施設の受入状況の確認（〃）に関すること 4 最終処分場の受入状況の確認（〃）に関すること 5 災害廃棄物処理実行計画の策定に関すること 6 道路上等の災害廃棄物の撤去に関すること 7 建築物、構築物等の転倒、落下等による障害物の除去に関すること 8 除去廃棄物等の分別及び搬送に関すること
都市基盤部都市基盤対策班	1 道路上等の災害廃棄物の撤去に関すること



## 《応急対策の流れ》



## 《対策の展開》

### 1 被害状況の把握

校区（地区）ごとの被害状況から道路上等の障害物、家屋・建物損壊に係る廃棄物量、煙突等危険構築物、要解体木造・RC造等建物の棟数・延床面積、廃木材・ガレキ等の発生量等を把握する。

### 【災害廃棄物発生量の予測（内閣府方式による算出）】

災害廃棄物発生量 (t)	可燃物		不燃物		合計
		404,441		1,223,987	
上記発生量の 組成別発生量(t)	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他	発生量計
	404,441	674,024	39,984	509,979	

※「大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（2007年3月 大阪府）」において、本市で最も被害が大きいと想定されている「上町断層帯地震A」で推計される災害廃棄物発生量

### 【解体廃棄物量の見積基準】

	解体廃棄物量の見積基準（延床面積㎡当り）	
	木造	非木造
木造	0.194 t/㎡	0.502 t/㎡
非木造	0.101 t/㎡	0.809 t/㎡
使用原単位	平均延べ床面積：79.9 ㎡ 体積換算：1.9 ㎡³/t	平均延べ床面積：233.1 ㎡ 体積換算：0.64 ㎡³/t

※「大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（2007年3月 大阪府）」より

## 2 倒壊家屋の解体処理（公費解体の実施判断含む）

被害が甚大で、都市機能が麻痺し、社会的経済的影響が極めて大きく、自らの資力で家屋等の解体処理を実施した場合、市の迅速な復興に支障をきたすおそれがあると判断される場合は、国に対して特別の措置を要請する。

また、災害救助法が適用された場合は、解体処理について国庫補助対象とならない場合についても、被害状況等を勘案し公費解体を検討する。

公費解体を実施する場合、倒壊家屋等の解体処理申請の受理及び調整については、環境部廃棄物対策班が行い、必要に応じて、都市基盤部の応援を受ける。

- 1 事業の着手にあたっては、危険性、緊急性、公共性等を配慮のうえ、優先順位を定め、計画的に実施する。
- 2 現地調査に基づき解体対象家屋等とするか否かの判断を行う。
- 3 廃棄物の処理にあたっては、できる限り廃棄物の減量化及びリサイクルに努める。
- 4 解体する際にできる限り、分別を徹底する。
- 5 倒壊家屋等の解体・除去工事にあたっては、粉じんの発生防止のため、工事現場に散水やシートでカバーする等の対策を講じる。
- 6 アスベスト等の有害物が断熱材や防火壁材に使用されている場合は、飛散しないよう、関係機関と調整しながら関係法令、処理指針等に基づき、公害防止に努める。
- 7 解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

## 3 仮置場の検討

- (1) 1の状況を踏まえ、仮置場の必要面積、場所とごみ種（可燃・不燃廃材、必要に応じて混合廃棄物等）、選別方法・要員・選別後のごみ種・量、搬入、搬出ルートを検討する。

### 【仮置場必要面積】

地震の種類	仮置場の種類	必要面積
上町断層帯地震	一次仮置場	57ha (570,000 m <sup>2</sup> )

※環境省が示す方法により算出

- (2) 設置場所は、できる限り住宅地、病院、学校等に近接せず、交通渋滞が予想される幹線道路を使用せずに搬入、搬出が可能な未利用地を選定する。

## 4 中間処理施設の受入状況の把握

豊中市伊丹市クリーンランドの被害状況を確認し、処理能力が確保できない場合は、隣接都市の中間処理施設や民間処理施設の受入状況を把握し、可能焼却処理量、破砕・選別処理量及び各処理施設への搬入ルートを検討する。

## 5 再生利用施設の受入状況の把握

中間処理及び、最終処分量をできるだけ減量するため、排出源での分別を徹底し、可能な限りリサイクルを行うとともに、廃木材のチップ化再生、植木類のコンポスト化再生、公衆浴場の燃料化の受入状況を把握し、各施設等の搬入ルートを検討する。

## 6 最終処分場の受入状況の把握

焼却残灰、破碎選別後の埋立残渣、及びガレキ類の最終処分先の大阪湾フェニックスへの受入が確保できない場合は、その他民間処分場も含め受入状況を把握し、受入基準、受入可能量及び各施設への搬入ルートを検討する。

## 7 災害廃棄物処理実行計画の策定

- (1) 収集計画については、収集区域ごとのごみ種・仮置場ごとの搬入量、収集区分ごとの役割（業者・直営）分担等を定める。
- (2) 仮置場設置計画は、ごみ種ごとの設置場所・堆積容量、その搬入、搬出ルート等を定める。
- (3) 中間処理計画については、ごみ種ごとの処理方法、処理施設、処理量、搬入ルート等について定める。
- (4) 再生利用計画については、再生利用方法、再生施設、再生量、及び搬入ルート等について定める。
- (5) 最終処分計画については、中間処理後のごみ種ごとの処分方法、処分施設、処分量、搬入ルート等について定める。

## 8 災害廃棄物処理実行計画に基づく障害物等の除去等

- (1) 建築物・擁壁等の倒壊、構築物の転倒・落下等による道路上等の障害物等の除去
  - ア 環境部廃棄物対策班の人員の確保状況、及び機材の確保状況と除去作業を実施する際の必要人員、機材を考慮し、必要に応じて民間企業に委託する。
  - イ 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最小限度にとどめ、事後の復旧活動に支障とならない範囲とする。
  - ウ 廃棄物の内容等によっては、必要に応じて警察官等に立会いを要請するとともに、写真撮影等により、事後の対応策を講じる。
- (2) 障害物等の除去に必要な機械・器具の調達  
災害時の機械・器具の調達は、建設業者・レンタル業者等の協力を得て、迅速かつ確実に期するものとするが、調達が不可能な場合は、大阪府を通じて調達する。
- (3) 障害物等の除去に係る作業員の手配  
建設業者等において、作業員の確保に不足を来す場合は、大阪府を通じて斡旋を依頼する。
- (4) 除去した障害物等の処分  
排出源で分別を徹底し、仮置場、処理方法については、災害廃棄物処理実行計画に基づいて実施する。
- (5) 災害廃棄物処理に関する情報等の周知  
市は、大阪府とともに、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取り組み等に関して、ホームページ等において公開するなど、周知に努める。

## 第9節 社会秩序の維持

### 《基本的な考え方》

災害時は、被災者が精神的に不安定となっているため、流言飛語や犯罪の防止に努めるなど、社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。

### 《対策の体系》

社会秩序の維持	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民への呼びかけ</li> <li>2 警備活動</li> <li>3 量販店等の営業状況調査の実施</li> <li>4 営業努力の要請</li> <li>5 物価の安定</li> <li>6 災害緊急事態布告時の対応</li> </ol>
---------	--

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
統括チーム 広報グループ	1 広報活動、迅速かつ的確な応急対策の実施による社会秩序維持に関すること
都市活力部 経済班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 量販店等の営業状況調査に関すること</li> <li>2 量販店等の早期の営業再開、適正な物資等の供給等の要請に関すること</li> <li>3 物価の実態に関する情報の収集に関すること</li> </ol>
市民協働部 救援物資班	1 食料・生活必需品の調達及び出納管理に関すること

### 《対策の展開》

#### 1 市民への呼びかけ

各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

#### 2 警備活動

警察署に協力を求め、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関と密接な連携協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

#### 3 量販店等の営業状況調査の実施

都市活力部経済班は、市内の量販店、商店街等の被害状況及び営業状況を調査し、商業施設の営業状況等の広報、営業再開支援のための本部内の連絡調整等の対策を講じる。

---

#### 4 営業努力の要請

---

都市活力部経済班は、市内の量販店、商店街、豊中商工会議所等に対して、早期の営業再開、適正な物資等の供給等を要請する。

---

#### 5 物価の安定

---

##### (1) 物価監視・苦情窓口・情報の提供

都市活力部経済班は、市民相談窓口寄せられる電話等の通報により物価の実態に関する情報収集を行い、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

##### (2) 供給物資の迅速・均等な配分の実施

市民協働部救援物資班は、生活の基盤となる物資や食料品等を迅速かつ均等に配分し、被災者の不安を和らげるよう配慮する。

その他の部においても、迅速かつ的確に応急対策を実施し、被災者を援護することで社会秩序維持に万全を期する。

---

#### 6 災害緊急事態布告時の対応

---

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、市民は、これに応ずるよう努める。

## 第10節 ライフラインの応急対策

### 《基本的な考え方》

災害発生後、ライフラインに関わる事業者はライフラインの被害を早急に調査し、市民が健全な生活が維持できるよう、二次災害防止対策を講じるとともに、迅速な復旧活動に取り組む。

### 第1 上水道施設

#### 《対策の体系》

上水道施設	1 緊急措置 2 初動体制 3 発災直後の情報収集及び復旧体制 4 市民への周知 5 応援要請 6 応急復旧の基本方針
-------	--

#### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
上下水道部 水源班	1 取水・浄水・配水施設の被害調査の実施及び二次災害の防止に関すること 2 受配水量の計画、調整に関すること
上下水道部 上下水道総務班	1 応急復旧資機材の確保に関すること 2 広域応援の要請及び受け入れに関すること
上下水道部 上下水道広報班	1 水道施設の情報収集と記録に関すること 2 市民への広報に関すること
上下水道部 給水班	1 応急給水の計画策定及び実働に関すること
上下水道部 水道復旧班	1 復旧方法の調整・計画策定に関すること 2 被害給・配水管等の応急修繕に関すること

#### 《対策の展開》

##### 1 緊急措置

上下水道部水源班は、被害を早急に調査し、二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて警察及び付近住民に通報する。

##### 2 初動体制

上下水道部上下水道総務班は、職員等の緊急出動による初動体制を確立し、応急復旧の開始に先行した応急給水を、北大阪ブロック本部との調整及び指示のもとに優先的に実施する。

### 3 発災直後の情報収集及び復旧体制

上下水道部上下水道広報班は、水道施設に関する情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握し、上下水道部水道復旧班は、施設の復旧見通しや応急復旧体制の確立に努める。

### 4 市民への周知

上下水道部上下水道広報班は、水道施設の被害状況、供給状況、復旧状況と復旧見通しを統括チーム情報・システムグループに報告するとともに市民に周知する。

### 5 応援要請

- ア 上下水道部上下水道総務班は、災害の規模によっては、独自で全ての応急復旧体制を整えることが不可能な場合は、北大阪ブロック本部及び日本水道協会に支援を要請し、協定や要請に基づき、他の水道事業者等からの応援を受け入れる。
- イ 応援隊の活動拠点は、大曾公園とする。

### 6 応急復旧の基本方針

応急復旧は、市水道の基幹施設並びに配水幹線（導送水管を含む）、次いで配水支管、給水管、宅地内給水装置の順位で実施する。

#### (1) 取水・導水施設の復旧活動

取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を来すため、その復旧を最優先する。

#### (2) 浄水施設の復旧活動

浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

#### (3) 管路の復旧計画

##### ア 復旧計画

復旧にあたっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、予め定めた順位をもとに被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場及び配水場、給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。なお、資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

##### イ 給水装置の復旧活動

公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。一般住宅等の給水装置の復旧は、給水に支障を来すものについては、応急措置を実施する。その際、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設等は優先して行う。

## 第2 下水道施設

### 《対策の体系》

下水道施設	1 緊急措置 2 応急対策及び復旧 3 関連機関への応援要請 4 市民への周知
-------	--

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
上下水道部 下水道管きょ班 下水道施設班 下水道原田処理場班	1 下水道施設における二次災害の防止に関すること 2 下水道施設の被害調査に関すること 3 下水道施設の応急復旧に関すること
上下水道部 上下水道総務班	1 広域応援の受け入れに関すること 2 応援要請の調整に関すること 3 災害復旧資機材の調達に関すること
上下水道部 上下水道広報班	1 下水道施設の情報収集と記録に関すること 2 市民への広報に関すること

### 《対策の展開》

#### 1 緊急措置

上下水道部下水道管きょ班、下水道施設班及び下水道原田処理場班は、災害の発生時において、下水道施設の構造等を勘案して、速やかに下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の下水道施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。また、二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、付近住民に通報し、適切な応急措置を講ずる。

#### 2 応急対策及び復旧

##### (1) 災害復旧資機材の調達

資機材等が不足する場合は、必要に応じて大阪府、他市町村等に調達を要請する。

##### (2) 下水道施設の被害調査

上下水道部下水道管きょ班、下水道施設班及び下水道原田処理場班は、処理場・ポンプ場及び主要幹線管渠等重要性の高い施設から調査を行う。

##### (3) 応急復旧の基本方針

下水道施設は市民生活に必要不可欠なものであり、応急復旧については、復旧の難易度を勘案しながら、緊急性、重要性の高いものから復旧を行う。

また、復旧にあたっては、二次災害が発生しないよう十分に注意を払う。



#### (4) 応急復旧方法

##### ア 処理場

運転を停止した場合、施設機器の調査を行い、早期に処理能力が回復するよう復旧を行う。

##### イ 管渠

流下能力の確保、道路の陥没や雨水による浸水など二次災害発生の防止が最優先であり、危険箇所の早期把握と緊急度を評価し、応急復旧措置を講ずる。

##### ウ 排水設備

市民からの修理相談の受け付け窓口を設置し、施工業者の紹介などを行う。

### 3 関連機関への応援要請

---

災害が発生した場合において、当市の体制では万全な応急対策が不可能と判断されるときは、上下水道部上下水道総務班は、豊中商工会議所及び豊中建設業協会への応援要請を行うとともに、統括チーム渉外グループを通じて大阪府、他市町村、関係機関に応援を要請する。

### 4 市民への周知

---

上下水道部上下水道広報班は、水道施設の被害状況、復旧状況と今後の見通しを統括チーム情報・システムグループに報告するとともに、統括チーム広報グループを通じ報道機関に伝達・広報し、市民への周知を図る。

### 第3 電力供給施設

#### 《対策の体系》

電力供給施設	1 体制の確立 2 被害情報の提供及び市民への周知 3 問い合わせ等の受付 4 被災者・施設の応急処置 5 応急復旧 6 連絡先
--------	---

#### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
関西電力送配電(株) 北摂配電営業所	1 体制の確立に関する事 2 被害情報の提供及び市民への周知に関する事 3 被災者・施設の応急処置に関する事 4 応急復旧に関する事
統括チーム広報グループ	1 被害情報等の収集及び市民への周知に関する事
統括チーム渉外グループ 市民協働部市民協働総務班	1 問合せ等の窓口の設置及び関西電力送配電(株)との連絡調整に関する事

#### 《対策の展開》

##### 1 体制の確立

関西電力送配電(株)は、風水害が予想される場合、又は地震等の自然現象による災害並びに大規模な火災、爆発等重大な事故による非常災害が発生した場合、速やかに非常対策本部を設置し、被害の未然防止、軽減及び迅速かつ確実な復旧を図るとともに安全の確保、サービスの維持に努める。

市は、大規模停電の発生が予想される場合、又は、大規模停電が発生した場合は、関西電力送配電(株)との連絡体制を確保するとともに、市民からの問合せ等の窓口を設置する。

##### 2 被害情報の提供及び市民への周知

関西電力送配電(株)は、豊中市内における電力供給状況（停電の発生状況）を把握し、豊中市災害対策本部統括チーム情報・システムグループに被害状況を連絡し、その後の復旧状況や復旧見通しについても随時連絡する。また、二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、統括チーム広報グループを通じ報道機関に伝達・広報し、市民への周知を図る。

統括チーム広報グループは、関西電力送配電(株)から得られた停電その他の情報を、できる限り多様な方法で市民に周知する。また、関西電力送配電(株)から情報が得られない場合は、独自に情報収集に努め、市民に周知するとともに、関西電力送配電(株)にもその情報を伝える。

##### 3 問い合わせ等の受付

停電の状況、復旧の見込み等の問い合わせへの対応は、関西電力送配電(株)が行うものであるが、被害の状況により関西電力送配電(株)だけでは対応ができない場合、市災害対策本部統

括チーム渉外グループと市民協働部市民協働総務班は、市民からの問合せ等に対応する窓口を設置し相談を受けるとともに、専用の電話回線等により、相談内容を関西電力送配電㈱に伝え対応を依頼する。

関西電力送配電㈱は、市が問合せ等に対応する窓口を設置した場合は、市とのホットライン体制を確立し、緊密な情報連携に努める。

また、自ら行う業務に支障のない範囲において、必要に応じ職員を市に派遣するものとする。

#### 4 被災者・施設の応急処置

関西電力送配電㈱は、病院、指定避難所、重要交通機関、市役所等の重要施設への電力供給を優先的に確保することを原則とした応急処置をする。

停電が長期に及ぶような状況にあつては、各部避難班及び市有施設所管課は、できる限り市民の情報端末機器の充電や、給水のための利用に施設を供するものとする。

上下水道部給水班は、集合住宅等で停電により長期間水道の使用ができない場合は、施設管理者と協議のうえ、応急給水活動を行う。

#### 5 応急復旧

「非常災害時の手引き」に基づき、電力供給の確保及び公衆保安確保を主眼として、応急復旧する。

#### 6 連絡先

事業所名	〒	所在地	電話番号
北摂配電営業所	561-0817	豊中市浜4丁目2番2号	0800-777-3081

## 第4 ガス供給施設

### 《対策の体系》

ガス供給施設	1 目的 2 ガス施設の災害応急対策
--------	-----------------------

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
大阪ガス(株) 導管事業部 北東部導管部	1 情報の収集・伝達及び報告に関すること 2 災害対策の実施に関すること 3 通信情報連絡体制に関すること 4 ガス漏れ及び爆発事故の協力体制に関すること

### 《対策の展開》

#### 1 目的

災害発生時に大阪ガス(株)は、被害の拡大を防止し、ガスの製造供給体制の万全を期すため、災害時の組織動員、情報の収集・伝達、災害の広報、通信連絡その他応急対策等を次のとおり実施する。

#### 2 ガス施設の災害応急対策

災害発生時には、ただちに災害対策本部を設置し、地域防災機関と密に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

##### (1) 情報の収集・伝達及び報告

###### ア 地震震度・気象予報等の収集・伝達

地区事業所、製造所、供給所等に設置してある感震器が震度5弱以上を閾知した時は直ちに対策本部へ報告又は伝送する。本部で収集した各地の震度及び気象情報は所定の伝達経路により伝達する。

###### イ 通信連絡

災害発生時による有線回路の不通事態を予測し、社内無線回路により主要事業所間の通信確保及び事業所管内の諸状況を把握する。

###### ウ 被害状況の連絡、報告

各事業所は所管施設及び管内顧客施設の受けた被害状況を所定の経路により本社へ報告する。また、専用電話等により大阪府災害対策本部、豊中市災害対策本部統括チーム情報・システムグループ及びその他の防災関係機関へ緊急連絡を行う。

##### (2) 災害対策の実施

###### ア 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、顧客及び一般市民に対し、広報車、工作車に装備した広報設備、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の各種情報を広報する。

###### イ 応急対策

災害情報、現場状況に基づき、ガス製造・供給施設の点検、防護及び必要な箇所の供給遮断を実施する。地震等により被害の大きい地域は、ブロックごとに供給を停止する。

災害による事故発生の場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講じる。

特に、特定地下街又は特定地下室に対して次のような応急措置を行う。

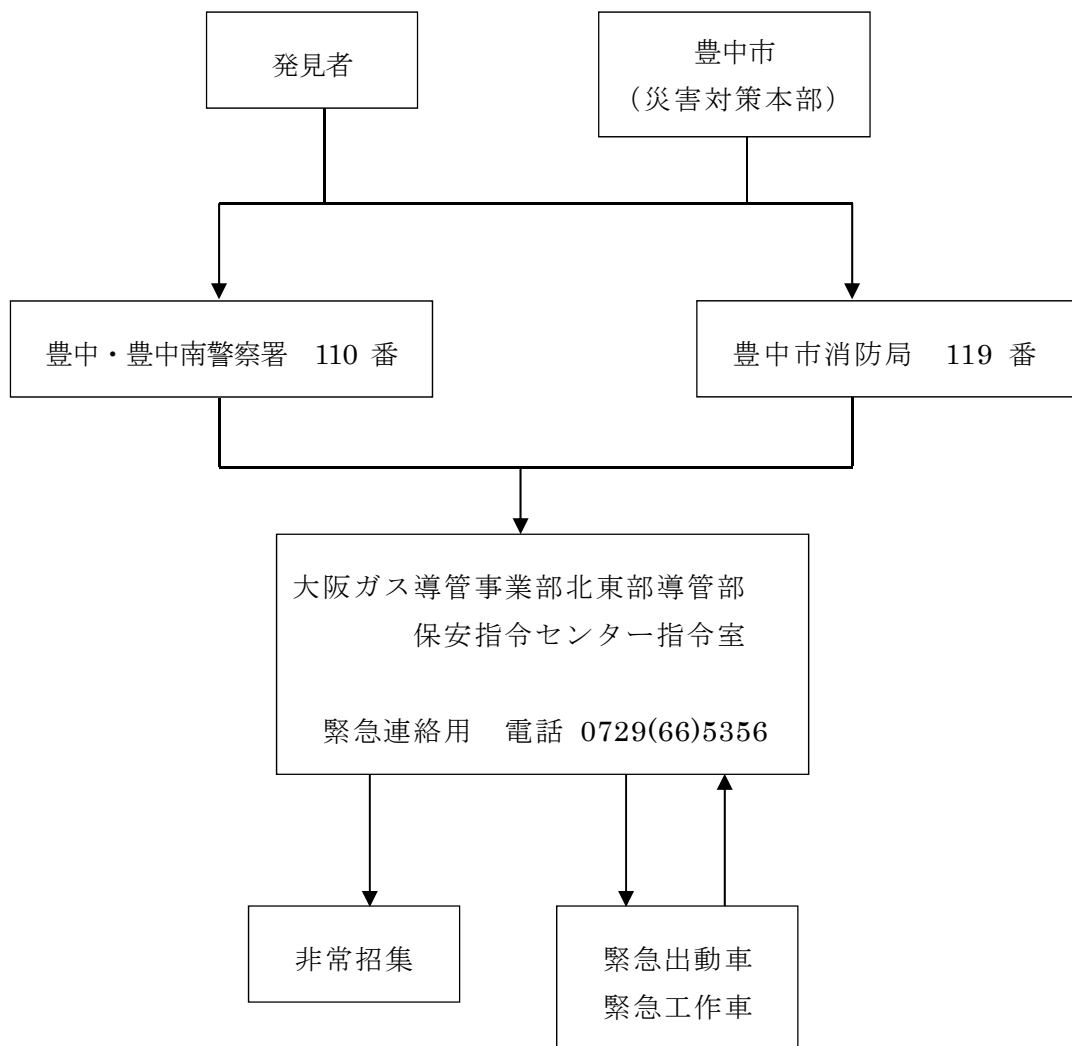
(ア) 緊急の場合には地下街等に設けた緊急遮断弁又は地上操作遮断弁等によりガスの供給を停止する。

(イ) 市消防局との間に締結した「ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ」により必要な場合は、消防機関においてガスの供給を停止することができる。

ウ 応急復旧対策

供給施設の災害復旧については、被害の程度に応じた応急修繕を行い、速やかにガス供給を再開する。

(3) 通信情報連絡体制



(4) ガス漏れ及び爆発事故の協力体制

ガス漏れ及び爆発事故等による災害の発生のおそれのある場合の発生防止又は災害が発生した場合の被害の軽減を図るための初動、相互連絡及び処理体制等については、市消防局との間に締結した「ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ」に基づき実施する。

## 第5 電気通信施設

### 《対策の体系》

電気通信施設	1 情報連絡 2 災害対策本部との非常時の連絡強化 3 非常災害準備体制 4 非常災害対策用緊急通信線の確保及び市民への周知
--------	---

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
西日本電信電話(株)関西支店 NTTコミュニケーションズ(株) (関西営業支店) (株)NTTドコモ(関西支社) KDDI(株)(関西総支社) ソフトバンク(株)	1 輻輳緩和、重要通信の確保等の緊急措置に関すること 2 災害対策本部の設置に関すること 3 通信の確保と応急復旧に関すること 4 災害広報に関すること

### 《対策の展開》

災害の発生に際し、西日本電信電話(株)、NTTコミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモは通信の円滑を図るため、次のとおり応急対策を講ずる。

#### 1 情報連絡

災害発生時の情報連絡において関西支店の加入地域内で、行政地域が豊中市に属する地域については、豊中市災害対策本部に対し関西支店を一元的に情報連絡の窓口とする。

所在地	大阪市都島区東野田町4-15-82 NTTWEST i-CAMPUS B棟10F 西日本電信電話(株) 関西支店 設備部 災害対策室
電話	06(6450)5231

#### 2 災害対策本部との非常時の連絡強化

豊中市災害対策本部が設置された場合は、通信災害状況、疎通状況及び応急復旧計画等の連携を強化し万全を図る。

#### 3 非常災害準備体制

非常災害が発生し、又は発生するおそれがあると判断される場合は、その段階より速やかに準備対策をとる。

##### (1) 災害対策本部の設置

災害の発生が予測される場合には、関西支店に災害対策本部を設置し、災害予防準備、警戒、情報連絡、通信施設の復旧活動等諸般の災害対策を確立し、災害発生時には通信設備の復旧と通信の疎通を図る。

## (2) 災害情報連絡室の設置

非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その規模及び情勢により災害対策本部の設置を必要としないとき、関西支店に災害情報連絡室を設置し、情報連絡等を行う。

なお、災害の状況によっては、災害対策本部への諸準備を行う。

## 4 非常災害対策用緊急通信線の確保及び市民への周知

豊中市災害対策本部長から緊急通信の提供の要請に基づき、でき得る限り速やかにこれに応ずる。

### (1) 非常疎通活動

非常災害に際し、通信施設に被害を被り通信回路に故障が生じたときは、災害用移動無線車等の災害応急復旧用機器及び資材により、当該設備の復旧を速やかに行い、疎通に努める。

### (2) 利用の制限措置

通信輻輳、電源の全面的維持の困難及び回線の故障等のため利用の制限措置が必要な場合、法令に従って規制する。その際、豊中市災害対策本部に連絡を行う。

### (3) 通信の非常疎通措置

災害用伝言ダイヤルの提供（西日本電信電話㈱等）、利用制限等の措置を講ずる。

### (4) 市民への周知

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

## 第 11 節 義援金品の受付・配分

### 《基本的な考え方》

災害の発生に伴い、市民及び全国から被災者あてに寄託された義援金品は、迅速かつ適切に被災者に配分する。

### 《対策の体系》

義援金品の受付・配分	1 義援金 2 義援物資
------------	-----------------

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
市民協働部 救援物資班 庄内市民・避難班 新千里市民班	1 義援金（市寄託分）の受け入れ及び出納に関すること 2 義援物資（市寄託分）の受け入れ、保管に関すること 3 義援金（市寄託分）の支給に関すること
統括チーム 庶務グループ	1 義援金（市寄託分）の受け入れに伴う礼状に関すること
福祉部福祉総務班	1 義援金（市寄託分）の配分委員会に関すること
福祉部援護・避難班	1 義援物資（市寄託分）の配分に関すること

### 《対策の展開》

#### 【義援金品の受入経路】

#### 1 義援金

##### (1) 受入

ア 市に寄託される義援金は、受付窓口を開設する。

(ア) 市の被災者に対するものは、市民協働部救援物資班、庄内市民・避難班、新千里市民班で受付ける。

(イ) 他府県市町村等への寄託分（広域災害）は日本赤十字社大阪府支部豊中市地区で受付ける。

イ 必要に応じ、市指定金融機関に専用口座を設置する。

ウ 義援金の受付に際しては、受付記録を作成する。

資料:様式-11「義援金受領書」

資料:様式-12「災害関連寄付金・義援金受付名簿」

##### (2) 保管・管理

義援金は、被災者に配分するまでの間、市指定金融機関で保管する。

##### (3) 配分

福祉部福祉総務班は、平成 30 年(2018 年)8 月 31 日付常設設置された豊中市社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部豊中市地区の関係機関等が参画する豊中市災害義援金配分委員会を開催し、以下の項目について協議、決定する。



- ア 義援金の適切な使途、配分方法
- イ 義援金の使途についての寄託者及びマスコミ等への周知方法

#### (4) 配分の実施

配分委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、迅速に配分基準を決め、市民協働部救援物資班、庄内市民・避難班、新千里市民班は、早期に配分を実施する。

#### (5) 使途を指定された義援金

寄託者が配分先や使途を指定した義援金を受付けた部局は、当該部局において処理する。

## 2 義援物資

#### (1) 受け入れ

義援物資は、市民協働部救援物資班、庄内市民・避難班、新千里市民班が受付ける。

#### (2) 保管・管理

一時保管所として、市立豊島体育館をあてるとともに、郵便物の保管については、市民協働部救援物資班が協定に基づき施設等を相互提供する。

#### (3) 配分

福祉部援護・避難班が配分・輸送を行う。

#### (4) 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮

義援物資の受け入れにあたっては、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努める。また、善意を無駄にしないためにも、発災直後における個人からの義援物資については、受け入れないことも選択肢とする。

また、海外からの支援の受け入れは、基本的に国において推進されることから、国や大阪府と十分な連絡調整を図りながら対応する。

## 第6章 東海地震の警戒宣言に伴う対応

(本章は、大阪府の地域防災計画に準拠する。)

### 第1節 総 則

#### 1 目 的

内閣総理大臣は、地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとらなければならないこととされている。

豊中市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体、財産等の安全を確保する。

#### 2 基本方針

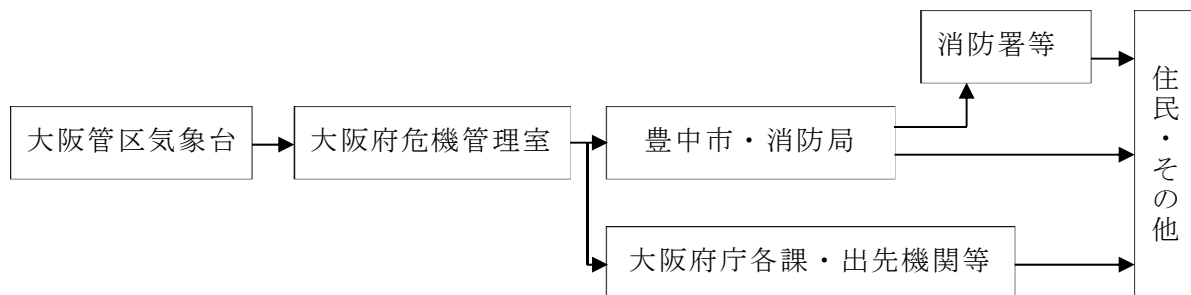
- (1) 大阪府は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、都市機能は平常どおり確保する。
- (2) 原則として警戒宣言が発せられたときから地震の発生、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。
- (3) 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。
- (4) 災害予防対策及び応急対策は、本計画災害予防計画、地震災害応急対策計画で対処する。

## 第2節 東海地震注意情報発表時の措置

防災関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられることに備えて、速やかな対応ができるよう準備する。

### 1 東海地震注意情報の伝達

#### (1) 伝達系統



#### (2) 伝達事項

- ア 東海地震注意情報の内容
- イ その他必要な事項

### 2 警戒態勢の準備

防災関係機関は、職員の待機、非常配備など対策（警戒）本部の設置を準備するとともに、東海地震予知情報及び警戒宣言の収受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う。消防機関においては、非常警備を発令して警戒態勢を整え、消防局に地震警戒警防本部を設置する。

### 第3節 警戒宣言が発せられたときの対応措置

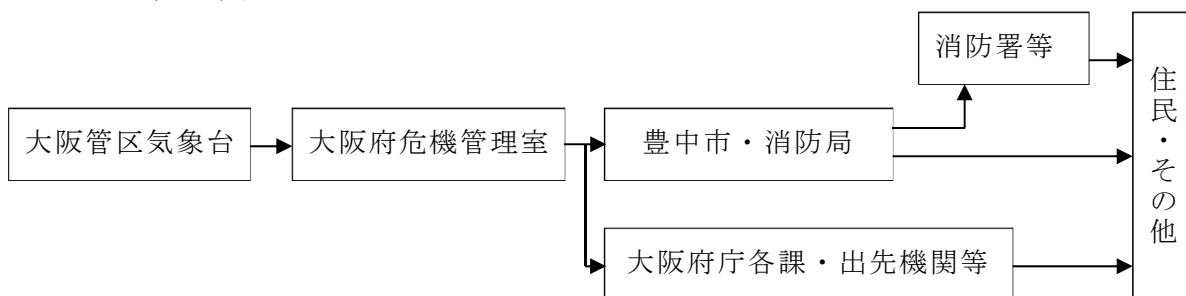
防災関係機関は、警戒宣言が発令されたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずるべき事前の対策を進める。

#### 1 東海地震予知情報等の伝達

大阪府及び豊中市は、東海地震予知情報が発表された場合や警戒宣言が発せられたときは、迅速に関係機関に伝達する。

##### (1) 東海地震予知情報

###### ア 伝達系統

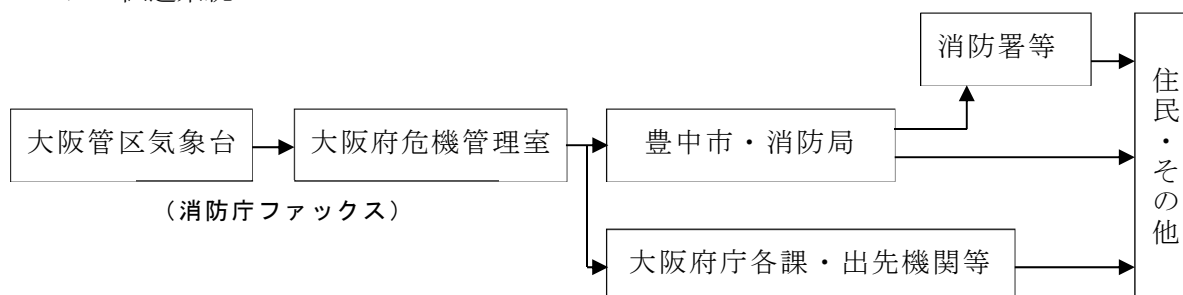


###### イ 伝達事項

- (ア) 東海地震予知情報
- (イ) その他必要と認める事項

##### (2) 警戒宣言

###### ア 伝達系統



###### イ 伝達事項

- (ア) 警戒宣言
- (イ) 警戒解除宣言
- (ウ) その他必要と認める事項

## 2 警戒体制の確立

防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

但し、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒体制を継続する。

### (1) 組織動員配備体制の確立

- ア 大阪府は、大阪府災害対策本部を設置する。豊中市は、震度予想や地域の実情に応じて、大阪府に準じた組織体制をとる。
- イ 大阪府及び豊中市は、必要な動員配備体制をとる。
- ウ その他の防災関係機関は、災害対策（警戒）本部を設置し、動員配備を行う。
- エ 情報交換を通じて関係機関相互の連携を強化し、必要に応じて協力要請する。
- オ 実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備、点検を行う。

### (2) 消防・水防

大阪府、豊中市及び水防管理団体等は、迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講ずるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

- ア 東海地震予知情報等の収集と伝達
- イ 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒
- ウ 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備
- エ 危険物等の管理、出火防止の徹底指導

### (3) 交通の確保・混乱防止

大阪府警察、第五管区海上保安本部及び道路管理者は、関係機関との密接な連携のもと情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止等の警備活動を実施する。

- ア 交通規制、交通整理
- イ 船舶に対する情報伝達と緊急避難準備の指導
- ウ 交通規制等への協力と安全走行についての広報

### (4) 公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、国及び関係機関との密接な連携のもとに、運行規制又は安全運行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止の措置を講ずる。

### (5) ライフライン

ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、万一災害が発生した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講ずる。

### (6) 危険箇所対策

- ア 大阪府及び豊中市は、地震時において土砂災害等が予想される危険箇所に対して、巡視点検を行う。
- イ 原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される山崩れ等危険箇所に係る住民については、豊中市長は、大阪府警察等の関係機関と連携し、あらかじめ指定した指定避難所に事前避難させる。

## (7) 社会秩序の維持

## ア 警備対策

大阪府警察及び第五管区海上保安本部は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

## イ 生活物資対策

大阪府、豊中市及び関係機関は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないよう、必要な措置を講ずる。

## (8) 多数の者を受け入れる施設

学校、医療機関、社会福祉施設、劇場、映画館、旅館・ホテル、高層ビル、地下街等多数の者を受け入れる施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講ずる。

---

### 3 住民、事業所に対する広報

---

警戒宣言が発せられたとき、住民、事業所は原則として避難の必要がないため、家庭及び職場において自ら必要な防災への備えを実施するとともに、豊中市が行う防災活動に協力するよう広報する。

## (1) 広報の内容

- ア 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置
- イ 出火防止、危険防止、発災時の対応など、住民、事業所のとるべき措置
- ウ 自主防災組織の防災体制準備の呼びかけ
- エ 流言防止への配慮
- オ 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- カ 防災関係機関が行う防災活動への協力 など

## (2) 広報の手段

- ア 大阪府は、報道機関と連携して広報を行う。
- イ 豊中市は、防災行政無線（移動系防災行政無線を含む）、広報車等を活用し、自主防災組織、地域団体等とも連携して広報を行う。
- ウ 広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

## 第7章 南海トラフ地震防災対策推進計画

### 第1節 総則

#### 1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定により、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定め、当該地域における地震・津波防災体制の推進を図ることを目的とする。

#### 2 推進地域

南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域は、大阪府内では本市を含む42市町村が指定されている。（平成26年3月31日内閣府告示第21号）

#### 3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

南海トラフ地震に係る防災対策に関し、大阪府・市をはじめとする防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1編 総則 第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に掲げる事務又は業務とする。

## 第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

### 第1 南海トラフ地震臨時情報について

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。

#### 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表

#### 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

監視領域内（想定震源域内及び想定震源域の海溝軸外側50km程度）において、M7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）。想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合。

#### 3 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記1、2のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表

### 第2 防災対応について

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方に基き防災対応を行うとともに、住民等へ周知する。

#### 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、以下の警戒措置等を行う。

- (1) 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保
- (2) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）
- (3) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

#### 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

監視領域内において、M7.0以上の地震（巨大地震警戒に該当する場合は除く）の発生から1週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの間、以下の措置等を行う。

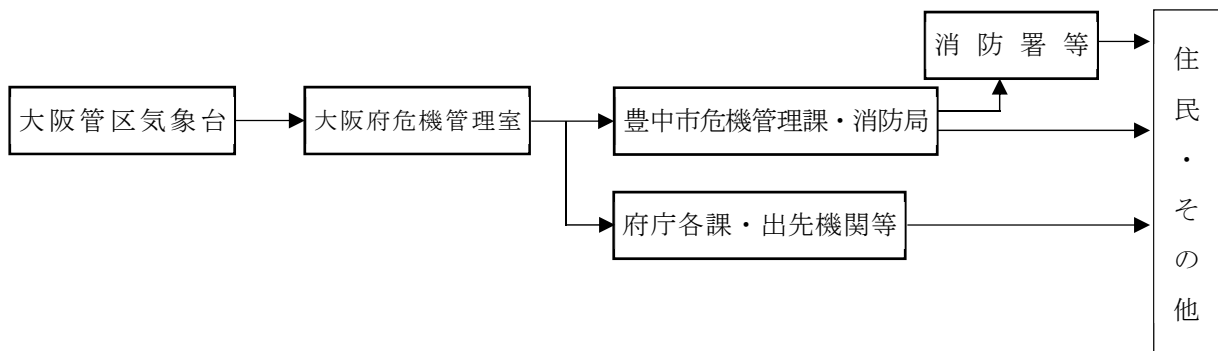


- (1) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）
- (2) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

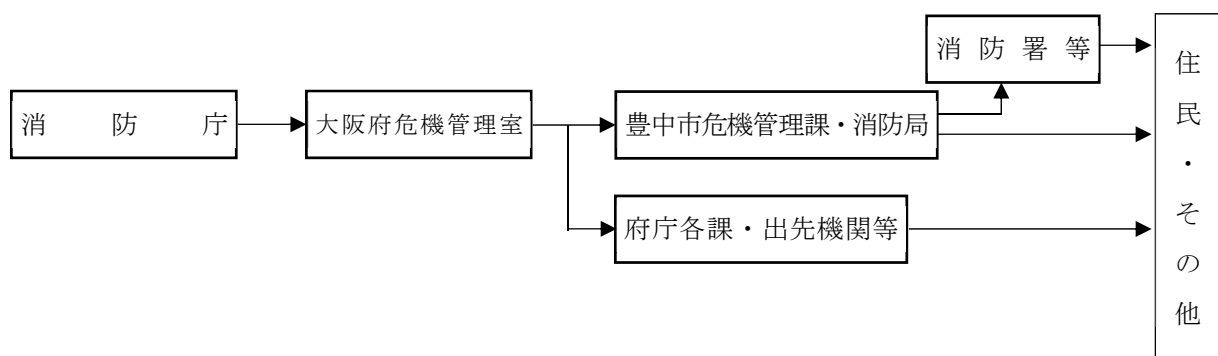
### 第3 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について

#### 1 伝達情報及び系統

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）



- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達系統



- (3) 南海トラフ地震臨時情報等の伝達事項

- ア 南海トラフ地震に関連する情報（臨時・定例）
  - 第1章第1節による気象庁が発表する情報
- イ 関係省庁災害警戒会議の情報
  - 関係省庁災害警戒会議の開催結果の情報
- ウ 大阪府防災・危機管理指令部会議の情報
  - 大阪府が南海トラフ沿いの大規模な地震発生に備え、今後の対応を検討した情報

- (4) 警戒態勢の準備

防災関係機関は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始、又は調査を継続している旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）が発表された場合、その後の調査の結果に伴う「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）の発表に備えて、必要な体制等の準備を行う。

市は、大阪府・国からの情報収集に努めるとともに、留意事項の周知を行う。

### (5) 警戒態勢の確立

防災関係機関は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）の発表があった場合、可能性がなくなった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

市は、「大阪府防災・危機管理指令部」を設置する大阪府との連絡体制を確保するため、府に準じた組織体制をとる。

なお、大阪府は、大阪府防災・危機管理指令部による会議を開催し、政府による関係省庁災害警戒会議の情報を受けて、今後の対応を検討するとともに、大規模地震発生後の災害応急対応の確認、防災上重要な施設及び必要な資器材等の準備、点検を行い、地震と地震発生に伴う津波への備えを徹底する。

市は、大阪府とともに、地震と地震発生に伴う津波への備えについて、住民等に対して再確認を目的とした呼びかけや混乱防止のための広報を行う。

## 2 伝達事項

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容
- (2) 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

## 第3節 地震発生時の応急対策等

### 1 資機材、人員等の配備手配

---

#### (1) 物資等の調達手配

市は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）について、調達手配の手段・手順等を明らかにするとともに、備蓄品の定期点検に努める。

なお、必要に応じて、大阪府に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をする。

#### (2) 人員の配置

市は、人員の配備状況を大阪府に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、府等に応援を要請する。

なお、応援要請の詳細については、本編「第1章 活動体制の確立」の「第3節 広域応援等の要請と受け入れ」によるものとする。

#### (3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備、配備等の準備を行う。

なお、機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

### 2 他機関に対する応援要請

---

被害が甚大で、市内の関係機関の防災能力だけでは十分な災害応急対策が行えないと判断される場合は、大阪府、他市町村、自衛隊及びその他防災関係機関等に応援を要請するとともに、応援部隊の活動・宿営等のための拠点を確保するなど受入体制を整備する。

なお、応援要請の詳細については、本編「第1章 活動体制の確立」の「第3節 広域応援等の要請と受け入れ」及び「第4節 自衛隊に対する災害派遣要請」によるものとする。

### 3 帰宅困難者への対応

---

市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。

また、帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進める。

なお、帰宅困難者対応の詳細については、第2編「第3章 生命と暮らしを守るまちづくり（防災体制の整備）」の「第8節 帰宅困難者支援体制の整備」によるものとする。

## 第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

### 1 津波からの防護

市又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずる。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。

### 2 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達の方法は以下のとおりとする。

#### (1) 情報の収集

- ・大阪管区气象台から発表される情報が、大阪府政策企画部危機管理室を通じて、大阪府防災行政無線によりファクシミリで通報される。
- ・地震直後で通信回線に障害があるときは、情報をテレビ・ラジオ等により入手する。

#### (2) 情報の伝達

とよなか同報通信システム、おおさか防災ネット、メール配信（緊急速報メールやおおさか防災ネットのメール配信機能）、広報車、ジェイコムウエスト、インターネットの活用、報道機関を活用した広報等多様な手法により伝達する（伝達手段の多重化・多様化）。

### 3 避難指示等の発令基準

津波浸水想定区域（避難対象区域）の住民等に対する避難指示等の発令基準は、次のとおりとする。

#### (1) 避難情報の内容

- 高齢者等避難…当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがある場合
- 避難指示…状況がさらに悪化し避難すべき時期が切迫した場合、又は現に災害が発生しその現場に残留者がいる場合

#### (2) 発表の基準

津波予報区（大阪府）において、大津波警報（特別警報）、又は津波警報が発表され、津波による家屋の損壊、浸水等の危険が認められるとき

### 4 避難対策等

津波避難対策については、本編「第3章 初動期の応急活動」の「第3節 応急避難」によるものとする。

### 5 消防機関等の活動

消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、津波警報等の情報の的確な収集・伝達、津波からの避難誘導支援等の必要な措置を講ずる。

---

## 6 水道、電気、ガス、通信関係

---

ライフライン関係の応急対策については、本編「第4章 応急対策活動」の「第10節 ライフラインの応急対策」によるものとする。

## 7 交通

---

市は、津波浸水のおそれがある区域内での交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知する。

交通規制の詳細については、本編「第3章 初動期の応急活動」の「第4節 交通輸送」によるものとする。

## 8 迅速な救助

---

迅速な救助については、本編「第3章 初動期の応急活動」の「第1節 消火、救助、救急活動」及び「第2節 医療救護活動」によるものとする。

## 第5節 防災訓練計画

市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。

上記の防災訓練は、年1回以上実施するものとし、避難、情報の収集・伝達その他の災害応急対策を中心とした内容とする。なお、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、大阪府に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

また、大阪府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

- (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
- (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (3) 地震情報等の情報収集、伝達訓練
- (4) 災害の発生の状況、避難指示等の発令、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に大阪府及び防災関係機関に伝達する訓練

## 第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

### 1 市職員に対する教育

市は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各部各課、機関ごとに行うこととし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

### 2 市民等に対する教育及び広報

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの周知、防災訓練等の機会を通じて、市民等に対する教育を実施する。

防災教育の内容は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うこととし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行う。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域、土砂災害危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 市民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

### 3 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

## 第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

次の地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項については、「地震防災緊急事業5箇年計画」の他、「新・大阪府地震防災アクションプラン」によるものとする。（第2編「第3章 生命と暮らしを守るまちづくり（防災体制の整備）」の「第12節 地震防災緊急事業5箇年計画の推進」参照）

- (1) 建築物、構造物等の耐震化・不燃化
- (2) 避難場所の整備
- (3) 避難経路の整備
- (4) 土砂災害防止施設
- (5) 津波防護施設
- (6) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
- (7) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- (8) 通信施設の整備
- (9) 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備



# 第3編 災害応急対策計画

## 第2部 風水害応急対策計画

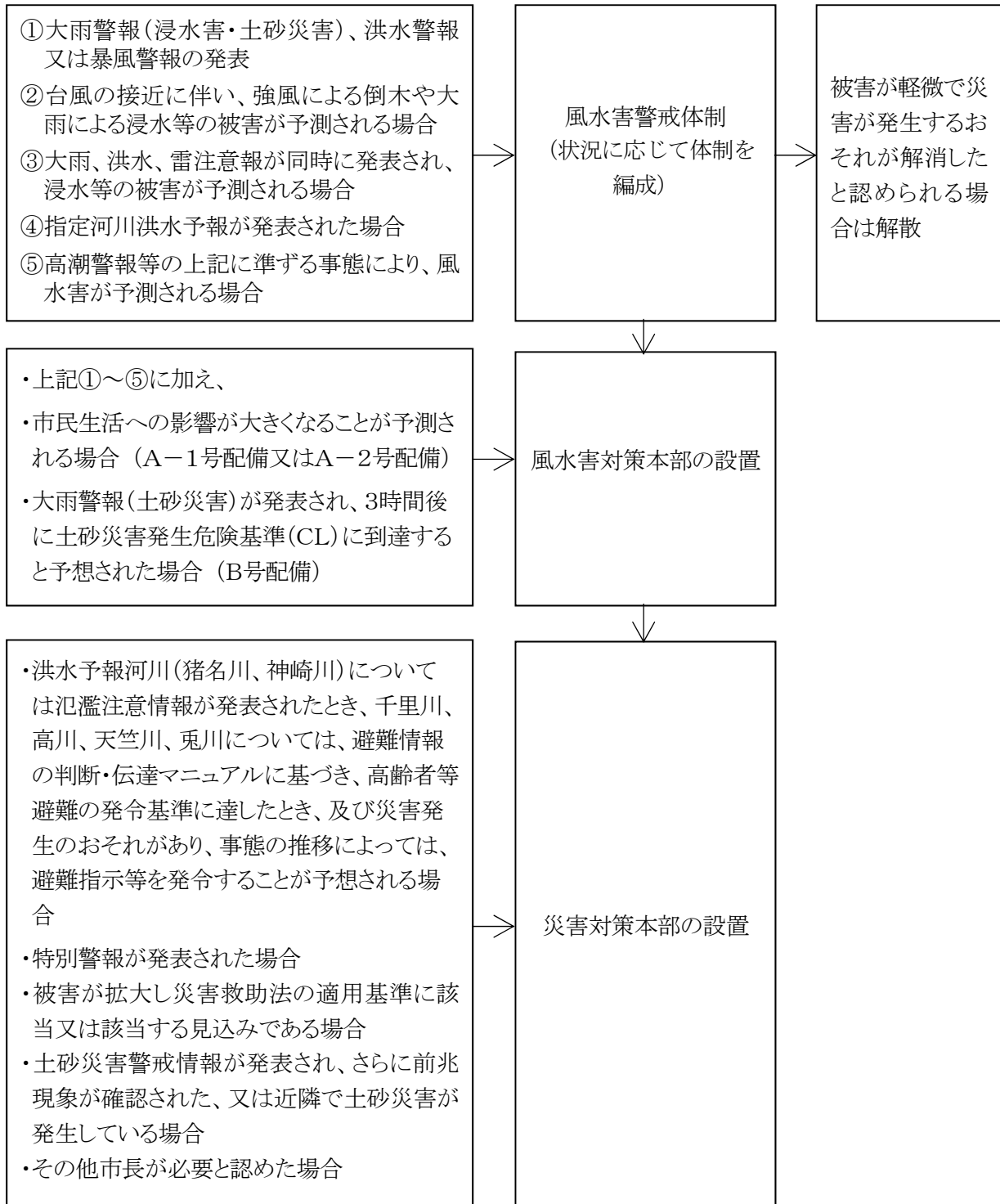


## 第1章 風水害応急対策の基本

### 《基本的な考え方》

災害応急対策を円滑に進めるため、気象情報等を収集分析し、風水害対策本部の設置及び風水害対策本部から災害対策本部への移行基準を明確にすることによって、体系的な活動体制の確立を図る。

### 《応急対策の流れ》



---

## 1 風水害対策本部及び災害対策本部の活動

---

風水害に関する活動は、風水害対策本部又は災害対策本部体制を基本とする。なお、気象情報、雨量情報及び市民等からの問合せ処理対応のため大雨、洪水、暴風警報の発表時には、予め雨当番体制をとるとともに、災害の発生が見込まれるときは、風水害警戒体制（状況に応じて体制を編成）をとる。

## 2 災害対策本部への移行

---

風水害対策本部を設置し、警戒・応急対策活動を実施しているときで、災害対策本部の設置基準に該当する状況となった場合は、直ちに災害対策本部体制に移行し全庁体制で対策にあたる。

## 3 災害対策本部の活動体制

---

災害本部体制への移行を決定した場合は、直ちに災害対策本部会議を開催し、体制の確立を図る。

## 第2章 活動体制の確立

### 第1節 風水害警戒体制

#### 《基本的な考え方》

大阪管区気象台から大雨、洪水等の警報、台風の接近に伴う台風情報等が発表され、災害の発生が予測される場合は、災害危険性の予測を早期に行い、災害の警戒、防ぎよなどのため風水害警戒体制を確立する。

#### 《対策の体系》

風水害警戒体制	1 風水害警戒体制の確立
---------	--------------

#### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
危機管理課	1 風水害警戒体制の整備に関する事
消防局	2 情報の収集・伝達に関する事
都市基盤部	3 市民からの通報による現地調査及び対策に関する事
上下水道局	

#### 《対策の展開》

##### 1 風水害警戒体制の確立

###### (1) 体制の基準

風水害警戒体制の配備基準は、以下のア～オに該当する場合とする。

- ア 大雨警報（浸水害・土砂災害）、洪水警報又は暴風警報が発表された場合
- イ 台風の接近に伴い、強風による倒木や大雨による浸水等の被害が予測される場合
- ウ 大雨、洪水、雷注意報が同時に発表され、浸水等の被害が予測される場合
- エ 指定河川洪水予報が発表された場合
- オ 高潮警報等の上記に準ずる事態により、風水害が予測される場合

###### (2) 活動

危機管理課、消防局、都市基盤部及び上下水道局の職員が情報収集等の水防警戒活動にあたる。

###### (3) 連絡窓口

情報等の取りまとめ及び各部長等への連絡のため、危機管理課を連絡窓口とする。

###### (4) 体制の通知

危機管理監は、都市基盤部長、上下水道局技術部長及び消防局長に連絡する。

(5) 警戒体制

- ア 危機管理課は、風水害警戒体制をとり、情報の収集・伝達体制を整える。
- イ 警戒体制職員は、降雨量等の情報収集体制を整える。
- ウ 消防局は、消防指令センター及び消防署所の当務職員により、情報収集・伝達体制を整える。

(6) 情報伝達経路

- 気象情報及び市民等からの要望、相談等の情報は、危機管理課に一元的に集約する。
- 風水害警戒体制をとっていない場合には、消防局が情報収集、伝達体制をとり、災害発生の前兆現象を察知したときには、危機管理監に報告する。

## 第 2 節 風水害対策本部の設置

### 《基本的な考え方》

災害又は被害の状況が、より一層深刻化し、市民生活への影響が大きくなることが予測される場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施するため、活動組織を設置し、指揮命令システムの迅速な確立を図る。

### 《対策の体系》

風水害対策本部の設置	1 風水害対策本部の設置 2 風水害対策本部の廃止 3 風水害対策本部の設置及び廃止の通知 4 風水害対策本部の組織等 5 風水害対策本部の体制 6 職員等の活動環境 7 大阪府現地災害対策本部との連携
------------	---

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
本部長（市長）	1 風水害対策本部の設置及び廃止の決定に関する事
統括チーム 職員動員グループ	1 職員の動員に関する事
統括チーム	1 風水害対策本部の設置及び廃止に関する事 2 風水害対策本部会議の開催に関する事 3 大阪府及び関係機関への風水害対策本部の設置及び廃止の通知に関する事 4 大阪府現地災害対策本部との連携に関する事

### 《対策の展開》

#### 1 風水害対策本部の設置

##### (1) 設置基準

風水害対策本部の設置基準は、風水害警戒体制の配備基準に加え、市民生活への影響が大きくなることが予測される場合とする（被害規模等の状況に応じて、A-1号配備体制又はA-2号配備体制で対応する）。

なお、大雨警報（土砂災害）が発表され、3時間後に土砂災害発生危険基準（CL）に到達すると予想された場合は、B号配備体制で対応する。

##### (2) 設置手続

ア 市長は、風水害対策本部（以下「本部」という。）設置基準に該当する場合は、本部を設置し総合的な応急対策等を実施する。

イ 危機管理監は、部長等による要請があった場合、又はその他の状況により本部を設置する必要があると認めたときは、消防局長、都市基盤部長、上下水道局技術部長と協議し、副市長を通じて、市長に本部の設置を進言する。

### (3) 本部長の代理

市長に事故あるとき、又は欠けたときの本部長代理は、危機管理課を担当する副市長、副市長、危機管理監の順とする。

### (4) 設置場所

本部は、原則として市役所第二庁舎3階会議室に置く。

## 2 風水害対策本部の廃止

---

### (1) 災害応急対策の終息に基づく廃止

本部長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね終了したと認めたときは本部を廃止する。

### (2) 災害対策本部への移行による廃止

災害が拡大する等により災害対策本部を設置（「第1章 風水害応急対策の基本」参照）したときは、風水害対策本部を廃止する。

## 3 風水害対策本部の設置及び廃止の通知

---

本部長は、本部を設置又は廃止したときは、知事にその旨を通知する。

## 4 風水害対策本部の組織等

---

本部会議は、本部長、副本部長（副市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、危機管理監）及び各部長で構成され、本部長の招集によって開催し、各部との密接な連絡のもとに、災害の実態に即した災害予防及び災害応急対策を協議決定する。但し、状況に応じて対策を検討するいとまのない場合は本部長が対策等を決定する。なお、本部会議はすべての部員が揃わない場合でも、本部長の決定により開催することができる。

## 5 風水害対策本部の体制

---

風水害対策本部には、災害による被害を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるため、被害情報や気象情報の収集、危険箇所の巡視、市民に対する広報などの警戒活動を行うとともに、被害対応及び災害対策本部へ移行するための準備を行う。

具体的な体制は以下のとおりとする。

ア 気象状況や台風の接近により河川・急傾斜地・ため池などの監視ができる体制

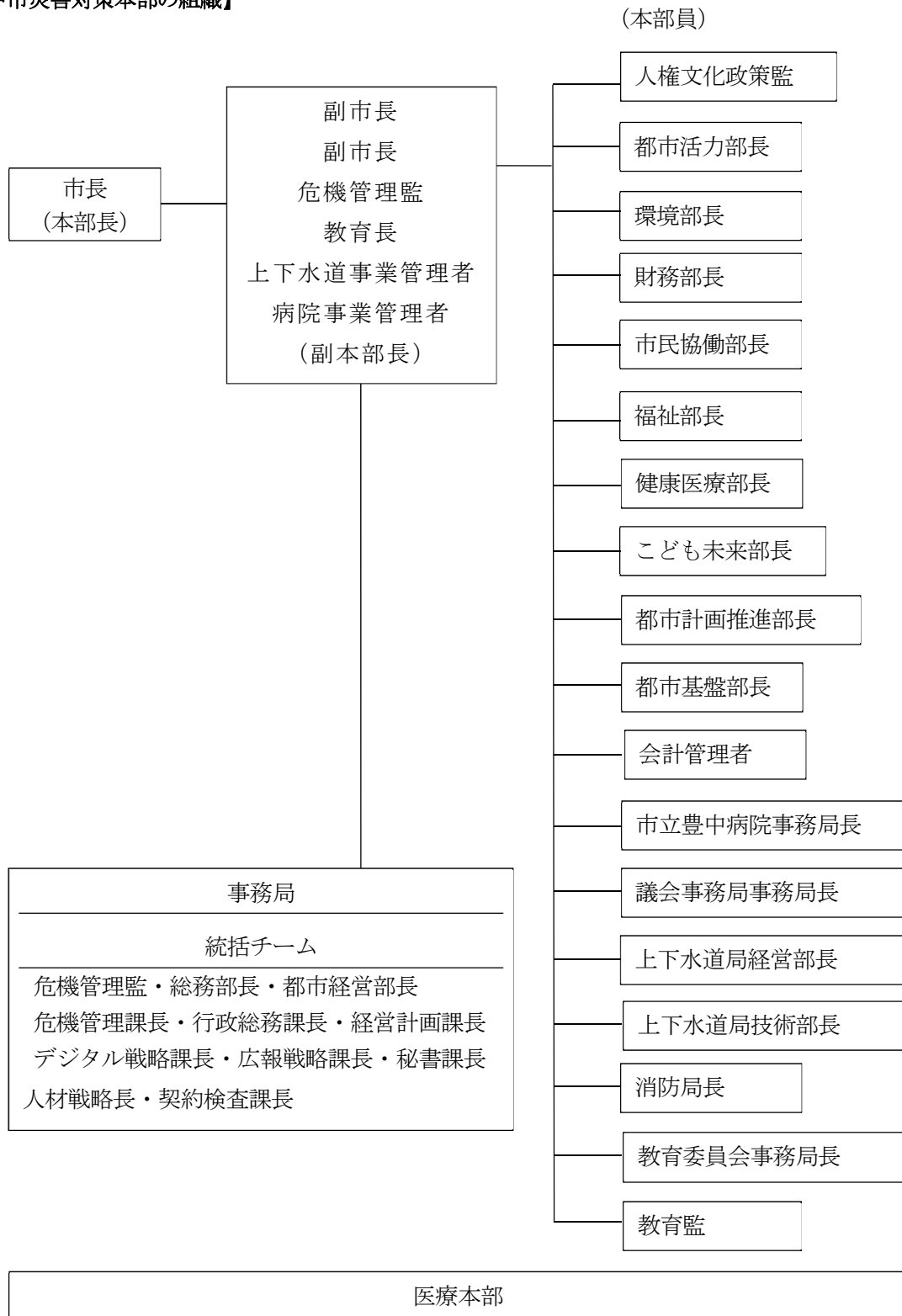
イ 土砂災害警戒情報の発表及び急傾斜地域の巡視結果による避難指示（部分的）の対応ができる体制

ウ 指定河川洪水予報の発表による避難指示等の対応ができる体制

エ 発生した中規模な被害に対し対応活動ができる体制（災害対策本部への移行の前段階）



【豊中市災害対策本部の組織】



## 6 職員等の活動環境

---

### (1) 安全の確保

活動にあたるべき職員等が被災した場合は、応急対策活動全般に大きな支障を及ぼすため、本部長は職員等の安全確保に万全を期する。

#### ア 庁内の安全確保

本部長は、職員等が応急対策活動に従事するにあたって、二次災害を防止するための安全確保の措置を徹底する。

#### イ 安否及び被害の確認

職員は、勤務時間中の災害発生時に、家族の安否確認等を行う方法を事前に確保し、応急対策活動に全力を傾注する。

各部総務担当課は、必要に応じて各職員に代わり家族の安否確認等を行う。

### (2) 24 時間体制への対応

災害の発生直後は、場合によっては 24 時間体制での対応をとらざるを得ないため、各部長は適切な班の編成、職員の健康管理等に努める。

## 7 大阪府現地災害対策本部との連携

---

災害応急対策を局地的又は重点的に推進する必要があるときなどにおいて、大阪府の現地災害対策本部が設置された場合は、危機管理課が連絡窓口となり連携を図る。

### 第3節 風水害対策本部の活動体制

#### 《基本的な考え方》

災害発生時に迅速かつ的確な応急対策を実施するため、風水害対策体制をとる。  
 なお、災害応急対策活動の実施にあたっては、活動に従事する者（市職員その他、市外からの応援職員等を含む）の安全確保が図られるように留意する。

#### 《対策の体系》

風水害対策本部の活動体制	1 活動体制 2 配備体制 3 配備指令 4 動員報告
--------------	--------------------------------------

#### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
本部長（市長）	1 配備体制の決定に関する事
統括チーム	1 大阪府等への配備状況の通知に関する事
統括チーム 職員動員グループ	1 配備体制の伝達に関する事 2 配置人員の把握に関する事
各部長	1 風水害対策動員人数の増減に関する事

資料:風水害-2 風水害対策本部業務分担

#### 《対策の展開》

##### 1 活動体制

豊中市風水害対策本部機構図、風水害対策本部業務分担に基づき活動を行う。

資料:風水害-1 豊中市風水害対策本部機構図

A-1号配備、A-2号配備、B号配備(土砂災害対策)

資料:風水害-2 風水害対策本部業務分担

##### 2 配備体制

風水害対策に従事するため、市長があらかじめ風水害対策要員として指名する職員で、風水害対策体制を確立する。この場合、災害状況や被害状況等により各部長は、配備体制による動員人数を増減することができる。

##### 3 配備指令

###### (1) 配備指令

別表に定める配備基準により、本部長が指令を発する。

###### (2) 配備の連絡系統

###### ア 勤務時間外の配備

(ア) 風水害対策本部の設置の参集連絡を受けた職員はただちに勤務場所に参集する。

なお、職員は降雨状況等により気象ニュース等に留意し、緊急出動に対応できるよう心掛ける。

(イ)各部長は、配備体制を強化する場合は、各部の連絡網に従い動員連絡する。

イ 勤務時間内の配備

配備体制は、配備指令とともに庁内放送等により統括チームが連絡する。

【風水害対策本部の配備通達ルート】



#### 4 動員報告

動員状況は、各部において大阪府防災情報システムに入力を行い、統括チームが集約し、本部長へ報告する。システムが使用できない場合には、動員報告書を利用し、各部取りまとめの上、統括チームへ提出する。

資料:様式-2-1「動員報告書」

## 第4節 災害対策本部の設置

### 《基本的な考え方》

市域で広域にわたり被害が発生するおそれがある場合、又は被害が発生した場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、法第23条に基づき、市長は災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は市長があたり、各部局及び行政委員会事務局の職員を統括し指揮監督する。

### 《対策の体系》

災害対策本部の設置	1 設置基準 2 職員の配備基準
-----------	---------------------

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
統括チーム	1 災害対策本部の開催に関すること 2 職員の応援要請に関すること 3 被害予測・分析等に関すること 4 情報収集及び被害状況の把握に関すること 5 水防活動記録に関すること
都市基盤部 都市基盤対策班	1 雨量情報・河川の水位情報・気象情報等の収集に関すること
統括チーム 職員動員グループ	1 関係部への応援職員の動員要請及び動員状況の取りまとめに関すること

### 《対策の展開》

#### 1 設置基準

- (1) 洪水予報河川（猪名川、神崎川）については氾濫注意情報が発表されたとき、千里川、高川、天竺川、兎川については、避難情報の判断・伝達マニュアルに基づき、高齢者等避難の発令基準に達したとき、及び災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難指示等を発令することが予想される場合
- (2) 特別警報が発表された場合
- (3) 被害が拡大し災害救助法の適用基準に該当又は該当する見込みである場合
- (4) 土砂災害警戒情報が発表され、さらに前兆現象が確認された、又は近隣で土砂災害が発生している場合
- (5) その他市長が必要と認めたとき

## 2 職員の配備基準

上記のほか、災害対策本部の設置及び職員の動員配備については「地震災害応急対策計画 第1章第1節災害対策本部の設置」及び「同第2節職員の動員配備」を準用する。

ただし、職員の配備については、震災2号配備及び3号配備を基準とし、休日及び退庁後においては、連絡網により予め指名する職員を招集し、的確な応急体制が図られるよう努める。なお、この場合において各部長は、必要があると認めるときは、配備基準と異なる体制をとることができる。

## 資料:風水害—10 避難情報等の判断・伝達の流れ

別表【風水害対策配備基準】

種類	配置人員体制	配備の基準
風水害警戒体制	警戒要員体制	①大雨洪水警報が発表された場合 ②台風の接近に伴い、強風による倒木や大雨による浸水等の被害が予測される場合 ③大雨警報（土砂災害）又は大雨、洪水、雷注意報が同時に発表され、浸水等の被害が予測される場合 ④指定河川洪水予報が発表された場合 ⑤上記に準じる事態により、風水害が予測される場合
風水害対策本部体制	A-1号配備体制	上記①～⑤に加え、市民生活への影響が大きくなることが予測される場合 なお被害の規模等の状況により、A-1号配備もしくはA-2号配備を判断する。 ※住家などの浸水被害を伴い、被害調査・消毒・ごみ収集・総合相談窓口などのためA-1又はA-2配備体制外の職員動員を行い、事後対応を行わなければならない状況時には、各部長の判断により対応職員の増員を行う。
	A-2号配備体制	
	B号配備体制	
災害対策本部体制	2号配備又は3号配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水予報河川（猪名川、神崎川）については氾濫注意情報が発表されたとき、千里川、高川、天竺川、兎川については、避難情報の判断・伝達マニュアルに基づき、高齢者等避難の発令基準に達したとき、及び災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難指示等を発令することが予想される場合</li> <li>・特別警報が発表された場合</li> <li>・被害が拡大し災害救助法の適用基準に該当又は該当する見込みである場合</li> <li>・土砂災害警戒情報が発表され、さらに、前兆現象が確認された、又は近隣で土砂災害が発生している場合</li> <li>・その他市長が必要と認めた場合</li> </ul>

## 第3章 風水害警戒期の活動

風水害対策本部設置以降における警戒活動については、以下のとおりとする。

### 第1節 気象予報警報等の情報収集・伝達

#### 《基本的な考え方》

大阪管区気象台から発表される気象情報や、その他災害情報等を迅速かつ的確に収集・伝達する。

#### 《対策の体系》

気象予報等の情報収集・伝達	1 情報の収集 2 庁内の情報連絡 3 市民への連絡 4 洪水予報等の伝達 5 大阪府及び国への報告
---------------	--

#### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
都市基盤部 都市基盤総務班	1 雨量情報・河川の水位情報・気象情報等の収集に関する事
統括チーム	1 被害予測・分析等に関する事 2 各部への連絡に関する事 3 大阪府及び関係機関との連絡に関する事 4 報道機関等での広報活動に関する事 5 広報車両による広報活動の調整に関する事
消防部 各部避難班	1 現地での広報活動に関する事
統括チーム 福祉部援護・避難班 こども未来部 こども施設避難班	1 要配慮者施設への洪水予報等の伝達に関する事
都市活力部経済班	1 地下階を有する不特定多数受入施設への洪水予報等の伝達に関する事

#### 《対策の展開》

##### 1 情報の収集

収集する情報は次のとおりとする。

- (1) 気象予警報等
- (2) 洪水予報
- (3) 水防警報
- (4) 異常現象通報
- (5) ため池水位の通報
- (6) 火災気象通報等

## (1) 気象予警報等

大阪管区気象台は、気象現象等により災害が発生するおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報・警報を発表して住民及び関係機関の注意を喚起し、警戒を促す。またその際は参考となる警戒レベルも附す。特に、尋常でない災害が予想される場合、住民及び関係機関の最大級の警戒を促すために市町村毎に特別警報を発表する。その際、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える洪水警報の危険度分布等の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

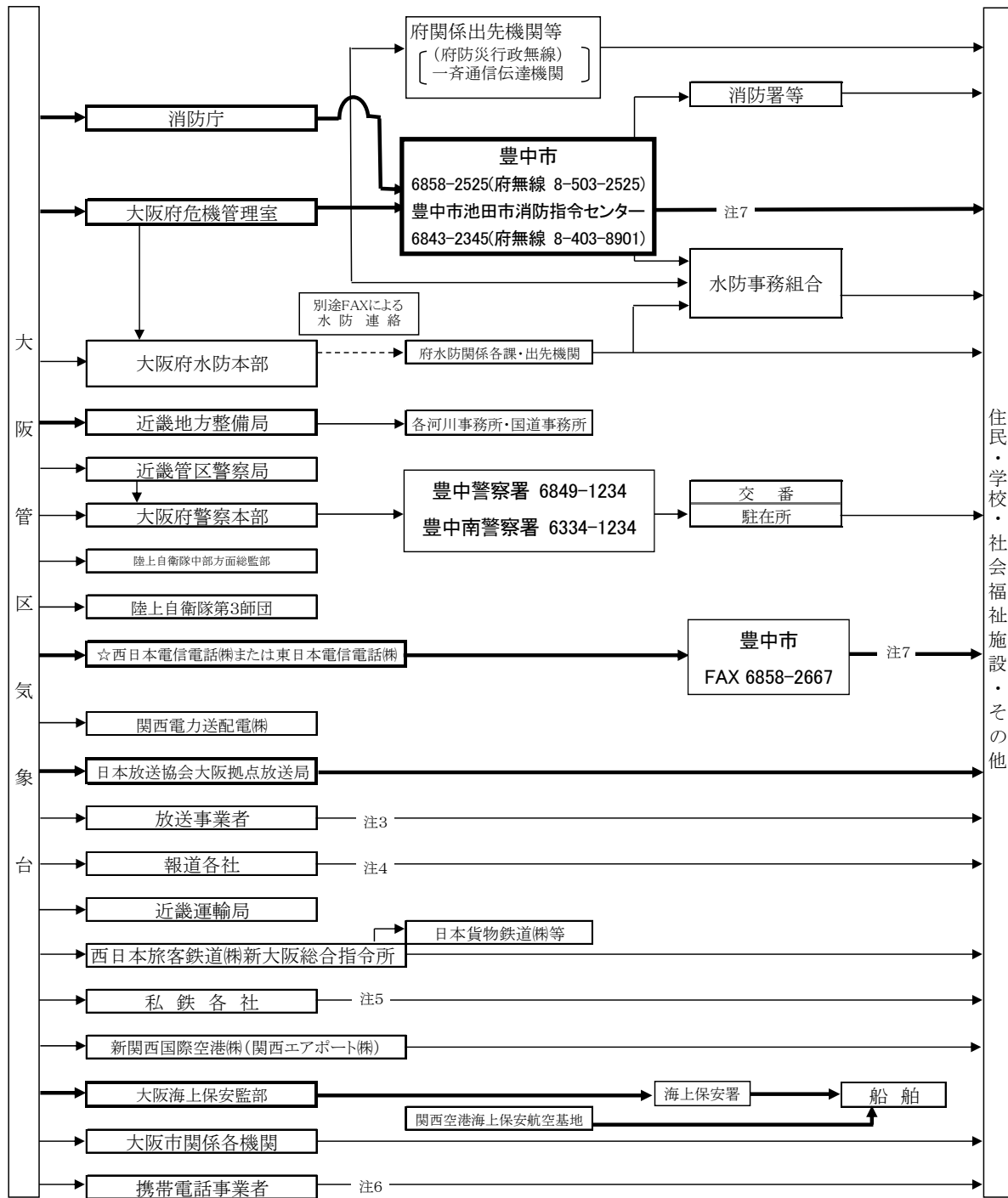
また、気象情報として、気象等の予報に係りのある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を、住民及び関係機関に対して発表する。なお、竜巻注意情報は、雷注意報を補足する情報として、各地の気象台が担当地域を対象に発表する。

## 【特別警報の種類と発表基準】

大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合である。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合である。
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合である。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合である。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合である。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合である。



【気象予警報等(津波注意報、警報は除く)の伝達系統図】



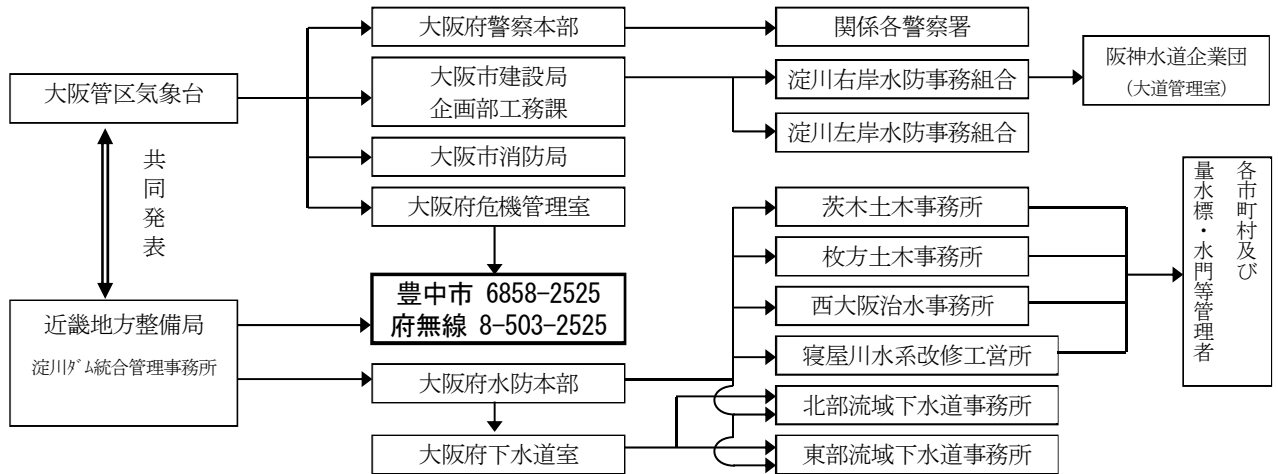
- (注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。  
 2 ☆印は、特別警報、警報のみ  
 3 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社テレビ岸和田、箕面FMまちそでて放送株式会社、テレビ大阪株式会社、株式会社FM802 (FMCO.CO.LO) の11社である。  
 4 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。  
 5 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、能勢電鉄株式会社、大阪モノレール株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステム、大阪市高速電気軌道株式会社の11社である。  
 6 緊急速報メールは、気象等(大雨、暴風、波浪、高潮、大雪又は暴風雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。  
 7 特別警報は市町村から住民等への周知の措置が義務付けられている。(気象業務法第15条の2)

(2) 洪水予報

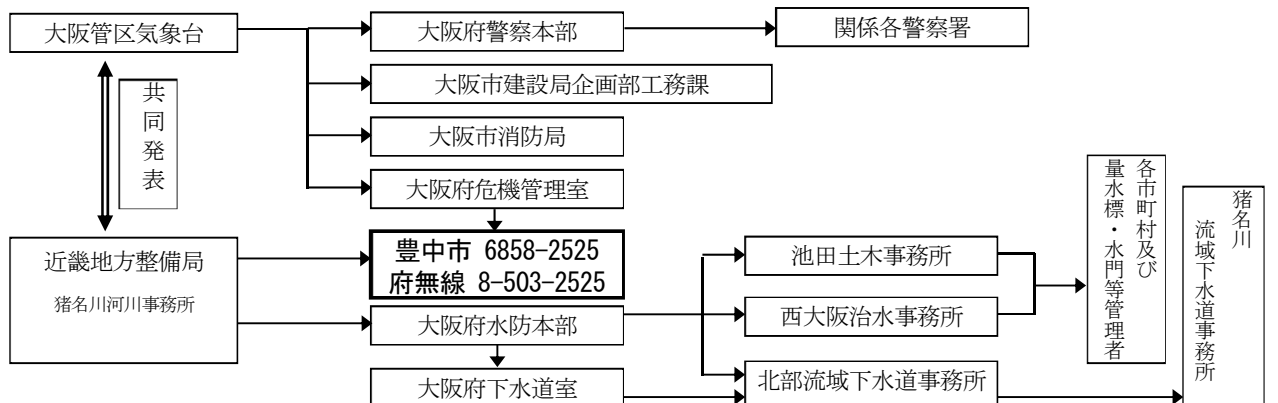
淀川、猪名川及び神崎川の洪水予報は、気象業務法第14条の2第2項、第3項及び水防法第10条第2項、第11条第1項に基づき、大阪管区气象台、近畿地方整備局及び大阪府が共同して発表する。

**資料:地震応急—7 大阪管区气象台及び近畿地方整備局が共同して発表する洪水予報  
(淀川、猪名川、神崎川、安威川)**

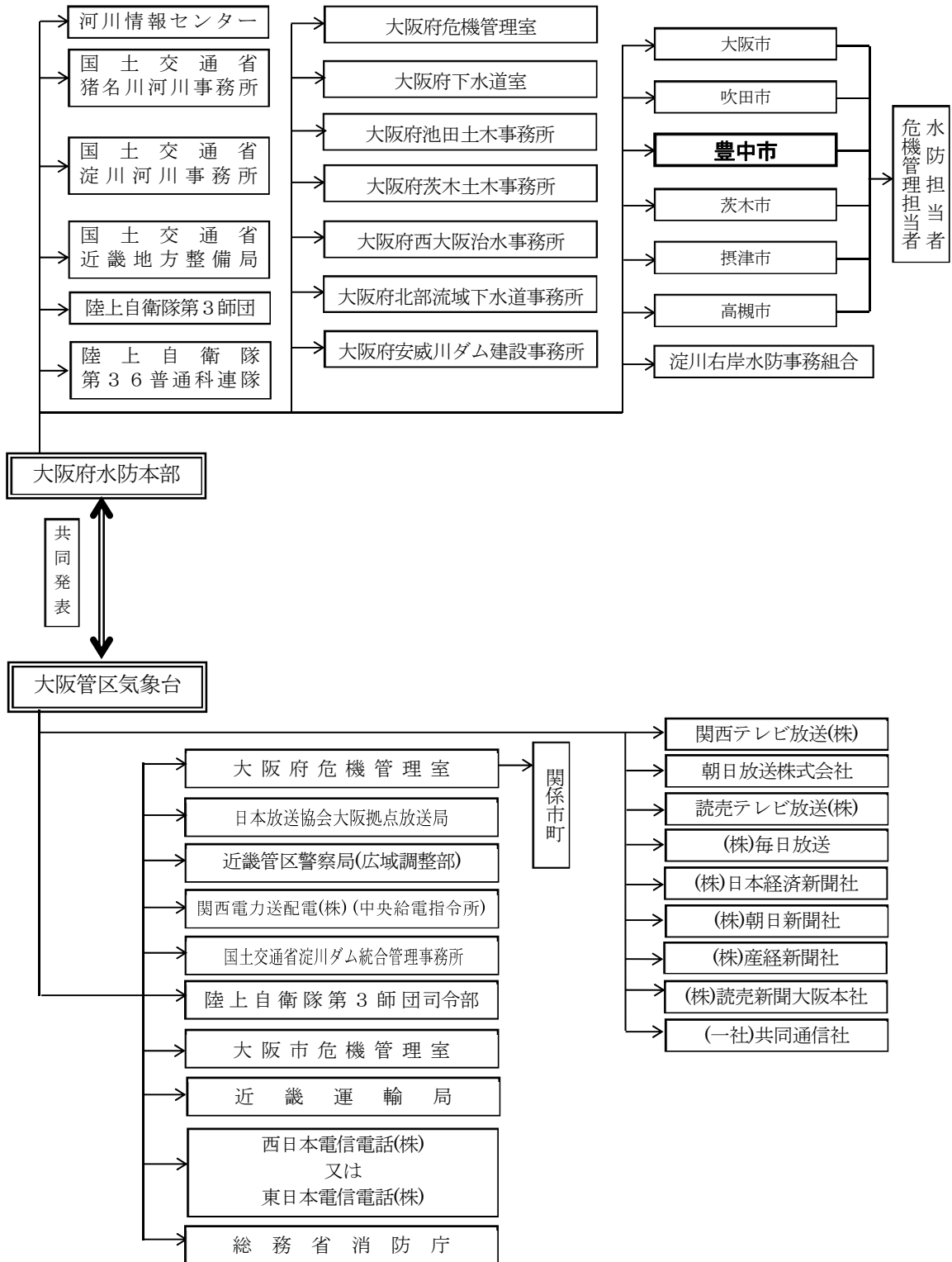
【淀川洪水予報伝達系統図】



【猪名川洪水予報伝達系統図】



【神崎川・安威川洪水予報の伝達系統図】



(3) 水防警報

水防法第 16 条に基づく国土交通省建設大臣が指定する河川（猪名川・淀川・神崎川）において、洪水、高潮により災害が発生するおそれがある場合には、近畿地方整備局長は水防警報を発し、その警報事項は大阪府知事に通知される。

また、大阪府知事は、その受けた通知に係る事項を水防管理団体に通知することとなっており、本部においては直ちに関係機関及び各部に通知する。

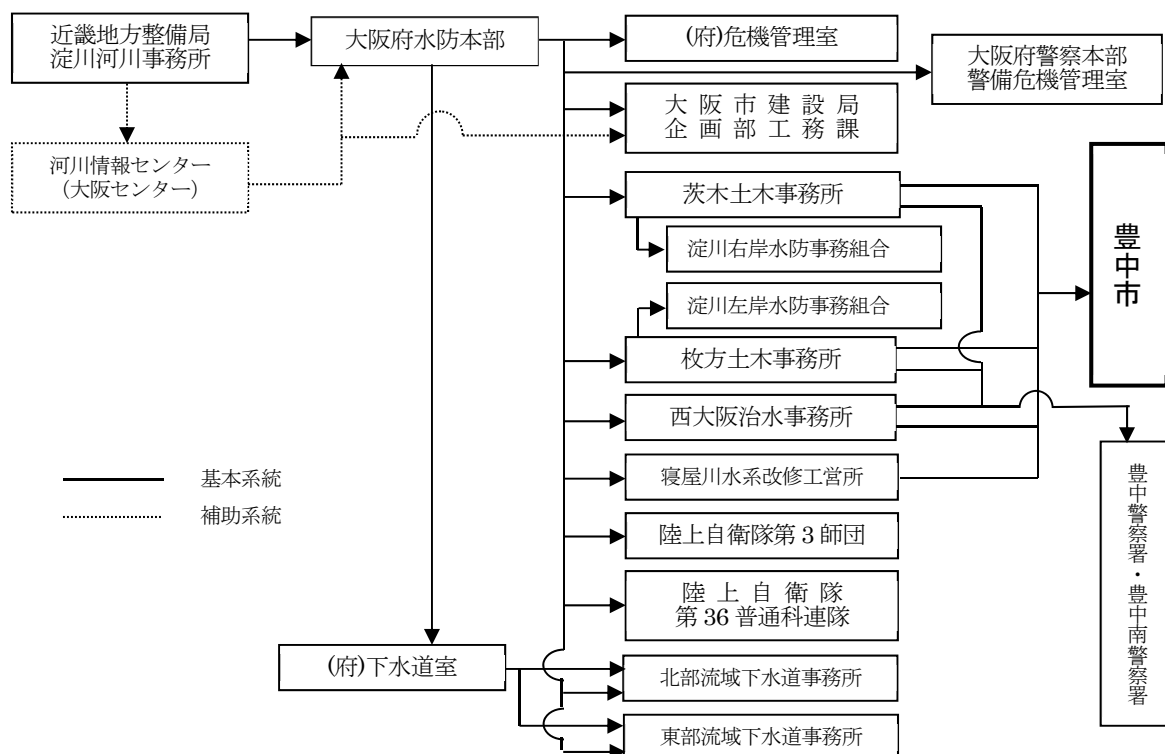
【水防警報の発令者】

河川名	種類	水防警報発令者
猪名川	洪水区域	近畿地方整備局猪名川河川事務所長
淀川	洪水区域	近畿地方整備局淀川河川事務所長
神崎川	高潮区域	大阪府西大阪治水事務所長

【近畿地方整備局が行う水防警報の伝達系統図】

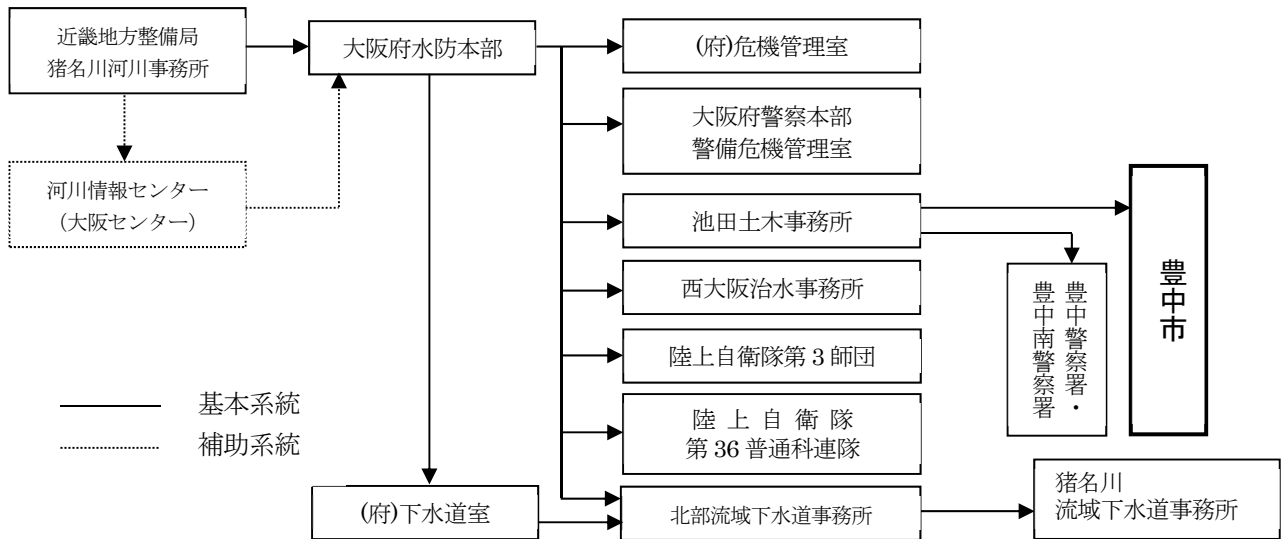
①淀川水防警報伝達系統図

(1) 国土交通大臣が発表する水防警報【淀川水防警報】

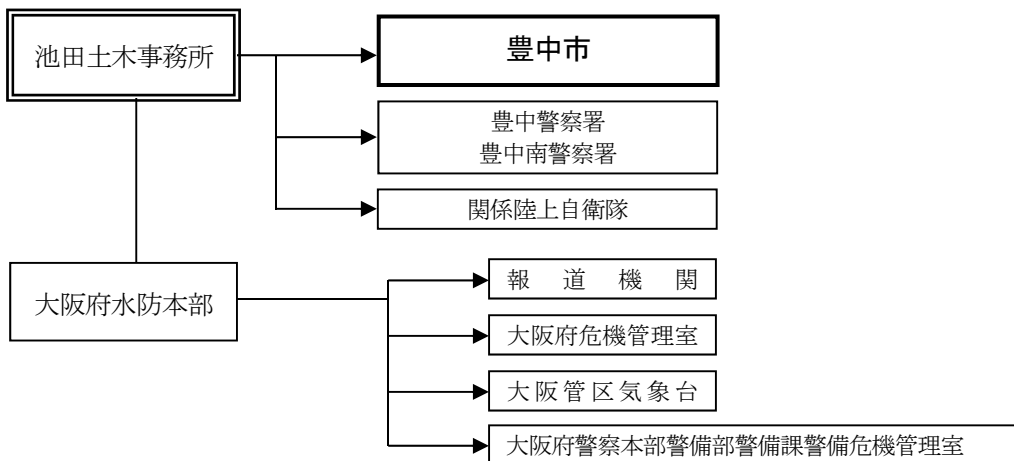


②猪名川水防警報伝達系統図

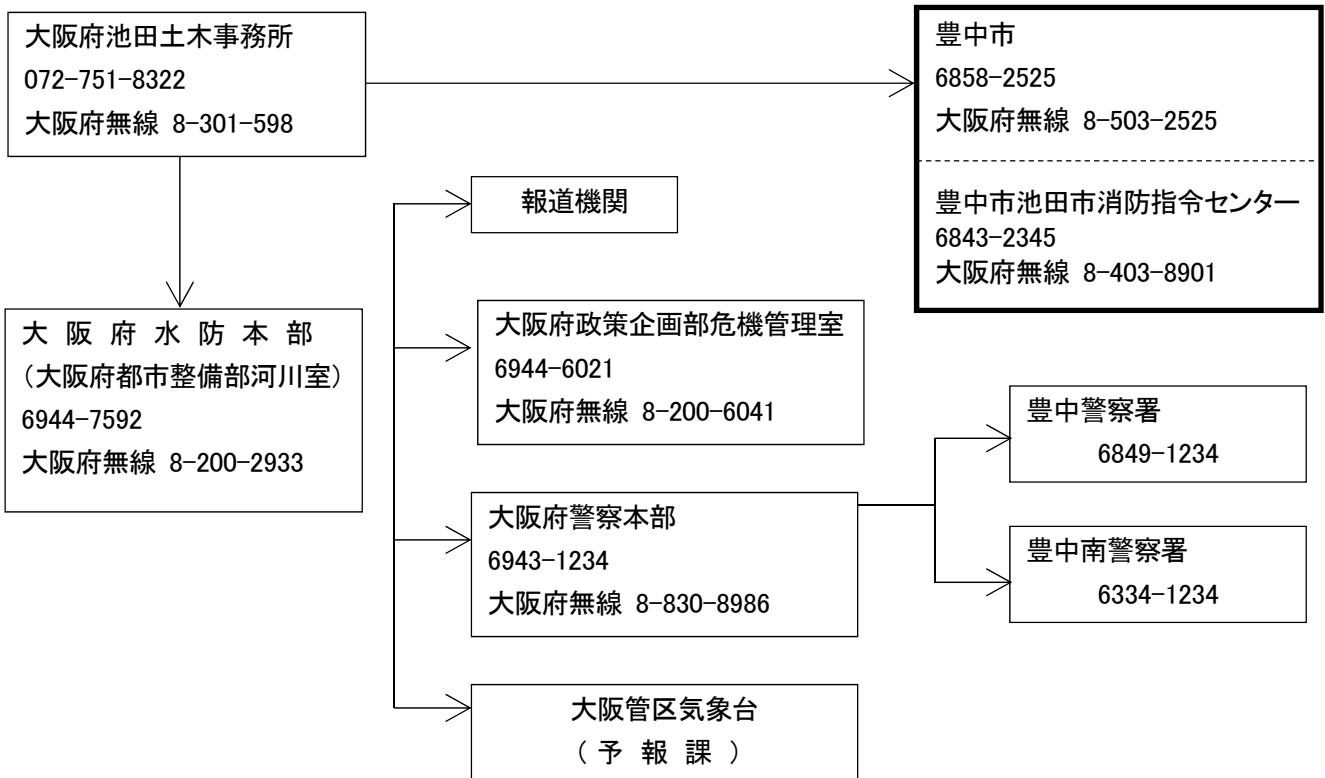
(3) 国土交通大臣が発表する水防警報【猪名川】



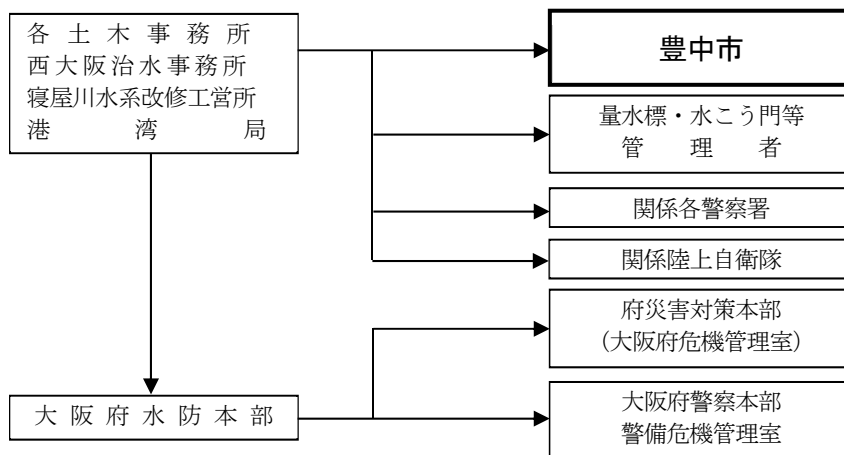
【大阪府池田土木事務所が行う水防警報の伝達系統図】



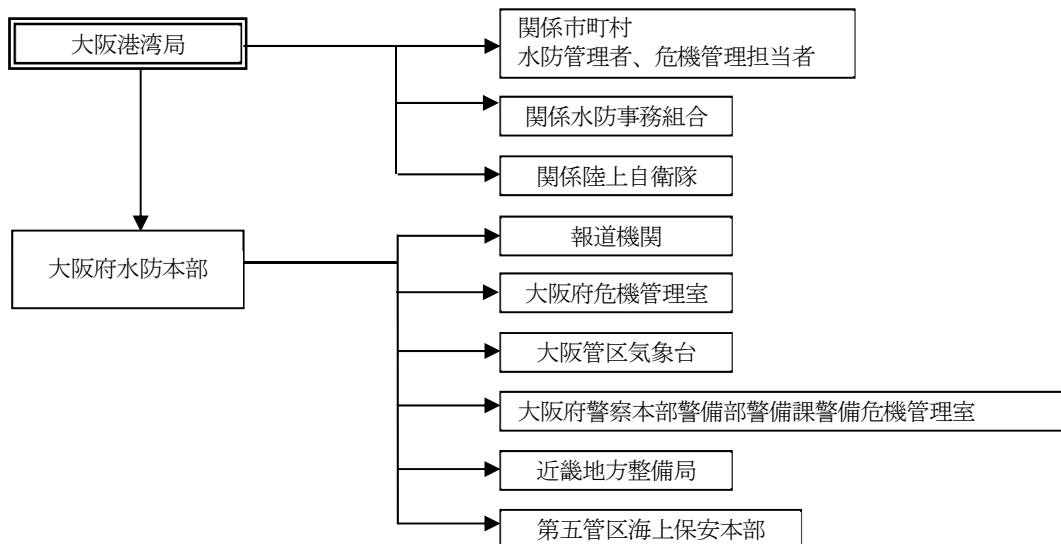
【大阪府池田土木事務所が行う避難判断水位(特別警戒水位)連絡系統図】



【知事(大阪府西大阪治水事務所)が行う水防警報の伝達系統図】



【高潮特別警戒水位到達時の関係機関への連絡系統図】



(4) 異常現象通報

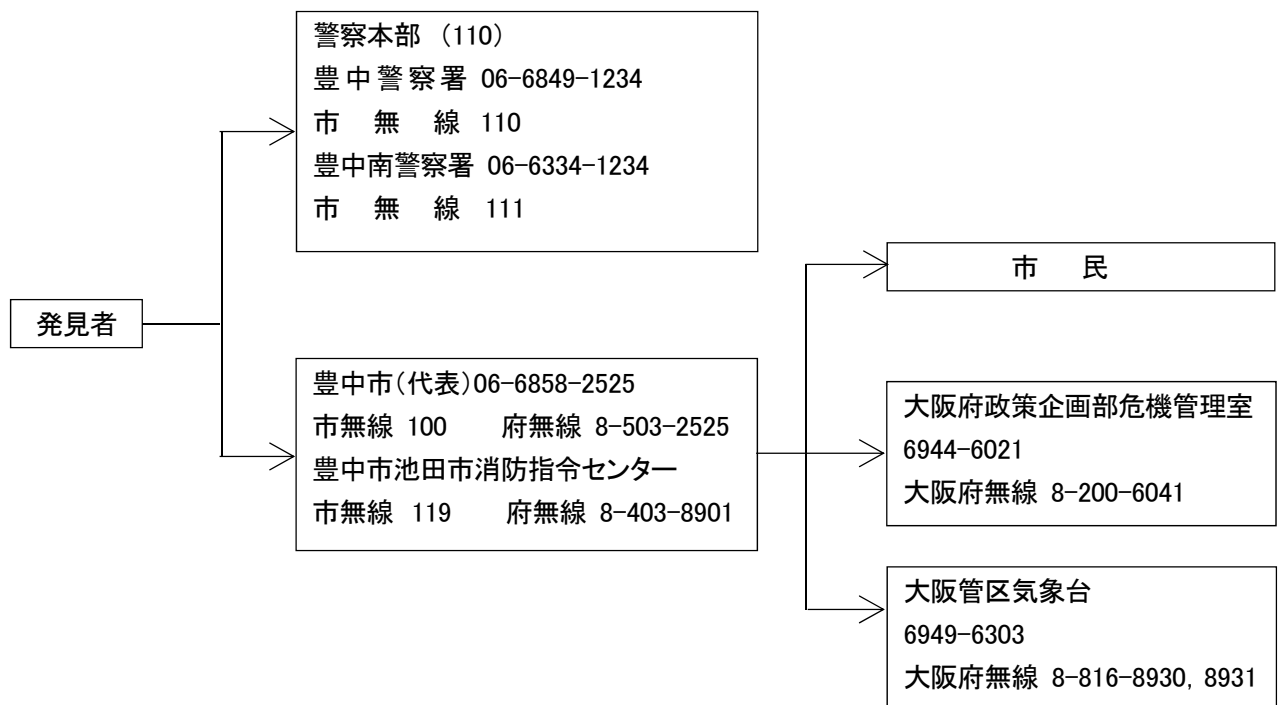
堤防からの漏水や、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市職員、消防職員、警察官等に通報する。

通報を受けた警察官等は、その旨を速やかに市長に報告し、また市長は必要に応じて大阪管区气象台、大阪府及び関係機関に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。

【異常現象の種類と内容】

気 象	竜巻、強い突風等で著しく異常な気象現象
地 象	山くずれ、がけくずれ等
その他	堤防等に水漏れがある場合等

【異常現象発見時の連絡系統図】



※8 は豊中市の発信番号



## (5) ため池水位の通報

ため池管理者は、その管理するため池の水位が上昇し、又は降雨等の状況により出水のおそれのあることを認めるときは直ちに市長に報告する。

報告を受けた市長は、必要に応じ、豊中警察署へ通報する。

大阪府北部農と緑の総合事務所	072-623-4322	大阪府無線 8-300-8920 FAX300-8820
大阪府農政室	06-6944-6751	大阪府無線 8-200-2774

※8 は豊中市の発信番号

## (6) 火災気象通報等

大阪管区气象台は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市町村長に伝達する。

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、平均風速12m/s以上となる見込みのとき。但し、降雨、降雪が予測される場合には通報を取りやめることができる。

市長は、消防法第22条に基づき、知事から火災気象通報を受けたとき、又は消防法施行規則に基づく火災警報発令基準に達し、必要があると判断されたときは火災警報を発令する。火災警報は、関係機関、報道機関、掲示板、広報車等によって市民に通報する。

## 2 庁内の情報連絡

## (1) 勤務時間内における連絡方法

ア 気象予警報等の連絡は、警報及びその他重要なものについて行う。

イ 各部への連絡は、統括チームが庁内放送、電話又は伝令等で行う。

ウ 電話又は伝令の場合は、各部長に対して行う。ただし部長に連絡できない場合は、これに代わる者に対して行う。

エ 各部内における連絡方法は、各部内において定める。

オ 庁内LANを活用し、電子掲示板等で、全庁的な情報共有化を行う。

## (2) 勤務時間外における連絡方法

職員は自らラジオ・テレビ・インターネット等によって気象情報等を収集し、緊急連絡網による出動指令に備える。

## 3 市民への連絡

## (1) 連絡する情報

必要と認められる気象関連情報等のほか、予想される事態並びにこれに対してとるべき措置も併せて周知する。

特に台風接近時には、台風の状況と併せ、不要・不急の外出抑制の呼びかけ等の周知を図る。

また、これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合、大阪府及び气象台と情報共有・連携を密にし、市民に対し、身の安全確保の呼びかけに努める。

さらに道路管理者は、降雨状況等から通行規制範囲を予め指定し、ホームページ等で周知し、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行う。

## (2) 市民に対する連絡方法

ア 気象関連情報等は、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じて市民に周知されるが、市長が必要と認めた情報等についても知事又は各報道機関に依頼して周知を図る。

イ 特殊な情報、特定地域のみに対する情報等は、次の方法のいずれかにより周知する。

(ア) 広報車等の利用

(イ) 電話・口頭等による個別の通知

(ウ) 自治会、町内会等の協力

(エ) とよなか同報通信システム、緊急速報メールの利用

(オ) ジェイコムウエスト、エフ・エム千里、インターネット等の利用

## 4 洪水予報等の伝達

水防法第 15 条第 1 項第 1 号に基づく要配慮者施設への洪水予報時の伝達は、おおさか防災ネットのメール配信及び緊急速報メール等により行う。

## 5 大阪府及び国への報告

被害状況の報告は、法第 53 条第 1 項並びに消防組織法第 22 条に基づく災害報告要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号）及び火災・災害等報告要領（令和元年 6 月 6 日付消防防第 12 号）により、基本的に大阪府に対して行う。（直接即報基準該当事案は 30 分以内に消防庁へ報告する）

なお、大阪府（消防庁）への報告は、原則として大阪府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、電話及びファクシミリ等の手段による。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、大阪府警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡する。

ア 消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を大阪府及び国（消防庁）に通報する。

イ 大阪府への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。

ウ 措置が完了した後、速やかに大阪府に災害確定報告を行う。

### (1) 災害概況即報

災害発生直後の第一報、個別の災害現場の概況を報告する場合、災害当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合は、「火災・災害等即報要領」の第 4 号様式（その 1）「災害概況即報」に従い報告するとともに、概況が判明するのにあわせて随時報告する。

第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告する。

人的及び家屋被害に重点を置いて報告する。

## (2) 被害状況即報

災害発生直後の大阪府への報告後、被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況に大きな変化があった場合は、「火災・災害等即報要領」の第4号様式（その2）「被害状況即報」に従い報告する。なお、報告数値は判明した範囲で構わない。

人的及び家屋被害に加えて各種被害状況についても報告する。

## (3) 災害確定報告

応急措置が完了した場合は、災害報告取扱要領の第1号様式「災害確定報告」に従い、事後速やかに報告する。

## 第 2 節 河川等の被害情報及び重要水防箇所の調査・監視

### 《基本的な考え方》

豪雨、暴風等によって生じる河川等の増水、台風による高潮、土砂災害について、迅速かつ的確な監視・警戒活動を行い被害発生の未然防止又は軽減を図る。

### 《対策の体系》

河川等の被害情報及び重要水防箇所の調査・監視	1 河川及びため池の被害情報及び警戒活動 2 宅地等の警戒活動 3 道路等の警戒活動 4 監視警戒活動
------------------------	--

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
都市基盤部 都市基盤総務班	1 雨量、気象情報（河川水位含む）等の収集に関する事 2 大阪府（池田土木事務所）河川部局との連絡調整に関する事 3 水門、樋門の開閉に関する事 4 ため池の監視・警戒活動に関する事
都市計画推進部 宅地調査班	1 宅地等の警戒活動に関する事 2 土砂災害警戒区域等の危険箇所の点検に関する事
都市計画推進部 河川監視班	1 河川の監視・警戒活動に関する事
都市基盤部道路班	1 道路等の被害情報及び重要箇所の調査・監視 2 土砂災害警戒区域等の危険箇所の点検に関する事
消防部（消防団）	1 監視警戒活動に関する事

### 《対策の展開》

#### 1 河川及びため池の被害情報及び警戒活動

##### (1) 風水害対策本部員の出動

本部長は、水防警報が発せられた時は、風水害対策要員及び消防機関を出動させ、ため池管理者の協力を得て調査・監視し警戒につかせる。

##### (2) 常時監視

ア 都市基盤部長、都市計画推進部長及び消防局長は、水防法第9条に基づき、河川、ため池、堤防に常時巡視員を設け、随時市内を巡視して、水防上危険であると認められた箇所があるときは、直ちに当該箇所の管理者及び風水害対策本部長に連絡、報告し、必要な措置を求めなければならない。

イ ため池管理者は前記に準じ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、風水害対策本部長に連絡し、必要な措置を求めなければならない。

## (3) 非常警戒

風水害対策本部長は出動命令を出したときは、水防区域の監視員を増員し、監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として堤防の表法と天端と裏法をよく巡回させ、特に次の状態に注意を促し、異常発見の報告のあった場合は直ちに大阪府池田土木事務所長、大阪府西大阪治水事務所、大阪府北部農と緑の総合事務所長又は大阪府農政室長及び大阪府水防本部長に報告するとともに、水防作業を開始する。

また、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

- ア 裏法の漏水又は飽水による亀裂又は欠け崩れ
- イ 表法の水当りの場所の亀裂又は欠け崩れ
- ウ 天端の亀裂又は沈下
- エ 堤防の越水状況
- オ 樋門の両袖又は底部からの漏水と扉のしまり具合
- カ 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異常

なお、ため池については、上記のほか、さらに次の点に注意する。

- (ア) 取水口の閉塞状況
- (イ) 流入水及びその浮遊物の状態
- (ウ) 余水吐及び放水路付近の状態
- (エ) 樋管の漏水による亀裂及び欠け崩れ

## (4) 水位の通報

風水害対策本部長は気象等の状況により、国土交通省、大阪府土木テレメータ観測情報を監視するとともに、洪水又は高潮のおそれがあるとき、又は水防警報（第3段階出動）を受けた時は、監視員にその後の水位変動を監視させ、水防団待機水位に達した時からただちに、次の各項により報告させるとともに状況により、大阪府池田土木事務所長、大阪府西大阪治水事務所長へ報告する。

## ア 報告とその間隔

- (ア) 氾濫注意水位に達したとき
- (イ) 避難判断水位が設定される河川については、避難判断水位に達したとき
- (ウ) 氾濫危険水位に達したとき
- (エ) 最高水位に達したとき
- (オ) 最高水位を下まわったとき
- (カ) 避難判断水位が設定される河川については、避難判断水位を下まわったとき
- (キ) 氾濫注意水位を下まわったとき

## イ 水防要員の活動

水防要員は水位の変動状況に応じて、次の活動を行う。

大阪府池田土木事務所長、大阪府西大阪治水事務所長へ報告する。

- (ア) 警戒・広報に関する活動
- (イ) 調査に関する活動
- (ウ) 応急処置・工作に関する活動
- (エ) その他必要な活動

## ウ 河川量水標等の位置と水位

## (ア) 洪水区域

量水標の位置	設置者	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
猪名川（池田市、小戸）	国交省	1.00m	2.50m	3.40m	4.00m
猪名川（尼崎市猪名川橋）	国交省	1.20m	2.70m	—	—
神崎川（安威川合流点から旧猪名川合流点）（三国、西大阪治水事務所神崎川出張所前）	大阪府	3.00m	3.80m	4.85m	5.00m
千里川（春日橋・新免ポンプ場裏）	大阪府	1.00m	2.00m	2.10m	2.60m
天竺川・兎川（天竺川橋）	大阪府	1.00m	2.00m	2.20m	2.30m
高川（水路橋）	大阪府	0.75m	1.50m	1.55m	1.60m
箕面川（箕面川橋）	大阪府	1.00m	2.50m	2.60m	2.70m

参考 千里川（春日橋直下） 豊中市 第1通報 1.7m・第2通報 2.5m

- ・避難判断水位が設定されたときはその水位を採用する

## (イ) 高潮区域

河川海岸名	区 域		対象検潮所	水防警報発令基準
神崎川	左岸	海から 大阪市淀川区東三国地先（大吹橋下流端）まで	三国	潮位がOP+2.0m に達しなお著しく 上昇のおそれがある とき
	右岸	海から 吹田市南吹田地先（大吹橋下流端）まで		

## エ 報告

水位の報告は観測場所、日時、水位増減の傾向、見込等を電話その他で通報する。

## オ 風水害対策解除

本部長は、水位が避難判断水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、又は高潮のおそれなくなり風水害対策解除を命じたときは、これを市民に周知するとともに、大阪府池田土木事務所長、大阪府西大阪治水事務所長、大阪府北部農と緑の総合事務所長又は大阪府農政室長にその旨報告する。

## (5) 水門、樋門、角落、排水口、えん堤の操作

ア 水門、樋門、角落、排水口、えん堤等の操作が完全に行われることが風水害対策活動にとって重要なことである。したがってその操作は、適切な判断と細心の注意をもって、適当な時期に行うとともに、構造物の両袖又は底部からの漏水に特に注意し、漏水のあるときは、ただちに、関係方面に連絡して、適当な措置をとる。

イ 水門、樋門、角落、排水口、えん堤等の管理者は水位の変動を監視し、風水害対策本部と緊密な連絡を行い、必要に応じてその操作を行う。

資料:風水害-7 樋門管理者名簿

## 2 宅地等の警戒活動

### (1) 土砂災害警戒情報

#### ア 大阪管区气象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報

大阪府及び大阪管区气象台は大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、法第51条、第55条、気象業務法第11条、第13条、第15条）

#### (ア) 発表の基準

大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、大阪府と大阪管区气象台が共同して発表する情報である。

なお、発表は、气象台の短時間降雨予測に基づき、气象台の土壤雨量指数が基準を超過すると見込まれる場合、該当市町村に発表される。

#### (イ) 土砂災害警戒情報の留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壤雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示等の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

#### 資料：地震応急-6 警報・注意報発表基準一覧表

#### イ 市の活動

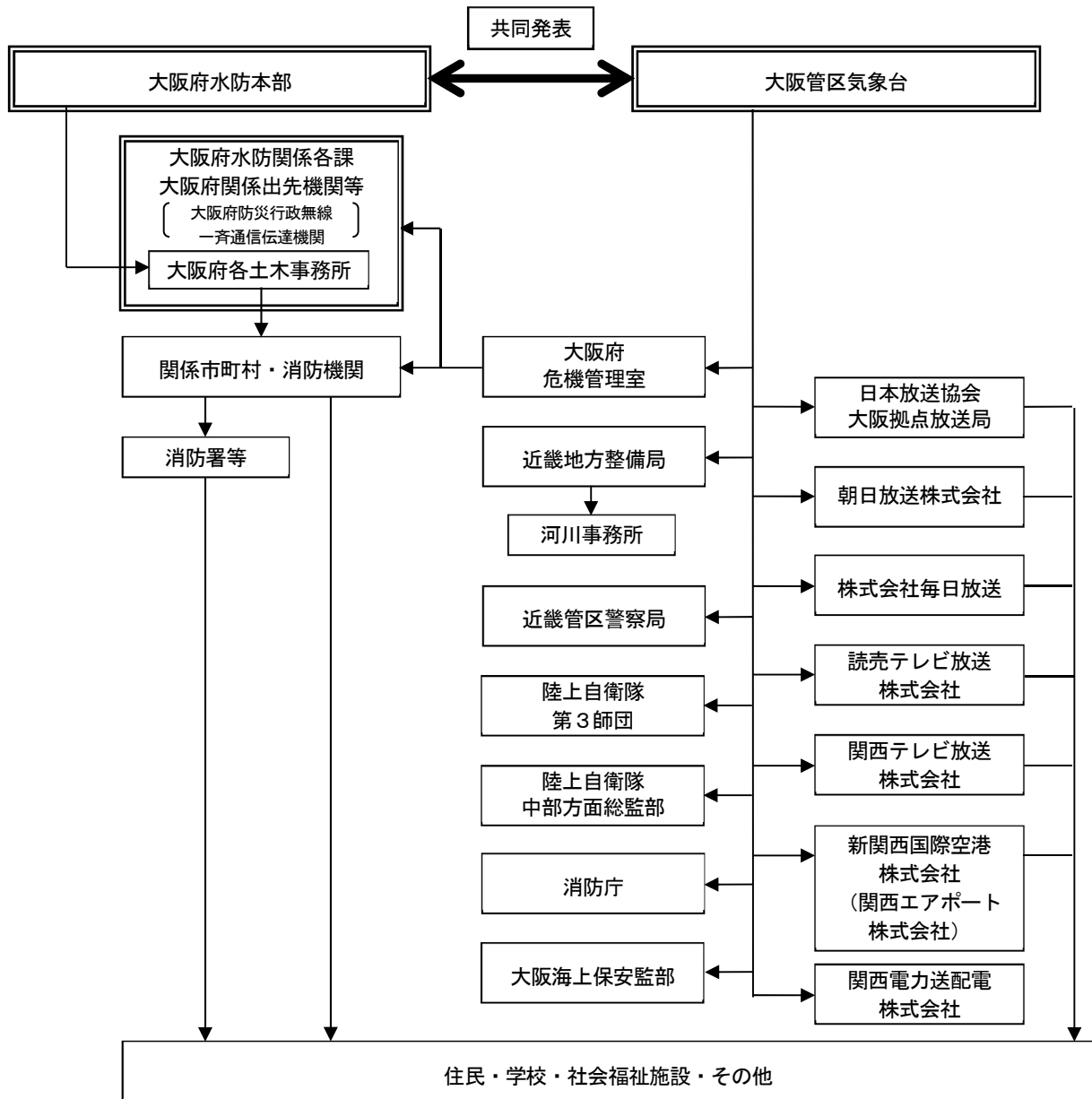
市は、上記の情報により、「豊中市避難情報の判断・伝達マニュアル（土砂災害編）」に準じて、次の活動を行う。

情報の種類	活動の種類
大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒判定メッシュ情報	高齢者等避難の発令判断（避難準備等の目安） 警戒巡視、住民への広報等
土砂災害警戒情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報	避難指示の発令判断、警戒巡視、住民への広報等

市は、土砂災害の前兆現象の情報収集及び災害情報の収集を行いこれらの情報を迅速に、伝達し、避難誘導體制の確立を図る。

ウ 伝達体制

【土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路】





## (2) 土砂災害警戒区域等の警戒活動の基準

## ア 第1次警戒体制

予測雨量で、土砂災害発生基準を超過時

## イ 第2次警戒体制

土砂災害警戒情報発表時

## (3) 土砂災害警戒区域等の警戒活動の内容

## ア 第1次警戒体制

(ア) 各危険箇所において警戒パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。

(イ) 地元自主防災組織等の活動を要請する。

(ウ) 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

(エ) 住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。

## イ 第2次警戒体制

(ア) 法に基づく避難指示等を行う。

**資料: 予防-4 土砂災害警戒区域**

## (4) 斜面判定土制度の活用

都市計画推進部宅地調査班は、必要に応じて特定非営利活動法人大阪府砂防ボランティア協会との連携によりパトロールを実施する。

## (5) 情報交換の徹底

市、大阪府をはじめ関係団体は、気象情報等の交換に努める。

また、収集した被災現場等の画像情報については、必要に応じて、災害対策本部を通して防災関係機関へ提供し、情報の共有化を図る。

**3 道路等の警戒活動**

道路等の冠水等の被害、橋梁被害、公園等の樹木倒壊など、被害状況の把握に努める。

**4 監視警戒活動**

消防部及び消防団は、状況に応じパトロール隊を編成し、次の監視警戒任務にあたる。

ア 河川、池の水位状況

イ 道路、橋梁、その他消防活動上関係のある場所の被害状況

ウ その他、風水害二次災害予防上必要と認められる事項

## 第3節 応急避難

### 第1 指定避難所の開設・避難者の受け入れ

#### 《基本的な考え方》

気象警報等の発表又は台風の接近等により、警戒活動期に市民の避難が予想されるため、指定避難所の開設・避難者の受入体制の確立を図る。

#### 《対策の体系》

指定避難所の開設・避難者の受け入れ	1 警戒活動期における指定避難所開設基準 2 避難者の応急受け入れ
-------------------	--------------------------------------

#### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
各部避難班	1 指定避難所の開設及び受け入れに関する事

#### 《対策の展開》

#### 1 警戒活動期における指定避難所開設基準

- (1) 警戒活動期の初期においては、原則として警備員や管理者が配置されている24時間対応可能な公共施設を指定避難所として提供することとする。
- (2) 警戒活動期に高齢者等避難を発令するに際しては、各河川管理者から提供を受けている浸水深等にもとづき指定避難所を開設する。  
ただし、避難者の受け入れ場所は体育館等避難者が利用しやすい低層階部を一時避難場所として提供する。
- (3) 避難指示を発令するに際しては、河川の破堤等被害が予測されることから浸水が予測される（浸水深50cm以下の区域は除く）区域外の指定避難所を開設する。
- (4) 警戒区域を設定し区域内の住民に避難指示等を発令するに際しては、避難すべき指定避難所を具体的に示して行うこととし、当該避難所をあらかじめ開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設する。
- (5) 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に大阪府に報告するよう努める。

#### 2 避難者の応急受け入れ

##### (1) 市民の自主的な避難への対応

風水害対策本部が設置されるまでに市民が避難を求めてきた場合は、前記1の(1)指定避難所を開設し受け入れる。

なお、必要に応じて備蓄毛布を提供することとするが、食料の供給は原則として実施しないこととする。

## (2) 警戒区域の設定及び避難指示等に伴う避難への対応

前記1の(3)、(4)の指定避難所を開設して市民を受け入れるときは、集団避難が行えるよう自主防災組織、自治会、豊中市赤十字奉仕団、豊中市社会福祉協議会など地域住民組織と連携して避難誘導する。また、要配慮者の避難に十分配慮するとともに、要配慮者の避難については、病院等適切な施設への搬送を考慮する。

なお、備蓄物資の提供、食料の供給については、前記(1)に準じる。

## 第2 警戒区域の設定

### 《基本的な考え方》

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

### 《対策の体系》

警戒区域の設定	1 設定者 2 実施方法 3 警戒区域の解除
---------	------------------------------

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
本部長（市長）	1 警戒区域の設定及び解除の決定に関する事
統括チーム 消防部 消防団	1 警戒区域の設定及び解除に関する事

## 《対策の展開》

## 1 設定者

設定権者	代行者	災害種類	設定状況	根拠法令
市長	意思決定代行順位 その他の委任市職員	災害全般	○災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、市民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	災害対策基本法 第 63 条第 1 項
	警察官	災害全般	○上記の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき ○この場合、警戒区域を設定した旨を市長に通知する	災害対策基本法 第 63 条第 2 項
	自衛官	災害全般	○災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいない場合で、他に職権を行う者がいないとき ○この場合、警戒区域を設定した旨を市長に通知する	災害対策基本法 第 63 条第 3 項
	県知事	災害全般	○市長がその事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第 73 条
消防長 消防署長		火災 その他	○ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれ著しく大であり、かつ火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき	消防法 第 23 条の 2 第 1 項
	警察署長	火災 その他	○上記の場合において、消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき	消防法 第 23 条の 2 第 2 項
自衛官		全般	○市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき	災害対策基本法 第 63 条第 3 項
消防吏員 消防団員		火災	○火災の現場において消防警戒区域を設定したとき	消防法 第 28 条第 1 項
	警察官	火災	○上記の場合において、消防吏員又は消防団員がいないとき又はこれらの者から要求があったとき	消防法 第 28 条第 2 項
水防団長 水防団員		水害	○水防上緊急の必要がある場所	水防法 第 21 条第 1 項
消防機関 に属する 者	警察官	水害	○上記の場合において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき又はこれらの者から要求があったとき	水防法 第 21 条第 2 項

## 2 実施方法

---

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特別に必要があると認めるときは、警戒区域を次の要領で設定する。

なお、大阪府への報告は、避難の措置及びその解除に準じて行う。

- (1) 本部長は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域への立ち入りを禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。ただし、危険が切迫し本部長が発令するいとまのないときは、危機管理監、消防局長が実施する。この場合、事後直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。
- (2) 警戒区域を設定し当該区域からの退去を命じた者には、避難すべき指定避難所を示して保護することとする。
- (3) 警察官は、前記の職員が現場にいないとき、又これらの者から要求があったときは、この職権を代行することができる。この場合、事後直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。
- (4) 警戒区域の設定に必要な措置は、風水害対策本部又は災害対策本部が警察署等の防災関係機関の協力を得て実施する。

## 3 警戒区域の解除

---

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難指示等の伝達と同様にして速やかに警戒区域の解除を周知する。

### 第3 避難指示等の発令と避難誘導

#### 《基本的な考え方》

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合及び土砂災害警戒情報が発表された場合、危険区域における住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、「避難情報の判断・伝達マニュアル（水害編）（土砂災害編）」に基づいて、高齢者等避難・避難指示等の発令、避難誘導等、必要な措置を講ずる。その際、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

#### 《対策の体系》

避難の勧告及び指示	1 避難指示等の発令 2 避難指示等の種類 3 避難誘導 4 優先避難 5 避難指示等の解除
-----------	--

#### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
本部長（市長）	1 高齢者等避難の発令及び解除並びに発令区域の決定に関する事 2 避難指示の発令及び解除の決定に関する事
統括チーム	1 大阪府等へ的高齢者等避難及び対象地域に係る通知に関する事 2 高齢者等避難の伝達に関する事 3 指定避難所開設準備に関する事
各部避難班 消防部（消防団）	1 指定避難所開設準備に関する事 2 高齢者等避難の伝達に関する事 3 避難誘導に関する事

#### 《対策の展開》

##### 1 避難指示等の発令

###### (1) 避難指示等の発令手順

ア 高齢者等避難・避難指示又は緊急安全確保を適正に発令するため、収集した情報を総合的に把握・確認する風水害対策本部会議を開催する。

イ 会議の結果、市内の広域にわたり高齢者等避難・避難指示又は緊急安全確保を発令する場合は、すみやかに災害対策本部体制に切り替えるとともに、必要な職員を召集、確保し指定避難所の開設、広報等の体制を整える。

緊急時は、本部長の指示により、避難指示又は緊急安全確保を発令し、速やかに本部員に報告する。

ウ 避難指示又は緊急安全確保を発令した場合は、速やかに大阪府に報告する。

エ どのような状況で、どこの地域の住民に対して避難指示等を発令すべきか等の具体的な判断基準や対象地域の設定等については別に定める「避難情報の判断・伝達マニュアル」に則して対応する。

## 2 避難指示等の種類

避難指示等の種類と基準等は、次のとおりである。

なお、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、屋内安全確保（屋内退避、垂直避難等）に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

また、立ち退きの指示を行う際に、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、避難指示等に関する事項について、助言を求めることができる。

なお、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

### (1) 高齢者等避難

災害が発生するおそれのある地域住民に対する高齢者等避難の発令は、原則として次の基準及び内容により本部長が行うものとするが、時間的余裕があるときは警察官等の協力を得て調査し実施する。

なお、土砂災害（特別）警戒区域において、「豊中市避難情報の判断・伝達マニュアル（土砂災害編）」等に定める基準を超過した場合は、住民に避難の準備を広報する。

#### 【高齢者等避難(警戒レベル3)】

区分	基準及び内容等
条件	<p>災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報（浸水害）、洪水注意報、氾濫注意情報（猪名川・神崎川）、予測雨量等に基づき総合的に判断する。</li> <li>・大雨警報（土砂災害）が発表され、3時間後に土砂災害発生危険基準（CL）に到達すると予想されたとき</li> </ul>
伝達内容	指示者、発令地域、避難準備（高齢者等は避難開始）すべき理由、避難先、その他必要事項
伝達方法	緊急速報メールによる伝達、Lアラート（災害情報共有システム）、おおさか防災ネット及びおおさか防災ネット（メール配信）による伝達、ケーブルテレビによる伝達、とよなか同報通信システムによる伝達など
市民に求める行動	<p>○危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</li> <li>・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li> </ul>



## (2) 避難指示及び緊急安全確保

危険区域の住民に対する避難のための立ち退きの指示等は、原則として次の基準及び内容により本部長が行うものとするが、時間的余裕があるときは警察官等の協力を得て調査し実施する。

## 【避難指示(警戒レベル4)】(災害対策本部体制において発令)

区分	基準及び内容等
条件	災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報（浸水害）、洪水警報、氾濫警戒情報、実況水位、予測雨量等に基づき総合的に判断する。</li> <li>・堤防の決壊につながるような漏水の発見、又は通報があった場合</li> <li>・土砂災害警戒情報が発表され、2時間後に土砂災害発生危険基準線（CL）に到達すると予測されており、かつ、前兆現象が確認されたとき</li> </ul>
伝達内容	指示者、発令地域、勧告すべき事由、避難先、指定避難所に至る経路、その他必要事項
伝達方法	高齢者等避難の伝達方法によるが、必要に応じ、広報車による伝達、戸別訪問による伝達など
市民に求める行動	○危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul>

## 【緊急安全確保(警戒レベル5)】(災害対策本部体制において発令)

区分	基準及び内容等
条件	災害が発生又は切迫している状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別警報が発表された時</li> <li>・氾濫危険情報、実況水位、実況雨量等に基づき総合的に判断する。</li> <li>・堤防破堤、堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見され、人的被害の発生する危険性が高いと判断された場合</li> <li>・人的被害が発生した状況</li> <li>・既に土砂災害発生危険基準線（CL）に到達し、さらに、近隣で土砂災害が発生している、又は、前兆現象が確認されたとき</li> </ul>
伝達内容	指示者、発令地域、指示すべき事由、避難先、指定避難所に至る経路、その他必要事項
伝達方法	避難指示の伝達方法に加えて、警察官の協力を要請し、避難を拒否するものに避難を指示する。
市民に求める行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難指示等の発令後で避難中の市民は、確実な避難行動を直ちに完了</li> <li>・未だ避難していない対象市民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる。</li> </ul>

※発令範囲については、特に土砂災害について、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市域をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。

※住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

**【避難指示又は緊急安全確保の発令】**

実施責任者	勧告・指示の内容	根拠法規
市長	住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合は、避難のための立ち退きを勧告・指示する	災害対策基本法 第56・60条
知事	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代って行う	災害対策基本法 第60条
知事又はその命を受けた職員	洪水又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立ち退きを指示する	水防法第29条
警察官	市長による避難の指示ができないと認められるとき又は市長から要請があったときは、避難のための立ち退きを指示する	災害対策基本法 第61条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り避難等の措置を講ずる	自衛隊法第94条
水防管理者	洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立ち退きを指示する	水防法第29条

## (3) 水防信号

水防法第20条に基づき、水防に用いる信号は別表のとおりとする。

**資料:風水害-8 水防信号設置施設一覧表**

**3 避難誘導**

避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

(1) 統括チーム広報グループは、避難指示等が発令された地域名、避難先、避難理由等を明示し、様々な手法により周知する。

(2) 避難者の誘導については警察官等の協力を得て、被災の大きい地域及び指定避難所より遠隔な地域から誘導を始め、誘導補助員として自主防災組織、赤十字奉仕団（分団）、自治会、町内会等の協力により避難者の誘導にあたる。

## (3) 大規模の移送方法

被災地が広域にわたり、避難者を他の地域に大規模移送する必要があるときは、大阪府に応援を要請する。

この場合、事態が急迫し知事に要請するいとまがないときは、隣接市町長又は警察署、関係機関と連絡をとり実施する。

## (4) 携行品の制限

避難誘導者は避難立ち退きにあたっての携行品を必要最小限に制限し、円滑な立ち退きについて誘導する。

#### 4 優先避難

---

避難させるときは、高齢者、障害者、傷病者、子ども、妊産婦等を優先的に避難させる。

#### 5 避難指示等の解除

---

災害に伴う危険が解消し、避難の必要がなくなったときは、直ちに様々な手法により、避難者に避難指示等を解除した旨を周知徹底するとともに、知事に速やかにその旨を報告する。

## 第4章 応急対策活動

### 第1節 風水害対策本部体制の充実等

#### 第1 災害対策本部の設置

##### 《基本的な考え方》

災害が発生し、風水害対策本部機構のみでは対応できない事態が生じた場合、災害対策本部に移行し、体制の充実を図り応急対策に万全を期す。

##### 《対策の体系》

災害対策本部の設置	1 本部会議の開催
	2 応援職員の動員要請の手順

##### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
統括チーム	1 災害対策本部の開催に関すること 2 職員の応援要請に関すること 3 被害予測・分析等に関すること 4 情報収集及び被害状況の把握に関すること 5 水防活動記録に関すること
都市基盤部 都市基盤対策班	1 雨量情報・河川の水位情報・気象情報等の収集に関すること
統括チーム 職員動員グループ	1 関係部への応援職員の動員要請及び動員状況の取りまとめに関すること

##### 《対策の展開》

#### 1 本部会議の開催

なるべく定時に、災害対策本部会議を開催し、警戒活動及び応急対策活動等の状況を報告し、情報の共有化を図る。

なお、本部会議開催場所は、市役所第二庁舎3階会議室とする。

#### 2 応援職員の動員要請の手順

風水害対策本部員のみでの対応が困難な場合は、危機管理監が各部に応援を指示する。

##### (1) 動員要請の手順

統括チームは、応援要請業務を整理し、各部に応援職員の動員を要請する。

##### (2) 動員報告

統括チームが各部に応援職員の動員要請を行うとともに、動員状況を取りまとめる。

**資料:様式-2-1「動員報告書」**

## 第2 応援等の要請及び受け入れ

### 《基本的な考え方》

被害が発生し、市民の生命又は財産を保護するため又は専門的な技術等が必要と判断された場合は、大阪府、他市町村及び指定地方行政機関等に対し応援・協力を要請するとともに、応援部隊の活動・宿営等のための拠点を確保するなど受入体制を整備し応急対策に万全を期す。

### 《対策の体系》

応援等の要請及び受け入れ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大阪府への応援要請</li> <li>2 協定市町への応援要請</li> <li>3 その他市町村への応援要請</li> <li>4 防災関係機関等との相互協力</li> <li>5 広域応援の受入体制</li> <li>6 緊急消防援助隊の要請</li> <li>7 自衛隊に対する災害派遣要請</li> </ol>
--------------	--

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
本部長（市長）	1 応援要請の決定に関する事
統括チーム	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大阪府への応援要請に関する事</li> <li>2 協定市町への応援要請に関する事</li> <li>3 その他市町村への応援要請に関する事</li> <li>4 防災関係機関との相互協力に関する事</li> <li>5 自衛隊への災害派遣要請に関する事</li> </ol>
各部	1 広域応援及びボランティアの受入体制の整備に関する事

## 《対策の展開》

### 1 大阪府への応援要請

市長（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めるときは、知事に対し原則として文書をもって、応援又は職員派遣の斡旋を求める。ただし、事態が切迫し緊急を要する場合は、無線・電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

要請に際しては、統括チームが次の事項について明らかにして伝達する。

- ア 災害の状況
- イ 応援を要請する理由
- ウ 応援を希望する人員・資材・機械・器具等の品名及び数量
- エ 応援を必要とする活動内容
- オ その他必要な事項

#### 【連絡先】

名称	直通電話	F A X	大阪府防災行政無線
大阪府政策企画部 危機管理室	06-6944-6022	06-6944-6022	8-220-8920

※8は豊中市の発信者番号

### 2 協定市町への応援要請

協定市町に応援を要請するときは、相互応援協定等に基づいて統括チームが行う。

#### 【豊能地区3市2町による災害時相互応援協定締結市町及び担当部局】

市町名	所管部課名	電話	F A X	大阪府防災専用電話
池田市	市長公室 危機管理課	072-754-6263	072-752-1111	8-504-8900
箕面市	総務部 市民安全政策室	072-724-6750	072-723-2121	8-520-8900
能勢町	総務部 住民課	072-734-0107	072-734-0001	8-535-8900
豊能町	総務部 秘書政策課	072-739-3415	072-739-0001	8-534-8900

※8は豊中市の発信者番号

### 3 その他市町村への応援要請

市長（本部長）は、上記協定市町の応援でもなお十分な災害応急対策が実施できないと認めるときは、その他の市町村長に対し応援を要請する。

その他市町村からの応援に従事する者は統括チームにおいて調整のうえ、各部が受け入れ、当該部長又は班長の指揮のもとで活動する。

### 4 防災関係機関等との相互協力

市長（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めるとき、防災関係機関等に対し、情報の収集、交換など連絡を密にし、迅速かつ適切な災害応急対策活動を実施するため、職員の派遣を要請する。職員の派遣要請は統括チームが行い、各部が受け入れられる。

## 5 広域応援の受入体制

- (1) 広域応援の要請を依頼した担当部は、要請と同時に応援部隊の受入体制を整える。
- (2) 受入担当部は、以下の記録をまとめる。
  - ア 要請先、要請時間、要請内容
  - イ 回答内容、回答時間
  - ウ 応援部隊の到着時間、人員、責任者の氏名、連絡先
  - エ 滞在期間
  - オ 搬入物資内容、量、返却義務
  - カ 応援活動実績記録
  - キ 撤収日時
- (3) 受入担当部は、派遣された応援部隊に対して、広域活動の地域、期間、内容等の応援活動計画を作成する。
- (4) 応援部隊は、食料、飲料水、宿泊等の手配は自らが行うことを原則とする。
- (5) 応援部隊が大量の応急活動、復旧活動用の資機材等を搬入し、活動拠点となるオープンスペースが必要な場合は、統括チームが調整する。
- (6) 臨時ヘリポートの確保等
 

ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期す。

**資料: 予防-9 災害時用臨時ヘリポート選定基準及び選定場所一覧表**

## 6 緊急消防援助隊の要請

本部長は、広域応援をもってしても市内災害に対する消防力が不足すると認めるときは、知事又は消防庁長官に対し応援を要請する。  
消防部隊の受け入れ等は消防部が担当する。

## 7 自衛隊に対する災害派遣要請

- (1) 知事への派遣要請の要求
 

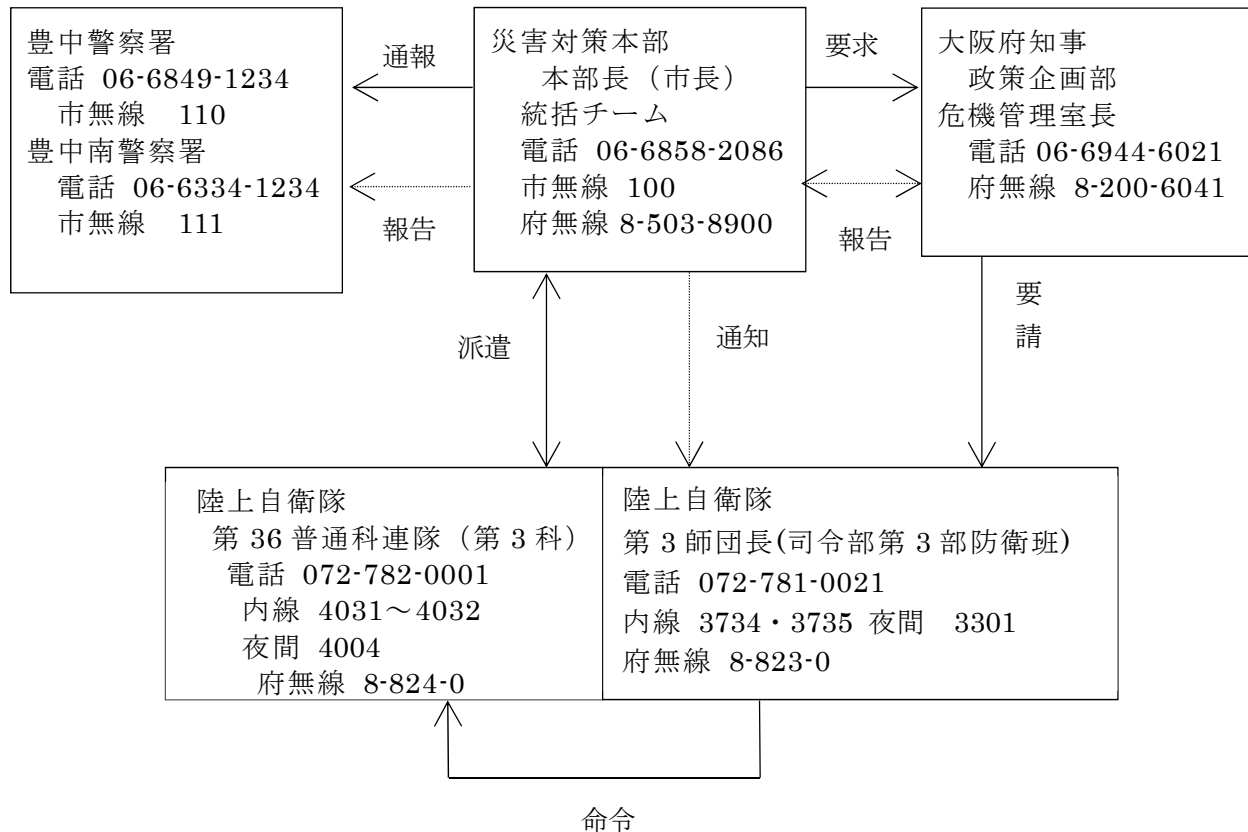
知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼するときは、「災害派遣要請の要求書」に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって大阪府（政策企画部危機管理室）に要求するものとし、事後速やかに要求文書を提出する。また、関係機関に対しても通報する。

なお、派遣要請の要求の事務手続きは、次の事項を明らかにして統括チームが行う。

  - ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
  - イ 派遣を希望する期間
  - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
  - エ その他参考となるべき事項
- (2) 自衛隊への災害状況の通知
 

通信の途絶等により、知事に対して自衛隊の災害派遣の要請の要求ができない場合は、市長が直接自衛隊に災害の状況を通知する。この場合、市長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

## 【派遣要請等の流れ】



## (3) 派遣部隊等の受入体制

## ア 連絡員の派遣

自衛隊に対し本部に情報連絡、調整のための連絡員の派遣を要請する。また、必要に応じて自衛隊の活動地区に市の連絡員を派遣する。

## イ 派遣部隊の誘導

(ア) 市内への進入ルート及び集結地点又は救援物資の受取場所等を選定し、派遣部隊を誘導する。

(イ) 自衛隊の派遣要求をしたときは、大阪府警（豊中警察署・豊中南警察署）に派遣部隊の誘導について依頼する。

## ウ 受入体制

## (ア) 連絡場所の提供

自衛隊の連絡調整のため派遣された連絡員の連絡場所を提供する。

## (イ) 派遣部隊への連絡調整

本部は、市職員現地連絡担当者を指名し現地派遣部隊との連絡調整にあたらせる。

## (ウ) 資機材の確保・準備

自衛隊災害派遣部隊の活動の実施にあたり、不足する資機材等は、可能な限り市が確保し調整により所要の準備を実施する。

## エ その他

ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等を準備する。



## (4) 自衛隊に要請する救助活動

自衛隊の派遣要請を求めることのできる範囲は、原則として、人命及び財産の救護を必要とし、かつ、やむを得ない事態の場合であって、おおむね次の活動内容は次とする。

なお、大規模な災害が発生した際には、被災直後の本市が混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行う。その際も大阪府等の関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理する。

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| (ア) 被害状況の把握   | (キ) 応急医療、救護及び防疫 |
| (イ) 避難の援助     | (ク) 人員及び物資の緊急輸送 |
| (ウ) 遭難者の捜索救助  | (ケ) 炊飯及び給水      |
| (エ) 水防活動      | (コ) 物資の無償貸付又は譲与 |
| (オ) 消防活動      | (カ) 危険物の保安及び除去  |
| (カ) 道路又は水路の啓開 |                 |

## (5) 知事への撤収要請の要求

災害の救援が市の機関をもって実施できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となった場合は、市長は派遣部隊の撤収について、派遣部隊の長と協議のうえ、「撤収要請の要求書」に記載する事項を明らかにして知事に要求する。

- (ア) 撤収要請日時
- (イ) 派遣された部隊
- (ウ) 派遣人員及び従事作業の内容
- (エ) その他参考となるべき事項

資料:様式-7「自衛隊の災害派遣要請の要求・撤収要請の要求様式」

### 第3 自発的支援の受け入れ

#### 《基本的な考え方》

災害発生後に、災害対策本部は、被災者の生活や自立を支援するとともに、行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援する災害ボランティアが、効果的に支援活動を展開するための受入体制や情報提供等の活動を行う。

また、市や大阪府、防災関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入計画に基づき必要な措置を講ずる。

#### 《対策の体系》

自発的支援の受け入れ	1 災害ボランティアの受け入れ 2 海外支援の受け入れ
------------	--------------------------------

#### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
統括チーム	1 災害支援ボランティアセンターとの連絡に関すること 2 海外支援の受入調整に関すること
豊中市社会福祉協議会	1 災害支援ボランティアセンターの開設に関すること 2 ボランティアの受け入れ及び需給調整に関すること 3 具体的な援助情報の把握と情報提供に関すること
市民協働部 市民協働総務班	1 専門ボランティアの要請に関すること 2 専門ボランティアの活動拠点の提供に関すること

#### 《対策の展開》

##### 1 災害ボランティアの受け入れ

###### (1) 災害支援ボランティアセンター開設

ア 統括チームは、災害発生後の指定避難所の状況及び災害応急対策要員の確保状況をみて、広くボランティアを募集して対応する必要があると判断した場合は、福祉部福祉総務班を通じ、豊中市社会福祉協議会に対し災害支援ボランティアセンターの開設を要請する。

イ 豊中市社会福祉協議会は、福祉部の協力のもと、すこやかプラザに災害支援ボランティアセンターを開設する。

###### (2) 災害支援ボランティアセンターの業務

ア 一般ボランティア需要の集約と総合的情報の提供

(ア) 指定避難所や防災関係機関等における一般ボランティアの需要情報を一元的に管理する。

(イ) 一般ボランティアに対し、ボランティア活動の内容、場所等の情報を提供する。

イ 一般ボランティアに関する情報の一元的管理

(ア) 一般ボランティアの活動状況等の情報を一元的に管理する。

(イ) 市内・外のボランティア組織との総合的調整を行う。

## ウ その他

- (ア) 資機材の調達、活動時の保障（保険加入等）、生活環境への配慮等、活動のための環境づくりを行う。
- (イ) 報道機関とのボランティア募集等の調整を行う。
- (ウ) 運営は、豊中市社会福祉協議会が核となる。

## (3) 一般ボランティアの要請

指定避難所や物資集積場等で活動する各班は、一般ボランティアが必要な場合、必要人員、活動内容、活動場所、必要資機材等を災害支援ボランティアセンター、豊中市赤十字奉仕団、要配慮者関係団体等に要請する。

## (4) 情報の提供

統括チームは、災害支援ボランティアセンターに対し、一般ボランティア活動に必要な情報の提供を行う。

## (5) 一般ボランティアの活動

## ア 活動の範囲

一般ボランティアの活動の範囲は、被災世帯への救援物資の配布、炊出し、情報伝達等人命に関わる課題や専門性のない範囲のものとする。

## イ 一般ボランティアに要請する活動項目

- (ア) 災害発生初期の指定避難所等における運營業務への協力
- (イ) 被災者に対する炊出業務、飲料水の輸送等の業務への協力
- (ウ) 被災者に対する救助物資の配分及び輸送等の業務への協力
- (エ) 高齢者、障害者等要配慮者の安否確認業務等への協力
- (オ) 高齢者、障害者等要配慮者の日常生活維持のための介助業務への協力
- (カ) 被災者が行う被災家屋からの家財搬出等への協力
- (キ) 地域における生活関連情報等の収集及び被災者への提供
- (ク) 市が行う災害時における広報活動への協力（要配慮者向資料の作成等）
- (ケ) 負傷者の応急手当及び指定避難所・病院等への搬送
- (コ) 災害時における情報収集活動への協力（外国語通訳、手話通訳要員等を含む）
- (サ) 指定避難所・被災地区における健康管理業務への協力（保健師等による）
- (シ) こころのケア業務への協力
- (ス) その他、災害の状況に応じて豊中市社会福祉協議会が判断した活動

## (6) 専門ボランティアの活動

## ア 応援の要請

災害発生時に応急対策を実施するにあたり、市職員のみで不足する場合は、各部は統括チームを通じて、大阪府に対シアマチュア無線クラブや建築士会等の専門性をもつサークルや職能団体に応援を要請する。

## イ 活動拠点の提供等

各部は、専門ボランティア活動に必要な場所やボランティア関係団体への情報の提供を行うとともに、災害ボランティア団体等の情報共有の場を設けるなど、連携のとれた支援活動を行う。

#### ウ 専門ボランティアに要請する活動項目

- (ア) 災害初期における消防活動
- (イ) 建物倒壊・土砂災害等による生埋者の救出活動
- (ウ) 情報収集活動への協力（アマチュア無線、タクシー無線等）
- (エ) 道路啓開活動、公共施設等の応急復旧活動への協力
- (オ) 災害時総合相談窓口業務への協力（法律相談、税務相談、家計再建相談等）
- (カ) その他各部が行う災害応急対策業務への協力

#### (7) ボランティア活動への支援

市は、府、他市町村、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、市社会福祉協議会、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関と連携し、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

## 2 海外支援の受け入れ

### (1) 大阪府との連携調整

海外からの支援が予想される場合、市は大阪府に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡する。

### (2) 支援の受け入れ

ア 市は、次のことを確認のうえ、受け入れの準備をする。

- (ア) 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
- (イ) 被災地のニーズと受入体制

イ 市は、海外からの支援の受け入れにあたって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

- (ア) 案内者、通訳等の確保
- (イ) 活動拠点、宿泊場所等の確保

## 第2節 被害情報等の収集・伝達

### 《基本的な考え方》

被害状況の把握及び応急対策の実施体制の確立のため、災害発生後、直ちに大阪府及び防災関係機関と連携し、通信又は実地調査等により情報収集・伝達活動を行う。

### 《対策の体系》

被害情報等の収集・伝達	1 通信の確保 2 情報の収集・伝達体制 3 住家等被害状況調査（住家被害認定調査） 4 被害状況等の報告 5 災害広報・相談対策
-------------	---

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
統括チーム	1 情報収集及び被害状況の把握、記録に関する事 2 市民からの情報提供・相談等に関する事 3 大阪府及び関係機関等との連絡に関する事 4 防災無線等、通信の確保に関する事 5 被害予測・分析等に関する事 6 臨時広報物(紙)の発行に係る庁内調整に関する事 7 臨時広報物(紙)の原稿取りまとめ及び発行に関する事 8 相談窓口に関する事
財務部家屋調査班	1 住家の被害調査に関する事
都市活力部経済班	1 事業者、農地及び農産物の被害調査に関する事
都市基盤部都市基盤対策班	1 雨量情報・河川の水位情報・気象情報等の収集に関する事
各部各班	1 災害情報の収集に関する事

### 《対策の展開》

#### 1 通信の確保

##### (1) 関係機関の通信窓口

災害に関する情報を収集・伝達する関係機関及び各部局の窓口をあらかじめ定める。

**資料:地震応急-10 関係機関の通信窓口**

##### (2) 災害時における通信網の整備

###### ア 災害通信網の整備計画

統括チームは、災害が発生し又は発生のおそれがあるときは、絶えず気象情報等を収集するとともに、大阪管区气象台、大阪府、豊中警察署、豊中南警察署及び関係機関から情報を収集する。

イ 電話が不通の場合、次の方法により行う。

(ア)大阪府及び府内市町村との連絡方法

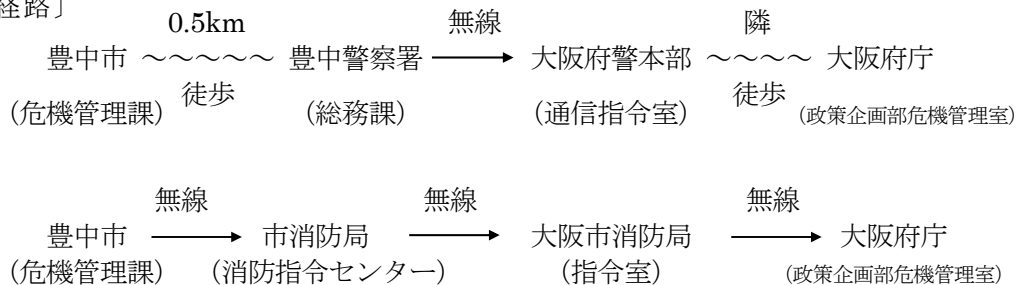
1) 大阪府防災行政無線により連絡する。

[無線機設置場所]

無線機・親電話機・電源装置	第二庁舎 5 階（無線室）
災害対策本部用電話	第二庁舎 3 階（無線統制室） (503-8900 FAX8800)
夜間専用電話	第二庁舎地下中央管理室 (503-8900 FAX8800)
消防局専用電話	豊中市池田市消防指令センター (403-8901)

2) 大阪地区非常通信経路計画市町村系により連絡する場合は、次の方法で連絡する。

[通信経路]



**資料:地震応急-11 豊中市防災無線構成表**

(イ)府内市町村その他関係機関などへの連絡方法

大阪府防災行政無線及び市防災無線（移動系防災行政無線を含む）を活用し連絡する。

なお、大阪府の無線が設置されていない機関については、大阪府を経由し連絡する。

## 2 情報の収集・伝達体制

情報収集・伝達の手順は、次のとおりとする。

- (1)風水害対策本部各部署は、災害警戒活動に引き続き災害発生状況等の情報収集を行う。
- (2)各部署等は、収集した情報を統括チームと協力して情報を整理し、本部会議に速やかに報告する。
- (3)都市基盤部都市基盤対策班は、雨量情報・河川の水位情報・気象情報の収集を行い、その内容を統括チームにその都度報告する。
- (4)統括チームは河川に関する情報等の被害予測分析結果等を危機管理監に報告する。
- (5)統括チームは関係機関並びに周辺市町から情報収集を行う。

- (6) 本部会議において決定した対策等は、出席した本部員が所属各部に連絡する。また、統括チームはその他の部局へ情報を伝達し職員への周知を図る。
- (7) 本部会議を行わないで本部長又は副本部長が決定した対策等は、統括チームが各部に連絡する。
- (8) 各部における収集・連絡方法は、各部において定める。
- (9) 収集した被災現場の画像情報については、必要に応じて、災害対策本部を通して防災関係機関へ提供し、情報の共有化を図る。
- (10) 人的被害の数（死者・行方不明者数）については、大阪府が一元的に集約・調整を行うため、適宜、市の集計結果を提供する。

**資料:地震応急-8 被害状況等報告基準**

### 3 住家等被害状況調査（住家被害認定調査）

---

#### (1) 現地調査の実施

床上浸水、床下浸水等の被害が発生した場合は、本部長の応援指示により、災害対策本部機構に基づく財務部の調査担当各班が現地調査を実施する。

ア 財務部の調査担当職員を中心として3人1組の班を構成する。

イ 調査担当の要員が不足するときは、他部からの応援又は大阪府等へ職員の応援を要請する。

ウ 可能な限り居住者又は所有者等の立会のうで立入調査を実施し、判定に正確を期す。

## (2) 災害の被害認定基準（統一基準）

住家の被害認定にあたっては、内閣府において作成された「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和2年3月）を参考に行う。なお、認定基準は次の表のとおりである。

## 【住家の被害の程度と住家の被害認定基準等】

被害の程度	認定基準
全壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。
中規模半壊	半壊のうち大規模半壊には至らないが、相当規模の補修を要するもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のも又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもとする。
半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のも又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもとする。

## (3) 調査実施体制の強化

被災規模が大きく調査対象住家が多数・広範囲にわたる場合には、必要に応じて、大阪府に対し次の業務に係る支援を要請し、調査実施体制を強化する。

ア 住家被害業務全体を支援し、大阪府との連絡調整を行う「住家被害認定士リーダー（府職員）」の派遣

イ 事前登録された住家被害認定士の派遣

資料:地震応急-9「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(抜粋)



## 4 被害状況等の報告

- (1) 統括チーム渉外グループは、災害発生直後から大阪府防災情報システム等により災害体制、被害状況等を大阪府（政策企画部危機管理室）に逐次報告する。  
また、土砂災害が発生した場合は、大阪府池田土木事務所にも報告する。
- (2) 応急対策を終了した場合は、被害状況報告様式により報告する。

資料:様式-5「被害状況報告」

資料:様式-6「災害報告(がけ崩れ)」

## 5 災害広報・相談対策

市は、住民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を様々な手段を用いて、提供する。また、これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合、大阪府及び気象台と情報共有・連携を密にし、住民に対し、身の安全確保の呼びかけに努める。

### (1) 広報体制の確立

危機管理監の要請により、統括チーム広報グループは、予め市長が指名した広報用車両と人員により広報体制を確立する。

#### ア 広報活動

- (ア) 統括チーム統括グループ、広報グループは、応急対策等に係る広報内容・時期・手段を協議し、決定する。
- (イ) 担当部・課は、統括チーム統括グループの指示に従い広報原稿を統括チーム広報グループに提出する。
- (ウ) 統括チーム広報グループは、広報活動資料を作成し、(ア)の決定事項により広報活動を実施する。
- (エ) 広報内容は、簡潔で誤解を招かない表現に努める。

#### イ 多様な広報活動の展開

災害発生直後、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、多様な手段で広報活動を実施する。また、広報を効果的にするために市民の注意喚起を行うサイレンの吹鳴を併用して行うことがある。

- (ア) とよなか同報通信システムによる広報
- (イ) 広報車による広報
- (ウ) 緊急速報メール
- (エ) おおさか防災ネット
- (オ) 報道機関を活用した広報
- (カ) 広報印刷物による広報
- (キ) 市内郵便局、並びに、自治会その他応援協力団体等を通じた広報
- (ク) ジェイコムウェスト、エフ・エム千里、インターネット等を活用した広報
- (ケ) メール配信（おおさか防災ネットのメール配信機能）を活用した広報

これらのほか、各部等は、各部避難班の協力による、指定避難所等における掲示広報を活用した広報を実施する。

なお、点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮したきめ細かな広報を行う。

資料:地震応急-12 災害時広報車両一覧表

## ウ 災害の記録

統括チーム広報グループは、災害対策に資するため、各部の協力を得て災害状況等を写真、ビデオ等で収集記録する。

## エ 市民広報

## (ア) 台風接近時の広報

- 1) 台風についての情報（進路予想図、予報円 等）や気象の状況
- 2) 不要・不急の外出抑制の呼びかけ
- 3) 鉄道等の交通機関の運行情報 等

## (イ) 災害発生直後に特に必要な広報

- 1) 避難指示等の呼びかけ
- 2) 避難行動要支援者保護及び人命救助等の協力呼びかけ
- 3) 救急医療情報（救護所、医療機関の開設状況等）
- 4) 緊急交通路、交通規制情報及び自動車使用自粛の呼びかけ

## (ウ) その後の広報

- 1) 被災状況、二次災害の危険性に関する情報
- 2) 被災者支援施策や救援活動に関する情報
- 3) 応急給水及び給食、その他の救援活動の情報等
- 4) ライフラインや交通施設等の復旧状況
- 5) 医療機関などの生活関連情報
- 6) 交通規制情報
- 7) 避難所情報
- 8) 復興情報
- 9) 住民の安否確認情報

## オ 報道機関との連携

(ア) 報道機関への広報窓口は統括チーム広報グループに一元化し、発表時刻等を明確にする。

(イ) 被害状況及び応急対策状況等の情報を発表し、報道依頼を行う。

(ウ) 発表場所は、豊中記者室とする。

(エ) その他必要に応じてファクシミリ等で報道機関に情報を提供する。

## (2) 市民相談窓口の開設

統括チーム広報グループは、災害発生後の市民からの問い合わせや相談に対応等するため、市民相談窓口を開設する。

## ア 実施体制

市民相談窓口では、市の応急対策の実施状況、被害状況、各種支援施策等に関する情報等を整理し、被災した市民からの問い合わせ・相談・要望・苦情等の処理にあたる。

(ア) 統括チーム広報グループでの対応が困難なときは、本部長の指示により統括チーム広報グループが相談窓口を開設し、相談等の対応にあたる各部の職員により、電話及び市民対応業務を実施する。

(イ) 相談窓口の開設時には、広報印刷物で市民へ周知する。

(ウ) 被害の状況に応じて、出張所等で相談窓口を設置する。

(エ) 問い合わせ専用電話・ファクシミリ・パソコン・プリンターを用意し、問い合わせに対応する。

## イ 要望の処理

- (ア)相談窓口で聴取した要望等については、速やかに関係部及び関係機関へ連絡し早期解決を図る。
- (イ)相談内容や要望事項を取りまとめ、統括チーム統括グループに報告し、本部での対策検討等の資料とする。
- (ウ)必要に応じ、関係機関の協力を求める。

資料:様式-3「相談等連絡用紙」

## 6 災害モード宣言

大阪府は、住民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。

	発信の目安	発信の内容
台風	気象台の予測で、強い台風が大阪府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速 30m/s 以上が見込まれる場合 潮の時期に、これまで経験のない規模の台風が大阪府域付近に上陸し、府域への最接近が満潮の時間帯に重なるなど、想定しうる最大規模の高潮が見込まれる場合	ア 自分の身の安全確保 イ 出勤・通学の抑制 ウ 市町村長の発令する避難情報への注意
地震	大阪府域に震度 6 弱以上を観測した場合	ア 自分の身の安全確保 イ 近所での助け合い ウ むやみな移動の抑制 エ 出勤・通学の抑制
その他自然災害等	その他自然災害等により、大阪府域が重大な危機事態となった場合又はおそれがある場合	

## 第3節 水防作業

### 《基本的な考え方》

洪水等に際し、水災を警戒・防ぎよするとともに、これに起因する被害を軽減するため、堤防に異常がある場合は、速やかに水防工法を実施する。

### 《対策の体系》

水防作業	1 水防工法 2 応援要請 3 相互協定
------	----------------------------

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
都市基盤部都市基盤対策班 上下水道部 水道復旧班 下水道管きよ班	1 水防作業の実施に関する事
都市基盤部 都市基盤総務班	1 人員及び資材の輸送に関する事
統括チーム 物資等調達グループ	1 水防作業に必要な資機材の調達に関する事
統括チーム	1 自衛隊への災害派遣要請に関する事 2 水防管理団体への応援要請に関する事

### 《対策の展開》

#### 1 水防工法

工法は、その選定を誤らなければ一種類の工法を施工するだけで、成果をあげ得る場合が多い。しかし、時には数種の工法を施工し、初めてその目的を達成することがあるから、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代わるべき工法を次々に行い、極力防止に努めなければならない。

工法を選ぶにあたっては堤防の組織、材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して、最も有効でしかも使用材料がその附近で得易い工法を施工すること。

水防作業を必要とする異常状態と現象を大別すると次のとおりであり、その各々に適する工法は、資料編記載のとおりである。

#### ア 越水による場合

堤防から水があふれて、堤防の裏法面から決壊していく。

#### イ 浸透による場合

河川の水位が高い場合、水圧により裏法面や裏法先に河水が湧水して堤防が決壊していく。

#### ウ 洗掘による場合

河水の流勢や波浪により表法面が洗掘されて決壊していく。

また、ため池の措置については、警戒水位以上に水位の上昇が予測されるときは、その危険性を確かめ、下流部の影響を考慮の上、適当な措置をとる。

なお、水防工法の分類は、次のとおりである。

**資料:風水害-9 水防工法一覧表**

## 2 応援要請

---

### (1) 水防管理団体の応援

水防法第 16 条に基づき、風水害対策本部長は緊急の必要あるときは、他の水防管理者、消防機関の長に対して応援を求める。

応援のため派遣された者は所要の資機材を携行し、応援を求める水防管理者の所轄の下に行動する。

### (2) 自衛隊の応援

「第 4 章第 1 節第 2 応援等の要請及び受け入れ」に基づき、応援要請する。

## 3 相互協定

---

隣接する水防管理団体と協力、応援等水防事務に関し、あらかじめ相互協定しておく。

## 第4節 消防活動

### 《基本的な考え方》

災害発生時における消防活動は、災害の規模及び態様、さらに発生件数に応じて、効率的な消防力の運用により人命の安全確保と被害の軽減、二次災害の防止を図ることなどを活動の主眼とする。

人命救助、負傷者に対する応急手当など限られた消防力を水防作業・救助・救急などに分散対応せざるを得ず、消防職・団員及び機械器具等を最大限活用し、効率的な消防活動に努める。

なお、この計画における消防部の役割については、概略的な活動を記述したもので、細部にわたる活動は「豊中市消防計画」（以下「消防計画」という。）に委ねる。

### 《対策の体系》

消防活動	1 情報収集活動 2 消防広報活動 3 救助活動 4 救急活動 5 消防広域応援の要請等 6 消防団の活動 7 自主防災組織の活動 8 惨事ストレス対策
------	---

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
消防部 消防統括班	1 消防活動方針の決定に関する事 2 非常警備体制に関する事 3 協定等に基づく応援要請と受け入れの決定に関する事
消防部 災害指揮班	1 協定等に基づく応援要請と受け入れの調整に関する事 2 防災関連機関、医療機関との連絡調整に関する事
消防部 情報整理班	1 災害情報、被害状況（水利に関するものを除く。）等の整理に関する事
消防部 支援班	1 重機、資機材、消耗品等の確保に関する事 2 広報広聴に関する事
消防部 通信指令班	1 災害受信及び出動指令に関する事。
消防部 情報収集班	1 災害情報、被害状況等の収集と仕分けに関する事
消防部署大隊 (消防団)	1 消火活動に関する事 2 火災警戒区域・消防警戒区域の設定に関する事 3 救助・救急活動に関する事

## 《対策の展開》

### 1 情報収集活動

災害発生直後において、消防部が災害応急対策活動を実施するにあたり、消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動期の情報をいち早く収集するかにかかっている。しかし、初期の段階においては、防災関連情報の空白化が予測されることから、多様な手段を利用した迅速・的確な情報収集体制を確立する。

「第4章第2節 被害情報等の収集・伝達」に定めるほか、消防部の情報収集活動は次のとおりとする。

#### (1) 参集途上の情報収集

参集者は、参集途上の道路状況、被害状況など消防活動に影響を及ぼす重要な情報の収集に努めるとともに、参集後直ちに知り得た情報を整理して所属班長等に報告する。

#### (2) 通信施設による情報収集

通信指令班は、119番災害通報、携帯電話及び消防無線など通信施設を利用した情報の収集に努める。

#### (3) 消防団員からの情報収集

支援班は消防団本部と連携して、団員の参集状況、分団区域内の被害状況、分団の活動状況などの情報を収集し整理する。

#### (4) 災害現場からの情報収集

消防部署大隊は、災害現場において自治会、自主防災組織など応援協力団体や先着している防災関係機関からの情報を収集し情報収集班・災害指揮班へ報告する。

#### (5) 情報の伝達

災害指揮班は、あらゆる情報媒体を活用して収集した情報の整理・分析を行い効率的な部隊運用を行うとともに、統括チームに報告する。

### 2 消防広報活動

119番災害通報と並行して、住民や報道機関からの被害情報、安否情報、生活情報等の問い合わせの殺到が予測されるが、消防部で把握した災害状況、消防活動状況については、消防部支援班及び消防部署大隊が一体となって迅速に現場広報する。

「第4章第2節 被害情報等の収集・伝達」に定めるほか、消防部の広報活動は次のとおりとする。

#### (1) 災害状況の現場広報

被害の大きな地域等を優先して、被害状況、消防隊の活動状況などに関する現場広報を行い住民の動揺を防止する。

#### (2) 警戒区域の現場広報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、住民の生命又は身体に対する危険を防止するために警戒区域を設定したときは、区域内からの退去又は出入りの禁止若しくは制限等を現場広報する。

### (3) 避難指示等の現場広報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、住民に危険が切迫し、緊急に避難させる必要が生じたときに、本部長から発令される避難指示等に基づき、危機管理監から指示があったときは、統括チーム広報グループと連携し避難行動要支援者の安全確保と併せて、避難場所から遠い住民を優先に現場広報する。

### (4) 広報体制

災害発生と同時に消防広報体制を確立し、支援班は統括チーム広報グループとの連携のもと報道機関への広報並びに市民への広報等を実施する。

## 3 救助活動

---

災害時には、多種多様な救助事案が発生することが予測される。このため、自衛隊、警察等関係機関との協力・連絡体制を確保し救助活動を行う。

### <救助活動の原則>

- ア 同時に複数の救助事案が発生した場合は、原則として、少数の隊員で多数の人命を救助できる事案に主力を注ぐ。
- イ 高層ビル、地下街等多数の者を収容し、パニック等により多数の人命危険が予測される建築物等を優先する。
- ウ 複数の救助事案が発生している場合、二次災害の発生のおそれのあるものを優先する。

## 4 救急活動

---

災害時には、多数の救急事案が発生することが予想されるため、医療機関、豊中市医師会等との協力・連絡体制を確保し応急救護所の開設など救急活動を行う。

### <救急活動の原則>

- ア 傷病者が多数発生している災害現場直近には、応急救護所を設置し、救急活動を行う。
- イ 救急処置は、救命処置を必要とする重傷者を優先し、その他の軽傷者はできるだけ自主的な処置を行わせる。
- ウ 市立豊中病院が派遣する、医療救護班との連携・協力により救急活動を行う。
- エ 多数の傷病者が発生している災害現場では、救命措置の必要な傷病者を優先して搬送するために、傷病程度を選別するためのトリアージタグを活用した救急活動を行う。
- オ 受け入れ可能な救急医療機関やその他の医療機関の情報を収集し、後方医療機関等へ搬送できる体制を確立する。
- カ 遠距離医療機関への救急搬送については、交通渋滞等の道路状況により救急車による搬送が困難となることが予測されることから、ヘリコプターによる搬送を検討する。



## 5 消防広域応援の要請等

---

### (1) 応援の要請

災害の規模により、現有消防力を結集しても消防力が不足することが見込まれる場合は、隣接市町との消防相互応援協定に基づく応援隊、大阪府下広域消防相互応援協定に基づく応援隊及び大阪府が策定した「緊急消防援助隊受援計画」に基づく緊急消防援助隊との連携及び受入体制の整備を図る。

### (2) 応援要請の手続

- ア 隣接市町等への応援要請は、消防局長が必要と認める場合に協定に定める事項を明らかにして行い、応援要請後は速やかに本部長へ報告する。
- イ 応援隊及び緊急消防援助隊等の応援要請をする場合は、大阪府知事を経由して国（総務省消防庁長官）に要請する。

### (3) 応援要請の体制整備

応援隊及び緊急消防援助隊等の活動が効果的に行えるように、消防無線の統制、燃料などの補給体制、受入体制等を整備する。

## 6 消防団の活動

---

消防団は、地域に密着した消防機関としてその活動が大きく期待されており、災害対策上からも重要な任務を担っている。消防部署大隊と連携して区域内の住民に対して救助・救護等の消防活動にあたる。

### (1) 情報の収集・伝達

災害時の初期活動を行うとともに、伝令等により、消防活動上必要な情報や被害状況の情報収集・伝達を行う。

### (2) 救出・救護

消防部署大隊と連携して救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急処置を行う。

### (3) 避難誘導

避難指示等が出された場合は、地域住民に伝達するとともに消防部との連携を取りながら避難者の安全確保と誘導を行う。

## 7 自主防災組織の活動

---

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に消火・救助・救急活動を実施する。

また、消防署、警察署等、防災関係機関との連携を図る。

## 8 惨事ストレス対策

---

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

## 第5節 堤防等の決壊の通報及び決壊後の処置

### 《基本的な考え方》

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちに関係機関に通知するとともに、氾濫による被害の拡大防止に努める。

### 《対策の体系》

堤防等の決壊の通報及び決壊後の処置	1 堤防等の決壊の通報
	2 決壊後の処置

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
都市基盤部 都市基盤対策班	1 河川の監視に関すること 2 ため池の監視に関すること
統括チーム	1 情報収集及び被害状況の把握に関すること 2 各部との連絡調整に関すること 3 大阪府及び関係機関との連絡に関すること
消防部	1 情報収集及び被害状況の把握に関すること
都市計画推進部 河川監視班	1 河川の監視に関すること（神崎川については、淀川右岸水防事務組合）

## 《対策の展開》

### 1 堤防等の決壊の通報

水防法第 25 条に基づき、堤防その他の施設が決壊したときは水防管理者（市長＝災害対策本部長）又は消防局長は直ちにその旨を、大阪府（政策企画部危機管理室）をはじめ関係機関及び氾濫する方向の隣接水防管理団体等に通報しなければならない。

#### 【関係機関の連絡窓口】

機関名及び連絡窓口	所在地	電話番号
大阪府 政策企画部危機管理室	大阪市中央区大手前 3-1-43 大阪府庁舎新別館北館	代表 6941-0351 直通 6944-6021 大阪府無線 8-200-6041
近畿地方整備局猪名川河川事務所 工務課	池田市上池田 2-2-39	代表 072-751-1111
豊能府税事務所 総務課	池田市城南 1-1-1	代表 072-752-4111
大阪府池田土木事務所 地域支援・企画課	池田市城南 1-1-1	代表 072-751-8321 大阪府無線 8-301-375
西大阪治水事務所 神崎川出張所	大阪市淀川区新高 5-18-25	6393-0221
豊中警察署 警備課	豊中市南桜塚 3-4-11	代表 6849-1234
豊中南警察署 警備課	豊中市庄内西町 5-1-10	代表 6334-1234
淀川右岸水防事務組合事務局	大阪市淀川区新北野 1-11-11	6302-8721～2 大阪府無線 8-852-0
陸上自衛隊第 36 普通科連隊第 3 科	伊丹市緑丘 7-1-1	072-782-0001 内線 4031～4032 夜間 4004 大阪府無線 8-824-0

### 2 決壊後の処置

堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者（市長＝災害対策本部長）及び消防局長は水防法第 26 条に基づき、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

## 第6節 二次災害の防止

### 《基本的な考え方》

大雨による浸水、土砂崩れ及び建築物の倒壊など二次災害を防止するため、施設の被害調査の実施やその結果を踏まえ、関係機関と協力して必要な措置を講ずる。

### 《対策の体系》

二次災害の防止	1 二次災害情報の収集・伝達 2 土木構造物等の応急対策 3 危険物等の応急対策
---------	--

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
統括チーム	1 災害危険箇所情報等の収集に関すること 2 二次災害防止に係る関係機関との連絡調整に関すること 3 大阪府及び関係機関への応援要請に関すること
都市基盤部 都市基盤対策班	1 土木構造物等の応急措置に関すること 2 土砂崩れ等の危険箇所の点検に関すること
都市計画推進部 都市計画推進対策班	1 宅地等の被害状況調査に関すること 2 土砂崩れ等の危険箇所の点検に関すること
消防部	1 災害危険箇所情報等の収集に関すること 2 危険物施設の被害情報の収集等に関すること
各施設管理者	1 公共施設の応急措置に関すること

### 《対策の展開》

#### 1 二次災害情報の収集・伝達

土砂崩れ等の危険箇所調査等については、専門家による調査体制を早期に確立し、必要な情報の収集・伝達を行う。

また、警察や道路・河川管理者或いは電力・ガス等の関係事業者と密接な連携により二次災害情報の収集・伝達を行う。

##### (1) 関係機関との連携

ア 統括チーム統括グループは、二次災害の防止対策について、関係機関と連携を図る。

イ 土砂崩れや堤防損壊等の防止対策について、道路管理者や河川管理者との連携を図る。

ウ 電気・ガス等に関する二次災害防止対策について、関係事業者と連携を図る。

##### (2) 情報収集

ア 消防部は、災害危険箇所等を中心とした緊急パトロールを行うことにより、現場情報を収集する。

イ 災害危険箇所等についての情報は、市民や消防団等からも収集する。

## 2 建築物・土木構造物等の応急対策

### (1) 建築物

都市計画推進部都市計画推進対策班は、被災建築物応急危険度判定結果等により必要に応じ、二次災害を防止するため倒壊、有害物質の漏洩、アスベストの飛散等の危険性のある建物等の応急措置の指導を行う。

また、必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知し、倒壊等の二次災害の防止に努める。

### (2) 公共施設

各部は、市管理施設のうち防災関連業務に必要な施設の点検、調査を迅速に行い、応急措置を実施する。

#### ア 応急措置が可能なもの

(ア) 危険箇所があれば緊急に保安措置を行う。

(イ) 機能確保のため、必要限度内の復旧措置を行う。

(ウ) 電気、ガス、通信等の応急措置及び補修が必要な場合には、関係機関と連絡をとり、応援を求め実施する。

#### イ 応急措置の不可能なもの

被害の防止措置を重点に実施する。

### (3) 宅地等

都市計画推進部宅地調査班は、被害状況の早期把握に努め、危険箇所に対する調査を速やかに行い、二次災害の防止に努める。また必要に応じて統括チームは、大阪府等に斜面判定士の応援を要請する。

**資料: 予防-4 土砂災害警戒区域**

### (4) 土木構造物

都市基盤部道路班は、土木構造物が著しい被害を受けて、二次災害が生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

### 3 危険物等の応急対策

---

(1) 施設管理者による危険物等の点検、通報

危険物施設等の管理者は、地震災害時ただちに危険物施設等の点検を行い、異常があるときには速やかに市及び関係機関に通報・連絡する。

(2) 避難及び立ち入り制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに各種防災設備を活用した初期防除を実施し、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

(3) 施設の点検、応急措置

消防部は、爆発などの二次災害防止のため、必要に応じて危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等の取扱施設への立入検査など、適切な措置を講ずる。

(4) 応援の要請

統括チームは、災害の規模状況を判断し、必要に応じ相互応援協定等により知事又は近隣市町長に対し応援を要請する。

## 第 7 節 水防法による権限の行使

### 《基本的な考え方》

水防のため、緊急の必要があるときは、水防の現場において土地及び資材等を使用するとともに、障害物を処分し水防作業等を実施する。

### 《対策の体系》

水防法による権限の行使	1 公用負担 2 費用負担
-------------	------------------

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
市長（本部長）	1 公用負担権限の行使決定に関する事
都市基盤部都市基盤対策班 消防部	1 風水害作業に関する事 2 公用負担の行使に関する事 3 公用負担の報告に関する事
統括チーム	1 公用負担の取りまとめ及び損失補償に関する事 2 応援水防管理団体の水防費用の負担に関する事 3 水防費用の大阪府への補助申請に関する事
財務部財政総務班	1 水防に係る費用の取りまとめに関する事

### 《施策の展開》

#### 1 公用負担

##### (1) 公用負担権限

水防法第 28 条に基づき、水防のため必要あるときは、水防管理者（市長＝本部長）又は消防局長は次の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他の資材の使用
- ウ 土地、土石、竹木その他の資材の収用
- エ 車馬、その他運搬具、又は器具の使用
- オ 工作物、その他の障害物の処分

##### (2) 公用負担権限証明書

水防法第 28 条により、公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、消防局長にあつてはその身分を示す証明書を、その他これらの者の命を受けた者にあつては、次の証明書を携行し、必要ある場合にはこれを提示しなければならない。

<p>第 号</p> <p style="font-size: 1.2em;">公 用 負 担 権 限 証 明 書</p> <p style="text-align: center;">身分 氏名</p> <p>上の者は（水防管理者又は消防局長氏名）の命に基づき〇〇の区域における水防法第 28 条第 1 項の権限を行使するものであることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">（水防管理者又は消防局長氏名） 印</p>
--

(3) 公用負担の証票

水防法第 28 条に規定により公用負担の権限を行使したときは、次の証票を 2 通作成して、その 1 通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡さなければならない。

<p>〇 〇 之 証</p> <p style="text-align: center;">負担者 住所 氏名</p>				
物 件	数 量	負担内容（使用、収用、処分等）	期 間	摘 要
<p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">命令者 氏名 印</p>				

(4) 損失補償

上記権限行使によって、損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は時価によりその損失を補償する。

**2 費用負担**

(1) 応援水防管理団体の費用負担

市域内の水防に要する費用は、水防法第 42 条により、各々豊中市が負担する。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体との協議によって決める。



(2) 大阪府の補助

水防法第 44 条に基づく、水防に係る費用の大阪府補助については、統括チームが財政総務班と協議し補助申請する。

なお、各部は、水防に係る費用を速やかに算出し、財政総務班及び統括チームに報告する。

## 第8節 指定避難所の開設・運営

### 第1 指定避難所の開設・運営

#### 《基本的な考え方》

災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者で、避難を要する者を一時的に受け入れ保護するため、指定避難所を開設する。

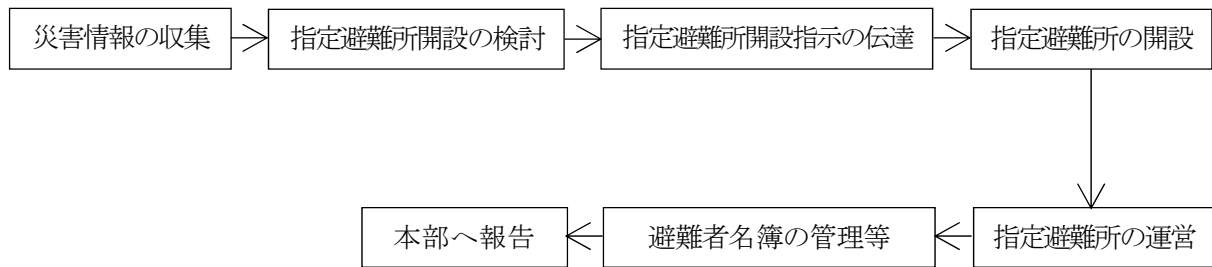
#### 《対策の体系》

指定避難所の開設・運営	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定避難所の開設</li> <li>2 指定避難所の運営</li> <li>3 指定避難所の閉鎖等</li> <li>4 災害救助法の実施基準</li> <li>5 指定避難所以外の避難者への対応</li> <li>6 指定避難所の早期解消のための取り組み等</li> </ol>
-------------	---

#### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
教育部教育総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定避難所の開設の総合調整に関すること</li> <li>2 臨時避難所の指定に関すること</li> </ol>
施設を所管する部の 総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定避難所の開設・管理に関すること</li> <li>2 指定避難所の閉鎖に関すること</li> <li>3 指定避難所運営への避難者の協力依頼に関すること</li> <li>4 指定避難所でのプライバシーの保護に関すること</li> <li>5 指定避難所での広報に関すること</li> </ol>
福祉部援護・避難班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所生活が困難な高齢者、障害者等の他施設への搬送に関すること</li> <li>2 要配慮者への配慮に関すること</li> </ol>
健康医療部 健康医療班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定避難所への医療救護班の派遣に関すること</li> <li>2 指定避難所でのメンタルケアに関すること</li> </ol>
環境部廃棄物対策班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 仮設トイレ（簡易トイレ含む）の設置に関すること</li> <li>2 指定避難所の廃棄物の処理に関すること</li> </ol>
都市計画推進部 都市計画推進総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定避難所の要配慮者等の応急仮設住宅、公的住宅等への優先入居等の措置に関すること</li> </ol>
財務部施設対策班 都市計画推進部 都市計画推進対策班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開設した指定避難所の応急危険度判定に関すること</li> </ol>
各施設管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定避難所の開設に関すること</li> <li>2 指定避難所運営への協力に関すること</li> <li>3 指定避難所の閉鎖に関すること</li> </ol>

## 《応急対策の流れ》



## 《対策の展開》

## 1 指定避難所の開設

## (1) 指定避難所の開設

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、あらかじめ施設の安全性を確認し、指定する避難所の全て又は一部を開設することとし、避難施設を所管する部長は各避難班に開設を指示する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設する。

ただし、現に避難者が指定避難所への受け入れを求めてきたときは、指定避難所の施設管理者等は避難者を受け入れるとともに、速やかに所属避難班長に連絡する。

また、避難所を開設する場合には、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

福祉避難所の確保について、病院、介護施設等との協定締結を推進する。

さらに、指定避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者等、関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請等により必要な施設の確保を図る。

なお、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に大阪府に報告するよう努める。

資料: 予防-12 指定緊急避難場所・指定避難所等一覧表

資料: 様式-4-1 「指定避難所等一覧集計用紙」

資料: 様式-4-2 「指定避難所別直後情報に基づく応急対策の検討」

資料: 様式-4-3 「直後情報に基づく応急対策(緊急性の高いもの)〈集計表〉」

資料: 様式-8 「指定避難所の報告用紙(開設・定時・閉鎖)」

## (2) 避難受け入れの対象者

ア 災害によって現に被害を受けた者

(ア) 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること

(イ) 現に被害を受けた者であること

イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(ア) 避難指示等が発せられたとき

(イ) 避難指示等は発せられていないが、緊急に避難することが必要であるとき

ウ その他避難が必要と認められるとき（避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること）

### (3) 指定避難所の開設方法

#### ア 勤務時間内の指定避難所開設

(ア) 各部避難班長は、指定避難所となる施設管理者に対して開設を指示する。

(イ) 避難者が受け入れを求めた場合は、本部からの指示がなくとも施設管理者が開設し、所属避難班長にその旨を報告する。

#### イ 勤務時間外の指定避難所開設

(ア) 施設の宿日直者又は警備担当者が施設管理者の指示により開設する。施設の日直者等が不在の場合は、指定避難所開設要員が開設する。

(イ) 避難者が受け入れを求めた場合は、本部からの指示がなくとも施設管理者が開設し、所属避難班長にその旨を報告する。

ウ 避難施設を所管する部の総務班は、指定避難所の開設情報をとりまとめ、教育部教育総務班に報告する。なお、開設報告は原則として大阪府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、避難の報告用紙を使用する。

エ 指定避難所の開設にあたり、施設管理者又は指定避難所開設要員等は、施設の安全確認を行う。

オ 財務部施設対策班及び都市計画推進部都市計画推進対策班は、他の被災建物の応急危険度判定に優先させて指定避難所の危険度判定を行う。判定結果により指定避難所として開設することが危険な場合は避難施設を所管する部の総務班に連絡する。

### (4) 臨時の避難所

指定避難所以外の施設に避難者が集結した場合には、避難施設を所管する部の総務班長は、避難者に指定避難所に避難するよう指示する。ただし、指定避難所にスペースがない場合は、施設管理者の同意を得た上で、臨時の避難所として指定する。

## 2 指定避難所の運営

### (1) 運営

指定避難所の運営は、初期段階では市職員等が中心となっていくが、清掃、衛生管理、雑用水の利用、電話呼出し等について、避難者による自主的な運営を促す。その際には、性別や年齢、障害の有無などによるニーズの違いを把握し、固定的な役割分担にとらわれないようにするため、運営組織の管理責任者には多様な立場の人を配置し、また役員のうち3割以上が女性となるよう促す。

なお、指定管理施設が指定避難所となっている場合は、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるものとする。

### (2) 避難者の把握

ア 各部の避難班は、指定避難所ごとにそこに入所している避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等（自宅、テント及び車等の指定避難所外で生活している人）に係る情報の把握に努め、大阪府への報告を行うとともに、避難所運営を円滑に行うため、プライバシーの保護に留意して、避難者名簿を作成する。

イ 把握した避難者数を定時に避難施設を所管する部の総務班に報告するとともに、各部の総務班は教育総務班に定時に報告する。

ウ 教育総務班は、統括チーム物資等調達グループに指定避難所ごとの避難者数を定時に連絡する。

資料:様式-9-1「避難者名簿」

資料:様式-9-2「避難者調べ」

## (3) 仮設トイレ（簡易トイレ含む）対策

## ア 仮設トイレ等の供給

環境部廃棄物対策班は、本市と株式会社ユーミックス及び株式会社レンタルのニッケンとの協定締結（「地震等の災害時における仮設トイレ等の供給に関する協力協定」）に基づき、法（昭和36年法律第223号）に規定する災害が市内で発生した場合には仮設トイレ及びその付属品の供給を要請する。

また、衛生的な環境を確保するため、本市と大日本除虫菊株式会社との協定締結（「災害時における救援物資供給に関する協定」）に基づき、法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には必要な物資の供給を要請する。本市が供給を受ける物資は次のとおりである。

- ① トイレ衛生製品
- ② 環境衛生製品（害虫関係）
- ③ その他市が指定する物資

## イ 仮設トイレ設置の基準

環境部廃棄物対策班は、避難者や施設の被害状況から、必要に応じて次の基準をめやすに仮設トイレを設置する。

なお、仮設トイレの設置に当たっては、安心して利用できるよう、死角にならない場所に設置し、照明を明るくし、男女別の場所に設置するよう努める。

## 【仮設トイレの設置基準】

仮設トイレ種別	必要とする住民あたりの必要数
組立型	1基/500人（大阪府が準備する基準）
ボックス型	1基/100人

## ウ 仮設トイレの管理

(ア) 環境部廃棄物対策班は、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託し、くみ取り消毒を行う。

(イ) 避難者等が自主的に、日常の清掃等の管理を行う。

## (4) 女性や子育て家庭のニーズへの配慮

市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点又は性別に配慮した視点に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布などによる指定避難所における安全性の確保、安全に配慮したトイレ・更衣室・入浴設備等の整備（昼夜を問わず誰もが安心して使用できる場所を選び、照明をつけるなど）、女性相談員を配置した相談窓口の設置など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

また、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷの役割として、女性相談窓口の設置等、女性支援のためのボランティアなどの活動支援を行う。

## (5) 要配慮者への配慮

福祉部援護・避難班は、要配慮者に対し次の事項に配慮する。

- ア 高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦等の健康状態等を把握し、スペースの確保や必要な生活必需品等の支給等に配慮する。
- イ 事前に把握している寝たきり等で指定避難所での生活が困難な者については、本人の意思を確認したうえで福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への入所を案内する。
- ウ 介護が必要で、指定避難所での集団生活を行うことが困難であると市が判断する高齢者、障害者等についても、本人の意思を確認したうえで福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への入所を案内する。
- エ 要配慮者の病状等により、必要に応じ後方の病院等適切な施設への搬送措置をとる。
- オ 指定避難所における要配慮者の生活の安定を確保するため、介護等の必要な措置をとる。

**資料: 予防-12 指定緊急避難場所・指定避難所等一覧表**

## (6) 指定避難所における情報提供

各部避難班は、指定避難所において次のとおり情報提供を行う。

- ア 指定避難所において各種運営情報を口頭・ビラ・掲示板・アナウンス等で伝える。
- イ 水、食料、日用品、医療品等の支給等について広報する。
- ウ 被害状況や安否情報等について広報する。
- エ 災害対策本部の窓口として、指示に基づき各種災害対策や支援情報を提供する。

## (7) 一般ボランティアの要請

- ア 一般ボランティアの受け入れは、「第4章第5節 自発的支援の受け入れ」に定める災害救援ボランティアセンターが行う。
- イ 一般ボランティアが必要な場合は、必要人員、活動内容、活動場所、必要資機材等を災害支援ボランティアセンターに要請する。
- ウ 各部避難班は、ボランティア活動に必要な情報を提供する。

## (8) 指定避難所の環境保護の方針

- ア 健康医療部健康医療班は、豊中市医師会、豊中市歯科医師会、豊中市薬剤師会等と連携し、指定避難所への救護班の派遣（巡回）を行う。  
また、避難生活が長期化した場合、メンタルケアの専門チームの派遣を行う。
- イ 都市計画推進部都市計画推進総務班は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等、要配慮者に対しては、避難生活が長期化すると予想される場合、応急仮設住宅や公的住宅、その他施設への優先入居等の措置を講ずる。
- ウ 各部避難班は、指定避難所におけるプライバシーの保護に努める。
- エ 生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努める。
- オ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。

**(9) 避難所生活長期化に対応する環境整備**

避難所生活が長期化することにより、環境悪化が懸念されることから、指定避難所運営には特に次の事項に留意する。なお、各指定避難所の運営者とともに、避難所施設の良好な生活環境を継続的に確保するよう努める。

- ア 施設としての機能維持のため非常用電源設備を整備・強化する。
- イ トイレ（し尿処理）、水道、下水道、衛生対策等について、避難所生活が長引く際は、環境を維持するため避難者等の協力を得る。
- ウ 避難して助かった被災者が、指定避難所で亡くなることのないよう、避難所生活の長期化対策等、細やかなケアに努める。（二次被害の防止）
- エ 指定避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエンザ等集団感染などを防ぐため、医師、保健師による健康管理、衛生管理を行う。
- オ 「医療・保健・福祉の専門職」の視点を取り入れる。
- カ 乳幼児のいる家庭専用部屋を設置する。
- キ 女性用物干し場を設置する。
- ク トイレ・更衣室以外にも男女各々等の性別に配慮した専用スペースを設置する。
- ケ 指定避難所、不在住宅等の防犯対策を行う。

**(10) 愛玩動物の受け入れ対策**

- ア 大阪府と連携し、相談・保護等について獣医師会及び動物愛護団体に要請する。
- イ 指定避難所での愛玩動物の飼育については、避難者が相互に話し合い運営する。
- ウ 愛玩動物の所有者は、飼育困難等の事情により直ちに引き取ることが困難な場合であっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

**(11) 外国人への配慮**

人権部及びとよなか国際交流協会と連携し、外国人に対して、外国語での避難所施設の案内表示や情報提供など、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

**3 指定避難所の閉鎖等**

- (1) 指定避難所は、応急対策や復旧状況等を勘案し、適宜閉鎖する。
- (2) 指定避難所を退去する場合、避難者が自宅等から持参したもの、及び市が避難者に支給したもの（貸与品は除く）は避難者が各自持ち帰る。
- (3) 指定避難所を閉鎖した場合、避難施設を所管する部の総務班は、本部へ報告する。

**4 災害救助法の実施基準**

資料：地震応急-15 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準(早見表)

**5 指定避難所以外の避難者への対応**

- (1) 車中泊避難者や指定避難所に滞在することができない在宅避難者など指定避難所以外の避難者に対しても、食料・物資等の提供、保健医療サービスの提供、情報の提供、指定避難所への移送など必要な支援に努める。
- (2) 被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

## 6 指定避難所の早期解消のための取り組み等

---

- (1) 避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、指定避難所の早期解消に努める。
- (2) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。
- (3) 大阪府、市、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、指定避難所に滞在する被災者の低減に向けた方策を検討する。



## 第2 食料・飲料水・生活必需品の供給

### 《基本的な考え方》

指定避難所に入所している者や、住家が被害を受けたため炊事が不可能な者、生活必需品を失った者に対して食料や飲料水、生活必需品を供給する。

市は大阪府と連携して、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。また、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は大阪府等に対し、物資の調達を要請する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

### 《対策の体系》

食料・飲料水・生活必需品の供給	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 食料供給の方針</li> <li>2 食料の調達・搬送</li> <li>3 食料の配給</li> <li>4 炊き出しの実施</li> <li>5 応急給水体制（本部長の応援指示により、上下水道部が実施）</li> <li>6 生活必需品供給の方針</li> <li>7 生活必需品の調達・搬送</li> <li>8 物資の配給</li> <li>9 災害救助法の実施基準</li> </ol>
-----------------	---

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
福祉部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 食料及び生活必需品の搬送に関する事</li> <li>2 発災当日の備蓄食料の供給に関する事</li> <li>3 指定避難所での食料及び生活必需品の供給に関する事</li> </ol>
教育部炊き出し班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者への給食の炊き出しに関する事</li> </ol>
統括チーム 物資等調達グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大阪府及び関係機関、市内業者等からの食料及び生活必需品の調達に関する事</li> </ol>
市民協働部救援物資班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 食料及び生活必需品の出納管理に関する事</li> </ol>
上下水道部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報の収集及び記録に関する事</li> <li>2 給水所設置の広報に関する事</li> <li>3 応急給水計画及び応急給水活動に関する事</li> <li>4 市内各地区の給、配水計画に関する事</li> <li>5 医療機関、福祉施設等への給水の実施に関する事</li> </ol>

## 《対策の展開》

### 1 食料供給の方針

---

#### (1) 対象者

- ア 指定避難所に入所している人
- イ 災害により被害を受け炊事ができない人（テントや車中で生活している人等を含む）
- ウ 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない人

#### (2) 供給の方針

- ア 食料は、なるべく調理の手間がかからないものを供給する。また、必要に応じて高齢者食や粉ミルクの供給を行う。
- イ 食料の供給は、原則として指定避難所で実施し、ボランティア等の協力を得るとともに、関係部と密接な連携を図りながら実施する。
- ウ 避難者の状況を踏まえて必要食料の数量を把握し、必要に応じて、大阪府に対して計画的に安定した食料供給の支援を要請する。
- エ 食中毒の防止等、衛生面に十分配慮する。

**資料: 予防-13 備蓄物資数量及び場所一覧表**

### 2 食料の調達・搬送

---

#### (1) 食料の調達

統括チーム物資等調達グループは、小売業者等からの調達を要請するものとし、必要量が確保できないときは、統括チームを通じて大阪府及び関係機関等に対し応援を要請する。

- ア 大規模小売店舗等の流通業者に手配のうえ必要品を調達する（加工品を原則とする）。
- イ 流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売業者からも必要品を調達する。
- ウ 市内で十分な調達ができない場合は、大阪府の斡旋により他市町に対して救援食料の支援を要請する。

#### (2) 調達食料の搬送

ア 調達食料は市内小売業者等が指定避難所等へ直接搬送することを原則とするが、これによりがたい場合は、市民協働部救援物資班があらかじめ定めた一時集積所へ受け入れ、避難人数に応じた分配を行い、福祉部援護・避難班が公用車・応援車を用いて各指定避難所等へ搬送する。

- イ 上記によりがたい場合は状況に応じて運送業者に要請する。

### 3 食料の配給

---

#### (1) 必要人数・内容の把握

避難班を有する部の総務班は、指定避難所入所者及び届出のあった在宅で食料調達が困難な者（テントや車中で生活をしている人等を含む）に必要な食料の品目及び数量を把握し、教育部教育総務班に報告し、教育部教育総務班は内容を取りまとめ、統括チーム物資等調達グループへ報告する。

## (2) 指定避難所での配給

福祉部援護・避難班は、各指定避難所に届けられた応急食料を地域各種団体・ボランティア等の協力を得て配給する。

## (3) 在宅での避難者等への配給

届出のあった在宅等で食料調達が困難な者（テントや車中で生活をしている人等を含む）への配給は、原則として最寄りの指定避難所で行う。

## 4 炊き出しの実施

炊き出し場所は、原則として学校給食センター及び単独調理場のある小学校調理場とする。稼働に必要な電気、水道、ガスのライフラインの回復後、機器類の稼働点検で異常がなければ炊き出しを行う。

ただし、ボランティア等の炊き出しについては、避難班を有する部の総務班が関係部に連絡のうえ随時実施する。

## 【学校給食センター等の炊き出し能力】

施設名	炊き出し能力	電話	備考
走井学校給食センター	13, 500 食	6152-9501	ただし、副食のみ
原田南学校給食センター	9, 000 食	6151-4107	ただし、副食のみ
蛍池小学校	500 食	6841-0023	ただし、副食のみ
原田小学校	600 食	6843-4321	ただし、副食のみ
島田小学校	380 食	6333-0001	ただし、副食のみ
庄内南小学校	500 食	6334-8181	ただし、副食のみ
合計	24, 480 食		

※ 炊き出し能力：当該施設において人員が確保でき、炊き出しの指令を受けてから 3 時間 30 分での最大能力

※ 各施設には、備蓄食材はないため食材等の提供があった場合のみ対応可

※ 走井学校給食センターでは、持出し用移動釜を 2 台設置

プロパンガス又はマキ・水・食材等の確保ができれば、約 1,000 食分の副食の提供が可能

## 5 応急給水体制（本部長の応援指示により、上下水道部が実施）

## (1) 発災直後の情報の収集

次の情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握し応急給水体制を確立する。

- ア 浄水場等の状況を確認し、受・配水量の把握及び調整を行う。
- イ 府内水道（用水供給）事業者と連絡をとり、双方の被害状況と供給量の確認を行う。
- ウ 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

## (2) 応急給水の実施

## ア 応急給水の目標

給水の量は、被災者 1 人当たり 1 日約 30 を目標とし、応急復旧の進捗にあわせて順次給水量を増加していく。

## イ 配水池等における応急給水

配水池等に仮設給水栓を設置し、拠点給水を実施する。

#### ウ 車両輸送による応急給水

##### (ア) 給水所（拠点）への搬送

飲料水等の給水所への搬送は、災害対策本部上下水道部が車両（給水タンク車等）により「水源」となる浄・配水場から運搬し、給水を行う。

##### (イ) 給水所（拠点）での給水

給水所での給水は、市民が自ら持参した容器をもって行う。なお、極端に容器が不足する地域については、市が備蓄する給水袋等を使用する。

##### (ウ) 仮設給水栓の設置による応急給水

断水地域の状況や水道施設の復旧状況によって、消火栓や応急仮配管による応急給水を実施する。

#### エ 医療機関・福祉施設等への給水

後方医療機関となる病院、診療所及び人工透析医療施設並びに入院施設を有する助産所、障害者（児）施設、特別養護老人ホーム等の福祉施設への給水を優先的に行う。

### (3) 給水所（拠点）の設定

#### ア 給水所の設定

(ア) 給水は原則として給水所を設定し、給水車等による拠点給水方式で行う。

(イ) 給水所は指定避難所を単位として設定するが、供給停止区域が一部の区域の場合は、状況に応じて、被災地等に給水所を設定する。

#### イ 給水所の周知・広報

給水所を設定した時は、災害対策本部上下水道部を通じて、市民への広報を行うとともに、設定した地域及びその周辺に「給水所」の掲示物を表示する。

### (4) 応急給水における水質管理

応急給水に際し、水道水質の監視、管理体制を確立する。

## 6 生活必需品供給の方針

### (1) 対象者

ア 指定避難所に入所している者

イ 在宅者で災害により被害を受け、日常生活を営むことが困難な者（テントや車中で生活している人等を含む）

### (2) 物資の供給、貸与の方法

物資の供給、貸与については、避難班を有する部の総務班において、被災世帯数、人員等を確実に把握したうえで配給品目、数量等を明らかにして、被災者間の不公平が生じないように適切に実施する。

### (3) 生活必需品の内容

被災者に給与又は貸与する生活必需品等は、災害救助法を基準とする。

## 7 生活必需品の調達・搬送

---

### (1) 生活必需品の調達

統括チーム物資等調達グループは、災害時の応援協定を結んでいる大規模小売店舗等の流通業者からの調達を要請する。また、流通状況に応じ、その他の卸売及び小売販売業者にも協力を要請する。ただし、調達が困難な場合、又はさらに不足するときは、統括チームを通じ大阪府及び関係機関等に調達を要請する。

災害救助法が適用された場合は、大阪府の備蓄物資（毛布、作業服、肌着、ゴム長靴等）を使用する。

### (2) 生活必需品の搬送

ア 調達した物資は、食料の搬送と同様に市内小売業者等が指定避難所等へ直接搬送することを原則とするが、これによりがたい場合は、市民協働部救援物資班があらかじめ定めた一時集積所に受け入れ、避難人数に応じた配分を行い、福祉部援護・避難班が公用車、応援車を用いて各指定避難所等へ搬送する。

イ 上記によりがたい場合は、状況に応じて運送業者に要請する。

## 8 物資の配給

---

### (1) 指定避難所での配給

福祉部援護・避難班は、各指定避難所に届けられた応急物資を地域各種団体、ボランティア等の協力を得て避難者に配給する。

### (2) 在宅での避難者等への配給

ア 在宅での避難者等は、必要な物資の品目及び数量を、最寄りの指定避難所に連絡し、同避難所で配給を受ける。

イ 統括チーム物資等調達グループは、指定避難所に届出のあった在宅での避難者等に必要な物資の品目及び数量の届出に基づいて物資を調達する。配給は福祉部援護・避難班が行う。

## 9 災害救助法の実施基準

---

資料:地震応急-15 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準(早見表)

## 第9節 要配慮者支援策

### 《基本的な考え方》

避難や救出の困難さ、避難所生活での困窮等、災害時にさまざまなハンディキャップのある高齢者、障害者や乳幼児等の要配慮者への支援を、迅速、適切に実施する。

### 《対策の体系》

要配慮者支援策	1 災害発生直後の要配慮者支援策 2 その後の要配慮者支援策
---------	-----------------------------------

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
人権部 人権総務班	1 外国人への災害情報の伝達に関すること
福祉部援護・避難班	1 福祉相談窓口の設置及び巡回相談の実施に関すること 2 居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等における福祉ニーズの把握に関すること 3 避難行動要支援者の安否確認に関すること 4 在宅福祉サービスの継続的提供に関すること 5 要配慮者の施設への緊急入所に関すること 6 災害情報の提供に関すること
とよなか国際交流協会	1 災害情報の提供に関すること

### 《対策の展開》

#### 1 災害発生直後の要配慮者支援策

##### (1) 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援

ア 避難行動要支援者の安否確認をおこなう必要がある場合は、福祉部援護・避難班から避難支援等関係者に要請する。

イ 要請を受けた避難支援等関係者は、速やかに避難行動要支援者名簿を活用して当該校区の避難行動要支援者の安否確認を行う。

##### (2) 福祉ニーズの把握

被災した要配慮者が居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等においても、福祉サービスが継続的に受けられるよう安否確認とあわせて福祉ニーズを把握する。

##### (3) 要配慮者の施設への緊急入所等

居宅、指定避難所等では生活ができない要配慮者については、本人の意思を尊重したうえで、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所の措置を行い、市内の施設では不足する場合は、大阪府に対し広域応援を要請する。

資料: 予防-12 指定緊急避難場所・指定避難所等一覧表

#### (4) 災害情報の提供

関係団体、ボランティア等の協力を得て、障害者や外国人等の要配慮者に対して、災害情報の提供を行う。

ア 手話通訳者等のボランティアを要請し、障害者に対する支援体制を確立する。

イ ラジオ、テレビ放送、広報紙、広報車等のさまざまな媒体を利用することにより、また障害者等の支援団体に情報を提供することにより、視聴覚障害者に確実に情報が伝達されるよう配慮する。

ウ 公益財団法人とよなか国際交流協会と連携して災害時多言語情報支援センターの設置、運営を行うほか、国際交流団体や外国人等の支援団体、宿泊施設等に情報を提供することにより、日本語を解さない外国人に確実に情報が伝達されるよう配慮する。

## 2 その後の要配慮者支援策

### (1) 在宅福祉サービスの継続的提供

ア 被災した要配慮者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスを提供する。

イ デイサービスセンター等の社会福祉施設の早期再開に努め、要配慮者に対する福祉サービスの継続的な提供を行う。

### (2) 福祉全般の相談窓口の開設

高齢者や障害者等に対しては、地域住民を中心としたきめ細かな援護体制を確立し、早期に相談窓口を開設する。

### (3) 情報提供

関係団体やボランティア等の協力を得て、要配慮者に対する居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

### (4) 巡回相談の実施

指定避難所を定期的に巡回し、保健・福祉に関する相談窓口を開設し、指定避難所周辺の住民も含めた相談業務を行うとともに、地域の保健・福祉ニーズの把握に努める。

### (5) 外国人市民等への支援

災害時多言語情報支援センターを設置し、多言語での情報提供や相談窓口の開設、避難所の巡回などを行うほか、国際交流団体や外国人等の支援団体と協力し、外国人市民等への情報提供及びニーズの把握に努める。

## 第 10 節 災害医療・防疫・保健衛生対策

### 《基本的な考え方》

災害発生初期を中心に、豊中市医師会等の協力を得るなど医療救護要員の確保に努めるとともに、医療機関・医療救護要員の広域的な活用を図るべく、搬送体制や医療機関の連携体制を確立し、医療救護活動を実施する。

また、浸水等による生活環境の悪化を防止するため、迅速かつ的確に防疫活動及び保健衛生活動を実施する。

### 《対策の体系》

災害医療・防疫・保健衛生対策	1 災害医療 2 浸水家屋等の消毒 3 防疫・保健衛生活動 4 食品衛生監視活動 5 被災者の心のケア
----------------	---

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
都市基盤部 都市基盤対策班	1 浸水家屋などの消毒に関する事
健康医療部 健康医療班	1 医療救護班の派遣に関する事 2 被災地での環境衛生の確保、感染症の予防等の実施に関する事 3 食中毒の防止及び食中毒発生時の対応に関する事 4 被災者の心のケアに関する事
消防部	1 応急救護所の開設に関する事

### 《対策の展開》

#### 1 災害医療

##### (1) 応急救護所の設置

災害の状況により、負傷者が多数発生している災害現場直近に応急救護所を設置する。  
この場合の医療救護班は、市災害医療センター（病院部）が適宜派遣する。

##### (2) 医療救護班の体制

###### ア 医療救護班の編成

医療救護班は、豊中市医師会・豊中市歯科医師会・豊中市薬剤師会・（財）豊中市医療保健センターの応援により編成し、1班あたり、医師2人、薬剤師2人、看護師2人、事務員1人の7人とし、医師が班長となる。

###### イ 医療救護班の派遣要請

市の医療救護班のみでは応急対策が困難な場合は、大阪府等に医療救護班の派遣を要請する。

###### ウ 医療救護班の受け入れ等

健康医療部は、応急医療救護班の受け入れを行い、応急救護所等への配置調整を行う。



また、応援医療救護班は、健康医療部の指揮のもとで活動する。

### (3) 後方医療機関への搬送

健康医療部は、被災地内において医療を確保することが困難な場合は、大阪府健康福祉部と調整して被災地域外の医療施設に広域的後方医療活動を要請する。また、救急車が不足する場合は、次の搬送手段によって必要な傷病者の搬送を実施する。

- ア 救急告示病院等が保有する搬送車を要請する。
- イ ヘリコプター搬送を要請する。
- ウ 市、大阪府等の公用車による搬送を検討する。
- エ その他関係機関へ要請する。

被災地域内で対応困難な重症患者の広域医療搬送が必要となる場合は、大阪府が設置する広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）と連携して被災地域外への搬送を行う。

### (4) 後方医療機関

大阪府地域防災計画により指定された「災害医療協力病院」は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受け入れ情報を活用しながら、市災害医療センター（病院部）等と協力し、医療救護所等の後方医療機関として、患者を受け入れる。

**資料：地震応急-14 災害医療センター等一覧表**

## 2 浸水家屋等の消毒

災害により感染症発生のおそれがあるときは、排水作業が完了した地区の浸水家屋等から順次消毒作業を市内関係業者と連携して開始する。

## 3 防疫・保健衛生活動

### (1) 基本的な取り組み

健康医療部健康医療班は、被災地での環境衛生の確保、感染症の予防等を実施するため、次の防疫措置をとる。また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、大阪府と連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

- ア 被災地及び指定避難所の衛生確保
- イ 無症状病原体保有者の早期発見・治療
- ウ 被災者の健康維持活動

### (2) 活動内容

健康医療部健康医療班は、指定避難所責任者、自治会等の住民組織等からの報告のほか、自らの調査に基づき、被災地、指定避難所等の衛生状態を把握し、実情に応じて対策活動を実施する。

- ア 被災地等の消毒（感染症法第27条）
  - (ア) 下痢患者、有熱患者が多く発生している地域
  - (イ) 指定避難所のある地域
  - (ウ) 浸水などで衛生条件が良好でない地域
- イ 防疫調査・健康診断

豊中市医師会等の協力を得て、被災地・指定避難所での防疫調査・健康診断を実施し、感染症等の患者又は保菌者が発見された場合は、災害対策本部に報告するとともに、適正

な措置をとるとともに、防疫調査を強化する。また次の防疫活動等を実施する。

(ア)ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）

(イ)衛生教育及び広報活動

ウ 指定避難所の衛生確保

指定避難所において、避難所責任者、避難所自治組織の代表者の協力を得て、定期的な消毒、飲料水の水質検査・改善等を実施する。

エ 予防接種

予防接種法第6条に基づき臨時の予防接種を大阪府との緊密な連携のもと実施する。

オ 被災者の健康維持

大阪府と連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受け入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

(3)活動実施体制の整備

発災後、迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。

## 4 食品衛生監視活動

---

(1)食中毒の防止

健康医療部健康医療班は、指定避難所や臨時給食施設等における食品の取り扱い状況や容器の消毒など衛生状態の監視、改善のための活動を実施する。

(2)食中毒発生時の対応方法

食中毒患者が発生した場合、食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因の調査と被害の拡大防止に努める。

## 5 被災者の心のケア

---

健康医療部健康医療班は、必要に応じ、豊中市医師会等の協力を得て精神科医等の相談窓口を開設し、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、被災者の心のケアを実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

また、実施にあたっては要配慮者への十分な配慮を行う。

## 第 11 節 行方不明者の捜索・遺体対策

### 《基本的な考え方》

災害により行方不明者、死者が一時的に集中して多数発生した場合は、厚生労働省防災業務計画（令和3年9月最終修正）及び大阪府広域火葬計画（令和2年度版）に基づき、警察、消防部、医療関係機関、葬儀業者、特定非営利活動法人等との協力のもとに的確な措置を講ずる。

### 《対策の体系》

行方不明者の捜索・遺体安置場所等の確保及び事後の処置	1 行方不明者の捜索 2 遺体の処置 3 遺体の火葬 4 災害救助法による実施基準
----------------------------	--

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
福祉部 福祉総務班	1 遺体に対する必要措置に関すること
健康医療部 健康医療班	1 遺族のメンタルケアに関すること
病院部	1 遺体の検案の協力に関すること
消防部・消防団	1 行方不明者、遺体の捜索への協力に関すること

### 《対策の展開》

#### 1 行方不明者の捜索

##### (1) 行方不明者の捜索体制

- ア 行方不明者の捜索にあたっては、救助活動に引き続いて福祉部福祉総務班が消防部、警察等と消防団、地域住民が協力して実施する。また、総務部に職員の動員を要請し、職員の動員体制を確立する。
- イ 行方不明者や捜索された遺体については、間違いのないようにリストに整理する。
- ウ 行方不明者が多数の場合には、災害対策本部に窓口を設置して、手配・処置等の円滑を図る。
- エ 捜索の困難な場合は、大阪府に応援を求める。

##### (2) 遺体を発見した場合の措置

- ア 遺体を発見した場合は、速やかに警察署に連絡する。
- イ 遺体は医師による検案、警察官による検視（見分）を行った後、遺族等に引き渡す。
- ウ 遺体の保存、身元確認のため、葬儀業者の協力を得て必要な処置をする。
- エ 遺体の身元確認に時間を要したり、死亡者多数のため短時間に対応できない場合、市の施設等を使用し、火葬まで保存する。
- オ 身元不明遺体については、警察署等に連絡のうえ、人相、着衣、所持品、特徴などの掲示又は手配を行い、検視（見分）後遺留品等を保存しておく。

## 2 遺体の処置

---

(1) 遺体の処置方法に基づき以下の範囲内において行う。

- ア 遺体の安置所の設営
- イ 棺（付属品を含む）の調達
- ウ 納棺又は火葬に至るまでの業務

(2) 遺体の身元確認

- ア 身元が確定した遺体については、速やかに安置所に搬送して、遺族に引き渡し、必要な手続きのうえ火葬する。
- イ 身元が確定しない遺体については、可能な限り大阪府歯科医師会警察歯科対策室と連携して警察で検視を行い身元確認に努める。また大規模災害等で遺体数が多い場合は更に豊中市歯科医師会とも連携し派遣歯科医師や検視場所等についても協議し臨場するが、どうしても判定困難な遺体についてはやむを得ず行旅死亡人としての扱いとする。

(3) 遺体安置所

遺体の安置所は、千里体育館の他公共施設の中から災害状況に応じて選定し、適宜施設管理者と協議して開設する。

(4) 遺体処置に要する車両

葬儀業者保有車両で不足する場合は、大阪府に応援を要請する。

## 3 遺体の火葬

---

(1) 火葬相談窓口の開設

福祉部福祉総務班は、遺体の火葬に関する相談窓口を開設する。

(2) 遺体の火葬方法

- ア 福祉部福祉総務班は、市民課と連携して特例（火葬）許可証を交付する。
- イ 火葬限度を超過した場合又は、現火葬場の運営ができない場合は大阪府に応援を要請する。

## 4 災害救助法による実施基準

---

資料：地震応急-15 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準(早見表)

## 第 12 節 住宅応急対策

### 《基本的な考え方》

災害直後の二次的な被害の拡大を抑えるとともに、その後の生活再建・住宅復興への取り組みが円滑に行えるよう、迅速な応急対策を実施する。

### 《対策の体系》

住宅応急対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災建築物に対する指導・相談</li> <li>2 公共住宅等への一時入居</li> <li>3 応急仮設住宅の提供</li> <li>4 住宅に関する相談</li> <li>5 被災住宅の応急修理</li> <li>6 被災住宅の住居障害物の除去</li> <li>7 民間住宅等の借上げ及び入居斡旋</li> </ol>
--------	---

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
財務部資産管理避難班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急仮設住宅建設用地の確保に関する事</li> <li>2 民間住宅等の借上げ及び入居斡旋に関する事</li> </ol>
環境部環境対策班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急仮設住宅建設用地の確保に関する事</li> </ol>
財務部施設対策班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災住宅の応急修理の実施に関する事</li> <li>2 被災住宅の住居障害物の除去に関する事</li> </ol>
都市計画推進部 都市計画推進総務班 ・住宅応援班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共住宅等の一時的入居に関する事</li> <li>2 住宅相談に関する事</li> </ol>
都市計画推進部 都市計画推進対策班 ・住宅応援班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災建築物に対する指導・相談に関する事</li> </ol>



## 《住宅対策の種類と順序》

- 1 災害直後直ちに行う必要があるもの
  - (1)被災建築物の応急措置に関する指導・相談
  - (2)被災住宅の応急措置
  - (3)被災住宅の住居障害物の除去
  - (4)既設市営住宅の復旧
  - (5)公共住宅等への一時入居斡旋、応急仮設住宅の建設供与
  - (6)住宅に関する相談
- 2 災害直後の対策に引き続き、できるだけ早く実施すべきもの
  - (1)被災住宅の応急修理
  - (2)災害公営住宅等の建設・整備及び入居斡旋
  - (3)民間住宅等の借上げ及び入居斡旋等
  - (4)被災建築物の復旧に関する指導・相談

## 《対策の展開》

### 1 被災建築物に対する指導・相談

都市計画推進部都市計画推進対策班、住宅応援班は、被災建築物に対する応急措置や復旧に関する指導・相談を行う。

倒壊のおそれのある建築物（工事中の建築物を含む）、及び外壁等の落下などのおそれがある建築物に関する相談・指導を行う。

### 2 被災住宅の応急措置

都市計画推進部都市計画推進対策班、住宅応援班は、障害物の除去や倒壊の恐れ等のある建築物への対策など被害拡大防止のため、応急危険度判定、被害調査判定、避難者の要望等を踏まえて、被災建築物に対する応急措置を実施する。

### 3 被災住宅の住居障害物の除去

災害救助法適用による被災住宅の住居障害物の除去は、知事が実施する。知事から委任された場合は市長が実施する。実施担当班は、財務部施設対策班とする。

がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対して、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保するために支障となる障害物の除去を行う。

### 4 既設市営住宅の復旧

都市計画推進部都市計画推進対策班、住宅応援班は、既設市営住宅の被害状況の早期把握に努め、危険箇所に対する点検や、必要に応じた応急措置を行うとともに、早急に復旧できるよう体制等を強化する。

## 5 公共住宅等への一時入居斡旋、応急仮設住宅の建設供与

### (1) 公共住宅等への一時入居

- ア 都市計画推進部都市計画推進総務班は、市営住宅や府営住宅のほか、大阪府を通じて、他市町、大阪府住宅供給公社、(独)都市再生機構等が管理する公営・公社・機構住宅等の空き家状況を把握する。
- イ 公営・公社・機構住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての一時使用を要請し、一時入居の措置を実施する。

### (2) 応急仮設住宅の提供

#### ア 実施機関

- (ア) 大阪府が実施する。知事から委任された場合は、市が実施する。
- (イ) 災害救助法が適用されない場合は、被害の状況に応じてその他の応急住宅対策を勘案しながら、市が実施する。

#### イ 実施基準

- (ア) 被災の状況を十分考慮しながら、災害救助法の実施基準に準じて行う。
- (イ) 集会施設等、生活環境の整備を促進するとともに、高齢者、障害者に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。

#### ウ 応急仮設住宅建設用地

被災の状況を十分考慮しながら、当面利用目的が決まっていない公共用地、都市公園等の建設適地の中から、財務部資産管理避難班・環境部環境対策班が選定し、大阪府が決定する。

#### エ 建設上の留意点

- (ア) 住宅の構造は、高齢者、障害者向けの構造とする等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮する。
- (イ) 設置戸数の決定にあたっては、災害救助法の設置基準によるほか、指定避難所等の存続状況などを考慮に入れて最終の戸数を決める。

#### オ 応急仮設住宅の運営管理

市と大阪府は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、市と大阪府が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、様々な立場の生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

#### カ 民間賃貸住宅の活用

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて提供する応急仮設住宅を積極的に活用する。

## 6 住宅に関する相談

都市計画推進部都市計画推進総務班は、応急仮設住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供を行う。実施の方法等については、「第2章第3節災害広報・広聴」に定めるところによる。



## 7 被災住宅の応急修理

---

### (1) 修理方法

災害救助法適用による応急修理は、知事が実施する。知事から委任された場合は市長が実施する。実施担当班は、財務部施設対策班とする。

### (2) 修理の範囲

住宅が半壊し、当面の日常生活が営めない者の居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない必要最小限の部分のみを対象とし、基本修理額の範囲内で実施する。

## 8 災害公営住宅等の建設・整備及び入居斡旋

---

市は大阪府及び大阪府住宅供給公社、(独)都市再生機構の協力を得ながら、災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。財務部資産管理避難班は入居を斡旋する。

## 9 民間住宅等の借上げ及び入居斡旋

---

財務部資産管理避難班は、民間賃貸住宅等の空き家状況を把握するため、不動産業関係団体に協力を要請する。必要に応じて、空き家になっている社員住宅等の借上げを検討する。被災者に対し空き家情報を提供し、入居を斡旋する。

都市計画推進総務班は、大阪府からの要請により、大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度の周知、申請受付及び書類の審査、対象住宅の情報（空家情報）の提供、相談窓口の設置を行う。

## 10 被災建築物の復旧に関する指導・相談

---

都市計画推進部都市計画推進対策班、住宅応援班は、被災建築物に対する復旧に関する指導・相談を行う。

必要に応じ、被災建築物の復旧に関する相談窓口を設置し、復旧に関する技術的指導や相談及び住宅金融支援機構の融資等に関する相談や情報提供などを行う。

## 第13節 道路の応急復旧等

### 《基本的な考え方》

災害により、道路等交通施設に被害が発生したとき、各道路管理者は交通の安全と施設保全及び被災地における交通確保のため、迅速に応急措置を講ずる。

### 《対策の体系》

道路の応急復旧等	1 緊急交通路等の道路啓開 2 道路啓開作業等の実施手順 3 道路上等の災害廃棄物の処理 4 災害応急措置としての放置車両対策
----------	--

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
各道路管理者	1 道路復旧、啓開に関する事
都市基盤部 都市基盤対策班	1 市管理道路等の応急復旧に関する事 2 緊急交通路・交通規制情報の収集に関する事 3 道路上等の災害廃棄物の撤去に関する事
都市基盤部 都市基盤総務班	1 道路復旧、啓開に係る資機材等の調達に関する事
統括チーム 広報グループ	1 緊急交通路・交通規制情報の広報に関する事
環境部廃棄物対策班	1 災害廃棄物の収集・処理に関する事

### 《対策の展開》

#### 1 緊急交通路等の道路啓開

災害時において、道路交通及び市民の日常生活を阻害する土砂、流木などの物件の除去については、市及び道路、河川管理者等が豊中建設業協会等の協力を得て実施する。

また、国は国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

- ア 作業時における障害物除去の対象はおおむね次のとおりとし、関係者と連絡のうえ行う。
- (ア) 市民の生命・財産等の保護のため除去を必要とする場合
  - (イ) 河川はん濫、護岸決壊等の防止その他、水防活動の実施のため除去を必要とする場合
  - (ウ) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
  - (エ) その他、公共的立場から除去を必要とする場合
- イ 災害救助法による住家の障害物の除去対象となるのは次のとおりである。
- (ア) 当面の日常生活が営みえない状態にあるもの
  - (イ) 居間、炊事場等日常生活に支障をきたす状態にあるもの
  - (ウ) 住家が半壊又は床上浸水したもの
  - (エ) 自らの資力でもって、障害物の除去ができないもの
  - (オ) 原則として、災害により直接被害を受けたもの

## 2 道路啓開作業等の実施手順

---

### (1) 啓開・復旧等の作業の指示

市の管理する道路については都市基盤部都市基盤対策班が、啓開・復旧等の作業範囲を決定した上で、豊中商工会議所及び豊中建設業協会等の協力を得て実施する。なお、市の管理外の道路にあっても、本部が必要と認めた場合は、啓開作業を実施する。

### (2) 道路啓開作業用資機材等の調達

都市基盤部都市基盤総務班は、資機材等を保有する豊中建設業協会等に要請する。それでも、なお不足する場合は、統括チーム渉外グループを通じ、大阪府或いは他市町村へ応援を要請する。

## 3 道路上等の災害廃棄物の処理

---

災害発生直後においては、道路上の障害物と混在して家屋の倒壊・焼失等から生じる災害廃棄物（家具、廃材等）が搬出・集積されることが予想される。この場合、緊急通行車両の通行及び応急活動への障害を排除する範囲で、都市基盤部都市基盤対策班と環境部廃棄物対策班とが協力して収集・処理する。（第4章第8節第3 災害廃棄物の処理 参照）

また、処理する災害廃棄物の内容等によっては、必要に応じて警察官等に立会いを要請するとともに、写真撮影等を行い、事後の対応策を講じる。

## 4 災害応急措置としての放置車両対策

---

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は区間を指定して、放置車両や立ち往生車両の運転者等に対して移動を命令し、運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動する。

この際、車両の保管場所確保のため等やむを得ない必要がある場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行う。

## 第14節 交通輸送

### 第1 鉄軌道施設の応急復旧

#### 《基本的な考え方》

鉄軌道施設の管理者は、都市機能を確保するため速やかに交通機能の維持回復に努める。

#### 《対策の体系》

鉄軌道施設の応急復旧	1 災害時の活動体制 2 情報連絡体制 3 鉄軌道施設の応急復旧
------------	--

#### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
阪急電鉄(株) 北大阪急行電鉄(株) 大阪モノレール(株)	1 災害時の活動体制の確立に関すること 2 被害情報の収集及び連絡に関すること 3 災害の復旧及び輸送の確保に関すること

#### 《対策の展開》

##### 1 災害時の活動体制

鉄軌道施設の管理者は、災害が発生した場合には、被害を最小限度にとどめ、速やかな応急復旧にあたるため、必要に応じて災害対策本部等の活動体制を確立し、輸送の確保に努める。

##### 2 情報連絡体制

運行状況、復旧状況、今後の見通しなどを市災害対策本部統括チーム情報・システムグループ等関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。

##### 3 鉄軌道施設の応急復旧

線路、保安施設、通信施設など、列車等の運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。

また、被災状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。

## 第2 緊急輸送のための交通確保

### 《基本的な考え方》

救助・救急・消火・医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

警察、道路管理者は相互に連携して、災害が発生した場合、又はまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施する。

### 《対策の体系》

緊急輸送のための交通確保	1 道路交通網の確保 2 緊急輸送体制の確立 3 交通規制の実施
--------------	--

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
都市基盤部 都市基盤総務班	1 道路交通網の確保に関する事 2 交通規制の実施に関する事
都市基盤部 都市基盤対策班	1 交通路の選定に関する事 2 交通路の確保に関する事 3 交通路の確保に関する情報交換及び協力体制の確立に関する事 4 交通規制の実施に関する事
総括チーム庁舎・車両グループ	1 人員・輸送車両の確保・運用に関する事 2 輸送需要の把握に関する事 3 緊急通行車両の申出に関する事
福祉部援護・避難班	1 食料及び物資の輸送に関する事
消防部	1 消防用緊急通行車両の通行確保に関する事（現場に警察官がない場合）

### 《応急対策の流れ》

「地震対策応急計画 第4章第4節第3を準用」

### 《対策の展開》

#### 1 道路交通網の確保

##### (1) 道路交通網の確保

道路の応急復旧等による交通路の確保を行うとともに、都市基盤部都市基盤総務班は、大阪府公安委員会や警察等と密接に連絡・調整を図りつつ、一般車両に対する自粛等を含めた交通規制を実施する。

##### (2) 交通路の確保

都市基盤部都市基盤対策班は、道路等の被害状況等を踏まえ、国・大阪府等の道路管理者や警察と協議し、輸送ルートを選定するとともに、障害物の除去等による応急復旧を進め、安全な交通路を確保する。

## 2 緊急輸送体制の確立

### (1) 人員・輸送用車両等の確保・運用

統括チーム庁舎・車両グループは、災害初動期において緊急に必要な物資等の輸送需要に対応する必要な人員、輸送用車両及び燃料を確保する。また、被害が甚大で、職員や市有車両等に対応できない場合は、関係機関、大阪府トラック協同組合豊中市運輸事業部会及び民間事業者に協力を要請する。

ア 必要人員を見積り、職員を中心とする要員を確保するとともに、人員が不足する場合は関係機関等に協力を要請する。

イ 必要車両を見積り、市有車両を確保するとともに、運送会社等の民間事業者に応援を要請し、車両を調達する。

ウ 輸送用車両の効率的運用を図るため、統括チーム庁舎・車両グループ部が一元的な管理を行う。

エ 水上輸送が効果的である場合は、必要に応じて大阪府に要請する。

### (2) 緊急輸送の実施

福祉部援護・避難班は、人員や車両等の確保状況を踏まえて救援物資等の輸送を実施する。

ア 救援物資等を食料・日用雑貨、衣料等に分類して保管し、配分を行うための物資輸送方針を決定する。

イ 道路事情等によりバイク・自転車等を活用した輸送を行う。

### (3) 連絡・協力体制の確立

都市基盤部都市基盤対策班は、交通路の確保や迂回ルートを選定にあたり、各道路管理者や警察との情報交換、周辺市町を含む広域圏との協力体制を確立する。

ア 道路管理者相互で交通情報等を交換する。

イ 警察との間で交通事故・渋滞発生情報等を交換する。

ウ 道路復旧工事と輸送等救援活動との連絡調整を行う。

エ 交通情報や自家用車の自粛情報等についての広報を報道機関に依頼する。

## 3 交通規制の実施

### (1) 交通規制の実施

ア 交通規制は、道路の啓開・復旧活動と十分に調整を図りながら行うが、被災地以外の広域圏においても交通渋滞等を招く可能性があるため、関係機関等と緊密に連絡をとり実施する。また、交通の誘導や適切な情報提供を行い、混乱を防止する。

イ 交通規制を行うときは、その内容を立て看板、報道機関等を利用し広報する。ただし、緊急のため既定の標識を立てることが困難又は不可能なときは、適宜の方法により通行を禁止又は制限したことを明示するとともに警察官等が現場において指導にあたる。

ウ 法に基づき交通規制が実施された場合、現場に警察官がいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、それぞれの運転する緊急通行車両の通行を確保するため、必要な措置をとることができる。

## (2) 通行禁止区域における措置命令

通行禁止区域における措置等は、法に基づき次のとおり実施する。

## 【交通規制の実施者】

実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるとき	災害対策基本法 第76条第1項
	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法 第4条第1項
警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法 第5条第1項
警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合、道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項7、 第4項

## 【通行禁止区域における措置命令実施責任者】

実施責任者	範囲	根拠法
警察官	1 通行禁止区域内において緊急車両の通行妨害車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる 2 措置命令に従わないとき又は相手が現場にいないとき、やむを得ない限度において車両その他の物件を移動する等、必要な措置を講ずることができる	災害対策基本法 第76条の3
自衛官 消防吏員	警察官が現場にいないとき、上記措置を自らが行うことができる	

## (3) 道路交通の確保対策

都市基盤部都市基盤対策班は、次のとおり道路交通の確保対策を行う。

- ア 道路パトロールを強化し、危険箇所、災害箇所の早期発見に努め、その現状を把握し現地においてパトロールを強化する。
- イ 災害箇所については、都市基盤部都市基盤対策班において優先順位の高いものから、応急復旧措置を行う。
- ウ 近畿地方整備局大阪国道事務所高槻維持出張所、大阪府池田土木事務所、警察署、都市基盤部都市基盤総務班・都市基盤対策班は、災害時の道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施するため、相互に情報を収集・交換する。

## (4) 交通規制情報の周知

- ア 統括チーム広報グループは、交通規制状況等（緊急交通路・交通規制対象路線の情報）を十分に市民に周知徹底させるため、報道機関に依頼し広報を行う。
- イ 都市基盤部都市基盤総務班・都市基盤対策班は、交通規制状況等を十分に市民に周知徹底させるため主要地点での掲示等を行う。

## 第 15 節 廃棄物処理対策

### 第 1 生活ごみ及び災害ごみの処理

#### 《基本的な考え方》

災害が発生した場合、被害の状況を的確に把握し、迅速に臨時ごみ処理計画を策定するとともに、計画に基づいて、排出された生活系ごみを迅速にかつ確実に収集処理し、被災地の環境衛生の万全を期する。

#### 《対策の体系》

一般廃棄物（生活系ごみ）の処理	1 被害状況の把握 2 中間処理施設の受入状況の把握 3 最終処分場の受入状況の把握 4 仮置場設置の検討 5 災害廃棄物処理実行計画の策定 6 災害廃棄物処理実行計画を実施する上での人員及び機材の状況把握
-----------------	--

#### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
環境部廃棄物対策班	1 廃棄物対策班、業務班の人員及び機材の状況確認に関すること 2 校区（地区）別被害状況の確認に関すること 3 中間処理施設の受入状況の確認に関すること 4 最終処分場の受入状況の確認に関すること 5 災害廃棄物処理実行計画の策定に関すること 6 ごみの収集に関すること

#### 《応急対策の流れ》

「地震対策応急計画 第 4 章第 8 節第 1 を準用」

#### 《対策の展開》

##### 1 被害状況の把握

各校区（地区）の被害状況を把握するとともに確保できる人員機材等を考慮し、収集品目や収集方法などを検討する。

##### 2 中間処理施設の受入状況の把握

豊中市伊丹市クリーンランドの被害状況を確認し、処理能力が確保できない場合は、隣接都市の中間処理施設や民間処理施設の受入状況を把握し、可能焼却処理量、破砕・選別処理量及び各処理施設への搬入ルートを検討する。

##### 3 最終処分場の受入状況の把握

焼却残灰、破砕選別後の埋立残渣の最終処分先の大阪湾フェニックスに受入が確保できない場合は、その他民間処分場も含め受入状況を把握し、受入基準、受入可能量及び各施設への搬入ルートを検討する。



#### 4 仮置場設置の検討

1～3の状況を踏まえ、仮置場を設置する必要がある場合は、できる限り住宅地、病院、学校等に近接せず、交通渋滞が予想される幹線道路を使用せずに搬入、搬出が可能な中間処理施設に近い未利用地を選定する。

#### 5 災害廃棄物処理実行計画の策定

(1) 収集計画については、分別収集区分、収集品目、処理優先区域とごみ種、収集ルート、収集回数、ごみ集積場等を定め、仮置場を設置する場合は、設置場所、仮置場ごとのごみ種、その搬入、搬出ルート等を定める。

また、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。

なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(2) 中間処理計画については、ごみ種ごとの処理方法、処理施設、処理量、搬入ルート等について定める。

(3) 円滑かつ迅速な廃棄物処理を実現するため、ごみ処理施設を新設する場合（市が委託した民間業者が設置する場合を含む）は速やかに手続きを行う。

#### 6 災害廃棄物処理実行計画を実施する上での人員及び機材の状況把握

環境部廃棄物対策班の人員の確保状況及び機材の確保状況と、災害廃棄物処理実行計画を実施する際の必要人員、機材を考慮し、必要に応じて大阪府及び隣接市町、関係団体に応援を要請して実施するとともに民間企業への委託も検討する。

##### 【中間処理施設】

施設名	施設区分	所在地	電話	処理能力
豊中市伊丹市 クリーンランド	焼却施設	豊中市原田西町 2-1	6841-5394	525t/日 (=175t/基×3基)
	リサイクルプラザ	〃	〃	選別処理：134t/5h

## 第2 し尿の収集・処理

### 《基本的な考え方》

災害が発生した場合、被害の状況を的確に把握し、豊中市災害廃棄物処理計画に基づき、迅速に臨時し尿処理計画を策定するとともに、計画に基づいて、指定避難所を中心に拠点収集を行い、被災地の環境衛生の万全を期する。

### 《対策の体系》

し尿の収集・処理	1 被害状況の把握 2 し尿処理施設の受入状況の把握 3 災害廃棄物処理実行計画の策定 4 災害廃棄物処理実行計画を実施する上での人員及び機材の状況把握
----------	---

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
環境部廃棄物対策班	1 廃棄物対策班、業務班の人員及び機材の状況確認に関すること 2 校区（地区）別被害状況の確認に関すること 3 し尿処理施設の受入状況の確認に関すること 4 指定避難所ごとの避難者数の確認に関すること 5 災害廃棄物処理実行計画の策定に関すること 6 仮設トイレに関すること 7 被災地のし尿処理等に関すること

### 《応急対策の流れ》

「地震対策応急計画 第4章第8節第2を準用」

### 《対策の展開》

#### 1 被害状況の把握

校区（地区）ごとの被害状況を把握し、し尿収集世帯の収集計画、仮設トイレ（簡易トイレ含む、以下同じ）の設置計画及び収集ルートを検討する。また、被災により処理能力や収集効率が低下する場合、協定締結業者や大阪府、周辺自治体に応援を要請する。

#### 2 し尿処理施設の受入状況の把握

し尿処理は、平時の収集・処理体制として市内収集業者が収集を行い、伊丹市し尿公共下水放流施設で処理することを基本に、現有処理施設並びに、隣接市等のし尿処理施設の受入能力を把握し、可能受入総量及び各搬入施設への搬入ルートを検討する。

#### 3 災害廃棄物処理実行計画の策定

- (1) 収集計画については処理優先区域、し尿収集世帯及び仮設トイレの収集ルート、収集回数等を定める。

仮設トイレは、断水により自宅の水洗便所が使用できない世帯も必要とすることから、設置は下水道使用不可能地域にある次の施設から優先的に設置する。

- a. 広域避難場所（避難が長期に及び場合）
- b. 指定避難所やその他被災者を収容する施設
- c. 高層集合住宅地
- d. 住宅密集地

(2) 指定避難所ごとの避難者数を考慮し、仮設トイレの設置台数及び、搬入、搬出ルートを決める。

(3) 収集したし尿の搬入施設について、搬入施設ごとの受入量及び搬入ルートを決める。

#### 4 災害廃棄物処理実行計画を実施する上での人員及び機材の状況把握

環境部廃棄物対策班の人員の確保状況及び機材の確保状況と、災害廃棄物処理実行計画の実施する際の必要人員、機材を考慮し、必要に応じて大阪府及び隣接市町、関係団体に応援を要請して実施するとともに民間企業への委託も検討する。

### 第3 災害がれきの処理

#### 《基本的な考え方》

災害による建築物・擁壁等の倒壊、構築物の転倒・落下等により、道路上に障害物が発生した場合、自らの資力でそれらを除去することが困難な者に対して、日常生活が可能な必要最小限の障害物の除去を行う。

#### 《対策の体系》

災害廃棄物の処理	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害状況の把握</li> <li>2 仮置場の検討</li> <li>3 中間処理施設の受入状況の把握</li> <li>4 再生利用施設の受入状況の把握</li> <li>5 最終処分場の受入状況の把握</li> <li>6 災害廃棄物処理実行計画の策定</li> <li>7 災害廃棄物処理実行計画に基づく障害物等の除去等</li> </ol>
----------	---

#### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
環境部廃棄物対策班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 校区（地区）別被害状況の確認（一般廃棄物（生活系ごみ）処理担当と連携）に関する事</li> <li>2 中間処理施設の受入状況の確認（ 〃 ）に関する事</li> <li>3 再生利用施設の受入状況の確認（ 〃 ）に関する事</li> <li>4 最終処分場の受入状況の確認（ 〃 ）に関する事</li> <li>5 災害廃棄物処理実行計画の策定に関する事</li> <li>6 道路上等の災害廃棄物の撤去に関する事</li> <li>7 建築物、構築物等が転倒、落下物等による障害物の除去に関する事</li> <li>8 除去廃棄物等の分別及び搬送に関する事</li> </ol>
都市基盤部 都市基盤対策班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路上等の災害廃棄物の撤去に関する事</li> </ol>

#### 《応急対策の流れ》

「地震対策応急計画 第4章第8節第3を準用」

#### 《対策の展開》

##### 1 被害状況の把握

校区（地区）ごとの被害状況から道路上等の障害物、家屋・建物損壊に係る廃棄物量、煙突等危険構築物、要解体木造・RC造等建物の棟数・延床面積、廃木材・ガレキ等の発生量等を把握する。

**【解体廃棄物量の見積基準】**

	解体廃棄物量の見積基準（延床面積㎡当り）	
	木造	非木造
木造	0.194 t/㎡	0.502 t/㎡
非木造	0.101 t/㎡	0.809 t/㎡
使用原単位	平均延べ床面積：79.9 ㎡ 体積換算：1.9 ㎡ <sup>3</sup> /t	平均延べ床面積：233.1 ㎡ 体積換算：0.64 ㎡ <sup>3</sup> /t

※「大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（2007年3月 大阪府）」より

**2 仮置場の検討**

- (1) 1の状況を踏まえ、仮置場の必要面積、場所とごみ種（可燃・不燃廃材、必要に応じて混合廃棄物等）、選別方法・要員・選別後のごみ種・量、搬入、搬出ルートを検討する。
- (2) 設置場所は、できる限り住宅地、病院、学校等に近接せず、交通渋滞が予想される幹線道路を使用せずに搬入、搬出が可能な未利用地を選定する。

**3 中間処理施設の受入状況の把握**

豊中市伊丹市クリーンランドの被害状況を確認し、処理能力が確保できない場合は、隣接都市の中間処理施設や民間処理施設の受入状況を把握し、可能焼却処理量、破砕・選別処理量及び各処理施設への搬入ルートを検討する。

**4 再生利用施設の受入状況の把握**

中間処理及び、最終処分量をできるだけ減量するため、排出源での分別を徹底し、可能な限りリサイクルを行うとともに、廃木材のチップ化再生、植木類のコンポスト化再生、公衆浴場の燃料化の受入状況を把握し、各施設等の搬入ルートを検討する。

**5 最終処分場の受入状況の把握**

焼却残灰、破砕選別後の埋立残渣、及びガレキ類の最終処分先の大阪湾フェニックスへの受入が確保できない場合は、その他民間処分場も含め受入状況を把握し、受入基準、受入可能量及び各施設への搬入ルートを検討する。

**6 災害廃棄物処理実行計画の策定**

- (1) 収集計画については、収集区域ごとのごみ種・仮置場ごとの搬入量、収集区分ごとの役割（業者・直営）分担等を定める。
- (2) 仮置場設置計画は、ごみ種ごとの設置場所・堆積容量、その搬入、搬出ルート等を定める。
- (3) 中間処理計画については、ごみ種ごとの処理方法、処理施設、処理量、搬入ルート等について定める。

- (4) 再生利用計画については、再生利用方法、再生施設、再生量、及び搬入ルート等について定める。
- (5) 最終処分計画については、中間処理後のごみ種ごとの処分方法、処分施設、処分量、搬入ルート等について定める。

## 7 災害廃棄物処理実行計画に基づく障害物等の除去等

- (1) 建築物・擁壁等の倒壊、構築物の転倒・落下等による道路上等の障害物等の除去
- ア 環境部廃棄物対策班の人員の確保状況、及び機材の確保状況と除去作業を実施する際の必要人員、機材を考慮し、必要に応じて民間企業に委託する。
- イ 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最小限度にとどめ、事後の復旧活動に支障とならない範囲とする。
- ウ 廃棄物の内容等によっては、必要に応じて警察官等に立会いを要請するとともに、写真撮影等により、事後の対応策を講じる。
- (2) 障害物等の除去に必要な機械・器具の調達
- 災害時の機械・器具の調達は、建設業者・レンタル業者等の協力を得て、迅速かつ確実に期するものとするが、調達が不可能な場合は、大阪府を通じて調達する。
- (3) 障害物等の除去に係る作業員の手配
- 建設業者等において、作業員の確保に不足を来す場合は、大阪府を通じて斡旋を依頼する。
- (4) 除去した障害物等の処分
- 排出源で分別を徹底し、仮置場、処理方法については、災害廃棄物処理実行計画に基づいて実施する。
- (5) 災害廃棄物処理に関する情報等の周知
- 市は、大阪府とともに、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)や地域ブロック協議会の取り組み等に関して、ホームページ等において公開するなど、周知に努める。

## 第 16 節 ライフラインの応急対策

### 《基本的な考え方》

災害発生後、ライフラインに関わる事業者はライフラインの被害を早急に調査し、市民が健全な生活が維持できるよう、二次災害防止対策を講じるとともに、迅速な復旧活動に取り組む。

### 第 1 上水道施設

#### 《対策の体系》

上水道施設	1 緊急措置 2 初動体制 3 発災直後の情報収集及び復旧体制 4 市民への周知 5 応援要請 6 応急復旧の基本方針
-------	--

#### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
上下水道部水源班	1 取水・浄水・配水施設の被害調査の実施及び二次災害の防止に関すること 2 受配水量の計画、調整に関すること
上下水道部 上下水道総務班	1 応急復旧資機材の確保に関すること 2 広域応援の要請及び受け入れに関すること
上下水道部 上下水道広報班	1 水道施設の情報収集と記録に関すること 2 市民への広報に関すること
上下水道部給水班	1 応急給水の計画策定及び実働に関すること
上下水道部 水道復旧班	1 復旧方法の調整・計画策定に関すること 2 被害給・配水管等の応急修繕に関すること

#### 《対策の展開》

##### 1 緊急措置

上下水道部水源班は、被害を早急に調査し、二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて警察及び付近住民に通報する。

##### 2 初動体制

上下水道部上下水道総務班は、職員等の緊急出動による初動体制を確立し、応急復旧の開始に先行した応急給水を、北大阪ブロック本部との調整及び指示のもとに優先的に実施する。

### 3 発災直後の情報収集及び復旧体制

上下水道部上下水道広報班は、水道施設に関する情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握し、上下水道部水道復旧班は、施設の復旧見通しや応急復旧体制の確立に努める。

### 4 市民への周知

上下水道部上下水道広報班は、水道施設の被害状況、供給状況、復旧状況と復旧見通しを統括チーム広報グループに報告するとともに市民に周知する。

### 5 応援要請

ア 上下水道部上下水道総務班は、災害の規模によっては、独自で全ての応急復旧体制を整えることが不可能な場合は、北大阪ブロック本部及び日本水道協会に支援を要請し、協定や要請に基づき、他の水道事業者等からの応援を受け入れる。

イ 応援隊の活動拠点は、大曽公園とする。

### 6 応急復旧の基本方針

応急復旧は、市水道の基幹施設並びに配水幹線（導送水管を含む）、次いで配水支管、給水管、宅地内給水装置の順位で実施する。

#### (1) 取水・導水施設の復旧活動

取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を来すため、その復旧を最優先する。

#### (2) 浄水施設の復旧活動

浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

#### (3) 管路の復旧計画

##### ア 復旧計画

復旧にあたっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、予め定めた順位をもとに被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場及び配水場、給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。なお、資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

##### イ 給水装置の復旧活動

公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。一般住宅等の給水装置の復旧は、給水に支障を来すものについては、応急措置を実施する。その際、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設等は優先して行う。



## 第2 下水道施設

### 《対策の体系》

下水道施設	1 緊急措置 2 応急対策及び復旧 3 関連機関への応援要請 4 市民への周知
-------	--

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
上下水道部 下水道管きょ班 下水道施設班 下水道原田処理場班	1 下水道施設における二次災害の防止に関すること 2 下水道施設の被害調査に関すること 3 下水道施設の応急復旧に関すること
上下水道部 上下水道総務班	1 広域応援の受け入れに関すること 2 応援要請の調整に関すること 3 災害復旧資機材の調達に関すること
上下水道部 上下水道広報班	1 下水道施設の情報収集と記録に関すること 2 市民への広報に関すること

### 《対策の展開》

#### 1 緊急措置

上下水道部下水道管きょ班、下水道施設班及び下水道原田処理場班は、災害の発生時において、下水道施設の構造等を勘案して、速やかに、下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の下水道施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。また、二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、付近住民に通報し、適切な応急措置を講ずる。

#### 2 応急対策及び復旧

##### (1) 災害復旧資機材の調達

資機材等が不足する場合は、必要に応じて大阪府、他市町村等に調達を要請する。

##### (2) 下水道施設の被害調査

上下水道部下水道管きょ班、下水道施設班及び下水道原田処理場班は、処理場・ポンプ場及び主要幹線管渠等重要性の高い施設から調査を行う。

##### (3) 応急復旧の基本方針

下水道施設は市民生活に必要不可欠なものであり、応急復旧については、復旧の難易度を勘案しながら、緊急性、重要性の高いものから復旧を行う。

また、復旧にあたっては、二次災害が発生しないよう十分に注意を払う。

#### (4) 応急復旧方法

##### ア 処理場

運転を停止した場合、施設機器の調査を行い、早期に処理能力が回復するよう復旧を行う。

##### イ 管渠

流下能力の確保、道路の陥没や雨水による浸水など二次災害発生の防止が最優先であり、危険箇所の早期把握と緊急度を評価し、応急復旧措置を講ずる。

##### ウ 排水設備

市民からの修理相談の受け付け窓口を設置し、施工業者の紹介などを行う。

### 3 関連機関への応援要請

---

災害が発生した場合において、当市の体制では万全な応急対策が不可能と判断される場合は、上下水道部上下水道総務班は、豊中商工会議所及び豊中建設業協会等への応援要請を行うとともに、統括チーム渉外グループを通じて大阪府、他市町村、関係機関に応援を要請する。

### 4 市民への周知

---

上下水道部上下水道広報班は、被害状況、復旧状況と今後の見通しを統括チーム情報・システムグループに報告するとともに、統括チーム広報グループを通じ報道機関に伝達・広報し、市民への周知を図る。

### 第3 電力供給施設

#### 《対策の体系》

電力供給施設	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 体制の確立</li> <li>2 被害情報の提供及び市民への周知</li> <li>3 問い合わせ等の受付</li> <li>4 被災者・施設の応急処置</li> <li>5 応急復旧</li> <li>6 連絡先</li> </ol>
--------	---

#### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
関西電力送配電㈱ 北摂配電営業所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 体制の確立に関する事</li> <li>2 被害情報の提供及び市民への周知にかんすること</li> <li>3 被災者・施設の応急処置に関する事</li> <li>4 応急復旧に関する事</li> </ol>
統括チーム広報グループ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害情報等の収集及び市民への周知に関する事</li> </ol>
統括チーム渉外グループ 市民協働部市民協働総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 問合せ等の窓口の設置及び関西電力送配電㈱との連絡調整に関する事</li> </ol>

#### 《対策の展開》

##### 1 体制の確立

関西電力送配電㈱は、風水害が予想される場合、又は地震等の自然現象による災害並びに大規模な火災、爆発等重大な事故による非常災害が発生した場合、速やかに非常対策本部を設置し、被害の未然防止、軽減及び迅速かつ確実な復旧を図るとともに安全の確保、サービスの維持に努める。

市は、大規模停電の発生が予想される場合、又は、大規模停電が発生した場合は、関西電力送配電㈱との連絡体制を確保するとともに、市民からの問合せ等の窓口を設置する。

##### 2 被害情報の提供及び市民への周知

関西電力送配電㈱は、豊中市内における電力供給状況（停電の発生状況）を把握し、豊中市災害対策本部統括チーム情報・システムグループに被害状況を連絡し、その後の復旧状況や復旧見通しについても随時連絡する。また、二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、統括チーム広報グループを通じ報道機関に伝達・広報し、市民への周知を図る。

統括チーム広報グループは、関西電力送配電㈱から得られた停電その他の情報を、できる限り多様な方法で市民に周知する。また、関西電力送配電㈱から情報が得られない場合は、独自に情報収集に努め、市民に周知するとともに、関西電力送配電㈱にもその情報を伝える。

##### 3 問い合わせ等の受付

停電の状況、復旧の見込み等の問い合わせへの対応は、関西電力送配電㈱が行うものであるが、被害の状況により関西電力送配電㈱だけでは対応ができない場合、市災害対策本部統

括チーム渉外グループと市民協働部市民協働総務班は、市民からの問合せ等に対応する窓口を設置し相談を受けるとともに、専用の電話回線等により、相談内容を関西電力送配電㈱に伝え対応を依頼する。

関西電力送配電㈱は、市が問合せ等に対応する窓口を設置した場合は、市とのホットライン体制を確立し、緊密な情報連携に努める。

また、自ら行う業務に支障のない範囲において、必要に応じ職員を市に派遣するものとする。

#### 4 被災者・施設の応急処置

関西電力送配電㈱は、病院、指定避難所、重要交通機関、市役所等の重要施設への電力供給を優先的に確保することを原則とした応急処置をする。

停電が長期に及ぶような状況にあつては、各部避難班及び市有施設所管課は、できる限り市民の情報端末機器の充電や、給水のための利用に施設を供するものとする。

上下水道部給水班は、集合住宅等で停電により長期間水道の使用ができない場合は、施設管理者と協議のうえ、応急給水活動を行う。

#### 5 応急復旧

「非常災害時の手引き」に基づき、電力供給の確保及び公衆保安確保を主眼として、応急復旧する。

#### 6 連絡先

事業所名	〒	所在地	電話番号
北摂配電営業所	561-0817	豊中市浜4丁目2番2号	0800-777-3081

## 第4 ガス供給施設

### 《対策の体系》

ガス供給施設	1 目的
	2 ガス施設の災害応急対策

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
大阪ガス(株) 導管事業部 北東部導管部	1 情報の収集・伝達及び報告に関すること 2 災害対策の実施に関すること 3 通信情報連絡体制に関すること 4 ガス漏れ及び爆発事故の協力体制に関すること

### 《対策の展開》

#### 1 目的

災害発生時に大阪ガス(株)は、被害の拡大を防止し、ガスの製造供給体制の万全を期すため、災害時の組織動員、情報の収集・伝達、災害の広報、通信連絡その他応急対策等を次のとおり実施する。

#### 2 ガス施設の災害応急対策

災害発生時には、ただちに災害対策本部を設置し、地域防災機関と密に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

##### (1) 情報の収集・伝達及び報告

###### ア 通信連絡

災害発生時による有線回路の不通事態を予測し、社内無線回路により主要事業所間の通信確保及び事業所管内の諸状況を把握する。

###### イ 被害状況の連絡、報告

各事業所は所管施設及び管内顧客施設の受けた被害状況を所定の経路により本社へ報告する。また、専用電話等により大阪府災害対策本部、豊中市災害対策本部統括チーム情報・システムグループ及びその他の防災関係機関へ緊急連絡を行う。

##### (2) 災害対策の実施

###### ア 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、顧客及び一般市民に対し、広報車、工作車に装備した広報設備、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の各種情報を広報する。

###### イ 応急対策

災害情報、現場状況に基づき、ガス製造・供給施設の点検、防護及び必要な箇所の供給遮断を実施する。

災害による事故発生の場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講じる。

特に、特定地下街又は特定地下室に対して次のような応急措置を行う。

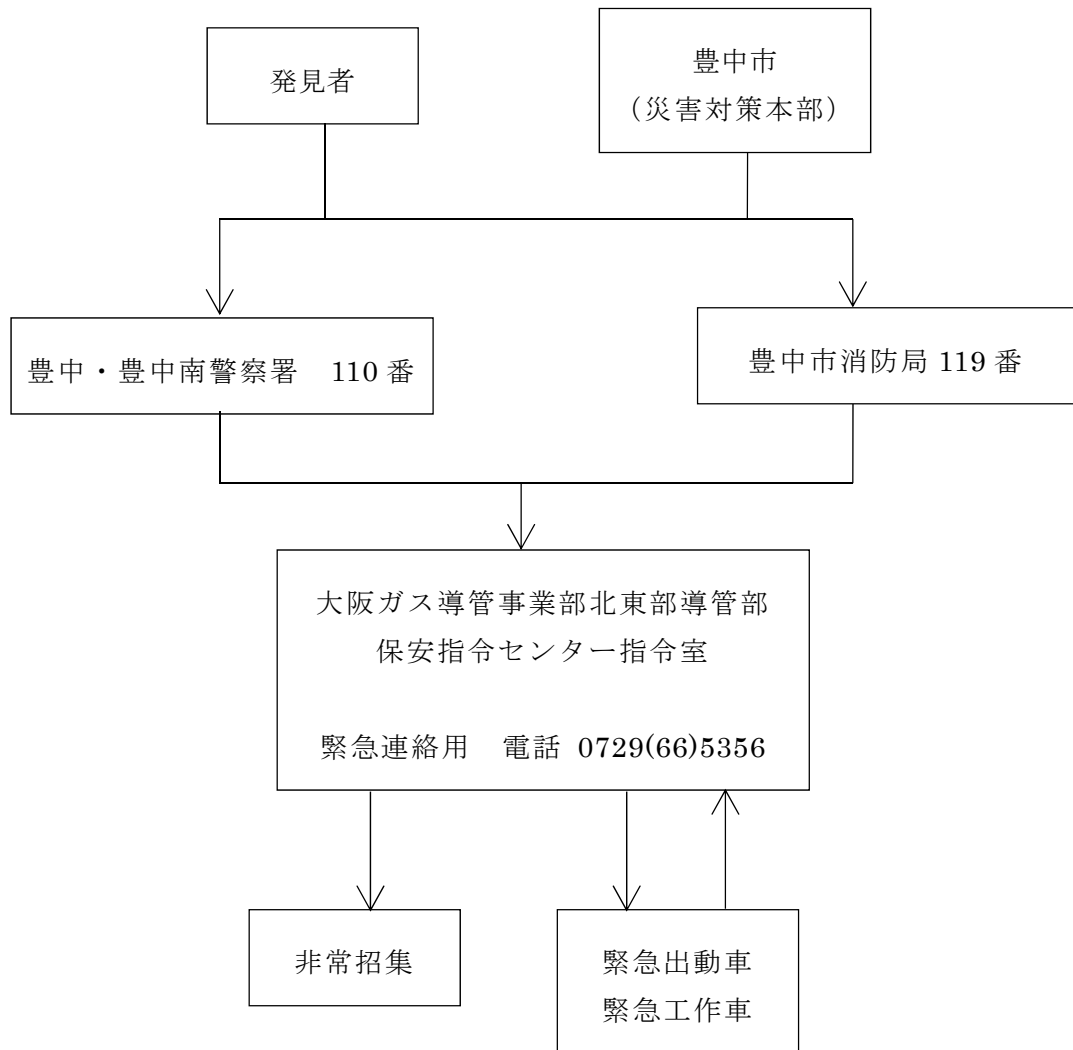
(ア) 緊急の場合には地下街等に設けた緊急遮断弁又は地上操作遮断弁等によりガスの供給を停止する。

(イ) 豊中市消防局との間に締結した「ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ」により必要な場合は、消防局においてガスの供給を停止することができる。

ウ 応急復旧対策

供給施設の災害復旧については、被害の程度に応じた応急修繕を行い、速やかにガス供給を再開する。

(3) 通信情報連絡体制



(4) ガス漏れ及び爆発事故の協力体制

ガス漏れ及び爆発事故等による災害の発生のおそれのある場合の発生防止又は、災害が発生した場合の被害の軽減を図るための初動、相互連絡及び処理体制等については、市消防局との間に締結した「ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ」に基づき実施する。

## 第5 電気通信施設

### 《対策の体系》

電気通信施設	1 情報連絡 2 災害対策本部との非常時の連絡強化 3 非常災害準備体制 4 非常災害対策用緊急通信線の確保及び市民への周知
--------	---

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
西日本電信電話(株)関西支店 NTTコミュニケーションズ(株) (関西営業支店) (株)NTTドコモ(関西支社) KDDI(株)(関西総支社) ソフトバンク(株)	1 輻輳緩和、重要通信の確保等の緊急措置に関すること 2 災害対策本部の設置に関すること 3 通信の確保と応急復旧に関すること 4 災害広報に関すること

### 《対策の展開》

災害の発生に際し、西日本電信電話(株)、NTTコミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ等は通信の円滑を図るため、次のとおり応急対策を講ずる。

#### 1 情報連絡

災害発生時の情報連絡において関西支店の加入地域内で、行政地域が豊中市に属する地域については、豊中市災害対策本部に対し関西支店を一元的に情報連絡の窓口とする。

所在地	大阪市都島区東野田町4-15-82 NTTWEST i-CAMPUS B棟10F 西日本電信電話(株) 関西支店 設備部 災害対策室 電話 06(6450)5231
-----	--

#### 2 災害対策本部との非常時の連絡強化

豊中市災害対策本部が設置された場合は、通信災害状況、疎通状況及び応急復旧計画等の連携を強化し万全を図る。

#### 3 非常災害準備体制

非常災害が発生し、又は発生するおそれがあると判断される場合は、その段階より速やかに準備対策をとる。

##### (1) 災害対策本部の設置

災害の発生が予測される場合には、関西支店に災害対策本部を設置し、災害予防準備、警戒、情報連絡、通信施設の復旧活動等諸般の災害対策を確立し、災害発生時には通信設備の復旧と通信の疎通を図る。

## (2) 災害情報連絡室の設置

非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その規模及び情勢により災害対策本部の設置を必要としないとき、関西支店に災害情報連絡室を設置し、情報連絡等を行う。

なお、災害の状況によっては、災害対策本部への諸準備を行う。

## 4 非常災害対策用緊急通信線の確保及び市民への周知

豊中市災害対策本部長から緊急通信の提供の要請に基づき、でき得る限り速やかにこれに応ずる。

### (1) 非常疎通活動

非常災害に際し、通信施設に被害を被り通信回路に故障が生じたときは、災害用移動無線車等の災害応急復旧用機器及び資材により、当該設備の復旧を速やかに行い、疎通に努める。

### (2) 利用の制限措置

通信輻輳、電源の全面的維持の困難及び回線の故障等のため利用の制限措置が必要な場合、法令に従って規制する。その際、豊中市災害対策本部に連絡を行う。

### (3) 通信の非常疎通措置

災害用伝言ダイヤルの提供（西日本電信電話㈱等）、利用制限等の措置を講ずる。

### (4) 市民への周知

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。



## 第 17 節 義援金品の受付・配分

### 《基本的な考え方》

災害の発生に伴い、市民及び全国から被災者あてに寄託された義援金品は、迅速かつ適切に被災者に配分する。

### 《対策の体系》

義援金品の受付・配分	1 義援金 2 義援物資
------------	-----------------

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
市民協働部 救援物資班 庄内市民・避難班 新千里市民班	1 義援金（市寄託分）の受け入れ及び出納に関すること 2 義援物資（市寄託分）の受け入れ、保管に関すること 3 義援金（市寄託分）の支給に関すること
統括チーム 庶務グループ	1 義援金（市寄託分）の受け入れに伴う礼状に関すること
福祉部 福祉総務班	1 義援金（市寄託分）の配分委員会に関すること
福祉部援護・避難班	1 義援物資（市寄託分）の配分に関すること 2 義援金の配分に関すること

### 《対策の展開》

#### 1 義援金

##### (1) 受入

- ア 市に寄託される義援金は、受付窓口を開設する。
  - (ア) 市の被災者に対するものは、市民協働部で受け付ける。
  - (イ) 他府県市町村等への寄託分（広域災害）は日本赤十字社豊中支部で受け付ける。
- イ 必要に応じ、市指定金融機関に専用口座を設置する。
- ウ 義援金の受付に際しては、受付記録を作成する。

資料:様式-11「義援金受領書」

資料:様式-12「災害関連寄付金・義援金受付名簿」

##### (2) 保管・管理

義援金は、被災者に配分するまでの間、市指定金融機関で保管する。

##### (3) 配分

福祉部福祉総務班は、平成 30 年(2018 年)8 月 31 日付常設設置された豊中市社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部豊中地区の関係機関等が参画する豊中市災害義援金配分委員会を開催し、以下の項目について協議、決定する。

- ア 義援金の適切な用途法
- イ 義援金の適正な配分方法
- ウ 義援金の用途についての寄託者及びマスコミ等への周知方法

#### (4) 配分の実施

配分委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、迅速に配分基準を決め、市民協働部は、早期に配分を実施する。

#### (5) 用途を指定された義援金

寄託者が配分先や用途を指定した義援金を受付けた部局は、自己の責任において処理することとする。

## 2 義援物資

---

#### (1) 受け入れ

義援物資は、市民協働部救援物資班、庄内市民・避難班、新千里市民班が受付ける。

#### (2) 保管・管理

一時保管所として、市立豊島体育館をあてるとともに、郵便物の保管については、市民協働部救援物資班が協定に基づき施設等を相互提供する。

#### (3) 配分

福祉部援護・避難班が配分・輸送を行う。

#### (4) 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮

義援物資の受け入れにあたっては、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努める。また、善意を無駄にしないためにも、発災直後における個人からの義援物資については、受け入れないことも選択肢とする。

また、海外からの支援の受け入れは、基本的に国において推進されることから、国や大阪府と十分な連絡調整を図りながら対応する。

## 第 5 章 水防報告及び水防記録

### 《基本的な考え方》

風水害対策活動が終結したときは、大阪府水防計画書に基づき水防報告を行う。

### 《対策の体系》

水防報告及び水防記録	1 水防報告及び記録
------------	------------

### 《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
統括チーム	1 水防記録及び水防報告に関すること
渉外グループ	2 大阪府等への被害状況及び応急対策状況の報告に関すること

### 《対策の展開》

#### 1 水防報告及び記録

(1)風水害対策活動が終結したとき、災害対策本部長は遅滞なく次の事項を取りまとめ、大阪府水防計画書資料編様式第 11-1、11-2 号様式により、大阪府池田土木事務所長及び農政室長に報告するとともに、次の事項について水防記録を作成して、これを保管しなければならない。

- ア 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- イ 警戒出動及び解散命令の時刻
- ウ 水防本部員又は消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- エ 水防作業の状況
- オ 堤防その他の施設等の異状の有無及びこれに対する処置とその効果
- カ 使用資材の種類及び員数と、その消耗分及び回収分
- キ 水防法第 28 条による収用又は使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所
- ク 障害物を処分した数量及びその事由並びに除去の場所
- ケ 土地を一時使用したときは、その箇所、所有者の住所及び氏名並びにその事由
- コ 応援の状況
- サ 居住者出動の状況
- シ 警察の援助状況
- ス 現場指導の官公吏氏名
- セ 立ち退きの状況及びそれを指示した理由
- ソ 水防関係者の死傷
- タ 功労者及びその功績
- チ 以後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
- ツ 堤防その他の施設に緊急工事の必要が生じたときは、その場所及びその損傷状況
- テ その他必要な事項

(2)水防記録に基づき大阪府政策企画部危機管理室等、関係機関に被害状況及び応急対策の状況を報告する。



# 第3編 災害応急対策計画

## 第3部 その他災害応急対策計画



## 第1節 航空機災害応急対策

### 《基本的な考え方》

市域及び大阪国際空港内において、航空機の墜落などによる災害が発生し又は発生のおそれがある場合に、その災害を防ぎよし市民及び乗客、乗員の生命、身体、財産を保護するために迅速かつ的確な応急対策を実施する。

なお、消防部の活動詳細は「消防計画」及び「航空機災害対策活動基準」に定めるところによる。

### 《対策の体系》

航空機災害応急対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 活動体制の確立</li> <li>2 情報収集・広報活動</li> <li>3 消防活動</li> <li>4 災害医療活動</li> <li>5 避難指示の発令</li> <li>6 応援の要請等</li> <li>7 他機関との総合的連絡調整</li> <li>8 行方不明者の捜索・遺体安置場所等の確保及び事後の処置</li> <li>9 その他の応急対策</li> </ol>
-----------	---

### 《応急対策の分担》

実施担当部	実施内容
統括チーム 消防部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 航空機災害対策本部等活動体制の確立に関する事</li> <li>2 情報収集活動並びに広報活動に関する事</li> <li>3 応援の要請に関する事</li> <li>4 他機関との総合的連絡調整に関する事</li> <li>5 避難指示に関する事</li> </ol>
消防部（消防団）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防活動に関する事</li> </ol>
病院部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害医療活動に関する事</li> </ol>
福祉部 消防部（消防団）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 行方不明者の捜索に関する事</li> </ol>
福祉部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 遺体の処置及び火葬に関する事</li> </ol>
統括チーム 各部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 その他の応急対策に関する事</li> </ol>

### 《対策の展開》

#### 1 活動体制の確立

統括チームは組織としての総合力を発揮するために「災害対策本部機構・業務分担」を準用した体制又は航空機災害対策本部の設置（緊急対策会議に準ずる。）等の活動体制を早期に確立し、被害の状況に応じて災害対策本部を設置するなどの応急対策を実施する。

消防部は「航空機災害対策活動基準」に定める活動体制に基づき、人命検索・救助を最優先とし、効率的な部隊運用により火勢の鎮圧及び延焼拡大阻止に努める。

## (1) 航空機災害対策本部の設置

航空機災害の状況に応じて総合的な応急対策の実施を必要とする場合は、市役所内に航空機災害対策本部を設置する。

ただし、災害の規模に応じ応急対策措置を推進するために必要とする場合は、現地など適当な場所に移動し設置する。

## 本部会議事項

- (ア) 応急対策に関すること。
- (イ) 災害復旧に関すること。
- (ウ) 豊中市医師会等への応援要請に関すること。
- (エ) 自衛隊の派遣要請に関すること。
- (オ) 災害救助法の適用に関すること。
- (カ) その他

## (2) 職員の動員

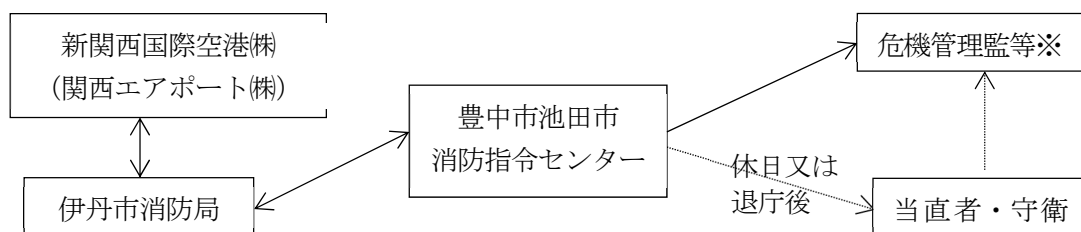
航空機災害対策本部が設置されたときは、本部長の指示により各部長は配備体制を整え職員の指揮にあたり、休日又は退庁後においては、連絡網により予め指名する職員を招集し、的確な応急体制が図られるように努める。

## (3) 協定等に基づく活動体制

空港及びその周辺において航空機災害の発生するおそれがある場合は、「大阪国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定（平成24年7月1日）」及び同協定に基づく覚書により活動体制を整える。

## (4) 通信連絡体制

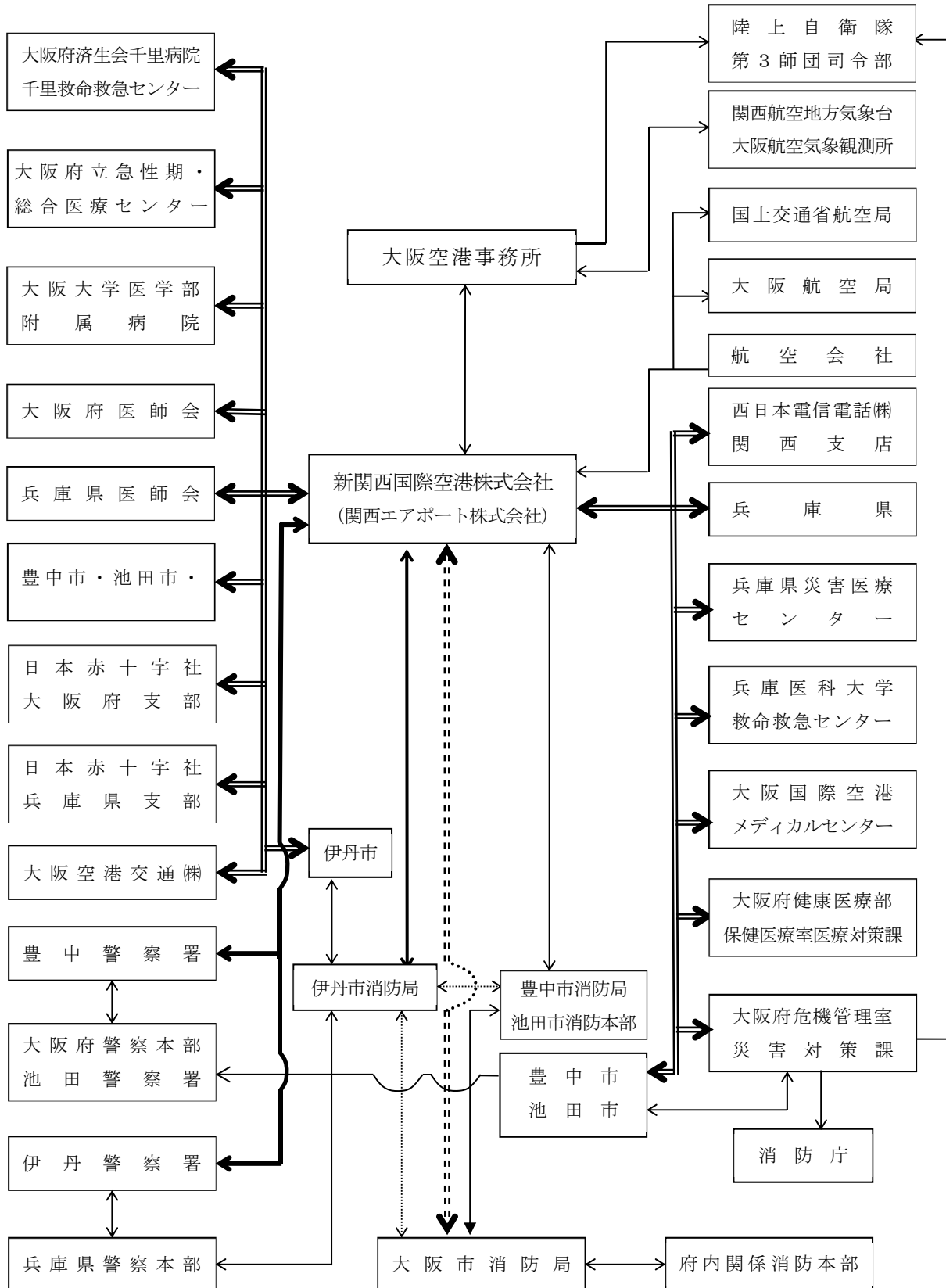
## 【大阪空港事務所、新関西国際空港㈱(関西エアポート㈱)及び消防機関との通信連絡系統】



※ 危機管理監は、必要がある場合には市長、副市長、関係部課長に連絡する。



(注) 事故の発生場所、態様及び規模により連絡先を選定する。



(通報手段)

- ← 非常順次通報装置
- ←=== 防災波 (無線機)
- ←.....→ 消防無線

- ↔ 直通電話
- ↔ 一般回線電話

## 2 情報収集・広報活動

情報収集・広報活動は、「地震災害応急対策計画 第3章第1節 災害情報等の収集・伝達及び第2節 通信の確保・伝達」を準用し、次の事項に留意する。

### (1) 情報の収集

ア 航空機災害は、その災害の特殊性から、救出・救護に関する情報、搭乗者の確認など広範でかつ膨大な情報の収集活動が求められるため、大阪空港事務所、新関西国際空港(株) (関西エアポート(株))、航空会社等関係機関との連携による情報収集に努める。

イ 市街地における航空機災害は、多数の死傷者の発生を伴い、また、火災が広範囲に延焼拡大することが予測され、情報収集も困難を極めるため、初動期においては、統括チーム情報・システムグループと消防部が連携を密にして有機的な情報収集に努め、災害発生場所及び発生の概要把握並びに航空機内又は周辺の要救助者の把握など航空機周辺の情報を重点的に収集する。

### (2) 広報活動

ア 住民に対する広報

初期における緊急広報から群衆整理のための広報など、逐次実態を知らせるための広報を行い、住民の不安除去に努める。

イ 報道機関に対する広報

報道機関への広報は統括チーム広報グループが行い、情報の提供及び取材協力に努める。

## 3 消防活動

「消防計画」及び「航空機災害対策活動基準」に基づき実施するとともに、航空機燃料の拡散及び気象状況、事故現場周辺の状況等を総合的に判断し消防警戒区域の設定を必要と判断したときは、警察官等の協力を得て区域内への立入りの制限並びに住民の避難誘導等を行う。

## 4 災害医療活動

「地震災害応急対策計画 第4章第2節 医療救護活動」を準用する。

## 5 避難指示の発令

「地震災害応急対策計画 第4章第3節 応急避難」を準用する。

## 6 応援の要請等

### (1) 消防広域応援の要請

「大阪国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定(平成24年7月1日締結)」、同覚書及び「大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定(昭和62年8月12日締結)」、同覚書、更に「大阪府下広域消防相互応援協定(昭和63年9月1日締結)」同覚書とこの協定に基づく「府下広域災害応援マニュアル(昭和63年9月発効)」に基づくほか、災害の規模により「地震災害応急対策計画 第3章第1節 消火・救助・救急対策」を準用する。

### (2) 自衛隊の派遣要請

「地震災害応急対策計画 第1章第4節 自衛隊に対する災害派遣要請」を準用する。

## 7 他機関との総合的連絡調整

---

航空機災害発生時には災害の状況に応じて、他機関との総合的連絡調整に努め、次に掲げる機関との連携強化を図る。

### (1) 大阪府との連携

- ア 医薬品等必要資器材の調達
- イ 自衛隊要請の要否
- ウ 災害救助法の適用の要否

### (2) 警察との連携

- ア 緊急通行車両等の通行に係る幹線道路等の交通規制
- イ 救出・救助活動に対する協力体制の確保
- ウ 遺体の検視・身元確認、収容先、搬送方法等に対する協力体制の確保
- エ 警戒区域の設定（警戒警備を含む）

### (3) 医師会との連携

- ア 応急救護所における医療救護活動（医療救護班の編成・派遣を含む）
- イ 後方医療機関への搬送の要否、順位の決定
- ウ 後方医療機関との連携体制の確保
- エ 遺体の検案

### (4) 大阪空港事務所、新関西国際空港(株)（関西エアポート(株)）との連携

- ア 消火、救助、救急活動
- イ 救護地区の設置及び医療資器材の配置（空港施設内の場合）
- ウ 救護地区及び事故現場周辺の警備（空港施設内の場合）
- エ 負傷者の数及び搭乗者の把握
- オ 遺体安置所の設置（空港施設内の場合）
- カ 臨時ヘリポート、ヘリ飛行ルートを選定
- キ 避難誘導（空港施設内の場合）

### (5) 航空会社との連携

- ア 墜落航空機の概要収集
- イ 搭乗者名簿による死傷者の確認

### (6) その他応援協力団体との連携

災害活動に対する協力依頼

## 8 行方不明者の搜索・遺体安置場所等の確保及び事後の処置

---

「地震災害応急対策計画 第5章第6節 行方不明者の搜索・遺体の処置及び火葬」を準用する。

## 9 その他の応急対策

---

「地震災害応急計画 第4章及び第4章」を準用する。

## 第2節 鉄道事故災害応急対策

### 《基本的な考え方》

重大な鉄道事故災害が発生した場合に、その災害による被害を最小限化し、市民及び乗客、乗員の生命、身体、財産を保護するために迅速かつ的確な応急対策を実施する。なお、消防部の活動詳細は「消防計画」の定めるところによる。

### 《対策の体系》

鉄道事故災害応急対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 活動体制の確立</li> <li>2 情報収集・広報活動</li> <li>3 消防活動</li> <li>4 災害医療活動</li> <li>5 避難指示の発令</li> <li>6 応援の要請等</li> <li>7 他機関との総合的連絡調整</li> <li>8 行方不明者の捜索・遺体安置場所等の確保及び事後の処置</li> <li>9 その他の応急対策</li> </ol>
------------	---

### 《応急対策の分担》

実施担当部	実施内容
統括チーム 消防部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉄道事故災害対策本部等活動体制の確立に関する事</li> <li>2 情報収集活動に関する事</li> <li>3 安否確認対応等広報活動に関する事</li> <li>4 他機関との総合的連絡調整に関する事</li> <li>5 避難指示に関する事</li> </ol>
消防部（消防団）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防活動に関する事</li> </ol>
病院部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害医療活動に関する事</li> </ol>
福祉部 消防部（消防団）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 行方不明者の捜索に関する事</li> </ol>
福祉部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 遺体の処置及び火葬に関する事</li> <li>2 乗客等の安否確認情報の収集、整理に関する事</li> </ol>
統括チーム・各部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防活動の支援活動に関する事</li> <li>2 その他の応急対策に関する事</li> </ol>

### 《対策の展開》

#### 1 活動体制の確立

統括チームは組織としての総合力を発揮するために「災害対策本部機構・業務分担」を準用した体制又は鉄道事故災害対策本部の設置（緊急対策会議に準ずる。）等の活動体制を早期に確立し、被害の状況に応じて災害対策本部を設置するなどの応急対策を実施する。

消防部は「消防計画」に定める集団救急災害対策に基づき、人命検索・救助を最優先とし、効率的な部隊運用により火災が発生している場合は、火勢の鎮圧及び延焼拡大阻止に努める。

## (1) 鉄道事故災害対策本部の設置

鉄道事故災害の状況に応じて総合的な応急対策の実施を必要とする場合は、市役所内に鉄道事故災害対策本部を設置する。

ただし、災害の規模に応じ応急対策措置を推進するために必要とする場合は、現地など適当な場所に移動し設置する

## 本部会議事項

- (ア) 応急対策に関すること。
- (イ) 災害復旧に関すること。
- (ウ) 豊中市医師会等への応援要請に関すること。
- (エ) 自衛隊の派遣要請に関すること。
- (オ) 災害救助法の適用に関すること。
- (カ) その他

## (2) 職員の動員

鉄道事故災害対策本部が設置されたときは、本部長の指示により各部長は配備体制を整え職員の指揮にあたり、休日又は退庁後においては、連絡網により予め指名する職員を招集し、的確な応急体制が図られるように努める。

## (3) 協定等に基づく活動体制

鉄道事故災害による被害を最小化するため「地震災害応急対策計画第4章第1節 消火・救助・救急対策」及び鉄道機関との覚書等により活動体制を整える。

**2 情報収集・広報活動**

情報収集・広報活動は、「地震災害応急対策計画 第3章第1節 災害情報等の収集・伝達及び第2節 通信の確保・伝達」を準用し、次の事項に留意する。

## (1) 情報の収集

- ア 鉄道事故災害は、その災害の特殊性から、救出・救護に関する情報、乗客の安否確認など広範でかつ膨大な情報の収集活動が求められるため、鉄道事故時の安全対策に関する覚書等に基づき、鉄道会社等関係機関との連携による情報収集に努める。
- イ 火災を伴う鉄道事故災害は、広範囲に延焼拡大することが予測され、情報収集も困難を極めるため、初動期においては、統括チーム情報・システムグループと消防部が連携を密にして有機的な情報収集に努め、災害発生場所及び発生の概要把握並びに事故車両内又は周辺の要救助者把握など事故車両周辺の情報を重点的に収集する。

## (2) 広報活動

市は、管轄警察署、鉄道機関と緊密な連絡のもと、適切・迅速な災害広報を実施する。

## ア 住民に対する広報

初期における緊急広報から群衆整理のための広報など、逐次実態を知らせるための広報を行い、住民の不安除去に努める。

## イ 安否確認の問い合わせに対する対応

市民等からの安否確認の問い合わせに対応するため必要があるときは、相談窓口を開設する。

ウ 市のホームページを活用した広報

統括チーム広報グループは、市のホームページを活用し福祉部から報告のあった乗客等の安否確認情報を提供すると共に事故状況や被害状況について逐次広報する。

エ 報道機関に対する広報

報道機関への広報は統括チーム広報グループが行い、情報の提供及び取材協力を努める。

### 3 消防活動

---

「消防計画」に基づき実施する。

### 4 災害医療活動

---

「地震災害応急対策計画 第4章第2節 医療救護活動」を準用する。

### 5 避難指示の発令

---

「地震災害応急対策計画 第4章第3節 応急避難」を準用する。

### 6 応援の要請等

---

(1) 消防広域応援の要請

消防局長の判断により要請し、要請内容は本部長に報告し、危機管理監に連絡する。

(2) 自衛隊の派遣要請

「地震災害応急対策計画 第1章第4節 自衛隊に対する災害派遣要請」を準用する。

### 7 他機関との総合的連絡調整

---

鉄道事故災害発生時には災害の状況に応じて、他機関との総合的連絡調整に努め、次に掲げる機関との連携強化を図る。

(1) 大阪府との連携

- ア 受け入れ可能高度医療機関（府県を超えての選定）
- イ 広域搬送体制の確保
- ウ 医薬品等必要資器材の調達
- エ 自衛隊要請の要否
- オ 災害救助法の適用の要否

(2) 警察との連携

- ア 緊急通行車両等の通行に係る幹線道路等の交通規制
- イ 救出・救助活動に対する協力体制の確保
- ウ 遺体の検視・身元確認、収容先、搬送方法等に対する協力体制の確保
- エ 警戒区域の設定（警戒警備を含む）

### (3) 医師会との連携

- ア 応急救護所における医療救護活動（医療救護班の編成・派遣を含む）
- イ 後方医療機関への搬送の要否、順位の決定
- ウ 後方医療機関との連携体制の確保
- エ 遺体の検案

### (4) 鉄道機関

鉄道機関は、災害等によって被害を受けた鉄道施設については、他の路線への振替輸送、バスによる代行輸送等代替輸送交通機関の確保に努める。

- ア 鉄道機関の関係者より情報収集
- イ 救助・救急活動の実施

### (5) その他応援協力団体との連携

- ア 消防活動で不足する資機材については統括チーム物資等調達グループが調達し、消防部に引き渡す。
- イ 救助活動等のため大型重機が必要な場合は、消防部の判断・要請により統括チーム物資等調達グループが操作員を含め調達する。
- ウ 災害現場及び搬送先病院で臨時電話の設置が必要な場合は、統括チーム渉外グループを通し西日本電信電話(株)災害対策室に依頼する。
- エ その他の災害活動に対する協力依頼は、統括チーム渉外グループを通して行う。

## 8 行方不明者の搜索・遺体安置場所等の確保及び事後の処置

---

「地震災害応急対策計画 第5章第6節 行方不明者の搜索・遺体安置場所等の確保及び事後の処置」を準用する。

## 9 その他の応急対策

---

「地震災害応急計画 第4章及び第4章」を準用する。

## 第3節 市街地火災応急対策

### 《基本的な考え方》

市街地において火災が拡大したときは、防ぎよ活動に万全を期するため全消防力をあげて、各隊が密接な連携による消防活動を実施する。

なお、消防部における活動詳細は「消防計画」に定めるところによる。

### 《対策の体系》

市街地火災応急対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 活動体制の確立</li> <li>2 情報収集・広報活動</li> <li>3 消防活動</li> <li>4 災害医療活動</li> <li>5 避難指示の発令</li> <li>6 応援の要請等</li> <li>7 指定避難所の開設</li> <li>8 その他の応急対策</li> </ol>
-----------	---

### 《応急対策の分担》

実施担当部	実施内容
統括チーム 消防部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大規模火災対策本部等活動体制の確立に関する事</li> <li>2 総合的連絡調整に関する事</li> <li>3 情報収集活動並びに広報活動に関する事</li> <li>4 応援の要請に関する事</li> <li>5 避難指示に関する事</li> </ol>
消防部（消防団）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防活動に関する事</li> </ol>
病院部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害医療活動に関する事</li> </ol>
各部避難班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定避難所の開設に関する事</li> </ol>
統括チーム、各部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 その他の応急対策に関する事</li> </ol>

### 《対策の展開》

#### 1 活動体制の確立

市民並びに職員の安全を優先し、「第1節 航空機災害応急対策」を準用し、活動体制の確立に努める。

#### 2 情報収集・広報活動

「地震災害応急対策計画 第3章 情報の収集伝達」を準用する。

#### 3 消防活動

「地震災害応急対策計画 第4章第1節 消火・救助・救急対策」を準用するほか、火勢の推移、気象状況、周囲の建物等から合理的に判断して、延焼防止のためにやむを得ないと認められる場合は、延焼のおそれのある対象物の処分を検討する。



#### 4 災害医療活動

「地震災害応急対策計画 第4章第2節 医療救護活動」を準用する。

#### 5 避難指示の発令

「地震災害応急対策計画 第4章第3節 応急避難」を準用する。

#### 6 応援の要請等

##### (1) 消防広域応援の要請

「地震災害応急対策計画 第4章第1節 消火・救助・救急対策」を準用する。

##### (2) 自衛隊の派遣要請

「地震災害応急対策計画 第1章第4節 自衛隊に対する災害派遣要請」を準用する。

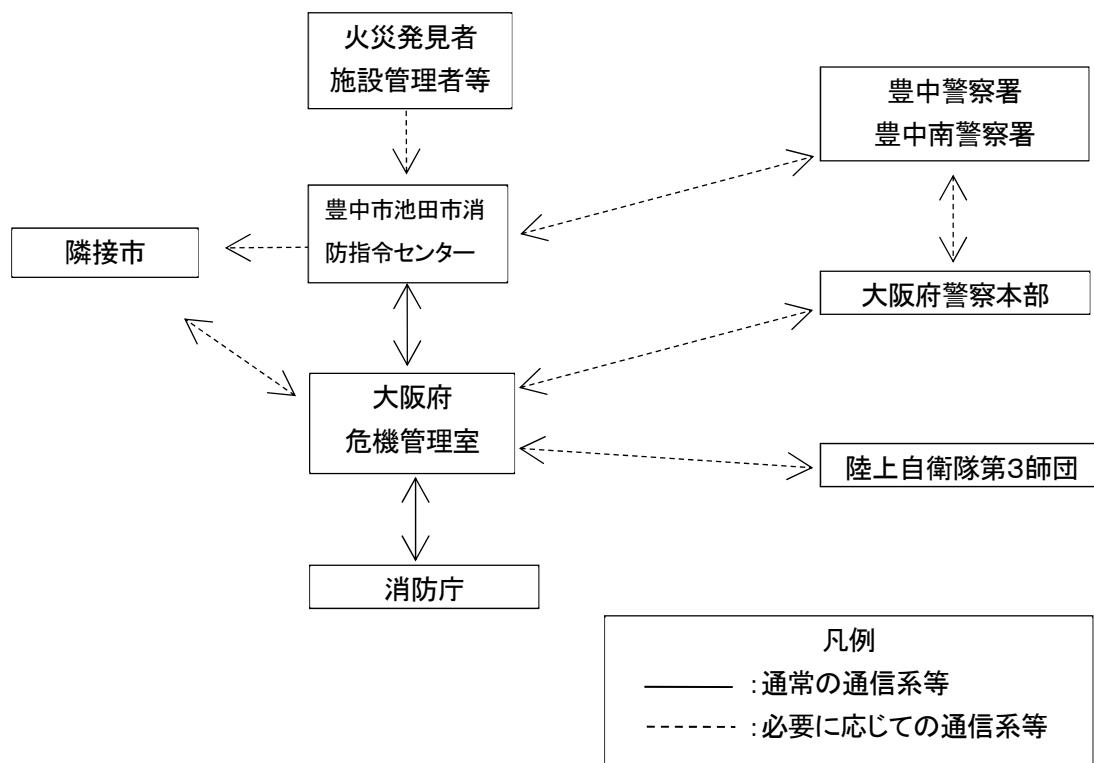
#### 7 指定避難所の開設

「地震災害応急計画 第4章第3節 応急避難」を準用する。

#### 8 その他の応急対策

「地震災害応急計画 第4章及び第4章」を準用する。

### 《通報系統》



## 第4節 高層建築物災害応急対策

### 《基本的な考え方》

高層建築物（高さ31mを超えるもの）の災害は、立体的に発生するため多くの活動障害を有しており、明確な活動方針のもとに組織的な活動を展開し、災害活動の円滑な実施に努める。

なお、消防部の活動詳細は「消防計画」及び「高層建物災害対策活動基準」に定めるところによる。

### 《対策の体系》

高層建築物災害応急対策	1 活動体制の確立 2 情報の収集 3 消防活動 4 その他の応急対策
-------------	--

### 《応急対策の分担》

実施担当部	実施内容
消防部（消防団）	1 現地指揮本部の設置等活動体制の確立に関すること 2 情報収集活動に関すること 3 消防活動に関すること
統括チーム、各部	1 その他の応急対策に関すること

### 《対策の展開》

#### 1 活動体制の確立

消防活動の円滑な推進と指揮統一の一元化並びに明確な活動方針を決定するために、災害の状況に応じて現地指揮本部を設置するなど活動体制の確立を図る。

#### 2 情報の収集

対象物の状況、災害の実態、人命危険、消防活動危険等を優先し、関係者、自衛消防隊員、避難者などから収集する。また、防災センターが設置されている場合には、情報収集担当者を防災センターに配置するように努める。

#### 3 消防活動

避難誘導、人命捜索・救助活動を優先し、関係者との有機的な連携に努め、対象物に設置されている消防用設備等を積極的に活用し、被害の軽減及び活動の効率化を図る。

##### (1) 避難誘導

避難誘導にあたっては、可能な限り非常放送設備又は拡声器等により誘導し、出入口、危険箇所には職員を配置するなど二次災害の発生防止に努める。

##### (2) 人命捜索・救助活動

人命捜索は、分担範囲に責任を持ち効率的に行い、かつ重複しないように配意し、危険の切迫している者を最優先に救助する。

### (3) 消火活動

対象物に設置されている消火活動上必要な施設の積極的な活用を図り、延焼範囲の確認、階段、エレベーター等延焼経路となるものの位置、可燃物の量など火災の進展に関係あるものの状況確認に努め、火災の推移を的確に判断して消火活動を行う。

## 4 その他の応急対策

その他の応急対策については、「地震災害応急計画 第4章及び第5章」を準用する。

### 《通報系統》

「その他災害応急対策 第3節（市街地火災応急対策）を準用」

## 第5節 地下街等災害応急対策

### 《基本的な考え方》

地下街等火災及びその他の災害に際し、人命救助並びに火災防ぎよの万全を期するため、消防活動の円滑な実施を図る。

なお、消防部の活動詳細は、「消防計画」及び「地下街災害対策活動基準」に定めるところによる。

### 《対策の体系》

地下街等災害応急対策	1 活動体制の確立 2 情報の収集 3 消防活動 4 その他の応急対策
------------	--

### 《応急対策の分担》

実施担当部	実施内容
消防部（消防団）	1 現地指揮本部の設置等活動体制の確立に関すること 2 情報の収集に関すること 3 消防活動に関すること
統括チーム、各部	1 その他の応急対策に関すること

### 《対策の展開》

#### 1 活動体制の確立

消防活動の円滑な推進と指揮統一化並びに明確な活動方針を決定するために現地指揮本部を設置し活動体制の確立を図る。

#### 2 情報の収集

地下街等の状況、災害の実態、人命危険、消防活動危険の状況などを優先し、関係者、自衛消防隊、避難者などから収集する。

#### 3 消防活動

避難誘導及び救助活動を優先し、共同防火管理組織との連携に努め、地下街等に設置されている消防用設備等を積極的に活用し、被害の軽減及び活動の効率化を図る。

##### (1) 避難誘導

地上出入口及び危険箇所には職員を配置し、非常放送設備又は携帯拡声器等を用いて避難経路、避難方向、使用階段等具体的な指示をし、パニック防止に努める。

##### (2) 人命救助・搜索活動

地下街等の状況、災害の実態、人命危険、消防活動危険の状況などから救助活動部隊を編成し、人命危険の切迫している区域を優先する。

### (3) 消火活動

地下街等に設置されている消火活動上必要な施設の積極的な活用を図り、排煙・排熱に努め、必要に応じて泡消火薬剤による消火を実施する。

### (4) 火災警戒区域の設定

ガス漏洩事故における火災警戒区域の設定範囲は、原則として当該地下街全体及びガス漏れ場所から半径 100m以上の地上部分に設定する。

### (5) ガスの供給遮断

ガスの供給遮断は、大阪ガス株式会社導管事業部北東部導管部が行う。ただし、大阪ガス株式会社導管事業部北東部導管部の到着が相当遅れることが予想され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認めるときは、「ガス漏れ及び事故等の防災対策に関する申し合わせ」（昭和 56 年 7 月 28 日締結）に基づき消防部がガスの供給を遮断する。この場合、直ちに、その旨を大阪ガス株式会社導管事業部北東部導管部に連絡する。

## 4 その他の応急対策

その他の応急対策については、「地震災害応急計画 第 4 章及び第 5 章」を準用する。

### 《通報系統》

「その他災害応急対策 第 3 節（市街地火災応急対策）を準用」

## 第 6 節 危険物等災害応急対策

### 《基本的な考え方》

危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等）を保有する事業所等に災害が発生した場合、或いは火災、震災等により危険な状態が発生した時には、これらの災害を防除するために、施設の管理者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を円滑に実施する。

なお、消防部における活動詳細は「消防計画」及び「危険物災害対策活動基準」に定めるところによる。

### 《対策の体系》

危険物等災害応急対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 活動体制の確立</li> <li>2 情報収集・広報活動</li> <li>3 消防活動</li> <li>4 災害医療活動</li> <li>5 警戒区域の設定</li> <li>6 その他の応急対策</li> </ol>
------------	---

### 《応急対策の分担》

実施担当部	実施内容
統括チーム 消防部（消防団）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険物等災害対策本部の設置等活動体制の確立に関する事</li> <li>2 総合的連絡調整に関する事</li> <li>3 情報収集活動及び広報活動等に関する事</li> <li>4 警戒区域の設定に関する事</li> </ol>
消防部（消防団）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防活動に関する事</li> </ol>
病院部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害医療活動に関する事。</li> </ol>
統括チーム、各部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 その他の応急対策に関する事。</li> </ol>

### 《対策の展開》

#### 1 活動体制の確立

市民並びに職員の安全を優先し、「第 1 節 航空機災害応急対策」に準じた活動体制の確立に努める。

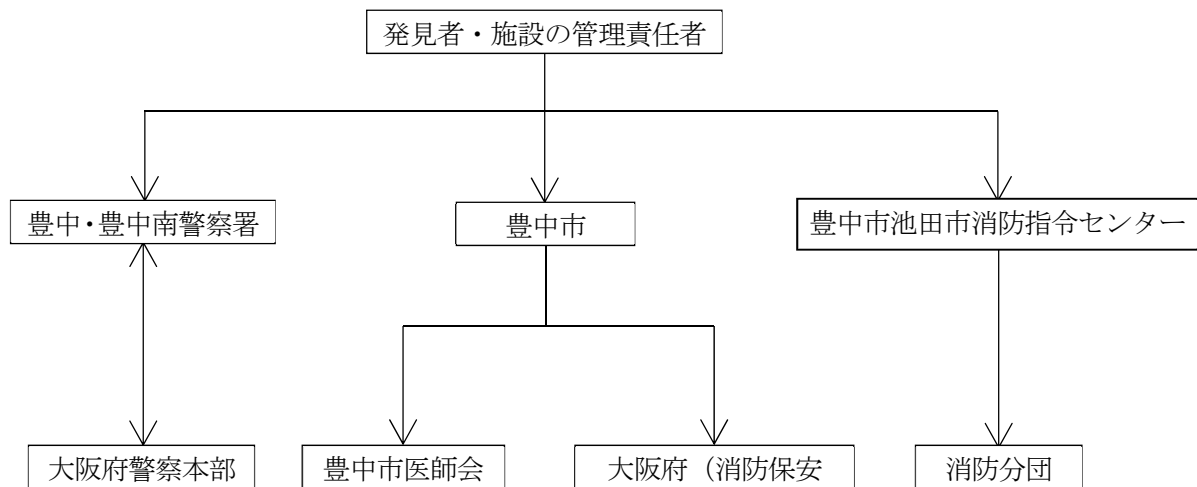
#### 2 情報収集・広報活動

情報収集・広報活動は、「地震災害応急対策計画 第 3 章 情報の収集伝達」を準用し、次の事項に留意する。

##### (1) 情報収集活動

危険物等の流出、爆発、火災等が発生し、又は発生のおそれがある場合は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報収集に努め、関係機関等と密接な情報連絡を行う。

## 【事故発見者の通報連絡系統】



## (2) 広報活動

警戒区域からの退去、火気使用の禁止等緊急を要する事項について優先的、重点的に実施する。

## 3 消防活動

「地震災害応急対策計画 第4章第1節 消火・救助・救急対策」を準用するほか、次の事項に留意する。

- (1) 危険物の流出、爆発等のおそれがある場合は、関係者に対し作業等の停止を命ずるとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置に努める。
- (2) ガス漏洩時には、人命救助及び事故の拡大防止、爆発等の二次災害防止に重点を置き活動する。
- (3) 毒・劇物は、その物性、災害形態により人体危険、火災危険、爆発危険等の危険性があり、また、二次災害の危険性も大きく住民、職員等の安全確保を最重点に活動する。

## 4 災害医療活動

「地震災害応急対策計画 第4章第2節 医療救護活動」を準用する。

## 5 警戒区域の設定

危険物の漏洩、臭気、刺激等又は測定によりガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは、「地震災害応急対策計画 第4章第3節 応急避難」を準用し、警戒区域の設定を行う。

## 6 その他の応急対策

「地震災害応急計画 第4章及び第5章」を準用する。

## 第7節 放射線災害応急対策

### 《基本的な考え方》

放射線災害の特殊性を勘案し、放射線防災関係機関と協力して、迅速かつ組織的に住民の安全確保対策を講ずる。

なお、消防部の活動詳細は「消防計画」及び「放射線災害対策活動基準」に定めるところによる。

### 《対策の体系》

放射線災害応急対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 活動体制の確立</li> <li>2 情報収集・広報活動</li> <li>3 放射性物質による汚染状況調査</li> <li>4 住民の避難等及び立入制限</li> <li>5 消防活動</li> <li>6 災害医療活動</li> <li>7 飲食物の摂取制限等</li> <li>8 損害賠償の請求等に必要な資料の作成</li> <li>9 広域避難の受け入れ</li> <li>10 その他の応急対策</li> </ol>
-----------	--

### 《応急対策の分担》

実施担当部	実施内容
統括チーム 消防部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 放射線災害対策本部の設置等活動体制の確立に関する事</li> <li>2 情報収集並びに広報活動に関する事</li> <li>3 放射性物質による汚染状況調査に関する事</li> </ol>
統括チーム 消防部（消防団）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民の避難及び立入制限に関する事</li> </ol>
消防部（消防団）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防活動に関する事</li> </ol>
病院部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害医療活動に関する事</li> </ol>
統括チーム、各部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 飲食物の摂取制限等に関する事</li> <li>2 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関する事</li> <li>3 その他の応急対策に関する事</li> </ol>

### 《対策の展開》

#### 1 活動体制の確立

次の場合を原則として、災害対策本部を設置する。

(1) 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき

(2) 大阪府又は国から災害対策本部を設置する旨の指示（指導又は助言）があったとき

※豊中市の場合、原子力事業所（原子力発電所等）が管内に存在しないことから、核燃料物質等の事業所外、運搬中の事故により特定事象が発生した場合が対象となる。



- ・災害対策本部設置基準（事業者通報義務）  
 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100 $\mu$ Sv/h以上の放射線が検出された場合。  
 なお、大阪府・国から災害対策本部設置指示があるまでの間は、消防部にて、放射線災害対策基準に基づき、必要な応急対策を実施する。

## 2 情報収集・広報活動

情報収集・広報活動は、「地震災害応急対策計画 第2章 情報の収集伝達」を準用し、次の事項に留意する。

### (1) 情報収集活動

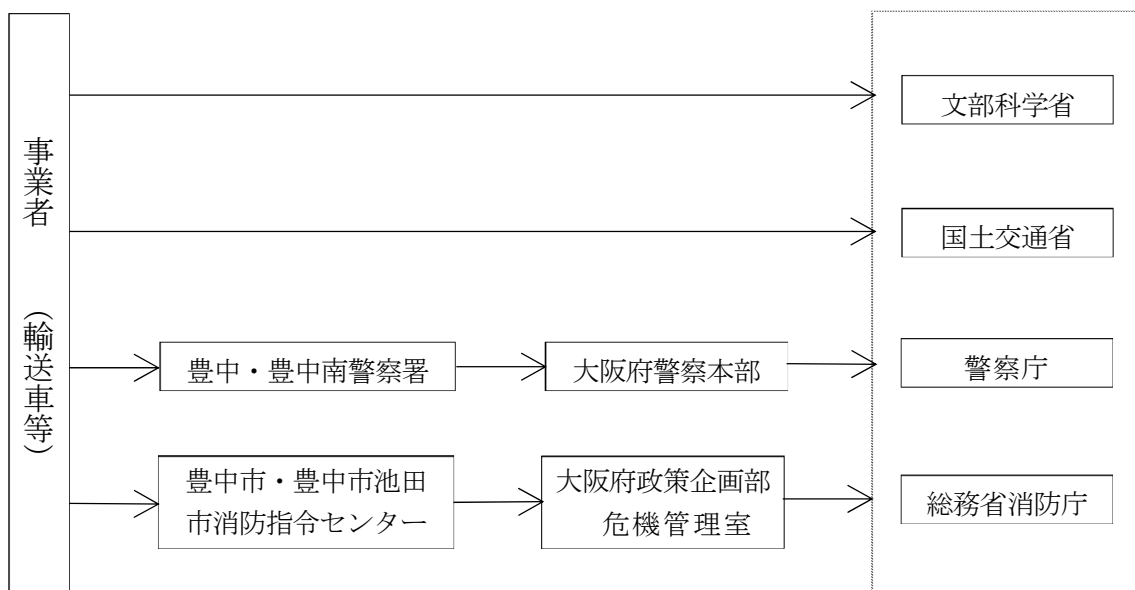
放射性物質の飛散、漏洩等による人命危険の排除を最優先に情報の収集活動を行う。

### (2) 広報活動

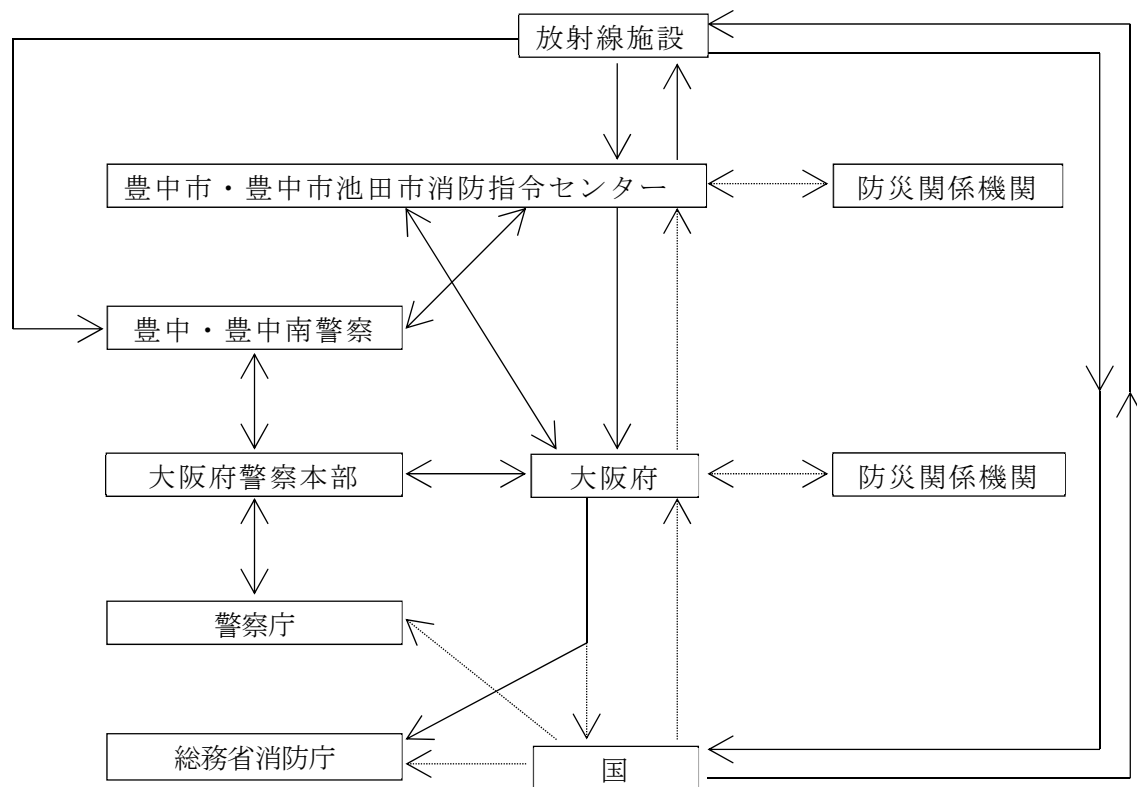
危険区域の住民に対し、あらゆる広報手段をもつて的確かつ迅速に次の事項を指示伝達する。

- ア 異常事態が生じた施設、場所及び発生時刻
- イ 異常事態の状況と今後の予想
- ウ 地区住民のとるべき行動

### 【事故発生時の連絡体制(核燃料物質輸送車両)】



## 【放射線施設に係る災害時の情報連絡系統図】



## 3 放射性物質による汚染状況調査

## (1) 第一段階の測定

放射線施設の設置者等並びに市は、異常事態が生じた直後から第一段階の測定を開始し、住民の退避、避難及び食物摂取制限を含む防護措置の必要性を判断するために速やかに行う。

## (2) 第二段階の測定

第一段階の測定に引き続き、より広範な地域について周辺環境に対する全般的影響を評価し、確認するために必要に応じて大阪府に要請する。

## 4 住民の避難等及び立入制限

市は、放射性物質による汚染状況調査等により、必要に応じ「地震災害応急対策計画 第3章第3節 応急避難」を準用し、危険地域の住民に対し屋内退避又は避難等の指示を行い、警察等の協力を得て立入制限、交通規制等を実施する。

## 5 消防活動

早期に実態把握を行い、放射性物質の拡散、汚染の拡大の防止に配慮するとともに、市民、隊員の被爆防止に重点を置き、災害の状況に応じて消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等に関する必要な措置を実施する。

---

## 6 災害医療活動

---

「地震災害応急対策計画 第4章第2節 医療救護活動」を準用する。

---

## 7 飲食物の摂取制限等

---

### (1) 飲料水、飲食物の摂取制限

放射性物質による汚染状況調査により、必要に応じて汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとる。

### (2) 農林水産物の採取及び出荷制限

農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者などに汚染農林水産物の採取、出荷制限など必要な措置をとる。

---

## 8 損害賠償の請求等に必要な資料の作成

---

### (1) 災害地域住民の登録

避難などの措置をとった住民が、災害発生時その地域に所在した旨の証明及び避難場所等においてとった措置等を登録するとともにその結果を大阪府に報告する。

### (2) 損害調査の実施

住民が受けた損害を調査し、その結果を大阪府に報告する。

### (3) 災害対策措置状況の記録

被災地の汚染状況、応急対策措置及び復旧対策措置を記録しておく。

---

## 9 広域避難の受け入れ

---

福井県嶺南地域に立地する原子力施設において、万一事故等が発生し、国の定める「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）」（原子力施設からおおむね30km圏内）の住民の広域避難が必要となった場合は、市は、大阪府地域防災計画及び関西広域連合における協定に基づき、避難者（滋賀県高島市〔旧マキノ町〕の一部住民）の受け入れを行う。

---

## 10 その他の応急対策

---

その他の応急対策については、「地震災害応急計画 第4章及び第5章」を準用する。

## 第 8 節 その他の災害応急対策

### 《基本的な考え方》

豊中市地域防災計画においては、地震、風水害に加え、大規模事故などを想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講ずるよう定めているが、その他にも不測の事故が発生するおそれがある。

こうした場合においても災害の態様に応じ、「地震災害応急対策計画」「風水害等応急対策計画」「災害復旧計画」を準用し、応急対策を講じる。

## 第4編 災害復旧計画



## 第 1 節 公共施設等の災害復旧

### 《方針》

市は、災害の再発防止及び速やかな復旧事業が図れるよう復旧事業を推進する。また、復旧計画の作成にあたっては、公共施設の被害状況、発生原因を考慮して作成し、復旧完了予定時期の明示に努める。

### 《計画》

公共施設等の災害復旧	1 公共土木施設災害復旧事業計画
	2 農林水産業施設復旧事業計画
	3 都市災害復旧事業計画
	4 上・下水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業計画
	5 住宅災害復旧事業計画
	6 社会福祉施設災害復旧事業計画
	7 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
	8 学校教育施設災害復旧事業計画
	9 社会教育施設災害復旧事業計画
	10 中小企業の振興に関する事業計画
	11 その他の災害復旧事業計画

●主な担当部局・関係機関  
(各部)

### 1 公共施設等の復旧

#### (1) 復旧事業計画の作成

市をはじめ大阪府、防災関係機関は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成する

#### (2) 復旧完了予定時期の明示

市をはじめ大阪府、防災関係機関は、復旧完了予定時期の明示に努める。

### 2 激甚災害の指定

大阪府は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚災害法」という。）及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずる。

### 3 特定大規模災害

大阪府は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受けた市町村又は市町村長から要請があり、かつ市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市町村又は市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、市町村に対する支援を行う。

## 第 2 節 災害復旧事業に係る財政援助

### 《方針》

災害復旧事業は、知事・市長の報告、資料及び実施調査の結果に基づいて決定されるものであるが、関係法規及び予算の範囲内等において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

### 《内容》

災害復旧事業に係る財政援助	1 関係法規等に基づく一部負担又は補助 2 激甚災害に係わる財政援助措置
---------------	---

●主な担当部局・関係機関 (各部)
----------------------

### 1 激甚災害に係わる財政援助措置

激甚災害に対処するため特別の財政援助に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

#### (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ケ 知的障害者厚生・授産施設災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内及び公共的施設区域外）
- セ 湛水排除事業

#### (2) 農林水産業に関する特別助成

- ア 農地等の災害復旧事業に係わる補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助



## (3) 中小企業に関する特別助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

## (4) その他の特別の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
- エ 母子父子寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
- オ 水防資器材費の補助の特例
- カ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ク 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等
- ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

## 第3節 被災者の生活支援

### 《方針》

被害を受けた市民又は遺族に対し、災害見舞金、災害弔慰金などを支給するとともに、資金の貸付により市民の福祉及び生活の安定に資する。

### 《内容》

被災者の生活支援	1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給
	2 災害見舞金等の支給
	3 被災者生活再建支援金
	4 災害援護資金及び生活資金等の貸付
	5 市税等の減免
	6 被災証明書及びり災証明書の交付等

#### ●主な担当部局・関係機関

福祉部、財務部、市民協働部、上下水道部、都市基盤部、消防部、教育部

### 1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

暴風、豪雨等の自然災害により被害を受けた市民に対し「豊中市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき次のとおり支給する。

#### (1) 支給対象者

暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族及び精神又は身体に著しい障害を受けた市民（市民とは、災害を受けた当時、市内に住所を有した者をいう。）に支給する。

#### (2) 災害弔慰金

市民が災害により死亡した場合、その遺族に支給する。

- ア 生計を主として維持していた場合 500万円
- イ その他の場合 250万円

ただし、既に、災害障害見舞金の支給を受けている場合は、その額を差し引いた額を支給する。

#### (3) 災害障害見舞金

市民が災害により負傷し、又は疾病が原因で障害が残った場合に支給する。

- ア 生計を主として維持していた場合 250万円
- イ その他の場合 125万円

## 2 災害見舞金等の支給

災害により死亡及び被害を受けた市民に対し「災害見舞金等支給規則」に基づき次のとおり支給する（故意又は重大な過失による場合は対象外）。

### (1) 災害見舞金

市内に住所を有する者が、災害により自ら居住する家屋が被害を受けた場合支給する。

ア 全焼、全壊、流失	複数世帯 60,000 円	単身世帯 45,000 円
イ 半焼、半壊、床上浸水	複数世帯 30,000 円	単身世帯 22,500 円

### (2) 災害弔慰金

市内に住所を有する者が、災害により死亡した場合、その遺族に 1 人当たり 10 万円を支給する。

## 3 被災者生活再建支援金

### (1) 被災者生活再建支援金の支給

市は被害状況を取りまとめ、大阪府への報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」に基づく適切な措置を行い、被災者に対して支援金を支給する。

### (2) 被災者生活再建支援制度の概要

#### ア 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援しもって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

#### イ 対象となる自然災害

(ア) 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する被害が発生した市町村における自然災害（豊中市の場合、150 世帯以上の住家が滅失した自然災害）。

(イ) 10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害。

(ウ) 100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害。

(エ) (ア) 又は (イ) の被害が発生した都道府県内の他の市町村で、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）における自然災害。

(オ) (ウ) 又は (エ) の都道府県に隣接する都道府県内の市町村で、(ア)、(イ)、(ウ) のいずれかに隣接し 5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）における自然災害。

(カ) (ア) 若しくは (イ) の市町村を含む都道府県又は(ウ)の都道府県が 2 以上ある場合に、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）、2 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 5 万人未満に限る）

(3) 支給対象世帯

自然災害により、

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- ウ 被害が発生する危険な状況が継続すること等により住宅が居住不可能なものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- エ 居住する住宅が半壊し、基礎等構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難であると認められる世帯。ただし、イ・ウに記載の世帯を除く。（大規模半壊世帯）
- オ 居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ居住することが困難であると認められる世帯。ただし、イ・ウ・エに記載の世帯を除く。

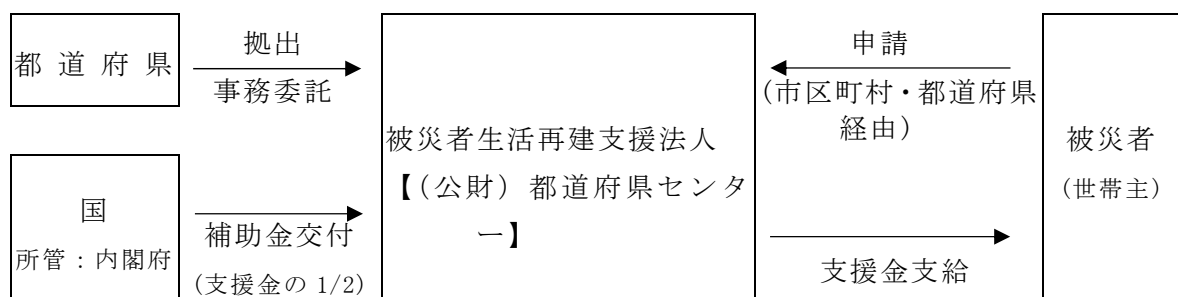
(4) 支給金額

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
①全壊(損害割合50%以上) ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。



## 4 災害援護資金及び生活資金等の貸付

### (1) 災害援護資金貸付

大阪府内で自然災害により災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合、「豊中市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、被災世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため貸し付ける。

ア 償還期間 10年（据置期間：原則3年、特別5年）

イ 貸付利率 1.5%（据置期間は、無利子）

※保証人有0%（条件あり）

ウ 貸付限度額 1世帯あたり150万円～350万円以内

（世帯主の負傷の有無や家財、住居等の被害の程度により貸付限度額が異なる。）

### (2) 生活援護資金の貸付

低所得者又は不慮の災害による生活困窮者（生活保護基準の2倍以下の収入）に貸し付ける。

ア 貸付利率 無利子

イ 貸付限度額 30万円以内

### (3) 大阪府生活福祉資金「災害援護資金」（豊中市社会福祉協議会）

大阪府内に居住し、他から融資を受けることが困難な低所得世帯又は生活保護需給世帯の自立更生を促進するため必要があると認められるときは貸し付ける（資金使途は、災害を受けたことにより自立のための臨時に必要な経費）。

ア 償還期間 7年以内（据置期間6ヶ月以内）

イ 貸付利率 年1.5%

ウ 貸付限度額 150万円以内

## 5 市税等の減免

### (1) 市税

災害により、家屋が全壊（焼）、半壊（焼）、流失したとき、市民税、固定資産税等について、事態に応じて減免や徴収猶予の緩和措置をとることができる。

なお、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災では、府税及び国税についても納税の緩和措置がとられた。

### (2) 国民健康保険料・介護保険料

災害により、居住家屋が全壊（焼）、半壊（焼）、流失したとき、被保険者に対し、保険料納付の緩和措置として、事態に応じて納付期限の延期、徴収猶予及び減免の措置をとることができる。

### (3) 国民年金保険料

災害により、居住家屋が全壊（焼）、半壊（焼）、流失し、保険料の支払いが困難な被保険者に対し、保険料支払いの緩和措置として、事態に応じて免除の措置をとることができる。

#### (4) 水道料金及び下水道使用料

災害により、居住家屋が全壊（焼）、半壊（焼）、流失した納付義務者に対し、料金納付の緩和措置として、事態に応じて納付期限の延期、徴収猶予及び減免の措置をとることができる。

### 6 リ災証明書の交付等

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や各証明書の交付の体制を確立（担当部署の明確化）し、速やかに住宅等の被害の程度を認定し、被災者にリ災証明書を交付する。住宅等の被害の程度を調査にあたっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

なお、リ災証明書の迅速かつ効率的な交付を実現するため、住家被害認定基準の運用指針や調査票の見直しによる手続きの簡便化、交付業務支援システムの導入、被害認定調査員の育成等について検討する。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

## 第4節 中小企業の復興支援

### 《方針》

既存の大阪府、日本政策金融公庫等の融資制度を事業者が復興に活用できるよう支援する。市は大阪府と連携し、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

なお、災害救助法が適用された場合は、災害に係る特別融資制度の適用などを大阪府等の関係機関に要請する。

### 《内容》

中小企業の復興支援	1 融資相談
	2 事業者が活用できる公的融資制度の案内と手続きの支援

●主な担当部局・関係機関  
都市活力部

#### 1 融資相談

市内で事業を営んでいる中小企業者に対し、事業の復興に係る資金繰りや融資の相談窓口を設置する。

#### 2 事業者が活用できる公的融資制度の案内と手続きの支援

市内事業者が活用できる大阪府、日本政策金融公庫等の融資制度を案内し、融資の手続きを支援する。

##### <主な融資制度>

大阪府：経営安定資金、小規模資金等

(株)日本政策金融公庫：普通貸付、経営環境変化資金等

商工組合中央金庫：再建資金（災害救助法が適用された場合）

## 第5節 住宅の確保

### 《方針》

災害により住宅を失った市民の生活再建などのため、関係機関と連携し、住宅の供給促進を図る。

### 《内容》

住宅の確保	1 住宅復興計画の策定 2 公共住宅等の供給促進 3 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（被災借地借家法）の適用申請
-------	--

●主な担当部局・関係機関  
都市計画推進部

#### 1 住宅復興計画の策定

応急住宅対策に引き続いて、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、住宅復興計画を策定する。

#### 2 公共住宅等の供給促進

大阪府、府内各市町村、大阪府住宅供給公社、(独)都市再生機構等の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

##### (1) 公共住宅等の空き家活用

既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災者の住宅として活用できるよう配慮する。

##### (2) 災害公営住宅等の供給

災害により住宅が滅失し、自力で住宅確保が困難な低所得世帯等を対象に公営住宅等を供給する。

##### (3) 特定優良賃貸住宅の供給

良質な民間住宅の借り上げ等を行い、自力で住宅確保が困難な被災者等に対して住宅を供給する。

#### 3 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（被災借地借家法）の適用申請

市は、建物の復興に伴い借地・借家関係を巡る混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれがある場合は、大阪府を通じて国に法の適用申請を行う。



## 第 6 節 災害復興対策

### 《内容》

災害復興対策	1 復興本部の設置・運営
	2 基本方針の決定
	3 復興計画の策定
	4 復興のための体制整備
	5 復興事前準備に取り組む

#### 1 復興本部の設置・運営

- (1) 著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災後、早期に横断的な組織として復興本部を設置する。復興本部には部署等を置くが、その構成及び分掌事務については、設置の際に定める。
- (2) 復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案し決定する。復興本部の運営にあたっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図る。

#### 2 基本方針の決定

市は、大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じたことにより地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災状況、地域の特性、被災市民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、大阪府等関係機関と協議を行い、中長期的課題の解決を図る計画的復興のための基本方針を定める。

#### 3 復興計画の策定

- (1) 被災地域の災害復興は、都市構造や産業基盤の改変を要するような複雑かつ高度な大規模事業となるため、市は、復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的かつ速やかに復興を進める。復興計画は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図りより安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。
- (2) 市は、市民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、市民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、市民側での多種選択肢、施策情報の提供を行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、市民理解を求め、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。

#### 4 復興のための体制整備

市は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整（関西広域連合の「関西復興戦略」や「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」等との整合）や大阪府との連携などにより、必要な体制を整備する。

#### 5 復興事前準備に取り組む

市は、平時から大規模災害が発生した際のことを想定し総合計画等との整合性を図りつつ、被災後、早期に的確な復興まちづくりに着手できるように東日本大震災や熊本地震等の過去の大災害からの復興まちづくりにおける課題等を踏まえて復興に資する対策の考え方を事前に検討する。



豊中市地域防災計画

—本 編—

(令和4年(2022年)3月)

編集・発行 豊中市防災会議  
事務局 豊中市危機管理課  
〒561-8501  
大阪府豊中市中桜塚3丁目1番1号